

婦人局一般資料 No63

平成 4 年 版

婦 人 労 働 の 実 情

労 働 省 婦 人 局

平成 4 年 版

婦 人 労 働 の 実 情

労 働 省 婦 人 局

まえがき

労働省婦人局では、政府関係機関の発表した各種統計資料等を用いて、婦人労働に関する動きを取りまとめ「婦人労働の実情」として毎年紹介しています。

本年は、「Ⅰ 平成3年の婦人労働の状況」において、前年との比較を中心に平成3年における婦人労働の実態とその特徴を明らかにするとともに、「Ⅱ 高齢化社会と女性」では、高齢化の状況、介護と職業の両立、高齢女性の就業と生活について概観しました。そのほか、「Ⅲ 婦人労働対策の概況」、付属統計表、婦人労働関係判例も収録しました。

本書が、婦人労働問題に関心を持たれる方々の参考になれば幸いに存じます。

平成4年10月

労働省婦人局長
松原 豆子

〈本冊子で使用了資料等〉

1 主な資料

総務庁—労働力調査，労働力調査特別調査，事業所統計調査，家計調査，国勢調査

労働省—賃金構造基本統計調査，毎月勤労統計調査，雇用動向調査，職業安定業務統計，女子雇用管理基本調査，労働組合基礎調査，家内労働実態調査，家内労働概況調査，高年齢者就業実態調査

文部省—学校基本調査

厚生省—人口動態統計，国民生活基礎調査

I L O—Year Book of Labour Statistics

2 労働力調査について

- (1) 年平均の数値を用いた。
- (2) 昭和47年以前の数値には沖縄県が含まれていない。
- (3) 総数に分類不能及び不詳の数を含むため，総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。
- (4) 「0」印は集計した数値が表章単位に満たないものである。
- (5) 「—」印は該当数値のない箇所である。
- (6) *印は分母が小さいため計算していない箇所である。

3 賃金構造基本統計調査について

- (1) 企業規模10人以上の民営企業の調査結果による。

4 毎月勤労統計調査について

- (1) 事業所規模30人以上（一部5人以上）の調査結果による。
- (2) 男女別の数値については約3年毎に行われる調査サンプル替え（最近

は平成3年1月)による影響は修正されていない。

- (3) 昭和45年以降はサービス業を含む。

5 雇用動向調査について

- (1) 事業所規模5人以上の調査結果による。
(2) 企業規模計には官公営を含んでいる。
(3) 平成2年以前は建設業を除く。

6 文中の(付表○)は付属統計表参照

目 次

I	平成3年の婦人労働の状況	1
1	概況	1
2	就業・雇用の状況	2
(1)	労働力人口	2
(2)	就業者及び完全失業者	4
(3)	雇用者	5
3	労働市場の状況	16
(1)	一般労働者の求人・求職状況	16
(2)	パートタイム労働者の求人・求職状況	18
(3)	入職・離職状況	18
(4)	新規学卒者の就職状況	21
4	女子労働者の労働条件	23
(1)	賃金	23
(2)	労働時間	25
(3)	母性保護等	27
(4)	育児休業その他	28
(5)	勤労者世帯の家計	29
(6)	労働組合	30
5	パートタイム労働の状況	30
(1)	パートタイム労働者の増加	30
(2)	パートタイム労働者の就業実態	32
6	家内労働の動向	35
(1)	家内労働者の就業状況	35
(2)	家内労働者の労働条件	37
II	高齢化社会と女性	40

はじめに	40
1 高齢化の状況	41
(1) 人口の高齢化	41
(2) 長寿社会のイメージ	43
(3) 世帯の変化	43
(4) 介護の実態	47
(5) 高齢者福祉サービスの現状	51
2 介護と職業の両立	54
(1) 介護が職業生活に及ぼす影響	54
(2) 介護への対応	56
(3) 企業内福祉制度	58
(4) その他の条件整備	63
3 高齢女性の就業と生活	65
(1) ライフサイクルと家族形態	65
(2) 就業の実態	67
(3) 高齢女性の生活と意識	72
まとめ	79
Ⅲ 婦人労働対策の概況	82
1 第2次女子労働者福祉対策基本方針	82
2 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進	82
(1) 雇用における男女の均等取扱いの促進	82
(2) 「コース別雇用管理の望ましいあり方」の周知・徹底	83
(3) 女子雇用管理改善のための援助	84
3 仕事と家庭の両立の促進等女子労働者対策の推進	84
(1) 育児休業等に関する法律の円滑な施行	84
(2) 保育対策の充実等	86
(3) 介護休業制度の普及促進	86

(4) 職業生活と家庭生活の両立に関する環境整備	87
(5) 母性健康管理対策の推進	88
(6) 母性給付	89
4 総合的パートタイム労働対策の推進	89
(1) パートタイム労働者の労働条件の確保	90
(2) パートタイム労働者の雇用の安定	90
(3) パートタイム労働者の雇用管理改善に向けての指導・援助	91
(4) パートタイム労働者の中小企業退職金共済制度への加入促進	92
(5) パートタイム労働者の能力開発の推進等	92
(6) パートタイム労働に関する啓発活動の実施	92
5 女子の再就職等援助対策の推進	92
(1) 女子再雇用制度の普及促進	93
(2) 婦人就業援助促進事業の推進	93
(3) 母子家庭の母等就業援助対策の推進	93
(4) レディス・ハローワーク事業の実施	94
(5) 女子再就職準備サービス事業の実施	95
(6) 女子労働者に対する講習等の実施	95
(7) 働く婦人の家の機能の充実	95
6 家内労働対策の推進	96
(1) 家内労働法の周知徹底	96
(2) ワープロ作業に係る対策	97
(3) いわゆる「インチキ内職」の被害防止	97
7 婦人の地位向上のための啓発活動の展開	98
(1) 婦人週間の実施	98
(2) 「男女がいきいき暮らせる社会作り懇話会」の開催	98
(3) 政策、方針決定への参加の促進	98
8 国際協力の推進	99
9 女子の能力開発	99

10 労働時間対策.....	99
付属統計表.....	付 1
参考	
婦人労働関係判例.....	付97

本文中図表索引

第1-1図	年齢階級別女子労働力率	4
第1-2図	従業上の地位別女子就業者数の割合	5
第1-3図	年齢階級別女子雇用者数の増加	7
第1-4図	年齢階級別女子雇用者の割合	8
第1-5図	産業別女子雇用者数	9
第1-6図	職業別女子雇用者数	12
第1-7図	配偶関係、年齢階級別女子雇用者の割合	14
第1-8図	職階別役職者に占める女子の割合	17
第1-9図	年齢階級、就業形態別女子一般未就業及び転職入職率	20
第1-10図	大学（4年制）卒業者の男女別就職率の推移	22
第1-11図	学歴、年齢階級別女子労働者の所定内給与額	25
第1-12図	学歴別初任給の対前年上昇率の推移	28
第1-13図	女子短時間雇用者数及び増加率の推移	31
第1-14図	女子家内労働者の工賃と女子雇用者の賃金比較	39
第2-1図	老年人口、高齢化率の推移	42
第2-2図	世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯の構成割合の推移	44
第2-3図	家族形態別高齢者数（65歳以上）の構成割合	45
第2-4図	主たる介護者の統制別ねたきり老人数の構成割合	49
第2-5図	夫婦の役割分担	50
第2-6図	主な介護の問題点	57
第2-7図	介護休業制度以外の措置がある企業数の割合	61
第2-8図	女性のライフサイクルのモデル	66
第2-9図	男女別、年齢別労働力率の推移	68
第2-10図	高齢女性の就業状況	70

第2-11図	高齢女子不就業者の就業希望状況	71
第2-12図	男女別、年齢別家族の生活への貢献度	73
第2-13図	男女別、年齢階級別にみた日常生活に影響ある者率	78
第1-1表	労働力人口、労働力率の推移	2
第1-2表	雇用者数の推移	6
第1-3表	男女別従業者数とその構成比、増加率	10
第1-4表	女子従業者の増加率が高い主な産業	11
第1-5表	産業別、事業所規模別女子パートタイム労働者比率	33
第1-6表	女子パートタイム労働者の産業、1日当たり所定内実労働時間数の階級別労働者分布	34
第2-1表	親子の同別居に関する意識	46
第2-2表	要介護老人の将来推計と関係施設の整備	48
第2-3表	男女別、年齢別配偶者の有無別高年齢者数の割合	67
第2-4表	性別、近所付き合いの内容	74
第2-5表	性別、グループ活動への参加	74
第2-6表	性別、不安に思うこと	75

I 平成3年の婦人労働の状況

1 概 況

平成3年の我が国経済は、昭和61年末以降続いた拡大テンポの減速がみられ、年後半には調整過程に入った。

労働経済面では、総じて堅調な動きが続き、経済拡大テンポの減速に伴い3年春以降有効求人倍率が徐々に低下したものの、労働力需給は引き締まり基調で推移した。

総務庁統計局「労働力調査」によると、3年の女子労働力人口は2,651万人で、前年に比べ58万人（2.2%）増となり、増加数で61年以来5年ぶりに男子（63万人、1.7%増）を下回ったものの増加率では上回り、労働力人口総数に占める女子の割合は前年より0.2%ポイント高まって40.8%となった。女子労働力率は50.7%、前年より0.6%ポイント上昇と、元年、2年に引き続き大幅な上昇を示した。

女子雇用者は1,918万人で、前年に比べ84万人（4.6%）増と大幅に増加し、増加数、増加率とも男子（83万人、2.8%増）を上回った。この結果、雇用者総数に占める女子の割合は38.3%とさらに高まった。そのうち、週間就業時間35時間未満の短時間雇用者（非農林業）は550万人（49万人、9.8%増）となり、女子雇用者（非農林業）に占める割合は29.3%となった。

産業別に女子雇用者をみると、サービス業をはじめとする第3次産業での好調な伸びに加え、第2次産業でも引き続き伸びがみられた。

女子雇用者の中高齢化は進み、特に40歳前半半層及び55歳以上層の女子雇用者の増加が目立った。また、高学歴化も進んでいる。

労働市場の状況（男女計）をみると、一般労働市場については、新規求人数、新規求職者数共に減少し、新規求人倍率は1.91倍、有効求人倍率は1.28倍と前年をやや上回った。パートタイム労働市場は、新規求人数の増加幅が縮小し、新規求職者数が引き続き増加したため、新規求人倍率は3.27倍、有効求人倍率は2.60倍と前年を下回った。

女子の入職・離職状況は、引き続き入職率（21.8％）が離職率（20.2％）を上回り、入職超過が続いている。

女子雇用者のきまって支給する現金給与額は、労働省「賃金構造基本統計調査」によると、19万5,700円（対前年比5.2％増）となり、前年と同程度の伸び率となった。

女子雇用者の1人平均月間総実労働時間は153.0時間（対前年差2.3時間減）、うち所定内労働時間は146.2時間（同1.9時間減）で、引き続き減少している。

2 就業・雇用の状況

(1) 労働力人口

総務庁統計局「労働力調査」によると、平成3年の女子労働力人口（就業者＋完全失業者）は2,651万人で、前年に比べ58万人、2.2％増（2年60万人、2.4％増）となった。増加数では昭和61年以来5年ぶりに男子（63万人、1.7％増）を下回ったものの増加率では上回り、労働力人口に占める女子の割合は、前年より0.2％ポイント高まって40.8％となった（第1-1表）。

第1-1表 労働力人口、労働力率の推移

年	女			男			労働力人口に占める女子の割合（％）
	労働力人口（万人）	対前年比（％）	労働力率（％）	労働力人口（万人）	対前年比（％）	労働力率（％）	
昭和50年	1,987	-0.6	45.7	3,336	0.8	81.4	37.3
55	2,185	1.2	47.6	3,465	0.8	79.8	38.7
60	2,367	0.9	48.7	3,596	0.4	78.1	39.7
平成元	2,533	2.4	49.5	3,737	1.2	77.0	40.4
2	2,593	2.4	50.1	3,791	1.4	77.2	40.6
3	2,651	2.2	50.7	3,854	1.7	77.6	40.8

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

イ 労働力率

女子の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は50.7%となった。女子の労働力率は、第1次石油危機以降、50年（45.7%）を底に58年（49.0%）まで上昇を続け、その後やや低下気味に推移していたが、63年から上昇に転じ、平成2年には昭和44年（50.1%）以来21年ぶりに5割台に乗った。さらに3年は前年差0.6%ポイント上昇と、元年、2年に引き続き大幅な上昇を示した。また、男子の労働力率は前年より0.4%ポイント上昇して77.6%となった（付表1）。

なお、4年に入ってから女子労働力率の動きをみると、1～3月期には前年同期に比べ0.3%ポイント上昇、4～6月期には前年同率となっている。

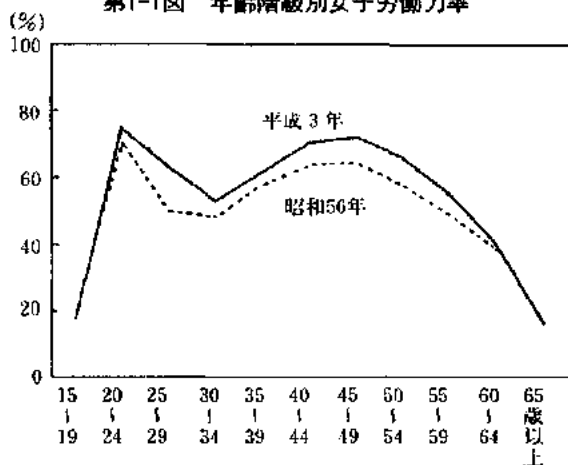
女子労働力率を年齢階級別にみると、20～24歳層の75.6%と45～49歳層の72.1%を左右の頂点として、30～34歳層の52.9%を底とするM字型曲線を描いている。前年に比べると、特に25～29歳層（対前年差1.8%ポイント）、55～59歳層（同1.6%ポイント）、30～34歳層（同1.2%ポイント）での上昇が目立つ。10年前と比べると、15～19歳層で0.2%ポイント低下しているのを除き、各年齢層で労働力率は高まり、M字型曲線は全体に上方に移動している。特に10年前にはボトムであった25～29歳層（13.2%ポイント）、2番目のピークである45～49歳層（7.3%ポイント）及び50～54歳層（7.7%ポイント）での上昇が大きい（第1-1図、付表2）。

（配偶関係別労働力率）

配偶関係別に女子の労働力率をみると、未婚では56.4%（2年55.2%）、有配偶では53.2%（同52.7%）、死別・離別では32.4%（同32.3%）となっている。最近10年間の推移をみると、有配偶は、58年まで上昇した後横ばいであったが、62年から再び上昇している。未婚は、62年までほぼ横ばいであったが、63年から上昇に転じ3年は前年より1.2%ポイントと大幅な上昇となった（付表3）。

さらに、労働力率を年齢階級別にみると、有配偶女子は40歳台を頂点とする右寄りの山型を、未婚女子は20歳台後半～30歳台前半を頂点とする左寄り

第1-1図 年齢階級別女子労働力率



の山型を描いている。10年前と比べると、有配偶女子は50～54歳層の8.3%ポイントを最高にいずれの年齢層でも上昇している。未婚女子は15歳～19歳層を除く各年齢層で上昇し、なかでも30～34歳層では9.3%ポイント、40～44歳層では7.9%ポイント、50～54歳層では6.6%ポイントの大幅な上昇となった（付表4）。

ロ 非労働力人口

女子の非労働力人口は2,561万人で前年に比べ1万人減少した。非労働力人口を主な活動状態別にみると、家事専業者は1,512万人（非労働力人口に占める割合59.0%）、通学450万人（同17.6%）、高齢者等を含むその他は599万人（同23.4%）となっている。前年に比べ、家事専業者は2万人（0.1%）減、通学者は1万人（0.2%）減、その他は2万人（0.3%）増となっており、家事専業者は62年以降減少を続けている（付表5）。

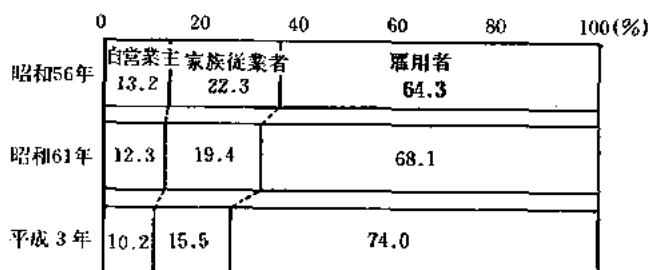
(2) 就業者及び完全失業者

イ 就業者

女子就業者は2,592万人で、前年に比べ56万人（2.2%）増となった。

従業上の地位別にみると、雇用者が1,918万人（女子就業者に占める割合74.0%）、家族従業者が402万人（同15.5%）、自営業主が265万人（同10.2%）である。自営業主及び家族従業者は引き続き減少し、雇用者は大幅な増加を続けていることから就業者に占める雇用者の割合は年々高まってきている（第1-2図、付表6）。

第1-2図 従業上の地位別女子就業者数の割合



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

ロ 完全失業者

3年の女子完全失業者数は59万人（対前年差2万人増）となり、63年から減少が続いていた完全失業者数はわずかに増加した。3年の完全失業率は2.2%で、男子の完全失業率（2.0%）とともに横ばいとなった（付表8）。

なお、4年上期の女子失業者数は60万人、失業率2.3%と3年上期に比べ1万人、0.1%上昇となっている（付表8）。

女子完全失業者を求職理由別にみると、自発的な離職（自分または家族の都合）による者が28万人（女子完全失業者に占める割合47.5%）、非自発的な離職（定年や解雇等）による者が10万人（同16.9%）、学卒未就職者が2万人（同3.4%）となっている（付表9）。

(3) 雇用者

女子雇用者数は1,918万人で、前年に比べ84万人（4.6%）増となり、増加数では、現在の労働力調査と比較可能な昭和29年以来最大となった2年（前

年差85万人増）に引き続き大幅な増加となった。男子も引き続き増加（83万人（2.8％）増）しているが、増加数、増加率とも女子が男子を上回ったため、雇用者総数に占める女子の割合（女子比率）は前年に比べ0.4％ポイント高まり、38.3％となった。この女子比率は50年代前半の3分の1程度から徐々に上昇し、4割に近づいている（第1-2表）。

第1-2表 雇用者数の推移

年	女 子		男 子		雇用者総数 に占める女 子の割合 (%)
	雇用者数 (万人)	対前年（同 期）比(%)	雇用者数 (万人)	対前年（同 期）比(%)	
昭和50年	1,167	-0.4	2,479	0.5	32.0
55	1,354	3.4	2,617	2.0	34.1
60	1,548	2.0	2,764	0.6	35.9
平成元	1,749	4.7	2,929	2.1	37.4
2	1,834	4.9	3,001	2.5	37.9
3	1,918	4.6	3,084	2.8	38.3
3 年上期	1,899	5.0	3,059	2.9	38.3
下期	1,937	4.2	3,109	2.6	38.4
4 年上期	1,955	2.9	3,121	2.0	38.5

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

なお、4年上期の女子雇用者数は1,955万人であり、3年上期に比べ56万人増と、2年から3年にかけての増加を下回るものの、かなり大きく増加している。

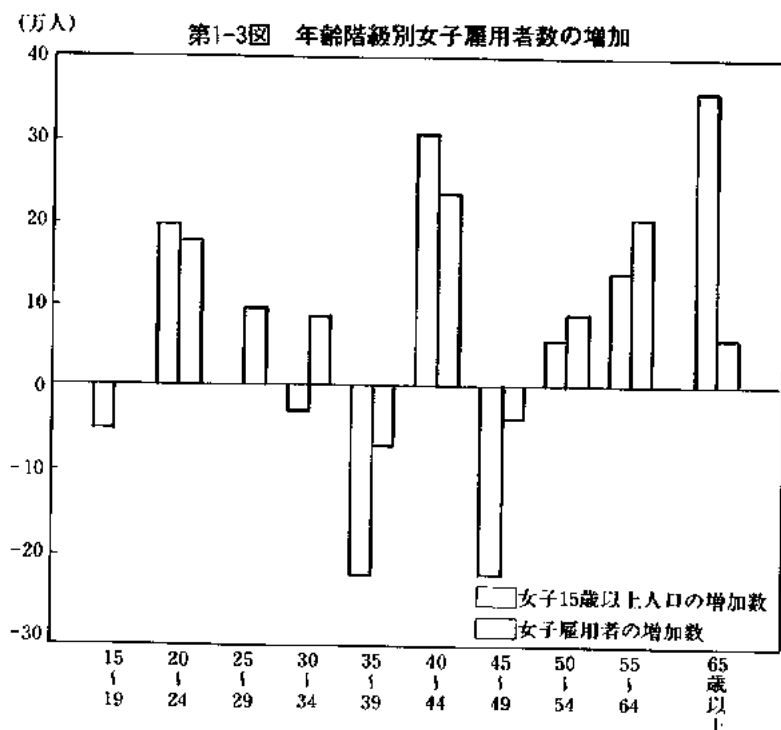
イ 年齢

女子雇用者を年齢階級別にみると、最も多いのは20～24歳層の319万人（女子雇用者総数に占める割合16.6％）、次いで40～44歳層の287万人（同15.0％）、45～49歳層の227万人（同11.8％）となっている。前年に比べ、35～39歳層、45～49歳層で減少し、また、15～19歳層で前年同数となったほ

かは、いずれの年齢層においても増加した。特に40～44歳層が24万人（9.1％）増、55歳～64歳層が21万人（11.9％）増と大幅に増加したほか、第2次ベビーブーム期の出生者が参入してきている20～24歳層の増加が目立った（18万人（6.0％）増）。

一方、35～39歳層及び45～49歳層の雇用者数の減少については、当該年齢人口に占める雇用者の割合（以下「雇用者割合」という。）は上昇したものの、これらの年齢層の人口がそれぞれ前年差22万人と大きく減少したことによると考えられる（第1-3図、付表14）。

なお、35歳以上層は女子雇用者の約6割を占め、前年からほぼ横ばいが続いている。

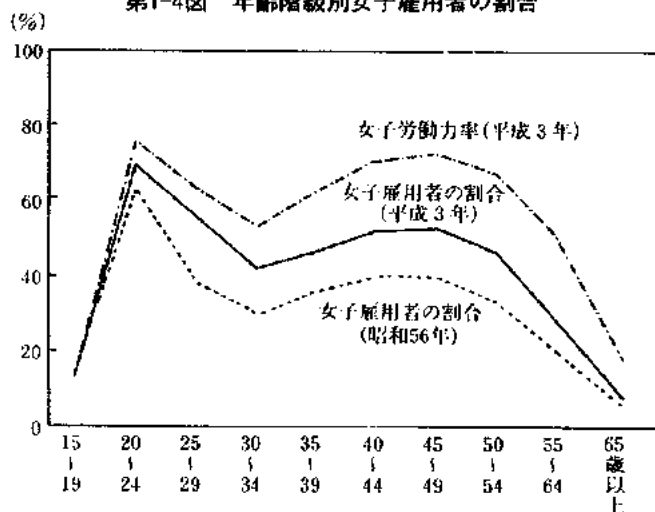


資料出所 総務庁統計局「労働力調査」（平成3年、2年）

さらに、雇用者割合を年齢階級別にみると、労働力率のM字型曲線に似た曲線を描いている。20歳台後半までは労働力率との差はわずかであるが、30歳以降では差が大きくなり、右側の頂点は労働力率のカーブに比べかなり低いものの、40～44歳層、45～49歳層では5割を超えている。

10年前と比べてみると、15～19歳層が低下した以外は、いずれの年齢階級においても上昇がみられた。特に25～29歳層では未婚率の上昇などにより17.5ポイントと大幅に上昇したため、10年前には40～44歳層、45～49歳層より割合が低かったが現在は3.0ポイント以上高くなっている（第1-4図）。

第1-4図 年齢階級別女子雇用者の割合



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

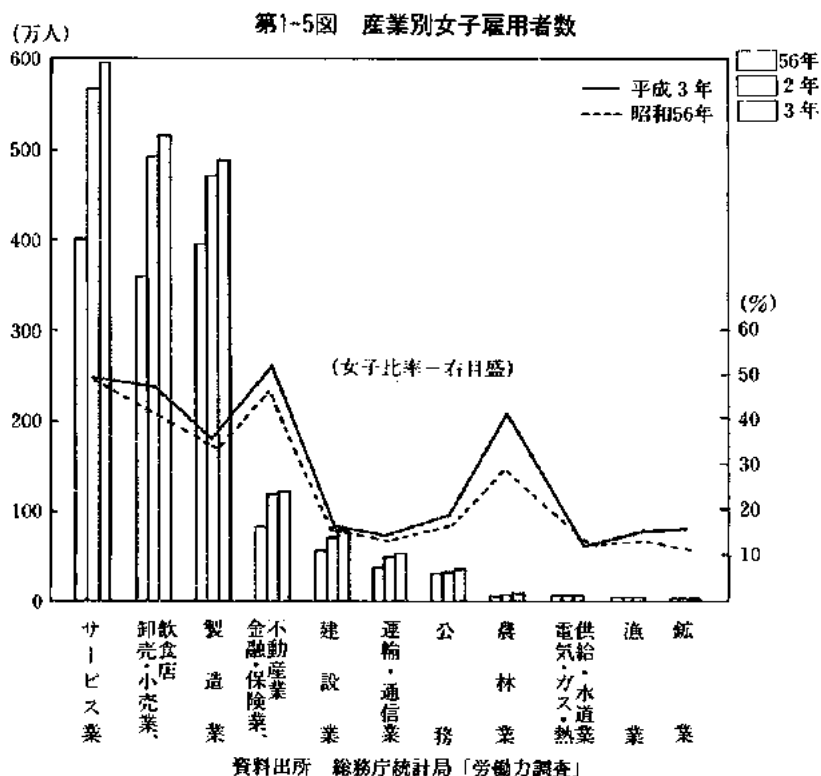
注) 雇用者の割合 = $\frac{\text{当該年齢の雇用者}}{\text{当該年齢人口}} \times 100$

ロ 産業

産業別に女子雇用者をみると、サービス業が595万人（女子雇用者総数に占める割合31.0%）で最も多く、次いで卸売・小売業、飲食店が516万人（同26.9%）、製造業が489万人（同25.5%）となっている。これら3産業に女子雇用者の83.4%が働いている。前年に比べ、サービス業で28万人（4.9%）

増、卸売・小売業、飲食店で23万人（4.7%）増、製造業で18万人（3.8%）増となっており、増加数の多いのもこの3産業である。他の産業では、建設業が7万人（9.7%）増、運輸・通信業が3万人（5.9%）増となっており、増加率では上記の3産業を上回っている。

産業別に女子比率（雇用者総数中に占める女子の割合）をみると、金融・保険業、不動産業で50.8%と半数を超え、次いでサービス業で49.8%，卸売・小売業、飲食店で47.8%となっている。これらを10年前と比べると、卸売・小売業、飲食店が最も上昇幅が大きく5.3%ポイント、次いで金融・保険業、不動産業が4.6%ポイントとなっている。サービス業の上昇幅は小さく0.8%ポイントである（第1-5図、付表10）。



また、総務庁統計局「事業所統計調査」（平成3年）により全事業所の従業者数を男女別にみると、女子が2,426万人（総数に占める割合40.4%）、男子が3,576万人（同59.6%）で、61年に比べると女子は300万人（14.2%）増、男子は264万人（8.0%）増となっており、女子従業者数の増加率は男子を上回り著しく高い（第1-3表）。

第1-3表 男女別従業者数とその構成比、増加率（昭和61年～平成3年）

	実 数 (千人)		構 成 比 (%)		増加率 (%)
	昭和61年	平成3年	昭和61年	平成3年	61年～3年
総 数	54,370	60,019	100.0	100.0	10.4
女	21,248	24,262	39.1	40.4	14.2
男	33,122	35,758	60.9	59.6	8.0

資料出所 総務庁統計局「事業所統計調査」

61年～3年にかけて女子従業者数の増加率を産業（中分類）別にみると、投資業で96.3%増、情報サービス・調査広告業で83.0%増、倉庫業で79.1%増、物品賃貸業で73.0%増と高い伸びを示している（付表11）。

さらに、主な産業小分類（3年の従業者数が10万人以上）について女子従業者数の増加率をみると、ソフトウェア業で155.5%増、警備業で94.2%増、普通倉庫業で84.2%増と伸び率が高い。女子比率との関係でみると、警備業、一般貨物自動車運送業、機械修理業といった、従業者数に占める女子の割合（それぞれ10.8%、12.6%、17.7%）が低い業種での大幅な伸びがみられる（第1-4表）。

ハ 職 業

総務庁「労働力調査」により、職業別に女子雇用者をみると、事務従事者が669万人（女子雇用者総数に占める割合34.9%）と最も多く、次いで技能工、生産工程作業者が385万人（同20.1%）、専門的・技術的職業従事者が267万人（同13.9%）、販売従事者が242万人（同12.6%）、保安職業、サービ

第1-4表 女子従業員の増加率が高い主な産業 (%)

順位	女子従業員の増加率が高い産業 (小分類)	増 加 率		女子比率
1	ソ フ ト ウ ェ ア 業	155.5	24.8	
2	警 備 業	94.2	10.8	
3	普 通 倉 庫 業	84.2	32.1	
4	学習塾(各種学校でないもの)	75.3	42.6	
5	広 告 業	72.1	34.3	
6	そ の 他 の 物 品 賃 貸 業	71.9	39.8	
7	旅 行 業	67.8	40.1	
8	不動産代理業・仲 介 業	62.7	37.6	
9	その他の専門サービス業	58.3	33.1	
10	証 券 業	56.7	47.6	
11	機 械 修 理 業	55.5	17.7	
12	内 装 工 事 業	52.8	23.6	
13	一 般 貨 物 自 動 車 運 送 業	51.7	12.6	
14	不 動 産 管 理 業	51.4	38.8	
15	老 人 福 祉 事 業	50.9	77.2	
16	土 木 建 築 サ ー ビ ス 業	49.6	24.3	
17	ば ち ん こ ホ ー ル	49.4	37.8	
18	郵 便 業	49.1	22.3	
19	建 築 工 事 業	48.7	18.9	
20	そ の 他 の 職 別 工 事 業	47.7	18.1	

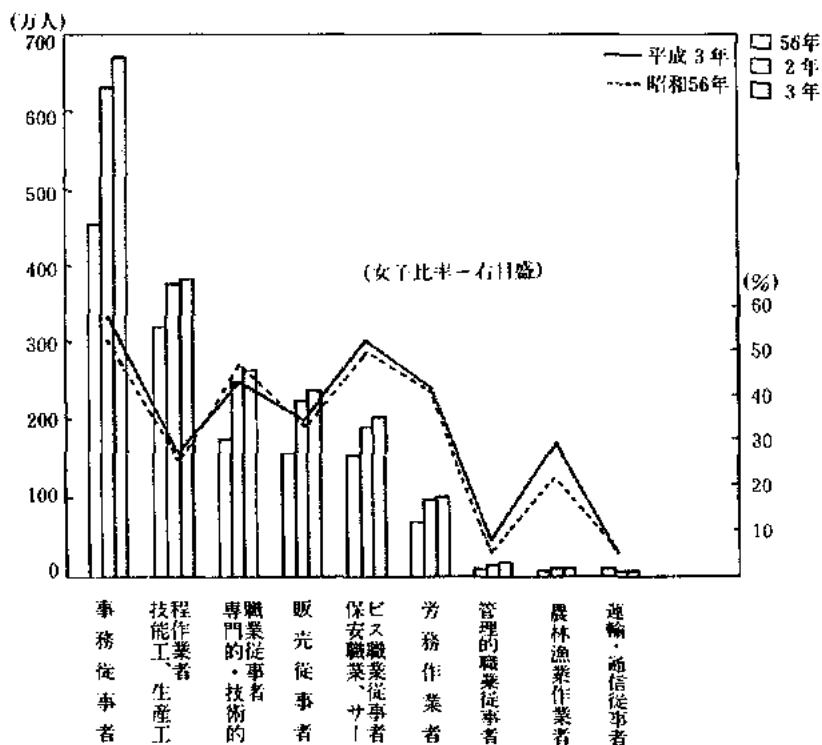
資料出所 総務庁統計局「事務所統計調査」

注) 平成3年の従業者数が100,000人以上の産業を対象とした。

ス職業従事者が207万人(同10.8%)となっている。前年に比べ、事務従事者が38万人(6.0%)増と大幅に増加したのはじめ、すべての職業で増加している(第1-6図、付表12)。

職業別の女子比率をみると、女子雇用者の大幅な増加が目立った事務従事者58.6%、保安職業、サービス職業従事者51.5%で半数を超えている。次いで専門的・技術的職業従事者が42.2%、労務作業者が41.3%となっている。女子比率を10年前と比べてみると、農林漁業作業者(8.4%ポイント増)を除くと事務従事者の上昇幅が最も大きく7.0%ポイント、次いで管理的職業従

第1-6図 職業別女子雇用者数



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

事者及び販売従事者で2.9ポイントの上昇となっている。専門的・技術的職業従事者では男子の増加が大きかったために6.1ポイント低下した。

ニ 企業規模・雇用形態

非農林業女子雇用者を企業規模別にみると、1～29人規模が703万人（非農林業女子雇用者総数に占める割合36.9%）、30～99人規模が317万人（同16.6%）、100～499人規模が312万人（同16.4%）、500人以上規模が391万人（同20.5%）となっている。前年に比べ、1～29人規模で29万人（4.3%）

増、30～99人規模で12万人（3.9％）増、100～499人規模で22万人（7.6％）増、500人以上規模で18万人（4.8％）増と、いずれの規模でも女子雇用者は増加している（付表13）。

非農林業女子雇用者を雇用形態別にみると、常雇（常用雇用）が1,555万人（非農林業女子雇用者総数に占める割合81.5％）、臨時雇が284万人（同14.9％）、日雇が68万人（同3.6％）である。常雇は前年に比べ80万人増と引き続き大幅な増加を続けている（付表15）。

ホ 配偶関係

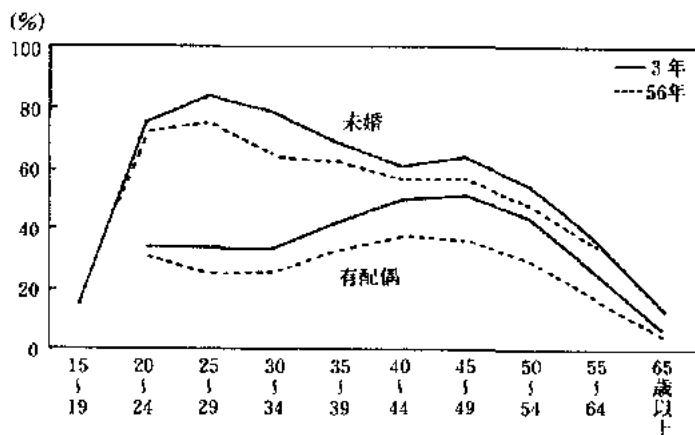
非農林業女子雇用者を配偶関係別にみると、有配偶は1,102万人（非農林業女子雇用者に占める割合57.8％）、未婚は631万人（同33.1％）、死別・離別は173万人（同9.1％）であった。前年に比べると、有配偶が41万人（3.9％）増、未婚が35万人（5.9％）増、死別・離別が8万人（4.8％）増となっており、近年、未婚の増加率は有配偶のそれを上回っている（付表16）。

女子雇用者の配偶関係別構成比の推移をみると、女子雇用者に占める有配偶女子の割合は58年まで上昇した後低下している。これは有配偶女子における雇用者割合の上昇（58年29.1％→3年35.1％）は未婚女子（58年47.0％→3年51.1％）に比べ大きいものの、未婚率の上昇に伴って未婚女子雇用者の増加率が有配偶を上回っているためである。

また、配偶関係別に、女子就業者に占める雇用者の割合をみると、未婚では94.2％と大半を占めているが、有配偶は66.9％であり、自営業主が10.8％、家族従業者が22.1％となっている。有配偶就業者中の雇用者の割合は年々上昇しており、51年から5割を超え、その後も上昇を続けている。

さらに、年齢階級別に有配偶者に占める雇用者の割合を10年前と比べてみると、いずれの年齢層においても上昇しているが、特に45～49歳層の上昇（56年36.3％→3年50.4％）が著しく、続いて50～54歳層（29.3％→42.9％）、40～44歳層（37.9％→49.5％）と上昇幅が大きい。また、20～24歳層、25～29歳層、30～34歳層の各年齢層の有配偶者に占める雇用者の割合は33％台ではほぼ同率となった（第1-7図、付表4）。

第1-7図 配偶関係、年齢階級別女子雇用者の割合



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) 雇用者の割合 = $\frac{\text{当該年齢の雇用者}}{\text{当該年齢人口}} \times 100$

また、総務庁統計局「労働力調査特別調査」（平成4年2月）によると、共働き（妻も夫も共に非農林業雇用者）世帯は、前年に比べ37万世帯（4.2%）増加して、914万世帯となり、典型的な一般世帯[※]に占める割合は33.6%と3分の1を超えた。他方、非共働き世帯（夫のみ非農林業雇用者）は903万世帯で、はじめて共働き世帯が非共働き世帯を上回った。

未婚の子供がいる共働き世帯は697万世帯で、これは共働き世帯の76.3%、子供のいる世帯の37.2%に当たる。子供のいる世帯の中では、共働き世帯数が非共働き世帯数を前年から上回るようになっている（付表18）。

さらに、末子の年齢階級別に母親が雇用者（非農林業）である割合をみると、0～3歳の場合では、約2割が雇用者として働いているが、子の年齢が大きくなるにしたがいその割合が上昇し、子が小学校中学年から高校生までは半数以上が雇用者となっている。61年からの推移をみると、0～3歳の場合は大きな変化はみられないが、他は大幅に上昇しており、特に小学生では約10%ポイント上昇し、7～9歳で49.7%、10～12歳で54.1%となった（付

表19)。

これら雇用者を週間就業時間別にみると、35時間以上の者の割合は子が18歳以上の場合が最も高く60.7%、次いで0～3歳が58.9%となっており、4～9歳では35時間未満が半数を超えている。

注) 典型的な一般世帯とは、一般世帯のうち次のものをいう。

- ・夫婦のみの世帯
- ・夫婦と親から成る世帯
- ・夫婦と子供から成る世帯
- ・夫婦、子供と親から成る世帯

へ 学歴

労働省「賃金構造基本統計調査」(企業規模10人以上)により平成3年6月における女子雇用者(パートタイム労働者を除く。)の学歴別構成をみると、中卒が女子雇用者に占める割合は17.1%、高卒では57.3%、高専・短大卒で19.8%、大卒で5.8%となっており、前年に比べ、高専・短大卒、大卒の割合が高まった。最近10年間の推移をみると、中卒を除き、他のいずれの学歴についてもその割合が上昇する傾向にあったが、高卒の割合は、元年からその割合が低下している。高専・短大卒と大卒の割合についてはほぼ一貫して高まってきた(付表20)。

学歴別に就業状況をみると、産業別では、中卒では製造業に雇用される者の割合が最も高く58.8%を占め、高卒でも同様に34.9%となっている。高専・短大卒及び大卒においてはサービス業に従事する者の割合(それぞれ43.7%、41.7%)が最も高い。また、企業規模別にみると、学歴が高いほど規模の大きい企業に従事する割合が高くなっている(付表21)。

ト 勤続年数

平成3年の女子雇用者の平均勤続年数は7.4年(男子12.7年)で、前年に比べると0.1年の伸びである。年齢階級別にみると、40歳以上の各層では0.1年以上の伸びがみられ、特に60～64歳層で0.7年、65歳以上層では0.6年と高齢層での伸びが目立つ。10年前と比べると全体では1.2年の伸びであるが、35歳以上層では概ね2年程度の伸びとなっている(付表22、付表23)。

また、女子雇用者を勤続年数階級別にみると、1～2年の者が23.2%（2年22.5%）で最も多く、次いで5～9年の者が21.5%（同22.2%）となっている。また、勤続10年以上の者の割合は26.9%（同26.5%）で、女子雇用者の4人に1人は勤続10年以上となっている（付表24）。

なお、女子労働者の平均年齢は35.8歳（男子39.7歳）で、10年前に比べ1.0歳高くなっている。

チ 役職者

総務庁統計局「労働力調査」によると、3年の女子の管理的職業従事者は20万人（女子雇用者に占める割合1.0%）で、前年に比べ2万人の増加となった。女子比率は8.2%で、前年に比べると0.5%ポイントの上昇、10年前に比べると2.9%ポイントの上昇となっている。

さらに、労働省「賃金構造基本統計調査」（平成3年6月）で、企業規模100人以上の企業における、部長、課長及び係長である女子の役職者をみると、女子役職者総数が女子雇用者に占める割合は1.6%となっており、10年前の0.9%に比べると大きく伸びている。この内訳をみると、女子役職者総数に占める部長職の割合は5.9%、課長職が27.4%、係長職が66.7%である（付表25）。

また、女子比率（役職者総数に占める女子の割合）も、部長では1.2%（56年0.8%）、課長2.3%（同1.5%）、係長5.2%（同3.6%）と、10年前に比べどの職階でも上昇している（第1-8図）。

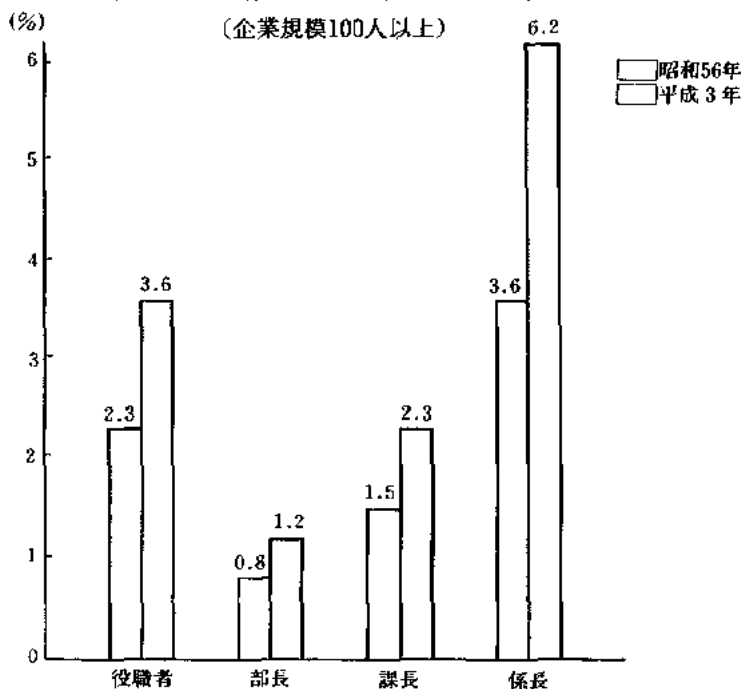
3 労働市場の状況

(1) 一般労働者の求人・求職状況

学卒及びパートタイムを除く一般労働市場の動きを労働省「職業安定業務統計」によりみると、平成3年の新規求人数（男女計）は月平均で53万1,000人で、前年に比べ1万人（1.9%）減と、61年以来5年ぶりの減少となった（付表26）。

第1-8図 職階別役職者に占める女子の割合

(企業規模100人以上)



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

注) 役職者は部長、課長、係長の合計であり、その他の職階は含まない。

新規求職者(男女計)は月平均で27万8,000人で、前年に比べ6,000人(2.3%減)と、2年に比べ減少率は縮小したが引き続き減少した。

この結果、3年の新規求人倍率は1.91倍(2年1.90倍)で、わずかに0.01ポイントの上昇にとどまった。また、有効求人倍率も昨年をわずかに上回り1.28倍(2年1.26倍)となった。

4年に入ってから、求人数が減少する一方で求職者数も増加を続けたため、新規求人倍率(季節調整値)は1月の1.90倍から6月の1.49倍に低下し、有効求人倍率(季節調整値)も1月の1.28倍から6月の1.08倍へと低下した。

(2) パートタイム労働者の求人・求職状況

パートタイム労働者の労働市場の動きをみると、3年のパートタイム労働者を対象とする新規求人数（男女計）は、月平均10万4,000人で、前年とほぼ同数（0.4%増）であった。新規求職者（男女計）は月平均3万2,000人であり、パートバンクの増設等の影響もあって、前年より4,000人（14.7%）増の大幅な増加となった。そのため、新規求人倍率は3.27倍（2年3.74倍）と前年より低下した。また、有効求人倍率も2.60倍（2年3.27倍）と低下したが、パートタイム労働市場は引き続き引き締まり状態が続いている。

さらに、4年に入ると、パートタイム有効求人倍率（季節調整値）も、1月の2.11倍から6月の1.73倍と低下傾向が続いている。

(3) 入職・離職状況

労働省「雇用動向調査」（3年調査より建設業が含まれている。）によると、3年の女子の入職者（一般及びパートタイム労働者計）数は、312万9,000人、離職者数は290万人であった。

入職・離職率（1月1日現在の在籍常用労働者数に対する1～12月の入職・離職者数の割合）をみると、入職率は21.8%、離職率は20.2%となった。以下、建設業を除き前年と比べてみると、入職率21.7%（2年22.5%）、離職率20.2%（同20.6%）で、入職率、離職率とも前年に比べ低下した。入職超過率（入職率－離職率）は1.5%（2年1.9%）となった。

また、パートタイム労働者の入職・離職率（31.1%、23.7%）は、一般労働者（19.1%、18.8%）より高くパートタイム労働者の労働移動は引き続き活発であったといえる（付表28）。

なお、入職・離職者におけるパートタイム労働者の割合をみると、入職者については36.3%、対前年差2.9%ポイント上昇、離職者は32.5%、2.5%ポイント上昇で、ともに前年より上昇した。

イ 入職者の状況

（職歴）

入職者を職歴別にみると、一般労働者では、学卒以外の一般未就業者（当該事業所に入職する前1年間に就業していなかった者）が24.4%、学卒未就業者が26.4%であった。転職入職者の割合は近年上昇傾向にあったが、3年は49.2%で、2年（51.8%）に比べ低下した。

一方、パートタイム労働者では、一般未就業者が51.6%と半数以上を占めており、転職入職者は44.0%であるが、パートタイム労働者においても転職入職者の割合が前年（47.3%）より低下した（付表30）。

（年齢）

一般未就業者からの入職者の年齢構成を就業形態別にみると、一般労働者では24歳以下が39.2%（2年36.5%）と4割近くを占めており、次いで25～34歳層が24.8%（同26.3%）となっている。パートタイム労働者では35～44歳層が34.4%（同31.2%）と最も高い割合を占めている。前年に比べ、これらの年齢階級の割合はさらに高まった。

転職入職者では、一般労働者の場合24歳以下の38.0%（2年39.2%）を最高に、次いで25～34歳層が28.4%（同23.6%）であり、転職者の中心は若年層が占めている。パートタイム労働者では35～44歳層の転職者が28.8%（同29.1%）と多い。

また、年齢階級別に一般未就業からの入職率及び転職入職率をみると、いずれも20歳台層で高くなっている。一般労働者では24歳以下で最も高く、一般未就業入職率6.4%（2年4.9%）、転職入職率12.6%（同13.7%）であり、転職入職率は前年に比べると低下している。パートタイム労働者では25～34歳層で最も高く、一般未就業入職率23.2%（同23.8%）、転職入職率18.6%（同23.6%）となっている。

また、この一般未就業からの入職率と転職入職率は、パートタイム労働者のほうが、いずれの年齢階級でも、一般労働者を上回っている（第1-9図、付表31）。

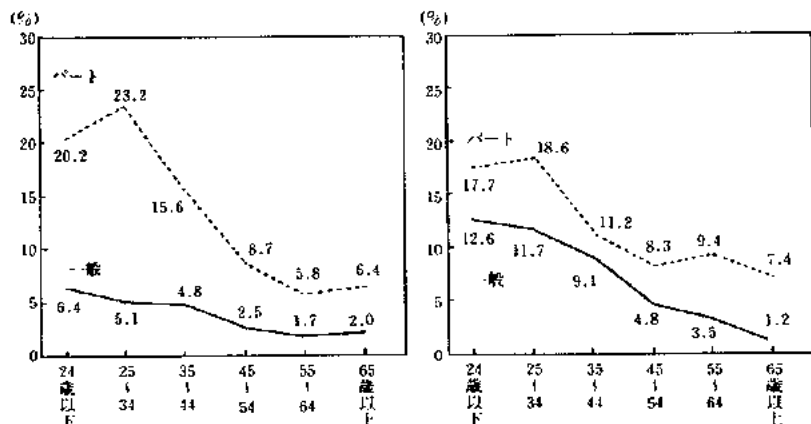
（就業の動機）

一般未就業者の就業の動機をみると、一般労働者では、「主な生活収入」が

第1-9図 年齢階級、就業形態別女子一般未就業及び転職入職率
(建設業を除く)

〈一般未就業入職率〉

〈転職入職率〉



資料出所 労働省「雇用動向調査」(平成3年)

注) 転職(一般未就業)入職率 = $\frac{\text{転職(一般未就業)入職者数}}{\text{6月末日の常用労働者数}} \times 100$

42.9%と最も多く、次いで、「家計の補助」が29.5%となった。パートタイム労働者では「家計の補助」が54.9%と最も多く、次いで「余暇の活用」25.5%、「生活水準の向上」10.6%、「主な生活収入」が7.6%となって、前年に比べ「家計の補助」の割合が上昇し、5割を超えた。このように一般労働者とパートタイム労働者とは就業の動機に違いがみられる(付表32)。

ロ 離職者の状況

離職者の離職理由をみると、個人的な理由が86.5%と最も多い。個人的な理由のうち結婚による離職者は8.2%と2年に引き続き低下し、2年に上昇した出産・育児による離職者の割合は3年は5.3%と前年を下回っている(付表33)。

結婚及び出産・育児による離職者の割合を25～29歳層及び30～34歳層につ

いてみると、25～29歳層では結婚が19.9％、出産・育児が15.1％となっている。30～34歳層では、結婚が6.7％、出産・育児が10.7％である（付表34）。

（4）新規学卒者の就職状況

文部省「学校基本調査」（平成3年）により女子の新規学卒就職者を学歴別にみると、大学卒が9万9,000人（女子新規学卒就職者総数に占める割合16.3％）、短大卒17万7,000人（同29.2％）、高校卒31万6,000人（同52.0％）、中学卒1万5,000人（同2.5％）となっている。大学卒と短大卒の割合は年々上昇しており、特に大学卒は前年に比べ1.4ポイントの大幅な上昇であった（付表35）。

なお、専修学校専門課程（専門学校）を平成2年度中に卒業した女子のうちの就職者は12万4,000人である。

イ 中学・高校卒業者の就職状況

平成3年3月の女子中学校卒業者は90万8,000人で、うち就職者は1万5,000人で就職率（卒業者に対する就職者の割合）は1.7％（2年1.8％）と引き続き低下している。

高等学校卒業者は90万6,000人で、うち就職者は31万6,000人、就職率は34.8％（2年36.2％）と、進学率の上昇に伴って高卒者の就職率は年々低下している。就職者を産業別にみると、製造業に29.8％（2年30.4％）、卸売・小売業、飲食店に29.6％（同30.4％）、サービス業に23.4％（同22.8％）と、この3産業で全体の8割以上を占めているが、製造業及び卸売・小売業、飲食店の割合は前年より低下した（付表38）。

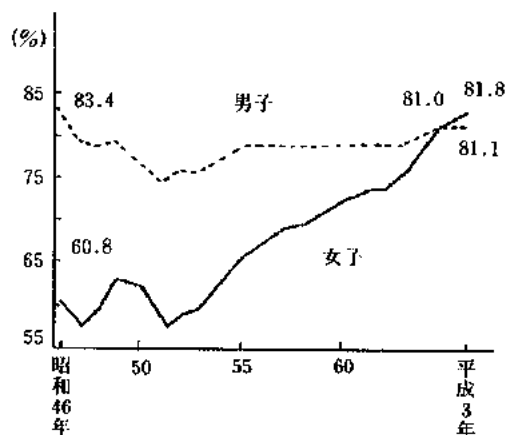
ロ 大学卒業者等の就職状況

短期大学卒業者は20万1,000人で、このうち、就職者は18万人、就職率は88.0％（2年88.1％）となった。就職者を産業別にみると、サービス業が34.5％（2年33.9％）と最も多く、次いで製造業19.2％（同19.0％）、金融・保険業18.7％（同19.2％）、卸売・小売業、飲食店15.7％（同16.6％）となっている。前年に比べると、サービス業の割合が上昇し、金融・保険業及び卸

売・小売業，飲食店で低下している（付表36）。

大学卒業者は12万人で，このうち就職者は9万9,000人，就職率は81.8%（2年81.0%）となり，就職率は初めて男子を上回った（第1-10図）。なお，進学者を除いた就職率は86.1%（男子90.2%）となった。

第1-10図 大学（4年制）卒業者の男女別就職率の推移



資料出所 文部省「学校基本調査」

就職者を産業別にみると，サービス業に43.2%（2年44.2%）と最も多く就職しており，次いで製造業に18.9%（同19.1%），卸売・小売業，飲食店に12.1%（同12.6%）とこれら3産業で7割となっているが，前年に比べると，これら3産業のいずれもその割合が低下した（付表36）。

大学卒就職者を職業別にみると，事務従事者が45.3%（2年43.3%）と最も多く，前年まで首位であった専門的・技術的職業従事者が42.3%（同43.9%）と，これに続いた。

専門的・技術的職業従事者のうち技術者の割合が高まる一方，教員は低下傾向にある（付表37）。

4 女子労働者の労働条件

(1) 賃金

イ 平均賃金

労働省「毎月勤労統計調査」(事業所規模30人以上)によると、平成3年の女子常用労働者の1人平均月間現金給与総額は23万6,505円で、そのうち、きまって支給する給与は17万7,615円、特別に支払われた給与は5万8,890円となっている(付表41)。

また、男子労働者の現金給与総額は46万5,720円、きまって支給する給与は33万8,886円、特別に支払われた給与は12万6,834円となっている。

ロ 女子一般労働者の賃金

労働省「賃金構造基本統計調査」(平成3年6月)によると、パートタイム労働者を除く女子一般労働者のきまって支給する現金給与額は19万5,700円(対前年比5.2%増)、そのうち所定内給与額は18万4,400円(同5.4%増)となっている(付表43)。所定内給与の伸び率は前年を上回ったが、所定外給与の伸びが押えられ、きまって支給する現金給与の伸び率は前年と同程度(対前年差0.1%ポイント低下)となった。

(年齢別賃金)

女子の賃金(所定内給与)を年齢階級別にみると、17歳以下は11万7,700円で、年齢が上昇するにつれてゆるやかに高くなって45～49歳層では20万2,500円(17歳以下の約1.7倍)となり、50歳以降19万円台に下がっている(付表44)。

一方、男子一般労働者のきまって支給する現金給与額は34万600円(対前年比4.4%増)、所定内給与額は30万3,800円(同4.6%増)である。所定内給与を年齢階級別にみると、17歳以下が13万1,200円で、年齢とともに高くなり45～49歳層で38万6,400円(17歳以下の約2.9倍)、50～54歳層で38万6,000円とほぼ並んだのち55歳以降で低くなる。45～49歳層まで年齢とともに高くなるのは女子と同様であるが、年齢間の格差が女子に比べて大きい。

所定内給与について全労働者平均で単純に男女を比べてみると、男子を100.0とした場合、年齢計では60.7（2年60.2）、年齢階級別では、18～19歳が91.2で年齢が高くなるとともに比率は低下し、50～54歳では51.1と最も小さくなっている。

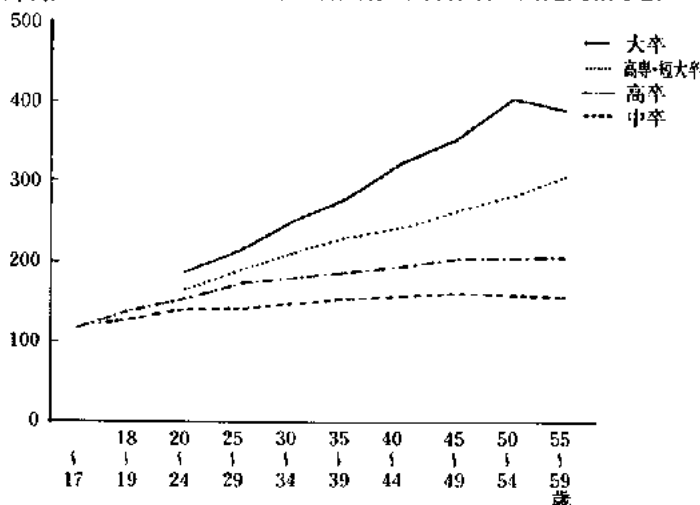
男女間の賃金の格差は、勤続年数、学歴、就業分野、職階、労働時間等が男女で異なることによってもたらされている。このうち、年齢、学歴、勤続年数について条件が同一である標準労働者（学校卒業後直ちに企業に就職して同一企業に継続勤務している労働者）の所定内給与額をみると、高卒では、20～24歳層で女子は15万8,600円、男子は17万9,700円（男女間格差は88.3）であるが、50～54歳層で女子は33万5,900円、男子は49万8,000円（同67.4）と格差が最も大きくなる。大卒では、20～24歳層で女子は18万8,000円、男子は19万7,300円（格差は95.3）となっており、最も格差が大きくなるのは45～49歳層で、女子43万4,100円、男子54万7,300円（同79.3）となるが、高卒に比べ大卒での男女間の格差は小さい（付表46）。

（学歴別賃金）

女子の所定内給与を学歴別にみると、中卒16万300円（平均年齢48.9歳、平均勤続年数11.1年）、高卒18万1,800円（同34.8歳、7.2年）、高専・短大卒19万6,600円（同29.0歳、5.1年）、大卒23万9,700円（同30.7歳、5.3年）となっている。

年齢階級別には、中卒を除くと、いずれの学歴でもおおむね50歳台層までは年齢とともに所定内給与の平均額も上昇している。中卒では年齢に伴い賃金上昇は非常に緩やかであり、55～59歳層で16万2,500円（20～24歳層14万2,200円の約1.1倍）となった。高卒では55～59歳層で21万3,900円となり、20～24歳層（15万6,200円）の約1.4倍、高専・短大卒では55～59歳層で31万2,100円で20～24歳層（16万7,300円）の約1.9倍、大卒では55～59歳層で39万5,400円で20～24歳層（18万8,000円）の約2.1倍となっており、学歴が高いほど年齢間格差が大きい（第1-11図、付表45）。

(千円) 第1-11図 学歴、年齢階級別女子労働者の所定内給与額



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(平成3年6月)

ハ 新規学卒者の初任給

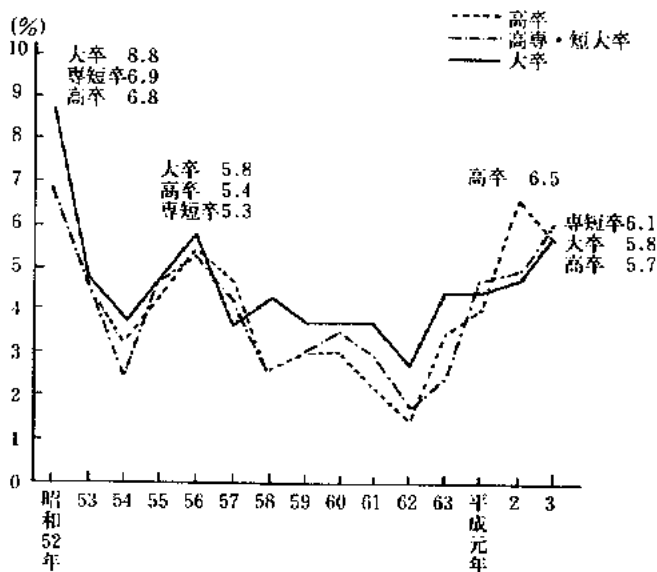
女子新規学卒就職者(平成3年3月卒)の初任給は、中卒で11万4,800円(対前年比7.2%増)、高卒13万3,200円(同5.7%増)、高専・短大卒14万6,500円(同6.1%増)、大卒(事務系)17万1,200円(同5.7%増)、大卒(技術系)17万6,300円(同5.8%増)と、各学歴とも前年に引き続き高い上昇率となった。(第1-12図、付表47)。

また、初任給について各学歴の男子を100.0として男女間格差をみると、中卒で93.0、高卒で94.6、高専・短大卒では94.5、大卒事務系で96.2、技術系で97.0と高学歴のほうが格差は小さい。

(2) 労働時間

労働省「毎月勤労統計調査」(事業所規模30人以上)によると、平成3年の女子常用労働者1人平均月間総実労働時間は153.0時間(対前年差2.3時間減)で、うち所定内労働時間は146.2時間(同1.9時間減)、所定外労働時間は

第1-12図 学歴別初任給の対前年上昇率の推移（女子）



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」（各年6月）

6.8時間（同0.4時間減）であった。一方、男子は総実労働時間は176.2時間（同3.2時間減）で、所定内労働時間は157.3時間（同2.2時間減）、所定外労働時間は18.9時間（同1.0時間減）と、ともに減少した。また、平均月間出勤日数は女子では20.5日（同0.2日減）、男子は20.9日（同0.3日減）とともに減少した（付表48）。

女子の労働時間を産業別にみると、総実労働時間では鉱業（164.5時間）が最も長く、次いで建設業（164.4時間）、製造業（157.8時間）となっている。所定内労働時間でも、建設業（158.1時間）、鉱業（157.6時間）、製造業（150.2時間）が長く150時間台、サービス業（149.4時間）その他の産業で140時間台となっており、金融・保険業（135.6時間）、卸売・小売業、飲食店（138.1時間）では他産業より短く130時間台となっている（付表49）。

(3) 母性保護等

イ 出産者の割合

労働省「女子雇用管理基本調査－母性保護等実施状況調査－」（事業所規模30人以上）によると、平成3年1年間に出産した女子労働者の割合は、全女子労働者の1.4%（有配偶の女子労働者の2.8%）を占めている（付表50）。

出産した女子労働者の割合を産業別にみると、サービス業で2.0%、製造業で1.3%、金融・保険業で1.1%となっている。

ロ 妊娠・出産による退職者

妊娠・出産と女子労働者の退職との関係についてみると、妊娠・出産により退職した者の割合は、平成3年中に妊娠及び出産した女子労働者の31.2%であった（付表55）。

ハ 産前産後休業

産前及び産後休業を取得した女子労働者（単胎妊娠の場合）の1人当たり平均休業日数は産前38.5日、産後58.1日であり、多胎妊娠の場合についてみると、産前52.4日、産後58.8日となっている（付表51）。

産前産後休業の取得日数別構成比をみると、単胎妊娠の場合、産前休業については36～42日が31.4%、次いで43～56日が26.6%と6週間前後の取得者の割合が高く、これらで過半数を占めている。産後休業については56日（8週間）取得した者が63.2%を占める。

休業中の賃金については、無給とする事業所の割合が62.7%、有給とする事業所の割合が36.7%（うち全期間100%有給とする事業所30.1%）であった。

ニ 育児時間

出産後引き続き勤務している女子労働者（育児休業者も含む）のうち、育児時間を請求した者の割合は19.7%であった（付表52）。請求時間別に構成比をみると、「1日2回各30分」の請求者が46.2%と最も高く、次いで「1日1回60分」が29.9%となっている。

ホ 生理日の就業が著しく困難な女子に対する措置

女子労働者のうち休暇を取得した者の割合は7.0％で、請求者1人当たりの年間請求回数は4.1回、年間請求日数は5.1日となっている（付表53）。また、休暇中の賃金については、有給とする事業所の割合が55.6％、無休とする事業所の割合が43.7％となっている。

ヘ 妊娠中及び出産後の健康管理に関する配慮及び措置

妊娠中及び出産後の通院休暇制度を有する事業所の割合は27.5％、妊婦の通勤緩和措置を有する事業所の割合は20.0％、妊娠障害休暇制度を有する事業所の割合は18.9％となっている（付表54）。

(4) 育児休業その他

イ 育児休業制度

平成4年4月1日より「育児休業等に関する法律」が施行されているところであるが、労働省「女子雇用管理基本調査」（平成2年）により法施行前の状況を見ると、育児休業制度（産後休業後、育児のために一定期間休業を認める制度）を有する事業所の割合は21.9％と、前回調査（19.2％）に比べ2.7％ポイントの上昇となっている。また、育児休業制度の適用をうける女子労働者の割合は全体の30.8％となっている（付表56）。

産業別に育児休業制度を有する事業所の割合をみると、サービス業（45.3％）、電気・ガス・熱供給・水道業（27.8％）で高い。

また、大規模事業所ほど割合が高く、500人以上規模で37.5％となっている。

ロ 女子再雇用制度

女子再雇用制度（出産、育児等により退職した女子を再び自社に雇い入れる制度をいい、企業グループで実施しているものを含む。定年後の再雇用は含まない。）を有する事業所の割合は14.8％で、産業別には、金融・保険業で32.6％と高い（付表57）。

ハ 介護休業制度

介護休業制度（家族等の介護のために一定期間休業を認める制度をいい、

配偶者の出産に伴う休暇や家族の介護のために年次有給休暇を取得することは除く。)を有する事業所の割合は13.7%で、500人以上規模事業所については20.0%と規模の大きい事業所において割合が高くなっている(付表58)。

(5) 勤労者世帯の家計

イ 収入の動向

総務庁統計局「家計調査」によると、平成3年の勤労者世帯1世帯当たりの1か月の平均実収入は54万8,789円で、前年に比べ名目5.2%増と2年に引き続き堅調な増加となった(付表59)。

実収入の内訳をみると、世帯主の勤め先収入は、44万8,226円で前年に比べ4.1%の増加であった。妻の勤め先収入は4万9,621円で前年に比べ12.5%の大幅な増加となった。

共働き世帯と世帯主のみ働いている世帯で比較してみると、共働き世帯の実収入は1世帯当たり1か月59万2,679円(対前年比6.5%増)、世帯主のみ働いている世帯は49万3円(同2.8%増)で、共働き世帯は世帯主のみ働いている世帯を21.0%上回っている。なお、共働き世帯の世帯主の勤め先収入は世帯主のみ働いている世帯を4.9%下回っているが、両者の差は昭和63年(10.4%)以降縮小しており、54年以降最も小さくなった。

共働き世帯の妻の勤め先収入は11万9,790円で、実収入に占める妻の勤め先収入の割合は20.2%である(付表60)。

ロ 支出の動向

「家計調査」によると、平成3年の勤労者世帯1世帯当たり1か月の消費支出は34万5,473円で、前年に比べて4.2%の増加となった。

消費支出の内容を共働き世帯(消費支出36万3,597円)と世帯主のみ働いている世帯(同31万7,351円)で比較してみると、共働き世帯では「その他の消費支出のうちの仕送り金」、「教育」、「食料のうちの外食」、「被服及び履物のうちの洋服」、「交通通信のうちの自動車等関係費」の占める割合が世帯主のみ働いている世帯に比べ高くなっており、仕送り金等教育関係費は支出金

額でみると約1.7倍、仕送り金のみでは約2.5倍となっている。

消費支出以外では、土地家屋借金返済も共働き世帯で高く、金額で世帯主のみ働いている世帯を40.5%上回り、約1.4倍の返済を行っている（付表60）。

（6）労働組合

労働省「労働組合基礎調査」によると、平成3年6月末現在の単位労働組合の女子労働組合員数は345万5,932人で、前年に比べ6万3,000人（1.8%）増加した。男子は6万7,000人（0.8%）増加であったため、組合員総数に占める女子の割合は28.0%と前年より0.2%ポイント上昇した（付表61）。

女子組合員の産業別の割合をみると、サービス業が24.1%と最も多く、次いで製造業23.0%、金融・保険業19.4%、卸売・小売業、飲食店11.9%となっており、この割合は近年大きな変化はみられない。また、組合員総数に占める女子の割合を産業別にみると、金融・保険業（57.1%）、サービス業（44.1%）、卸売・小売業、飲食店（37.6%）で高くなっている（付表62）。

女子の推定組織率（雇用者数に占める労働組合員数の割合）は17.7%で、前年を0.6%ポイント下回った。男子も前年より0.6%ポイント低下して28.5%となった（付表61）。女子雇用者は組織率の低い中小企業や第3次産業に多く雇用されていること、女子雇用者の約3割を占めるパートタイム労働者の組織率が低いこと等により、女子の組織率は男子より低くなっていると考えられる。

5 パートタイム労働の状況

（1）パートタイム労働者の増加

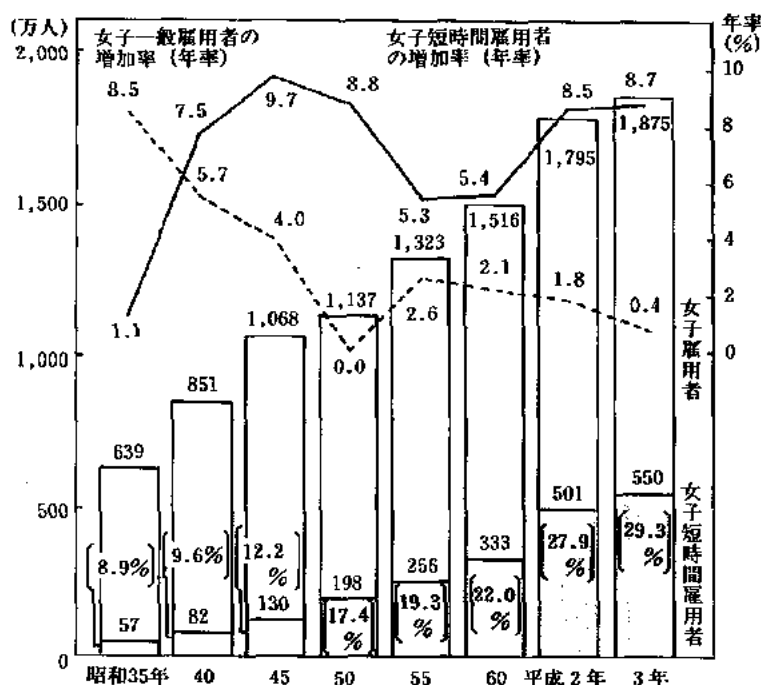
近年、女子を中心としたパートタイム労働者の増加が著しい。

パートタイム労働者については、各種統計調査もそれぞれの調査目的に応じ異なった定義によりその実態を把握していることから、パートタイム労働者数を正確にとらえるのは困難である。

そこで総務庁統計局「労働力調査」により週間就業時間が35時間未満の非

農林業の短時間雇用者（以下、「短時間雇用者」という。）をみると、平成3年平均で802万人、そのうち女子は550万人（短時間雇用者総数の68.6％）で、前年に比べ49万人（9.8％）増加した。最近10年間の推移を見ると、一貫して増加し、その増加率は、女子一般雇用者の増加率を上回っている。また、女子雇用者全体に占める短時間雇用者の割合は、29.3％とさらに上昇し

第1-13図 女子短時間雇用者数及び増加率の推移（非農林業）



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

- 注) 1 「雇用者」とは、雇われている者（常雇、臨時雇及び日雇）及び会社、団体の役員をいう。ただし、休業者は除く。
 2 「短時間雇用者」とは、週間就業時間が35時間未満の者をいう。
 3 「一般雇用者」とは、週間就業時間が35時間以上の者をいう。
 4 () 内は、雇用者に占める短時間雇用者の割合である。
 5 昭和35、40年の数字は時系列接続用に補正していない。

た（第1-13図、付表63）。

（2）パートタイム労働者の就業実態

イ 就業分野

総務庁統計局「労働力調査」により女子短時間雇用者数を産業別にみると、卸売・小売業、飲食店が189万人で最も多く34.4%、次いでサービス業が157万人で28.5%、製造業が120万人で21.8%となっており、これら3産業で84.7%が雇用されている（付表64）。

総務庁統計局「労働力調査」により女子短時間雇用者数を企業規模別にみると、1～29人規模が248万人で最も多く女子短時間雇用者の45.1%、次いで500人以上規模が108万人で19.6%となっている。1～29人規模の構成比は最も高いものの低下傾向にあり、逆に規模の大きい企業では上昇傾向にある（付表65）。

また、労働省「毎月勤労統計調査」⁽¹⁶⁾により平成3年の女子常用労働者中に占めるパートタイム労働者の比率を産業別にみると、卸売・小売業、飲食店で最も高く4割を超え（事業所規模5人以上43.52%）、次いで製造業（同26.82%）、運輸・通信業（同21.23%）となっており、産業計では事業所規模5人以上で26.65%である（第1-5表）。

規模別にみると、5～29人規模では31.97%、30～99人規模では25.10%、100～499人規模では21.66%、500人以上規模では14.80%と、規模が小さくなるほど、パートタイム労働者の比率が高くなっている。

注）パートタイム労働者の定義は、1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者、又は、1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者をいう。

ロ 年齢構成

女子パートタイム労働者の年齢構成について、労働省「賃金構造基本統計調査」⁽¹⁷⁾により3年の状況を見ると、調査対象の女子パートタイム労働者のうち35～44歳層が33.8%（2年34.9%）、45～54歳層が32.3%（同33.3%）で

第1-5表 産業別、事業所規模別女子パートタイム労働者比率
(事業所規模5人以上)

産 業	女子パートタイム 労働者比率
	%
調 査 産 業 計	25.65
鉱 業	9.38
建 設 業	12.11
製 造 業	26.82
電気・ガス・熱供給・水道業	5.08
運 輸・通 信 業	21.23
卸売・小売業、飲食店	43.52
金 融・保 險 業	7.66
不 動 産 業	15.72
サ ー ビ ス 業	18.56
5 0 0 人 以 上	14.80
1 0 0 ～ 4 9 9 人	21.66
3 0 ～ 9 9 人	25.10
5 ～ 2 9 人	31.97

資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」(平成3年)

あり、これに55歳以上層の15.1%(同13.0%)を加えると、35歳以上の者は81.2%と前年同率となったが、55歳以上層の割合が高まっている。

注) パートタイム労働者の定義は、①1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者、
②1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者のいずれかに該当する労働者をいう。ただし、1週の所定労働日数が当該事業所における一般的な所定労働日数より少ない労働者であっても、1日の所定労働時間が、一般的な所定労働時間よりも長いものは除く。

ハ 勤続年数

女子パートタイム労働者の平均勤続年数を「賃金構造基本統計調査」によりみると、各規模、各産業ともほぼ一貫して長期化傾向にある。産業計では3年は平均4.6年となり、10年間で1.3年の伸びとなった。また産業別にみる

と製造業で5.2年と最も長い（付表66）。

ニ 労働日数、労働時間数

「賃金構造基本統計調査」によると、女子パートタイム労働者の1日当たり所定内実労働時間数は5.9時間で前年と同様となり、月間実労働日数は21.2日と前年より0.5日減となった。産業別にはあまり大きな変化は見られないが、製造業では他の2産業に比べ労働時間がやや長い（付表67）。

所定内実労働時間を時間階級別の労働者分布でみると、5.5～6.5時間未満が25.6%と最も多く、6.5時間までが6割以上を占める（第1-6表）。

第1-6表 女子パートタイム労働者の産業、1日当たり
所定内実労働時間数の階級別労働者分布（企業規模計）
（単位：%）

産 業	計	～ 2.5 時間 未満	2.5 ～ 3.5 時間	3.5 ～ 4.5 時間	4.5 ～ 5.5 時間	5.5 ～ 6.5 時間	6.5 ～ 7.5 時間	7.5 ～ 8.5 時間	8.5 ～ 9.0 時間 未満
計	100.0	1.8	4.4	12.1	18.7	25.6	21.1	15.3	1.0
製 造 業	100.0	0.4	2.4	5.2	12.7	32.1	27.7	19.0	0.5
卸売・小売業、飲食店	100.0	2.0	4.7	16.3	24.6	21.3	16.9	12.7	1.4
金 融 ・ 保 険 業	100.0	0.1	1.2	5.8	22.7	35.6	23.5	10.9	0.3
サ ー ビ ス 業	100.0	4.5	7.9	17.2	17.7	20.6	17.0	13.8	1.3

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」（平成3年6月）

注）計は上掲の産業のほか、鉱業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業及び不動産業を含む。

ホ 賃金

パートタイム労働者の賃金支払形態は、パートタイム労働者各人の1日当たりの時間の長さや時間帯が異なり、各人の管理も時間での対応が主となることから、時間給により支払われる場合が多く、労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成2年）によると、女子パートタイム労働者では時間給

となる者が82.4％，次いで日給が9.3％，月給が6.7％となっている。

次に、「賃金構造基本統計調査」により女子パートタイム労働者の賃金水準をみると，女子パートタイム労働者の1時間当たりの所定内給与額は770円で，前年に比べると8.1％の大幅な上昇となり，前年の上昇率（7.6％）を上回った（付表68）。

年齢階級別にみると，20～24歳が877円と最も高く，次いで25～29歳が829円と，20歳台では800円を超え，パートタイム労働者に占める割合が高い35～54歳の年代層は750～760円台に集中している。

産業別にみると，金融・保険業（889円），サービス業（864円）が高く，最も低い製造業（713円）に比べると，それぞれ24.7％，21.2％高くなっている。

企業規模別にみると，1,000人以上規模で820円と高く，100～999人規模で769円，10～99人規模で744円となっている。これを1,000人以上規模を100として企業規模間格差をみると，100～999人規模で93.8，10～99人規模で90.7となる。

また，女子パートタイム労働者に支給された年間賞与その他特別給与額（支給されていない者を含めた平均）は，9万2,400円となっている（付表69）。産業別にみると，製造業が一番高く11万9,300円，次いで金融・保険業11万8,300円，サービス業7万7,900円，卸売・小売業，飲食店7万4,400円となっている。企業規模別にみると，1,000人以上規模10万4,000円，100～999人規模9万6,200円，10～99人規模8万3,400円である。規模間格差は，1,000人以上規模を100として，100～999人規模で92.5，10～99人規模で80.2となる。

6 家内労働の動向

(1) 家内労働者の就業状況

イ 家内労働者数

労働省「家内労働概況調査」（平成3年）によると，3年9月現在の家内労

働者（家内労働者とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者から、主として労働の対償を得るために、原材料等の提供を受けて物品の製造又は加工等に従事する者であって、同居の親族以外の者を使用しないことを常態とする者である。）数は84万8,200人で前年に比べ5万5,200人（6.1％）の減少となっている。このうち女子は79万4,500人、男子は5万3,700人、類型別には、家庭の主婦や高齢者等が家計の補助等のために従事する「内職的家内労働者」が79万2,300人（家内労働者総数に占める割合93.4％）、世帯主が本業として従事する「専業的家内労働者」が4万6,700人（同5.5％）、農業や漁業の従事者などが本業の合間に従事する「副業的家内労働者」が9,200人（同1.1％）となっており、女子の内職的家内労働者が大多数を占めている（付表70）。

家内労働者数の把握を始めた昭和45年からの推移をみると、45年から48年まではほぼ横ばいで180万人台であったが、その後減少に転じ63年に100万人を割り、平成2年からは45年当時の半数以下となっている。

家内労働者の減少について、委託者側の要因としては、産業構造の変化、開発途上国での生産への切り替え、品質管理の徹底、工場内生産への切り替え等家内労働に対する需要の減少が考えられる。家内労働者特に女子家内労働者側の要因としては、家事負担の軽減及び経済的理由等からパートタイム労働など雇用者としての就業指向が高まっていることが挙げられる。

労働省「家内労働実態調査」（平成3年）により女子の内職的家内労働者の就業意識をみると、家内労働の継続を希望する者の割合は88.1％、家内労働をやめたい者の割合は11.7％となっており、これらの者の希望する就業形態等をみると、パートタイム労働者として働きたいと思っている者は34.6％を占めている。

ロ 業種別状況

「家内労働概況調査」により女子家内労働者の従事する業種をみると、最も多いのは「衣服・その他の繊維製品」が26万7,200人（女子家内労働者総数に占める割合33.6％）、「電気機械器具」が17万400人（同21.4％）、「繊維工

業」が10万100人（同12.6%）、「その他（雑貨等）」が10万7,700人（同13.6%）となっており、これら4業種で女子全体の8割を占めている（付表71）。

ハ 家内労働者の年齢、経験年数

「家内労働実態調査」により、家内労働者の年齢をみると、女子は40～50歳未満層が35.1%と最も多く、次いで50～60歳未満層が22.0%、30～40歳未満層が21.6%となっている。男子は60～70歳未満層が31.9%、50～60歳未満層が31.7%、40～50歳未満層が17.5%となっており、女子は男子に比べ比較的若い層の割合が高い。このため、女子の平均年齢は47.6歳、男子は57.6歳と女子の方が10歳若くなっている。

家内労働者の家内労働に従事してきた経験年数は、女子は「10年以上」が35.2%、「3～6年未満」が24.0%となっており、男子は「10年以上」が61.1%と半数以上を占めている。平均経験年数は女子は8年5か月、男子は17年2か月である。

(2) 家内労働者の労働条件

イ 就業日数、就業時間

家内労働者の9月中の就業日数は、女子は「20～25日未満」が46.3%、次いで「25日以上」が23.9%となって、20日以上が約7割である。男子は「25日以上」が46.9%、「20～25日未満」が37.8%と20日以上が8割強を占めている。1人平均就業日数は女子は20.2日、男子は22.6日となっている。

家内労働者の1日の平均就業時間は、女子は「4～6時間未満」が33.6%と最も多く、次いで「6～8時間未満」が30.0%となっており、8時間未満の者が約8割を占めている。男子は「8～10時間未満」が24.4%、「12時間以上」が21.4%、「10～12時間未満」が21.3%となっており、8時間以上の者が6割強を占めている。平均就業時間は、女子は5.7時間、男子は8.9時間となっている。

就業日数及び就業時間ともに男子の方が長くなっているが、これは男子は

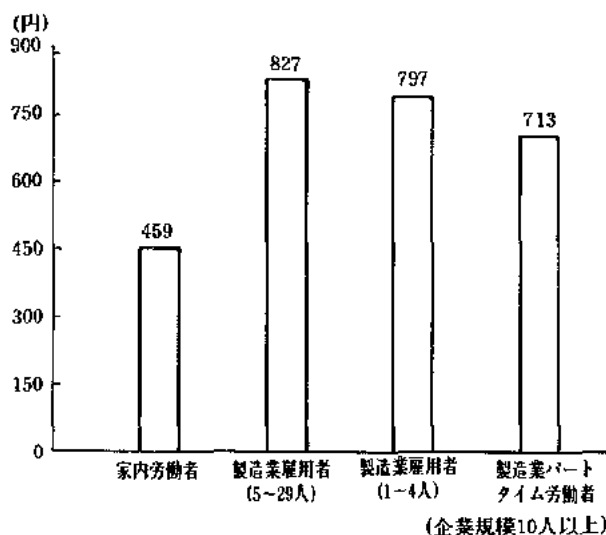
女子に比べ専門的・家内労働者の割合が高いことによると考えられる。

ロ 工賃

3年9月における家内労働者1人1時間当たりの工賃額（必要経費及び補助者の工賃は除く。）は、女子では「200～400円未満」が最も多く38.4%、次いで「400～600円未満」が29.6%となっている。男子は「400～600円未満」17.9%、「200～400円未満」17.6%、「600～800円未満」が14.4%、「800～1,000円未満」が13.3%となっている。男子は200円から1,000円を中心に分布しているが、女子は200～600円に6割強と比較的低い階級に集中している。このため、1人1時間当たりの平均工賃額は女子は459円、男子は835円で、女子は男子の約5割となっている。

なお、雇用者の平均賃金と比較すると、女子家内労働者の平均工賃額は規模5～29人及び1～4人の製造業事業所における女子雇用者1人1時間当たりの賃金額（それぞれ827円、797円。きまって支給する現金給与額を月間実労働時間で除して算出）の5割強となっている。さらに、製造業のパートタイム労働者の1時間当たりの所定内給与額（713円）と比較しても64.4%にすぎない（第1-14図）。

第1-14図 女子家内労働者の工賃と女子雇用者の賃金比較（1時間当たり）



資料出所 労働省「家内労働実態調査」(平成3年9月)…家内労働者
 同「毎月勤労統計調査」(平成3年9月)…製造業雇用者(5~29人)
 同「毎月勤労統計調査特別調査」(平成3年7月)…製造業雇用者(1~4人)
 同「賃金構造基本統計調査」(平成3年6月)…製造業パートタイム労働者

- 注) 1 製造業雇用者(5~29人及び1~4人)については、婦人局において、「き
 まって支給する給与」を当該月の総実労働時間で除したものである。
 2 パートタイム労働者については所定内給与である。
 3 ()内は事業所規模を表している。

Ⅱ 高齢化社会と女性

はじめに

現在、我が国においては、諸外国に例を見ない速さで人口の高齢化が進行しているが、この高齢化は女性にとってより大きな問題であるとの指摘がある。高齢者の約6割を女性が占めており、今後到来する高齢社会とはおばあさん社会であるとも言われていること、そのため介護を要する者の多くが女性であり、同時に介護を担う者のほとんどが女性であるという実態が存在するからである。

また、労働者の家族介護の問題は労働問題の一つとしても認識されるようになってきている。

ここでは高齢化社会における女性の問題や、職業と家庭の問題について考える端緒となるように、次の3つの視点から見ていきたいと考える。

- ① はじめに高齢化の進行と家族等の変化を把握し、次いで高齢化社会の大きな問題となる介護問題についてその現状と対策の推進等について概観する。
- ② 次に、家族の介護は労働者にとって職業を継続していく上で大きな問題となってきている。現在、介護施設や介護サービスの充実が進められているが、同時に要介護家族を有する労働者が就業を継続しながら介護を行うことを可能にする介護休業制度等の普及が求められている。こうしたことから介護休業制度をはじめとする企業における仕事と介護との両立支援措置についてその現状と課題を把握する。
- ③ 最後に、女性の高齢人口の増加は男性を上回って進むことが予想されているものの、これまで高齢女性の現状について十分な把握がなされてきたとは言いがたいので、高齢女性の就業や生活に関する実態を基礎に、高齢女性問題の現状を把握する。

1 高齢化の状況

(1) 人口の高齢化

平成3年10月1日現在における65歳以上の高齢者の人口（老年人口）は、1,558万2千人であり、総人口の12.6%を占めている。この高齢化率は昭和45年には7.1%であったのが平成2年には12.0%に上昇し、今後も急速な高齢化が進むことが予測されている。なかでも75歳以上の後期老年人口が著しく増加し、昭和60年の471万2千人が平成3年までに153万人増加し624万2千人となっている。

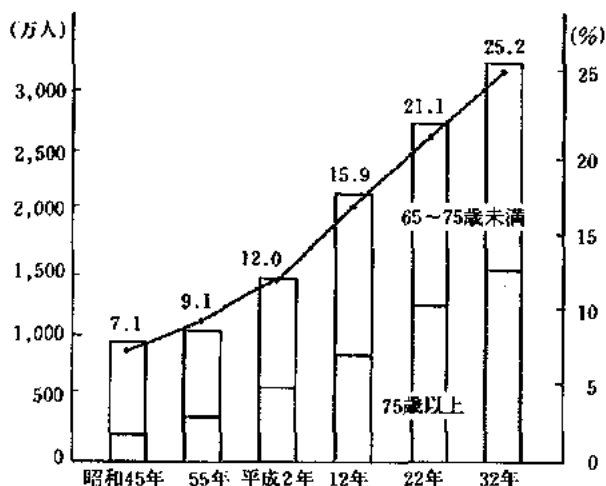
この老年人口を男女別にみると、65～74歳人口の57.9%を女性が占めているが、75歳以上人口ではその割合は62.6%と一層高くなっている。また女性の高齢化率は14.7%（男性10.3%）となっており、女性において高齢化が一層進行している。

厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成3年6月暫定推計）によると、今後平成12年（西暦2000年）までに老年人口は約600万人、このうち後期老年人口は約240万人増加することが予測されている。このうち女性は、約350万人、約180万人と、男性を上回って増加することが予測されている（第2-1図）。

このような高齢化は、平均寿命の伸長とともに、出生率の低下によって引き起こされるところも大きい。平均寿命（0歳の平均余命）をみると、昭和30年の女67.75年、男63.60年から平成3年現在、女82.11年、男76.11年へと伸びており、世界一の長寿国となっている。

一方、出生率の低下については、近年の晩婚化の影響も大きい。女性の未婚率をみると、昭和50年から平成2年にかけて、20歳台後半で20.9%から40.2%、30歳台前半で7.7%から13.9%と大幅な上昇となっている。女性の平均初婚年齢もこの15年間で24.7歳から25.9歳へと、1.2歳上昇している。

第2-1図 老年人口、高齢化率の推移



資料出所 平成2年までは総務庁「国勢調査」
平成12年以降は厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成3年6月暫定推計）」

注) 高齢化率 = $\frac{65歳以上人口}{総人口}$

また、夫婦の完結出生児数（これ以上子供を生む可能性がほとんどなくなった夫婦の出生児数）をみると、昭和20年代半ばまでに生まれたいわゆる団塊世代層の女性までは、出生児数2.2人程度の状況が続いている。それ以降の年齢層の夫婦については完結出生児数は未だ確定されていないものの、近年の晩婚化の傾向からみてその完結出生児数が減少することが予想されている（厚生省人口問題研究所「出産力調査」）。

なお、合計特殊出生率については、平成3年で1.53であり、2年1.54より0.01ポイントの低下であり、これまでに比べるとやや低下幅の減少が見られた。

(2) 長寿社会のイメージ

総理府「長寿社会に関する世論調査」(平成3年)では、人生80年時代といわれ、人々が長生きをするようになったいわゆる長寿社会に対して、どのようなイメージを持っているかを聞いている。

長寿社会とは「明るい社会か暗い社会か」という問いについては、「明るい・どちらかといえば明るい」が47.4%であり、「暗い・どちらかといえば暗い」(39.9%)を上回っている。同時に、活気の有無については、「活気がない・どちらかといえばない」(47.0%)との答が「ある・どちらかといえばある」(39.9%)を上回っている。

さらに、長寿社会の問題点の中で最も重要な点としては、「寝たきりなどの高齢者の介護」(24.7%)が女性を中心に最も多く挙げられている。次いで「年金の給付と負担のバランス」が18.8%、「医療・福祉施設の確保」が14.7%となっている。

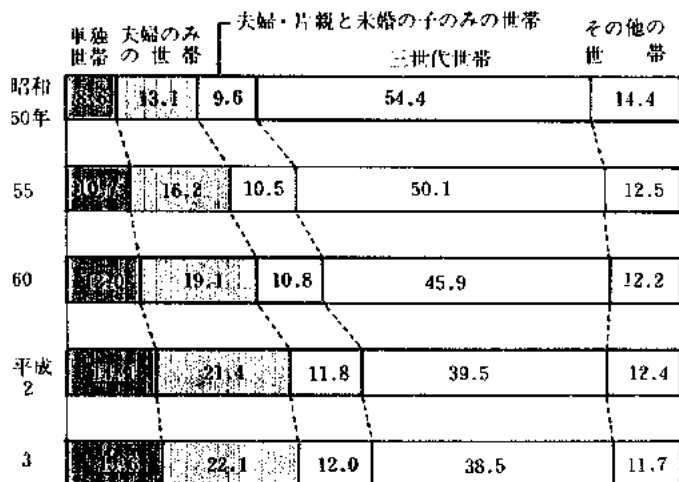
高齢者に対するイメージとしては、「昔の高齢者に比べて年齢のわりには元気である」については、9割の者が「そう思う・どちらかといえばそう思う」と答えている。しかし「多くの高齢者が生きがいを持って生活している」についてそう答える者は48.2%であり、「社会を構成する重要な一員であり、積極的な役割が期待されている」については51.8%といずれも5割前後である。元気な高齢者のいきがい、役割という面では未だ課題が残っていることがうかがわれる。

(3) 世帯の変化

イ 高齢者のいる世帯の増加

65歳以上の高齢者のいる世帯は1,161万3千世帯であり、総世帯数の28.7%を占めている(厚生省「国民生活基礎調査(平成3年)」)。高齢者のいる世帯を世帯構造別にみると、三世代世帯(38.5%)、次いで夫婦のみの世帯(22.1%)、単独世帯(15.6%)の順になっている。年次推移をみると、単独世帯及び夫婦のみの世帯の割合が増加している(第2-2図)。

第2-2図 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯の構成割合の推移



資料出所 厚生省「国民生活基礎調査」
60年以前は「厚生行政基礎調査」

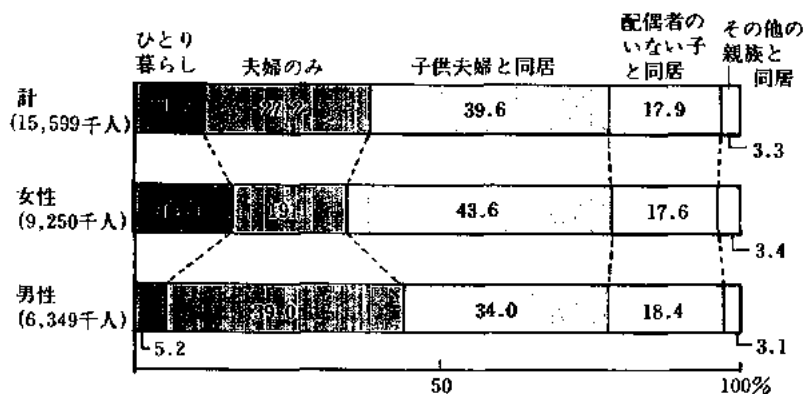
65歳以上の者の家族形態をみると、「子との同居」は57.6%、「夫婦のみ世帯」が27.2%である。「ひとり暮らし」は11.6%で、年々増加の傾向にある。男女別にみると、女性については、有配偶比率の差を背景に「夫婦のみ世帯」が19.1%と、男性の「夫婦のみ世帯」(39.0%)より少なく、「ひとり暮らし世帯」(16.0%)と「子との同居」(61.2%)が多い(第2-3図)。

ロ 高齢者世帯の増加

このような人口の高齢化、世帯規模の縮小は高齢者だけで構成される「高齢者世帯」の増加をもたらしている。

高齢者世帯(原則として男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成するか又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯)は471万1千世帯で世帯総数に占める割合は昭和40年代の3～4%から上昇して平成元年には1割を超え、3年には11.6%を占めるようになった(厚生省「国民生活基礎調査」付表72)。

第2-3図 家族形態別高齢者数（65歳以上）の構成割合



資料出所 厚生省「国民生活基礎調査」(平成3年)

高齢者世帯のうち47.0%が単独世帯であるが、この単独世帯の8割以上は女性の一人暮らし世帯である。

この高齢者世帯についてその経済状況をみると、まず平均所得金額（所得額は平成2年のもの）は289.8万円であり、全世帯（596.6万円）のほぼ半程度であるが、世帯人員1人当たり平均でみると181.9万円と全世帯（183.6万円）とはほぼ同程度である。所得の種類別にみると、「公的年金・恩給」が54.8%（158.8万円）で最も多く、稼働所得は30.4%（88.2万円）となっている。所得金額階級別に世帯数の分布をみると、高齢者世帯では「100万円～150万円未満」が16.5%と最も多く、「150万円～200万円未満」が14.9%で続き、第Ⅰ四分位階級（300万円未満）に7割が集中している。

生活程度に関する意識をみると、高齢者世帯では「普通」と答えたものが57.1%と多く、「やや苦しい」は25.8%、「大変苦しい」が9.5%となっており、この割合は世帯全体と同程度（それぞれ 55.4%、28.6%、9.2%）となっている。

ハ 親子の同居に関する意識

核家族化の進行によって子供世帯と親との同居率は徐々に低下している。前出の「国民生活基礎調査」による65歳以上で子供と同居している者の割合は57.6%であるが（第2-3図）、この高齢者の子供との同居率は、昭和55年の69.0%から徐々に低下して、平成元年に60.0%となっている。

総務庁「老後の生活と介護に関する調査」（昭和62年）では、親と既婚子の同居に関する意識を60歳台の者と30～40歳台の者とに分けて聞いている。これによると一般的な場合には、子供世代と親世代の同居志向にはかなりの差があるが、「夫婦のどちらかの身体が弱くなったとき」「夫婦のどちらかが一人になったとき」には、子供世代の親と同居するのがよいとする者の割合が、特に娘夫婦と同居するのがよいとする者の割合を中心に高くなっており、親世代と子世代の同居に関する意識が接近していることがわかる（第2-1表）。

第2-1表 親子の同別居に関する意識

親の状況別	世代	息子夫婦と同居 するのがよい	娘夫婦と同居 するのがよい	子供夫婦とは 別居がよい	わから ない
一般的な場合	60歳台	50.8	10.5	28.9	9.8
	30～40歳台	39.7	11.5	36.7	12.1
夫婦のどちら かの身体が弱 くなったとき	60歳台	60.9	14.9	13.3	10.9
	30～40歳台	59.3	21.6	7.1	12.0
夫婦のどちら かが一人にな ったとき	60歳台	62.5	15.5	11.2	10.8
	30～40歳台	60.2	22.7	5.4	11.7

資料出所 総務庁「老後の生活と介護に関する調査」（昭和62年）

注） 60歳台は「既婚子との同居意識」、30～40歳台は「親との同居意識」である。

一方で自分の子供との同居については、総理府「長寿社会に関する世論調査」（平成3年）により、子供との住まい方に関する希望意識をみると、20～59歳までの者では「簡単に往来できる程度の所に住む」が27.4%で最も多

く、次いで「子供と同居する」(24.1%)「介護が必要になったら子供と同居する」(15.9%)「子供と同じ敷地内あるいは団地内程度で、隣あって住む」(12.4%)が続いている。

(4) 介護の実態

イ 要介護者の増加

後期老年人口の増加は、介護を要する者の増加につながっていくと考えられる。厚生省「国民生活基礎調査」(平成元年)により、在宅の要介護者の状況についてみてみよう(平成元年は3年に1度の大規模調査の年に当たり、他の年より詳細な調査が行われている)。

在宅の要介護者で65歳以上の者の数は、女性37万9千人、男性25万1千人であり、このうちねたきり者は20万3千人、13万2千人となっており、介護を受ける側においても女性の割合が高い。

年齢別にねたきり者の出現率(人口千対)をみると60～69歳の女性では3.7(男性5.5)であるのに対し、70～79歳では16.7(男性21.2)と高くなり、80歳以上では男性に比べより高齢の者が多いこともあって75.5(男性59.8)と男性をかなり上回っている。

なお、上記調査が世帯を対象としているので、在宅以外の者の状況について総務庁「国勢調査」(平成2年)によりみると、65歳以上で病院・診療所に3月以上入所している女性は26万2千人(男性12万6千人)となっており、65歳以上人口の2.9%(男性2.1%)を占める。さらに老人ホーム等の社会施設入所者は女性が17万8千人(男性6万9千人)、65歳以上人口の2.0%(男性1.1%)を占めている。

また、要介護老人とその関係施設、対策をみると、ねたきり老人数70万人程度のうち、在宅で福祉サービスを受ける者は24万人程度、特別養護老人ホーム入所者は16万人程度、老人保健施設利用者は5万人程度、長期入院患者は25万人程度となっている(第2-2表)。

第2-2表 要介護老人の将来推計と関係施設の整備

	65歳以上人口	ねたきり老人数	老人保健施設	福祉サービス等		長期入院患者数 (6ヵ月以上)
				在宅	特別養護老人ホーム	
	万人	万人	万人	万人	万人	万人
平成2年度	1,500	70程度	5程度	24程度	16程度	25程度
7年度	1,800	85程度	15～17程度	29～31程度	20程度	18～20程度
12年度	2,100	100程度	26～30程度	33～37程度	24程度	10～14程度

資料出所 厚生省「老人福祉のてびき」

ロ 介護者の状況

次に老人介護は専ら女性が担っているといわれているが、その実態をみてみよう。前出「国民生活基礎調査」(平成元年)では、ねたきり老人(65歳以上で6月以上ねたきりの者)の介護に当たっている者は、同居の場合(87.0%)には「子の配偶者」が37.4%を占めて最も多く、次いで「配偶者」28.2%、「子」17.9%となっている。このうち女性が87.4%を占めている(第2-4図)。

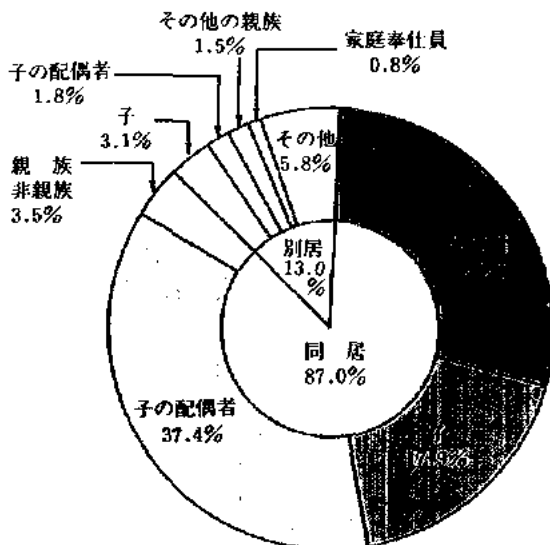
厚生省「人口動態社会経済面調査(高齢者死亡)」(昭和62年)では、死亡時に70歳以上であった者の介護の状況を調べている。このうち、介護を要した者について主な介護者をみると、「長子の配偶者」(31.1%)が最も多く、次いで「配偶者」(22.2%)である。同居の有無に関わりなく世帯員その他を含めた「親族」の割合は75.6%であり、病院・老人ホームの職員など親族以外の者の割合は約4分の1となっている。

世帯員等の親族である介護者の性別をみるとその94.8%が女性であり、それらの女性の年齢をみると50～59歳が3割を超えて最も多いが、60代の者が22.7%で続き、また70歳以上が16.3%いるなど、高齢者が高齢者の介護をしているケースも多いことがわかる。

ハ 介護に関する意識

次に、介護者についての高齢者の意識をみると、自分がねたきりになった場合に介護を頼む相手方としては、総務庁「老後の生活と介護に関する調査」(昭和62年)でみると、60歳台の女性では嫁が31.5%と最も多く、次いで配偶者が17.9%、娘が16.3%となっており、家族以外も20.0%となっている。一方60歳台の男性では配偶者が71.6%と圧倒的に多く、次に嫁が7.2%となっている。

第2-4図 主たる介護者の続柄別ねたきり老人数の構成割合



資料出所 厚生省「国民生活基礎調査」(平成元年)

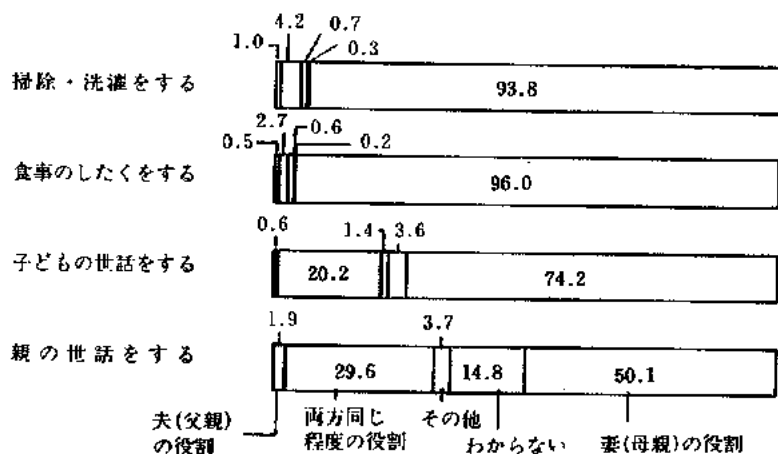
注) ねたきり老人は年齢65歳以上で6月以上ねたきりの者をいう。

高齢女性の中にも介護は女性の役割と考える者が多いものの、5年前に実施した前回調査に比べると嫁の割合(58年41.4%)が減り、配偶者(58年10.9%)と答える者がやや多くなっている。

総理府「女性の暮らしと仕事に関する世論調査」(平成3年)では、有配偶

者（男女計）を対象に家庭生活における日常的な事項についてそれぞれの役割分担（実際の役割及び一般的意識）をきいている。これによると「親の世話をすること」については妻の役割が50.1％、妻と夫両方同じが29.6％であり、他の育児、家事などと比べると妻の役割とする比率は比較的少ない事項といえよう（第2-5図）。

第2-5図 夫婦の役割分担（有配偶者：男女対象）



資料出所 総理府「女性の暮らしと仕事に関する世論調査」（平成3年）

注）実際の役割あるいは一般的意味を聞いている。

同調査では、「今後西暦2000年までに多くなったほうがよいと思う人」を聞いている。最も多いのは、「男は仕事、女は家庭という考えにとらわれない人」（女40.5％、男35.9％）であり、次いで「親の介護に参加する男性」（女39.0％、男26.9％）を挙げる者が多かった。「親の介護に参加する男性」については特に50歳以上の女性において最も高い比率を示している。このように男女の役割分担意識の見直しや、介護への男性の参加を支持する意識が女性

のみならず男性の中にも生じており、介護の役割に関する意識変化の兆しが見られる。

(5) 高齢者福祉サービスの現状

イ 福祉サービスへのニーズ

総務庁「老後の生活と介護に関する調査」(昭和62年)により介護の心配度をみると、60歳台の者は自分がねたきりとなった場合の介護等について、心配することが「よくある」「ときどきある」あわせて54.7%であり、半数以上が心配している。一方、30～40歳台の者を対象に親がねたきりになった場合の介護等についての心配度合いをみると、「よくある」「ときどきある」をあわせて62.7%となっており、親の世代の心配を上回っている。このように中堅世代においても介護に対する不安感が生じており、これを背景に福祉サービス、援助に対するニーズが高まっている

次に実際にねたきり老人を抱えるようになった場合に望ましい援助項目については、60歳台では「入浴サービス」「食事の支度・買物などの手助け」などの直接的サービスを望む者が多くなっているが、30～40歳台では「入浴サービス」のほか「短期入所施設」「税制の減免措置」「日常生活用具の給付や貸与」など、より広範な援助項目を挙げる者が多くなっている。

ロ 公的福祉サービス

(イ) 在宅福祉サービス

高齢者の多くは、介護を必要とするようになっても、住み慣れた地域や家庭で暮らし続けることを希望しているが、在宅介護については家族の負担も大きいことから高齢者の在宅生活を援助することが高齢者福祉の重要な柱となっている。

在宅福祉対策にはホームヘルプサービス事業等の要援護老人対策と高齢者の生きがいと健康作りを推進する社会活動促進対策があり、政府が平成元年に策定した「高齢者保健福祉推進十か年戦略」に基づき、各在宅福祉サービスの拡充が図られているが、その最重点になるのは次の3事業である。

（ホームヘルプサービス事業）

日常生活を営むのに支障のある老人の家庭に対してホームヘルパーを派遣し、老人の日常生活の世話をを行う事業。サービスの内容は食事等の介護、洗濯、清掃等の家事、生活上の相談助言等である。「十か年戦略」では、平成11年度までにヘルパーを10万人（平成3年度約4万人）を目標に増員することとなっている。

（デイサービス事業）

ねたきり老人等をデイサービスセンター等に通わせ、又は居宅に訪問して入浴や食事等のサービスを提供する事業。「十か年戦略」では、デイサービスセンターを平成3年度の約2,600所から平成11年度までに10,000所を目標に増設することとなっている。

（ショートステイ事業）

ねたきり老人等を介護している家族が、急な病気や旅行等によって老人を介護できなくなった時に、特別養護老人ホーム等で老人を一時的に預かり、介護をする事業である。入所の期間は原則として7日以内である。「十か年戦略」では、ショートステイ用ベッドを平成3年度の約11,700床から平成11年度までに50,000床を目標に増設することとなっている。

（ロ）施設福祉対策等

高齢者がねたきり状態等になった場合で在宅での生活ができない場合には、老人福祉施設への入所が必要になる。老人福祉施設には、別表1のような各種施設があり、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」では、平成2年度からの10年間に於いてデイサービスセンター、在宅介護支援センター、特別養護老人ホーム、ケアハウス及び高齢者生活福祉センター等を大幅に整備することが目標に掲げられている。

ハ シルバーサービス事業

以上のような公的福祉サービスの他に、シルバーサービスが急速に拡大している。シルバーサービスとは、民間部門により利用者が高齢者であることを意識して提供されるサービス及び商品であり、その内容には、ホームヘル

(別表1)

施設福祉対策

施設名		事業の概要
入所型	特別養護老人ホーム	65歳以上の寝たきり老人等で、居宅において適切な介護を受けることが困難な者を入所させて養護する。
	養護老人ホーム	65歳以上の人で、心身機能の減退などのために日常生活に支障がある、あるいは住宅に困っている場合等であって、被保護世帯が市町村民税所得割非課税世帯に属する者を入所させて養護する。
	経費老人ホーム	低所得階層に属する60歳以上の者で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を低額な料金で利用させる施設。A型とB型に区分され、A型は給食サービスが付いていて、B型は自炊が原則となっている。
	ケアハウス (平成元年創設)	高齢者のケアに配慮しつつ自立した生活を確保できるよう、車いすでの生活が容易であるなど工夫された住宅としての機能があり、生活相談、給食等のサービスを提供する。
	老人短期入所施設	養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった65歳以上の者を短期間入所させて養護する。
	有料老人ホーム	おおむね60歳以上の健康な老人を入所させ、日常生活上の便宜を提供する。
利用型	シルバーハウジング	単身高齢者、夫婦のみ高齢者を入居対象者とし、10～30世帯に1人の生活援助員（ライフサポートアドバイザー）が配置され、高齢者向けの設備・構造を有し、緊急通報システムが組み込まれた集合住宅。生活指導、相談、一時的な家事援助等のサービスを行う。
	老人デイサービスセンター	65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護の方法の指導その他の便宜を供与する。
	高齢者生活福祉センター	過疎地等の高齢者向けに、介護支援機能、居住機能及び地域における交流機能を総合的に有する小規模の複合施設。
	老人福祉センター	地域の老人に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教育の向上及びレクリエーション等のための便宜を供与する。
	老人憩いの家	地域の老人に対して、無料又は低額な料金で教養の向上、レクリエーション等のための場所を提供し、老人の心身の健康を図る施設、老人クラブの拠点とされており、老人福祉センターより小規模なもの。
型	老人休養ホーム	景勝地、温泉地などの休養地に、老人の保健休養、安らぎと憩いの場として設置された宿泊利用施設。老人が気軽に利用できるように一般の国民宿舎よりさらに低料金になっている。

資料出所 厚生省「厚生白書」(平成3年)

パー派遣などの介護関連サービス、介護機器関連サービス、有料老人ホーム等住宅関連サービス、レジャー、個人年金、介護保険等が含まれる。

これらのシルバーサービスについては、厚生省において、各種調査研究の実施や、ガイドラインによる事業者の指導、融資制度などにより、優良なサービスの供給を確保するなど、シルバーサービスを健全に育成するための指導が行われている。

また、民間の事業者により組織される(社)シルバーサービス振興会は良質なシルバーサービスと認定されたものに対しシルバーマークを交付している。

ニ 介護労働力確保対策

介護サービスが確実に提供されていくためには、介護業務に携わる労働者の確保が必要であるが、最近の人手不足の傾向を背景として、その確保が困難となってきた。このような状況のなかで、厚生省においてはホームヘルパーや社会福祉施設職員の勤務条件等の改善、養成立の強化、就業の促進等を図っている。

また平成4年7月より、介護労働者の雇用管理の改善を促進することにより、介護労働者の福祉の増進を図り、もって介護労働力の確保に資することを目的として、「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が施行されている。これにより、労働大臣は「介護雇用管理改善計画」を策定し、事業主その他の関係者に対して必要な要請を行い、また介護労働者の福祉の増進に関する総合的な支援機関として介護労働安定センター（本部及び都道府県）を指定し、介護労働者の雇用管理の改善等を実施する特定事業主に対して助成援助を行うこと等の事業を行うこととなっている。

さらに、平成4年度に介護労働力確保の拠点となる公共職業安定所を「福祉重点ハローワーク」として11か所指定し、これを中核として潜在福祉マンパワーの就職を重点的に促進することとしている。

2 介護と職業の両立

(1) 介護が職業生活に及ぼす影響

これまでみてきたように、老親の介護については、長寿化による高齢者の増加や兄弟姉妹の数の減少などにより、個々の労働者における老親介護の負担は一層重くなることが予想されており、老親等の介護問題は労働者の職業生活を考える上で大きな問題となってきた。

総理府「女性の就業に関する世論調査」によると、女性が長く働き続ける場合の困難や障害として、「老人や病人の世話」を挙げる者が「育児」に次いで多くなっており、特に40歳台以上においてその割合が高い。また、前回調査（昭和58年）に比べると「介護」の割合が伸びており、特に女性の職業継続の障害として介護問題は関心を集めるようになってきている。

さらに、同調査において、現在無業の女子に対して、仕事をやめた理由を聞いているが、これによると「老人や病人の世話」のために仕事をやめた割合は7.9%あり、前回調査の4.5%を上回っている。

これまで老人介護が女性により担われてきた実態を背景にして、介護と就業の両立はもっぱら「女性の問題」として議論されてきたきらいがある。例えば、総務庁「長寿社会における男女別の意識の傾向に関する調査」（平成元年）においては、「仮に家族の者が寝たきりなど身のまわりの世話が必要になった場合に職業を持つ主婦が仕事を続けること」についての意向を聞いている。これによると、「仕事をやめて介護にあたるべき」は女性53.3%、男性59.4%であり、「仕事を継続して介護にあたるべき」は女性28.7%、男性25.2%となっている。男女別、年齢別にみると、女性の場合は年齢が低くなるほど、「仕事を継続して介護にあたるべき」とする者の割合が高くなっているが、男性の場合は30歳台から50歳台をみてもその割合はあまり変わらない。

このようなことから、65歳以上の親族のいる世帯において、介護の必要が生じた場合に、中心介護予定者（うち女子が8割）について、仕事の継続の可能性を聞くと、「たぶん続けられると思う」（37.3%）に「労働条件を変えてもらえれば続けられると思う」（11.7%）を加えても半数に止まり、「続けられないと思う」が47.0%となっている。就業形態別に見ると、自営業において継続見通しが最も高く、フルタイム労働者、内職がこれに続き、パート

タイム労働者等で最も低い（雇用職業総合研究所（現日本労働研究機構 J I L）「老人介護と家族の就労に関する調査（平成元年）」）。

また、上記調査によると、現在実際に介護を行っている世帯の中心となる介護者で、介護開始時に仕事をしていた者は、介護のために「仕事をやめた」（23.8%）「勤務時間を短縮・変更した」（6.9%）などと4割強の者が仕事に影響や変化があったと答えている。

このように、各種調査結果をみると、介護の問題は女性が仕事をやめて解決すべきであるといった意識が依然として根強く、女性が介護と職業との選択を迫られるという状況にあることがうかがえる。

（2）介護への対応

イ 労働者の介護経験

実際に労働者の家族の介護の状況について、労働省「介護を行う労働者に関する措置についての実態調査」（平成3年）からみることにする。過去3年間に於いて実際に1か月以上介護を要する家族がいた労働者についてみると、年齢別では40代が最も多く、勤続年数では勤続20年以上の者の割合が約半数となるなど、介護の問題は特に中堅労働者層にとって大きな問題であるといえる。

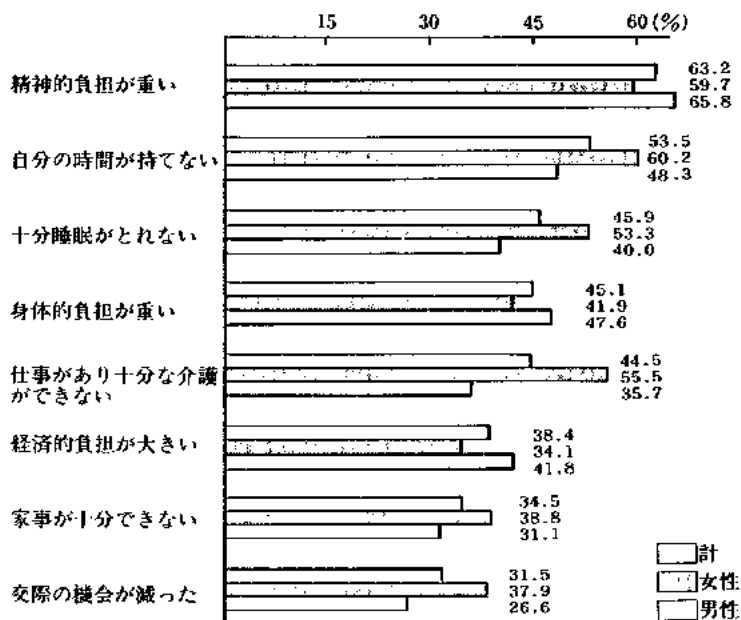
労働者が介護を行った程度は、女性では、「自分が主に行った」が42.6%で最も多く、自分と家族が「同じくらい行った」が26.1%、主な介護者を「手伝った」が24.9%となっている。男性では主な介護者を「手伝った」が45.7%と最も多く、「ほとんどしなかった」も25.0%である。

なお、介護が始まった時点における労働者の配偶者の就労状況を見ると、男子労働者の場合、配偶者（妻）の3割強が雇用者であったが、介護のためにそのうち2割が「会社を辞め」、3割程度の者が「欠勤」や「年次有給休暇を取得」しており、特別な対応は「何もしなかった」者は2割である。女子労働者の場合、その配偶者（夫）は「年次有給休暇を取得した」者が3割弱で、特に「何もしなかった」者が半数である。要介護者についてみると、そ

の統柄は自分の父母が5割強、配偶者の父母が2割であるが、介護者が女性の場合は配偶者の父母の割合も高くなり、約3割となっている。また、その年齢は70～79歳が33.7%，80歳以上が25.5%となっている。

介護に要した期間としては、1年～3年未満が26.8%と最も多いが、3か月未満の14.6%をはじめ1年未満が4割を超え、一方で10年以上である者も5.0%あり、平均介護期間は約2年8月である。

第2-6図 主な介護の問題点



資料出所 労働省「介護を行う労働者に関する措置についての実態調査」(平成3年)

注) 過去3年間に1か月以上介護や看護を要する家族がいた労働者を対象とする。

労働者が行った介護の内容については「洗濯」が約7割と最も多く、「食事」「排泄」については6割、「通院等外出時の手助け」「入浴」についてもそれぞれ5割以上と高く、かなり広範囲な介護を行っていることがわかる。

介護を行った労働者に対し介護時の問題点をきくと、女性の場合は「自分の時間が持てない」(60.2%)「精神的負担が重い」(59.7%)「仕事があり十分な介護ができない」(55.5%)などを訴える者が多い。男性については「精神的負担が重い」(65.8%)が最も多い(第2-6図)。

ロ 企業内福祉に関する要望等

介護経験の有無にかかわらず、労働者一般について介護に関する企業内福祉制度に関する要望をきくと、「介護休業制度」(68.8%)が最も多く、次いで「勤務時間帯を選べる制度」(40.5%)「介護要員の提供や斡旋」(37.9%)への要望が高い。男女別にみると、1位はいずれも介護休業制度であるが、男性については次に多いのは「介護要員の提供や斡旋」「臨時支出に対する金銭給付・貸付」である(付表73)。

(3) 企業内福祉制度

イ 介護休業制度の実態

(イ) 制度の実施状況

近年、介護を要する家族を抱える労働者のための企業内福祉制度として一定期間の休業を認める介護休業制度に対する関心と期待が高まっている。介護休業制度の普及率は平成2年度現在で13.7%であるが、平成3年には自動車産業で、平成4年には電機産業等において労使の積極的な取組みがなされていることなどから、その普及が一層加速されることが予想される(付表58)。

介護休業制度の実態については、前出「介護を行う労働者に関する措置についての実態調査」(平成3年)から、介護休業制度実施企業を対象にした集計結果でみることにする。

企業が制度を導入した理由としては「労働者の福祉の向上、勤労意欲の向

上を図るため」(79.8%)「労働者の定着を図るため」(54.5%)「労働組合等労働者からの要望のため」(41.3%)が多くなっている。

制度の適用対象労働者については、ほとんどの企業(96.7%)が男女労働者を対象としている。また制度の対象となる家族の範囲については、7割の企業で一定の制限を設けているが、その場合にも配偶者や自分の父母や子供はほとんどが対象になっており、配偶者の父母についても約8割が対象となっている。労働者と対象となる家族との関係については、条件を付けている企業が67.6%あり、その条件としては「他に介護する人がいないこと」が73.8%にのぼり、同居や扶養の条件をつけている企業も56.3%となっている。

休業期間については最高付与日数を決めている企業が約8割あり、その場合1回の最長期間は「1年」(44.9%)が最も多く、「6か月～1年未満」(14.4%)「1か月～3か月未満」(13.2%)とする企業が続く。1年を超えるものは1割以下である。

休業中の賃金の取扱いについては、「有給」とする企業が約3割であり、最長休業期間の短い企業において、その割合が高くなっている。社会保険料労働者負担分については、「会社が全額支給」(12.2%)、「会社が一部支給」(10.3%)「会社が立替払い」(45.1%)など何らかの配慮をしているケースが7割を超える。

(ロ) 利用状況

介護休業制度の利用状況をみると、過去3年間に制度利用者がいた企業は約半数であり、その企業における利用者数は「1～2人」が56.5%と最も多くなっている。利用者の約9割が女性である。

利用期間については、「1か月～3か月未満」の者が35.6%あり、次いで「2週間～1か月未満」が24.0%となっており、全体で8割近くが3か月未満となっている。そして休業後は8割以上が復職している。

(ハ) 今後の実施予定

介護休業制度を実施していない企業を対象に今後の実施検討予定を聞くと、検討予定ありの企業の割合は33.2%である。実施・検討予定ありの理由

としては、「労働者の福祉の向上、勤労意欲の向上を図るため」(80.8%)「企業のイメージアップを図り、優秀な人材を確保するため」(42.9%)「労働者の定着を図るため」(41.7%)が多い。

制度実施の予定のない企業が制度を実施しない理由としては「代替要員の確保が困難なため」が最も多く50.2%であり、ついで「特に必要がない」(35.6%)「同業者、企業グループ等が導入していない」(27.4%)となっている。

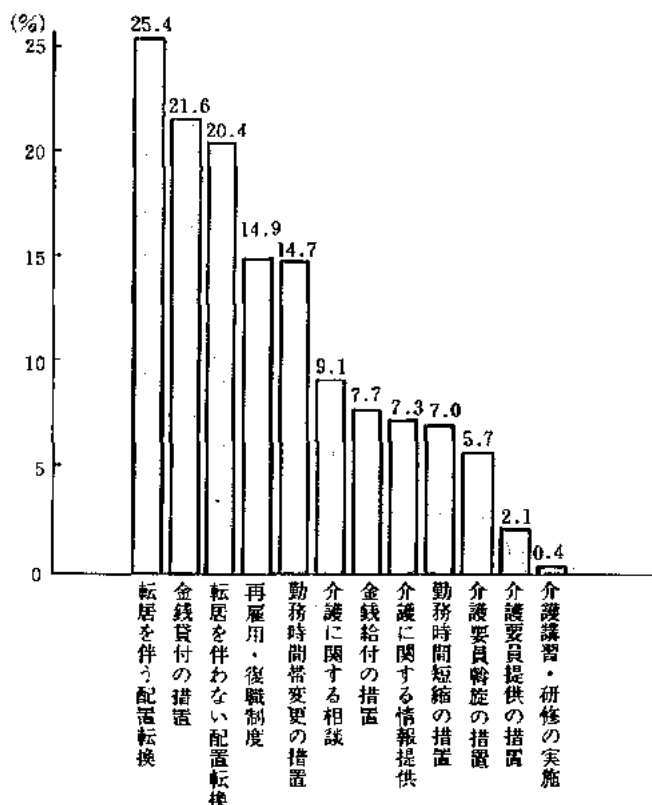
また、実施・検討予定の有無にかかわらず、介護休業制度を実施するに当たっての問題点としては、「代替要員の確保が困難」(78.8%)「休業中の給与等の負担」(47.0%)「休業者の復職後の代替要員の処遇が難しい」(36.7%)が多い。

ロ その他の介護のための措置

介護休業制度の他に家族の介護を行う労働者のための措置についてこれを1つ以上実施している企業の割合は、介護休業制度がある企業で77.5%、介護休業制度を実施していない企業でも51.0%と過半数が何らかの措置を実施している。

実施されている措置としては「介護のための転居を伴う配置転換の配慮措置」(25.4%)「介護のための臨時支出に係る金銭貸付の措置」(21.6%)「介護のための転居を伴わない配置転換の配慮措置」(20.4%)が比較的多くなっている。「勤務時間帯等の変更の措置」は14.7%、「勤務時間短縮の措置」は7.0%の企業で実施している。ちなみに介護休業制度を実施している企業についてみると、その2割は勤務時間短縮制度や勤務時間帯の変更の措置も同時に実施している(第2-7図)。これらの措置の中で今後実施・検討予定企業が多い措置は、「再雇用・復職制度」「介護に関する相談」「情報提供」「勤務時間帯の変更」「勤務時間短縮」であり、それぞれ4割を超えている。

第2-7図 介護休業制度以外の措置がある企業数の割合（M.A.）



資料出所 労働省「介護を行う労働者に関する措置についての実態調査」（平成3年）

ハ 介護休業制度等に関するガイドラインの策定

これまで労働省においては、平成2年度より介護休業制度の普及に向けてシンポジウムを開催するなど、社会的気運の醸成を図ってきたところである。現在介護休業制度等介護に関する企業内福祉制度の必要性がさらに高まってきたことから、その一層の普及促進を図るため企業内福祉制度のあり方を具体的に示すことが重要であると考え、平成4年7月「介護休業制度等に

(別表2)

介護休業制度等に関するガイドライン(要旨)

1 趣旨

企業は介護休業制度及び勤務時間短縮等の措置について以下に示す内容を企業内福祉制度として最低限導入することが要請されること。

2 介護の定義

「介護」とは、家庭での医療・療養上の世話等の直接的介護のほか、入・退院の手続きや、退院後の受け入れ体制の整備等も含めて幅広くとらえるもの。

3 介護休業制度

労働者の家庭に介護を必要とする者が発生した場合、休業をとることを可能にし、不本意な退職を防ぐためにぜひとも必要であること。

(1) 対象は男女労働者とする。一定期間の勤続を要件とするなど目的に照らしてある程度の制限を設けることはやむを得ないが、他に介護をする人がいないこと、同居や扶養の条件をつけることは適当でないこと。

(2) 対象となる要介護者の範囲には最低限、配偶者、本人の父母、子供、配偶者の父母を含むこと。

(3) 休業期間を設定する場合には少なくとも3か月とすること。回数について制限を設ける時は、要介護者一人につき1回は確保すること。取得の形態としては一定期間の連続した休業の制度を最低限確保すること。

(4) 賃金・配置その他の労働条件については、労使で決定し、労働者に周知すること。その内容については制度の趣旨を失わせるような不利益なものであってはならないこと。

4 勤務時間の短縮等の措置

勤務時間の短縮等の措置についても介護休業制度と並び労働者が選択できる措置として導入を図っていくべきである。実施方法としては次のような形態のものが適当であり、その措置の内容等については介護休業制度と同水準の内容が確保されるべきであること。

イ 通常より短い所定労働時間での勤務時間帯の1種又は数種の特定。

ロ 一定の時間単位での勤務しない時間の請求による付与。

ハ フレックスタイム制や時差出勤制度。

関するガイドライン」(別表2)を策定した。このガイドラインは介護を要する家族を抱えた労働者の職業と家庭との両立を図るために最低限企業において実施されるべき企業内福祉制度のあり方を示している。

今後はこのガイドラインに沿った制度導入を促進するため、労使等に対する啓発指導を行うなど介護休業制度の一層の普及を図ることとしている。

(4) その他の条件整備

総理府「勤労と生活に関する世論調査」(昭和62年)によると、老人のいる共働き世帯に必要な労働条件、制度として、介護休業制度(36.1%)と同時に老人ホーム・医療施設などの充実(31.4%)があげられており、その他再雇用制度、フレックスタイム制度、週休2日制、労働時間の短縮などを挙げる者もそれぞれ2割台となっている。

総理府「女性の就業に関する世論調査」(平成元年)によると、介護が必要な老人を抱えた世帯の女性が働き続けるために望ましい条件整備として、第一に挙がっているのは、「老人ホーム、医療施設の充実」(54.0%)であり、次いで「介護休業」(50.7%)や「勤務時間帯の選択」(44.7%)「ホームヘルパーの派遣」(39.4%)を挙げる者が多い。

介護の内容とその程度については、要介護者の疾病等の状況により様々であることから、労働者が介護と仕事を両立させるためには、きめ細かなサービス、制度等の充実が求められている。したがって企業内福祉制度だけで介護のニーズに対応することは不可能であり、各種介護施設や福祉サービスなどとの連携があってはじめて、企業内福祉制度が有効に機能するようになるのである。そのための介護施設の整備、介護サービスの充実が望まれる。

デイケア(デイサービス事業)を利用する老人のいる世帯を対象にしたアンケート調査において、老人介護と職業との両立のために必要な施策をみると、職場でのサービスや制度としては、「都合のよい時間帯に勤務時間を選ぶ」が第1位で、「特別の休み」が2位、「自宅で勤め先の仕事ができる」が3位という順になっている。地域のサービスとしては、一番目に現在利用

している「デイケア」、2番目に「ホームヘルパー・家政婦」、3番目に「往診してくれる医者」、4番目に「ショートステイ」の順になっている（JIL「デイケア利用者家族の実態と意識に関する調査（平成2年）」）。

また、上記調査では在宅勤務についての要望が出されているが、介護と仕事を両立させる上で通勤時間の負担は大きい。前出「老人介護と家族の就労に関する調査」によると、中心介護者の通勤時間は「通勤時間なし」が4割を占め、平均時間は10分強となっている。これに比べ2番目の介護者の場合は通勤時間が平均30分となっている。在宅勤務制度やサテライトオフィス等について企業内で検討される場合には、介護と職業との両立のための視点からも検討されていいと考えられる。

要介護者を抱える労働者のニーズは、要介護者の状況や自分自身の職業生活の実態等により多様であり、それぞれの実態にあわせて公的な福祉サービス、民間サービス等を組み合わせて選択できるよう選択肢を増やしていくことが望まれる。また適切な選択のためには、介護に関する各種サービスについての正確な情報把握が必要であり、介護経験のある労働者からは情報提供、相談窓口の設置についての要望も出されている。企業の中にも独自に介護や育児の問題について電話相談事業などを実施している例もみられるが、労働省においても、女子労働者等に対して育児、介護、家事等に関する各種サービス情報を電話を通じて提供する「働く女性のための就業支援事業」を平成3年度から実験的に実施しており、その本格実施にむけて準備を進めているところである。

最後に地域社会における労働者を含めた介護活動への参加の促進についてであるが、地域における高齢者福祉を担う組織として、最近、住民参加型の在宅福祉サービス事業の拡大がみられる。これらの活動はおおむね会員制をとり、ボランティア精神を基盤に低額の有料制や時間貯蓄制等により運営されている例が多く、介護をはじめ各種家事援助サービス等を提供している。全国社会福祉協議会の調査によると、平成2年末で300を超える組織に約4万5千人がサービスの担い手として参加している。

また、いわゆるボランティア活動については、参加者は約400万人（全国社会福祉協議会の把握）であるが、その約4分の1は身の回りの介助、給食サービス、外出介助サービスといった「介助等のボランティア活動」に従事している。

労働省においても、主婦等に対し、老人、子供の世話等家庭内の仕事についての就業機会を提供しつつ、家庭責任を有する女子労働者等の就業に当たっての地域相互援助活動を展開する婦人労働能力活用事業（ファミリー・サービス・クラブ）を推進しているところである。

これらのサービスについては要介護者を抱える勤労者世帯にとっても有益な事業であるが、基本的には個人の参加により成り立つ組織であることから、労働者も職業と調和させつつこれらの地域活動に参加することが可能になることが望ましいと考えられる。企業においては、社会貢献活動として保健・福祉サービスに対する助成を行っている例や、従業員の活動を支援する例などがみられるが、労働者の地域参加の促進のためにも、例えば1日、半日単位で利用できる短期のボランティア休暇制度などが今後も普及することが望ましい。

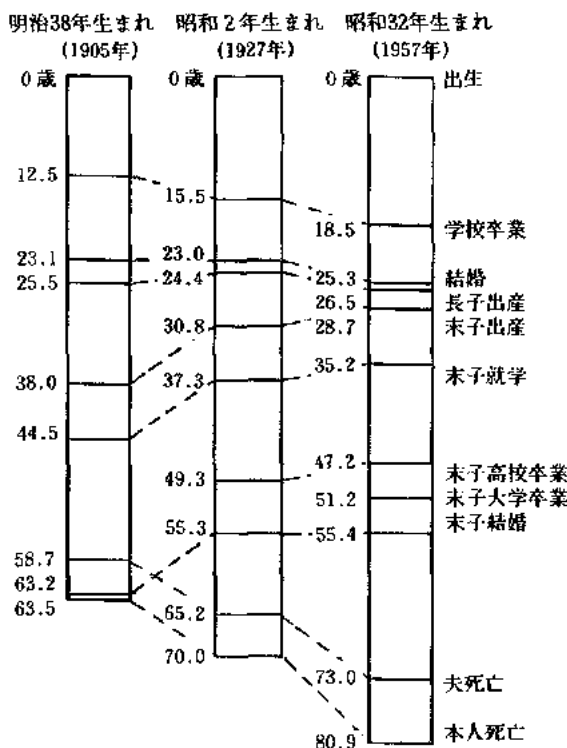
3 高齢女性の就業と生活

(1) ライフサイクルと家族形態

はじめに、高齢女性のライフサイクルをその母親の世代、娘の世代と比較してみることにする。現在65歳になる女性は、昭和2年生まれであり、昭和22年に20歳の誕生日を迎えている。これらの女性は23歳頃に結婚し、2～3人の子供を産み、末子が小学校に入学した頃には30代後半になっている。そして、末の子が結婚してからの人生は約15年である。平均寿命の差と子供の数の差によって、その母親の世代である明治生まれの女性では末子の結婚後の人生がほとんど残されていないのに比べると大きな差がある。また、夫が死亡後の一人暮らしの期間は、おおむね5年程度となっている。

さらに、その娘の世代である昭和32年生まれ的女性についてみると、平均

第2-8図 女性のライフサイクルのモデル



資料出所 厚生省「人口動態統計」,「簡易生命表」,「出産力調査」

文部省「学校基本調査」

注) このモデルの出生年は、昭和3年、25年、57年の平均初婚年齢から逆算して設定した。各ライフ・ステージは婚姻時における平均値を基に作成したものである。

寿命は80歳になり、末子の小学校入学後の人生の期間は45年、末子の結婚後の人生は25年、夫死亡後も8年近い期間が残っている（第2-8図）。

高齢女性の配偶関係をみると、「国勢調査」（平成2年）による高齢女性層の有配偶率は、65～69歳層で6割、70歳前半層で5割、75歳以上になると2割台になり、同年齢の男性に比べ大きな差がある（第2-3表）。

平均寿命や、結婚年齢における男女差に加え、男性65～84歳層については第2次世界大戦の影響もあって当該年齢人口自体が少ないことなどがその背景として考えられる。このような配偶状況の影響もあって、高齢者の単独世帯においては女性の単独世帯の割合が8割を超えている。家族の状況としては、厚生省「国民生活基礎調査」（平成3年）から65歳以上の女子の家族形態をみると、子と同居しているものが61.2%で最も多いが、夫婦のみ世帯が19.1%、単独世帯が16.0%となっている。これを男性と比較してみると、単独世帯及び子と同居している割合が高い（第2-3図参照）。

第2-3表 男女別、年齢別配偶者の有無別高齢者数の割合

		総 数	男女別 構成比	配偶者の有無別の構成比				
				総 数	有配偶	死 別	離 別	未 婚
		千人	%	%	%	%	%	%
女	65～69歳	2,909	19.5	100.0	61.5	31.2	3.9	3.4
	70～74歳	2,258	15.2	100.0	45.5	49.0	3.1	2.3
	75歳以上	3,741	25.1	100.0	21.1	75.3	2.2	1.4
	小 計	8,907	59.8	100.0	40.5	54.2	3.0	2.3
男	65～69歳	2,195	14.7	100.0	90.5	6.3	1.8	1.4
	70～74歳	1,560	10.5	100.0	87.7	9.8	1.5	1.0
	75歳以上	2,233	15.0	100.0	74.1	23.9	1.2	0.8
	小 計	5,988	40.2	100.0	83.6	13.8	1.5	1.1
合 計		14,895	100.0	100.0	57.9	37.9	2.4	1.8

資料出所 総務庁統計局「国勢調査」（平成2年）

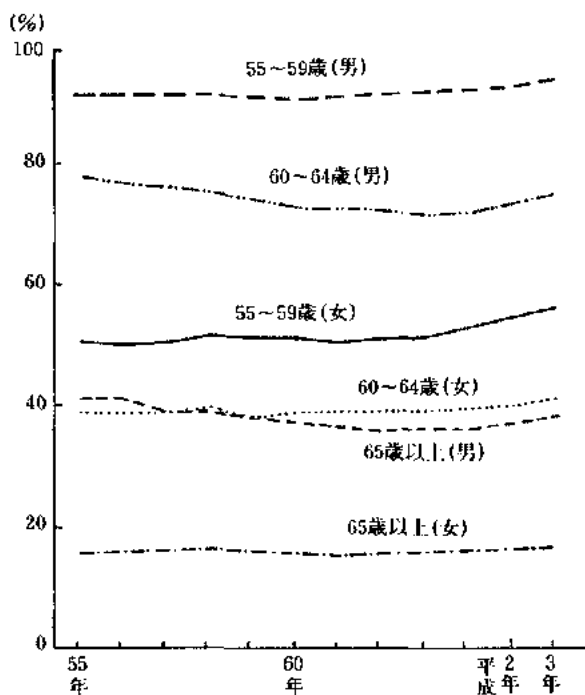
(2) 就業の実態

イ 労働力状況

55歳以上の高齢女性の労働力率は、平成3年の総務庁「労働力調査」によると、55～59歳層で55.5%、60～64歳層で40.7%、65歳以上層で16.6%となっており、近年55～59歳層で上昇が大きい（第2-9図）。

男性については、55～59歳層で93.2%とほとんどの者が労働力人口となっているが、60～64歳層で74.2%、65歳以上層で38.0%となっている。

第2-9図 男女別、年齢別労働力率の推移



資料出所 総務庁「労働力調査」

女子労働力人口全体に占める55歳以上層の割合は、高齢人口の増加により一貫して上昇し、昭和50年当時の14.6%、昭和60年の17.4%から平成3年の19.6%へと労働力人口の約2割を占めるようになっている。

ロ 就業状況

55歳以上の女性の就業状況を労働力調査によりみると、就業者数は55歳以上人口の30.6%の514万人となっており、従業上の地位別にみると、雇用者243万人(47.4%)、家族従業者173万人(33.7%)、自営業主97万人(18.9%)となっている。長期的にみると、自営業主の割合は昭和50年の24.9%から低下し、また家族従業者の割合も同じく40.4%から低下してお

り、昭和59年には雇用者の割合が家族従業者の割合を上回っている（付表74）。

これらの女子就業者の産業別の就業分野をみると、卸売・小売業、飲食店が24.3%，農林業が23.5%，サービス業が22.7%となっている。農林業については、昭和50年には34.1%を占めて最も割合が高かったのが急速に低下し、平成3年には卸売・小売業、飲食店の割合が農林業を上回ったものである（付表75）。

職業別にみても、農林漁業作業者の割合は24.2%で最も高いものの、その割合は昭和50年に比べ10%程度低下している。次いで技能工、生産工程作業者（20.9%）が多く、50年の17.2%から上昇した。また、事務従事者の割合も50年の4.9%から11.9%に上昇し、一方、販売従事者、保安、サービス職業従事者の割合が低下した（付表76）。

さらに、女性の完全失業者数は55～64歳層で6万人、失業率は1.6%となっており、65歳以上では失業者はいない。男性の場合は55～64歳で12万人、3.0%，65歳以上では3万人の1.3%となっている。

ハ 雇用状況

55歳以上の女子雇用者は243万人であり、50年当時（99万人）に比べると2.45倍の増加となっており、女子雇用者全体の増加（1.64倍）を上回っている。年齢別にみると、55～59歳で2.67倍、60～64歳層で2.21倍、65歳以上層で2.56倍となっている。

これには当該年齢の人口全体の伸びとともに、この年齢層での雇用者の割合が上がったことにもよっている。55～59歳層では27.0%から33.3%へ、60～64歳層では16.3%から18.0%へ、65歳以上では3.6%から5.0%へそれぞれ上昇している。

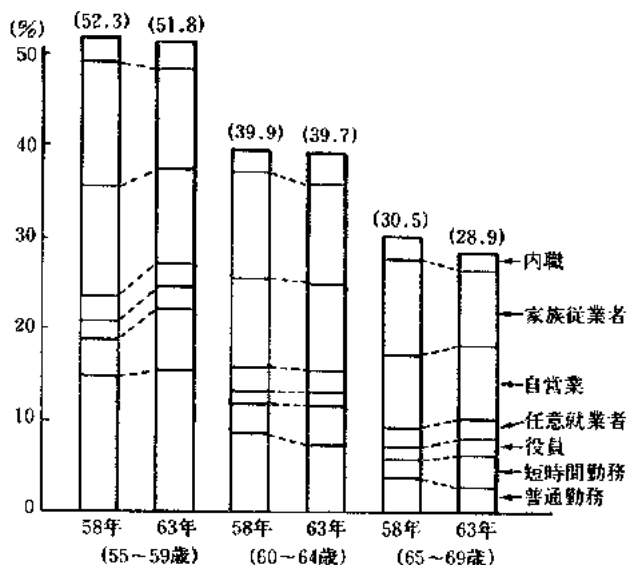
雇用者の企業規模別状況をみると、55～59歳層では、1～29人規模に43.9%，30～99人規模に19.2%，100～499人規模に15.4%，500人以上規模が13.1%となっており、年齢の上昇とともに小規模に従事する比率が高くなっている（付表77）。

労働省「賃金構造基本統計調査」(平成3年)によると、55～59歳層における25年以上勤続者の割合は11.1% (男性40.2%) であり、60～64歳層では13.3% (同15.8%) である。労働省「雇用動向調査」(平成3年)から、退職理由をみると、定年による退職者は男女計での全退職者の3.3%でそのうち2割強を女子が占める。女子の退職者総数中の定年退職者は1.3%、55～59歳層では7.4%、60～64歳層の22.6%を占める (付表33、34)。

二 就業に関する意識

労働省「高齢者就業実態調査」により、高齢女性 (55歳から69歳) の就業状況をみると、年齢が高くなるほど、就業者の割合、雇用者の割合、普通勤務者の割合が低下している。また58年と63年調査を比較すると、短時間勤務者の割合がいずれの年齢層でも上昇している (第2-10図)。

第2-10図 高齢女性の就業状況

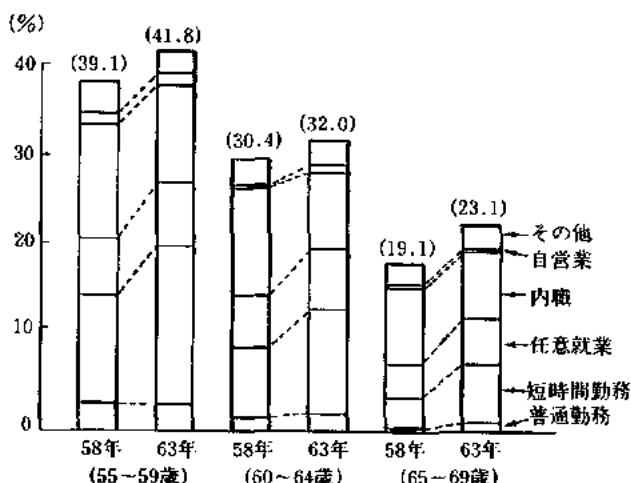


資料出所 労働省「高齢者就業実態調査」

注) 1 任意就業者とは「近所の人や会社などに頼まれたりして随意に行う仕事をした者」をいう。

2 () 内は調査対象者に占める就業者の割合

第2-11図 高齢女子不就業者の就業希望状況



資料出所 労働省「高齢者就業実態調査」

注) 1 任意就業とは「近所の人や会社などに頼まれたりして
随意に仕事を行うこと」をいう。

2 () 内は不就業者に占める就業希望者の割合

不就業者の割合は、55～59歳、60～64歳及び65歳以上の各年齢層でそれぞれ48.2%、60.3%、71.1%となっている。このうち、仕事をしたいとするものはそれぞれ41.8%、32.0%、23.1%となっているが、その大半はできれば仕事をしたいという者であり、どうしても仕事をしたいという者はごくわずかである。就業希望者についてその希望する就業形態についてみると、55～59歳層を中心に短時間勤務を希望する者の割合が上昇している（第2-11図）。

就業希望者に対して、就業希望理由をみると、経済上の理由を挙げる者は55～59歳の女性でも5割以下であり、「生きがい、社会参加のため」「健康によいから」といった理由を挙げる者の割合も2割ある（付表78）。

なお現在仕事をしている女性についてその理由をみると、経済上の理由を挙げる者が最も多く、55～59歳では8割弱を、65～69歳でも5割を超えている。経済上の理由のなかでも、「自分と家族の生活の維持」のためが「生活の

足し」を大きく上回っている（付表79）。

高齢女性が就業を希望しながら仕事に就けない理由としては、「適当な仕事が見つからない」（39.6%）が多く、適当な仕事が見つからない理由としては、「今までの技能、経験が生かせないから」、「労働時間が希望と合わないから」が多い。「適当な仕事が見つからない」以外の理由としては「家庭の事情（家事をしているなど）」（31.6%）を挙げる者も多い。

（3）高齢女性の生活と意識

イ 国際比較調査からみた生活と意識

総務庁「老人の生活と意識に関する国際比較調査」（平成2年）から、高齢女性（60歳以上）の生活や活動状況についてみてみよう。

（1）家庭内の役割

配偶者や子供等と一緒に生活している高齢者が、家族の中でどのような役割を担い、どのような貢献をしているかということは、高齢者の生きがいという観点から重要であろう。

女性については「家事の担い手」（64.3%）「家族の相談相手」（42.0%）として貢献していると答える者が多いが、加齢とともにその貢献度も低下している。また「小さな子供の世話」という役割を有する者も20.9%ある。男性については「家族の長として」（54.0%）、「家計の支持者として」（48.5%）役に立っていると答えており、加齢による変化もあまり明確ではない（第2-12図）。

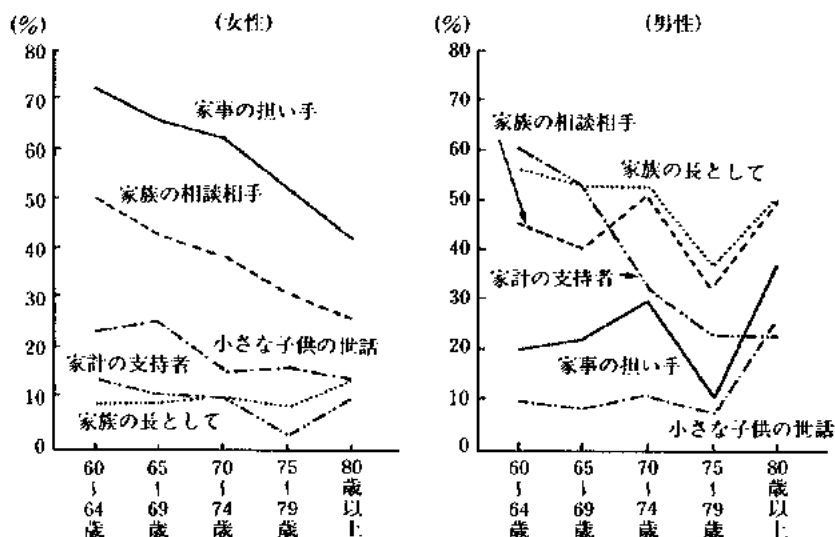
（2）近所付き合い

あいさつ程度を除く「近所付き合い」の有無を見ると、「あり」の割合は女性の方が高く（女83.0%、男66.3%）、また付き合いの回数は週平均で女性は3.0回、男性2.1回となっている。

近所付き合いの内容は、女性の場合「物のやりとり」（70.6%）が多く、「立ち話をする程度」（49.3%）「お茶や食事を一緒にする」（39.6%）が続ぎ、男性の場合は「物のやりとり」（49.0%）「立ち話をする程度」

(48.4%)が多い(第2-4表)。

第2-12図 男女別、年齢別家族の生活への貢献度(M.A.)



資料出所 総務庁「老人の生活と意識に関する国際比較調査」(平成2年)

注) 1 ひとり暮らしの者を除く。

2 問いは「あなたは、ご家族の方々の生活に何か役立っていると思いますか」である。

(ハ) 各種グループへの参加状況

最近では高齢者特に女性の活動が活発であると言われてきている。女性の各種グループへの参加状況を見ると、「老人のグループ活動」(27.2%)、「ボランティア活動」(24.2%)への参加率が高く、4人に1人は参加している。「ボランティア活動」を除くと、男性の参加率を上回る(第2-5表)。参加率については過去の調査に比べ上昇しており、高齢者の活動は活発になってきているといえよう。

第2-4表 性別、近所付き合いの内容

(%)

	日 本		アメリカ		イギリス		韓 国		ドイツ	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
お茶や食事を一緒にする	18.6	39.6	24.8	32.0	25.6	39.8	44.6	48.5	26.2	40.0
趣味をともにする	25.6	27.6	20.0	23.6	9.7	12.1	31.9	15.4	13.1	11.2
相談がある時相談しあう	22.1	25.8	44.8	45.9	51.2	39.8	53.9	48.8	39.9	40.8
家事を助け合う	3.8	5.2	19.4	14.7	16.4	16.4	33.7	38.8	8.1	9.9
病気の時に助け合う	12.8	14.7	44.4	59.5	48.5	51.1	31.6	34.4	18.5	23.8
物のやりとりをする	49.0	70.6	31.1	47.8	31.8	33.3	14.5	19.2	47.7	43.9
立ち話をする程度	48.4	49.3	41.0	35.5	46.4	40.7	39.5	45.0	52.0	45.2
その他	3.8	2.0	15.9	16.5	3.5	7.0	3.6	2.5	7.4	7.1
NA	0.3	0.2	-	0.2	-	0.8	0.3	-	0.3	-

資料出所 総務庁「老人の生活と意識に関する国際比較調査」（平成2年）

第2-5表 性別、グループ活動への参加（「いつも参加」「ときどき参加」の小計）

(%)

	日 本		アメリカ		イギリス		韓 国		ドイツ	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
宗教活動	14.6	21.6	68.7	78.2	32.4	43.0	28.0	48.7	29.0	44.3
社交的なつどい	10.2	19.3	55.7	62.9	53.3	52.8	43.7	19.8	65.0	62.4
ボランティア活動	38.0	24.2	36.0	41.1	18.3	20.0	36.2	22.4	20.8	22.0
老人のグループ活動	21.4	27.2	27.6	40.8	15.4	19.5	47.4	20.4	19.7	21.1

資料出所 総務庁「老人の生活と意識に関する国際比較調査」（平成2年）

(二) 不安、悩み

高齢者の不安感についてみると、「自分の健康」については、いつもあるいは時々不安に思うことがある者の割合が女性が52.1%、男性52.0%とそれぞれ半数を超えている。「子供が自分のことを気にかけてくれないこと」については、女性12.5%、男性13.4%と少なく、いずれの項目についても男女の差が小さい（第2-6表）。

第2-6表 性別、不安に思うこと（いつも不安、時々不安の小計）
（％）

	あなた自身の健康		ひとりぼっちで頼りになるものがない		経済的な生活がなりたなくなる		子供達が自分のことを気にかけてくれない		世の中が老人のことを気にかけない	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
日 本	52.0	52.1	32.2	29.9	28.9	27.9	13.4	12.5	27.2	29.5
アメリカ	26.4	27.4	14.3	18.4	14.5	15.8	4.7	6.9	13.6	17.0
イギリス	35.0	43.4	25.2	29.1	20.8	25.0	6.3	8.3	30.7	30.0
韓 国	41.4	59.8	34.5	40.2	38.5	44.5	20.9	27.1	40.4	33.7
ド イ ツ	29.5	42.6	24.6	27.5	11.0	13.3	8.5	10.6	21.6	23.2

資料出所 総務庁「老人の生活と意識に関する国際比較調査」（平成2年）

注） 「いつも不安に思っている」「時々不安に思うことがある」の計である。

（ホ） 特徴

以上のような高齢者の状況を他の調査対象国とくらべると次のような特徴点がみられる。

家庭内の役割については各国とも「家事の担い手」「家族の相談相手として」「家族の長として」役立っているの順になっている。家事の担い手については日本では性差が大きく、他国と対照的であるといえる。

近所付き合いの頻度でみれば、日本は他の国に比べやや低い。付き合いの内容については、日常的な行き来はあるが、他の調査対象国と比較すると、「相談しあう」「病気の時に助け合う」の割合が低い（第2-4表）。したがって病気で寝込んだ時世話してくれる人としては、「親しい友人・知人」を挙げる者が日本の場合は各国に比べ非常に少なく（2.7％）、配偶者（69.1％）をはじめ家族や親族からのサポートを期待する者が多い。また、グループ参加率をみると、特に宗教活動と社交的なつどい（茶話会やダンスパーティ等）については他の調査国に比べ参加率が低いといえる（第2-5表）。

高齢者の不安感については、おおむね韓国において各項目について不安感を訴える者の割合が高く、次いで日本で多くなっている（第2-6表）。

ロ 社会奉仕、学習活動

総務庁「社会生活基本調査」(昭和61年)により、過去1年間に何らかの社会奉仕に関して活動を行った者の割合は50歳から60歳にかけての各年齢層の女性で25%前後であり、男性は30%前後である。その内容は地域社会や居住地域の人に対する社会奉仕が最も多い(付表80)。

また、総理府「生涯学習に関する世論調査」(平成4年)から、「生涯学習」として何らかの学習活動をしたかどうかをみると、特にそういうことはしていないと答えた女性の割合は50歳台で50.6%、60歳以上で58.4%となっており、同年齢の男性に比べてもあまり差はみられない。

実際に行っている活動の内容をみると、趣味的なもの(音楽、美術など)、健康・スポーツ(健康法、医学など)、家庭生活に役立つ技能を身につけるもの(料理など)をしたことがあると答えており、健康・スポーツを除けば同年齢の男性に比べてしたことがある者の割合が高い。

そして今後は生涯学習をしてみたいと答えている者は60歳台でも55.6%となっており、その理由としては、「趣味を豊かにするため」(59.0%)に続いて「老後の人生を有意義にするため」(50.5%)と答えている。

ハ 経済状況

労働省「高齢者就業実態調査」(昭和63年)により、高齢女性の主な家計の収入源をみると「主に自分の収入で暮らしている」が20.9%であり、「主に配偶者の収入で暮らしている」が52.7%と最も多く、「主に子供の収入で暮らしている」も19.4%となっている。ちなみに男子については「主に自分の収入で暮らしている」が82.6%である。

年金の受給状況をみると、60～64歳層の女性の59.1%、65～69歳層の87.6%が何らかの年金を受給している。その受給額はどちらの年齢層でも3～4万円台にその35%程度が集中しており、平均受給額も5万円台となっている。また、受給している年金の種類をみると、60～64歳層では厚生年金受給者(遺族年金等を含む)が41.3%、国民年金受給者が54.4%となっており、65～69歳層では厚生年金(32.6%)、国民年金(72.1%)となっている。

ちなみに55～59歳層では受給者は13.2％であり、約7割が厚生年金を受給し平均受給額は8.9万円である。

男性についてみると、60～64歳層の69.1％、65～69歳層では94.6％が受給しており、その平均受給額は12～13万円となっている（付表81）。

60～64歳層、65～69歳層の者について年金の受給状況別に就業率をみると、男性についてはおおむね年金額が少ないほど就業率が高くなっているといえるが、女性については家族の収入で暮らしている者も多く、年金と就業についてはあまりはっきりした関係は見い出せない（付表82）。

また、経済的困窮度に関する意識を前出「老人の生活と意識に関する国際比較調査」でみると、女性については「困っていない」「あまり困っていない」を合わせて82.4％と男性の78.0％をやや上回っている。この背景には、女性には自分の収入で暮らしている者が少ないことがあると考えられる。

そこで65歳以上の一人暮らしの女性についてその経済的状況を前出「国民生活基礎調査」（平成元年）によりみることとする。単独世帯における65歳以上の女性についてみると、平均有業人員は0.16人で平均所得金額は135.2万円（男性215.0万円）であり、所得四分位階級でみると第1四分位（300万円未満）に93.3％が集中している。貯蓄ありの割合は女性で70.6％（男性の場合70.1％）であるが、その貯蓄額は200万円未満が女性の場合約半数を占めている。また、固定資産税を払っている割合は女性で44.9％（男性の場合50.6％）となっている。

二 健康状態

「1 高齢化の状況」の項で概観したように、一般に加齢とともに健康上の問題を有する者の割合が高くなっていく。前出「国民生活基礎調査」（平成元年）により、健康状況や健康に関する意識をやや詳しくみることとする。

健康に関する意識については、健康と思っている者は年齢計では男性89.4％、女性87.0％となっており、高齢になるほど「よくない」「あまりよくない」と答える者の割合が高くなり、65歳以上では「ふつう」も含めて健康であると答えた者は男性75.4％、女性72.7％である。

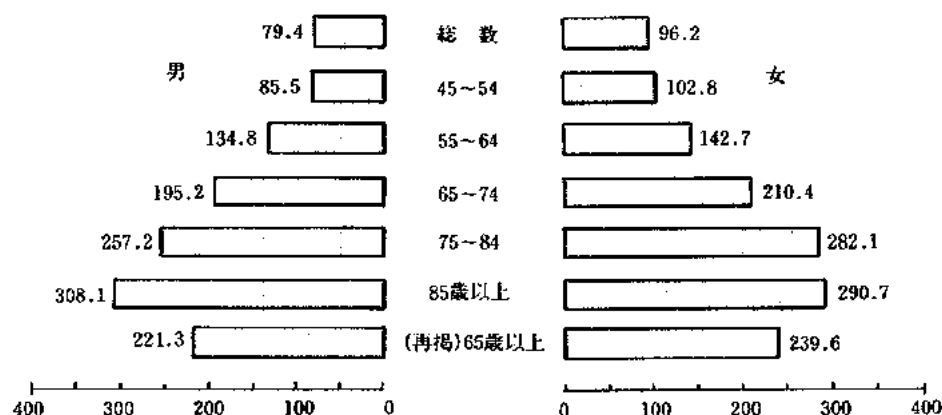
何らかの自覚症状のある者の割合（有訴者率：人口千対）をみると、65歳以上の女性で526.5と男性の有訴者率471.2を超えている。通院者率（人口千対）をみると、65歳以上では女性593.6、男性548.1となっている。

健康上の問題で日常生活に影響のある者の割合（人口千対）は65歳以上女性では239.6（男性221.3）となっている（第2-13図）。65歳以上の女性について影響のある割合を事項別にみると、外出については130.3、仕事・家事については120.0、日常生活動作については80.1となっている。

その結果、生活に影響がなく、自覚症状もなく、通院もしていない者の割合は65歳以上の女性の25.6％、男性の30.6％となっている。

なお、健康に関する不安感については、総理府「老人福祉サービスに関する世論調査」（昭和61年）によれば、60～69歳の者の44.4％が老後に不安を感じることがあると答えており、その不安の内容は、「健康に関する不安」（74.0％）が最も多い。

第2-13図 男女別、年齢階級別にみた日常生活に影響ある者率（6歳以上・人口千対）



資料出所 厚生省「国民生活基礎調査」（平成元年）

まとめ

人口の高齢化が進む中で、高齢者のいる世帯が増加しているが、子供との同居率は低下し、高齢者だけで暮らす世帯が増加している。また後期老年人口の増加とともに介護を要する高齢者は著しく増加することが予想され、老人介護の問題は高齢化社会における重要な問題として認識されるようになっている。

女性についてみると高齢化が一層進んでおり、要介護者の過半数を女性が占める。高齢女性は、配偶者のいない者や一人暮らしの者も多く、現在も施設入所者数等が男性より多い。介護施設整備、介護サービスへのニーズは一層大きいと言えよう。

高齢者等の介護の担い手は現実には女性がそのほとんどを占めているが、意識面でも高齢男性は配偶者の介護を希望し、一方高齢女性自身も女性によって介護されることを望む者が多いように、女性は高齢者介護を担うことを期待されているという実態がある。しかしながら「介護に参加する男性」への期待など、介護の役割に関する意識には変化の兆しがみられる。

労働者にとっても、長男・長女時代といわれるように少子化が一層進む中で、介護を要する老親を抱える労働者の割合は上昇し、個人の負担が増大していくことが考えられる。また、介護は何時発生し、どのような介護が必要とされるかが予測困難であることから多くの者が不安を感じており、特に中堅労働者の職業設計にとっても看過できない問題となっている。

このため、企業内の福祉制度として労働者の要望の高い介護休業制度は、労働者に家族の介護の必要性が発生した場合、休業をとることを可能にするものであり、労働者の不本意な退職を防ぐために是非とも必要な制度といえる。企業においては「介護休業制度等に関するガイドライン」の趣旨に沿った介護休業制度を初めとする各制度の導入が強く求められている。

しかしながら介護については、企業内福祉制度だけで対応することには無理があり、介護施設の拡充、在宅介護システムの整備が必要であり、これら

の公的施策との有効な連携があってはじめて労働者の職業生活と介護との両立を可能にしていくと考えられる。またこのためにはきめ細かい情報提供等の援助も必要であろう。

これらの企業内福祉は、労働者の福祉の増進につながるものであるが、経験を積んだ労働者の確保や定着、モラルの向上等によって企業にとってもプラスの効果をもたらすものであろう。

なお、現実には介護の負担は特に女性に重くかかっていることから、老親介護は実際には女子労働者にとっての職業継続の障害となっている。現在でも介護休業制度は男女を対象に導入されている場合が多いが、実際の利用者は女性に偏っている。介護は親と子の情愛に基づくものであり、本来男女ともに担うべきものと考えられる。「介護責任は女性が負担すべきもの」との意識を見直すとともに、今後は介護における男性の実質的な参加を可能とするような企業の対応、環境の整備が望まれる。

高齢女性層については伝統的な家族形態、役割分担のなかで家事・育児・介護の責任を担ってきた者が多かった。就業している場合も家業を支える自営業主や家族従業者として働く者が多かったが、近年、定年延長や女性の就業継続を背景に高齢女性においても雇用者の割合が上昇し、その就業分野についても高齢女性向きとされていた分野に限らないものになっている。

高齢女性の経済生活をみると、家族との同居も多く、経済的困窮者は比較的少ないが、経済上の問題が大きい女性の単独世帯も増加傾向にあるので、高齢女性の経済生活基盤を確保するために、年金制度の成熟とあわせて良好な雇用機会が提供されることがこれまで以上に必要になる。

なお、高齢女性には短時間勤務で働いている者、働く希望のある者も多いので、労働省が平成元年に定めた「パートタイム労働指針」に盛り込まれているように、高齢者に対する適切な雇用機会として短時間労働の雇用の場が提供されることが望まれる。

一方、高齢女性も特に前期老年層を中心に、さまざまな分野に参加する者

が増加し、高齢化社会に積極的に対応しようという意欲を持った者も多い。活力のある高齢者層の意欲、能力を生かすための様々な機会の提供やそのための条件整備が一層必要となっていると考えられる。

高齢女性が、男性ともども、家庭や社会を担う一員として積極的な役割を担っていくことが、高齢者にとって、また社会にとっても望ましいことであろう。

Ⅲ 婦人労働対策の概況

1 第2次女子労働者福祉対策基本方針

男女雇用機会均等法第6条に基づき、「第2次女子労働者福祉対策基本方針」を本年6月に策定、公表した。この基本方針は、女子労働者の職業生活と家庭生活の動向と課題を明らかにするとともに、これらを踏まえ、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進に関する施策、職業生活と家庭生活の両立支援の促進に関する施策及び女子労働者の再就職に関する援助等に関する施策を中心に女子労働者の福祉の増進を図るための施策について、その基本的な方向を示すものであり、今後5年間（平成4年度～8年度）本方針に基づき関連する他の施策との連携をも密にしながら、婦人行政を推進していくこととしている。

2 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

男女雇用機会均等法施行後、多くの企業が法の趣旨に沿った雇用管理制度の改善を行うなど法の趣旨は着実に浸透しつつあるが、平成4年度は、雇用における男女の均等取扱いと女子の積極的活用を定着させるため、啓発、指導、援助業務の充実を図ることとし、次のような施策を推進している。

(1) 雇用における男女の均等取扱いの促進

イ 行政指導、援助、相談の充実等

婦人少年室においては、産業経済の動向、企業における女子雇用管理の実態を十分把握し、法が遵守されるよう積極的かつ効果的な行政指導を行っている。

また、婦人少年室の存在や機能についての周知・広報や相談受理体制の一層の充実に努めるとともに、婦人少年室長の適切な助言・指導・勧告、機会均等調停委員会の円滑な運営等により個別紛争の迅速かつ円滑な解決に努めている。

ロ 啓発活動の実施

男女の均等取扱いの定着が図られるよう、引き続き労使等に対し広報啓発を展開している。

特に6月の「第7回男女雇用機会均等月間」においては、テーマを「パワーアップ！ 女性の能力^{ちから} 企業の未来」と定め広報啓発活動等を集中的に展開した。

また、本月間の行事の一環として、講演とシンポジウムを中心とした第7回男女雇用機会均等推進全国会議を6月26日に東京で開催した。

このほか、職場において女子労働者が期待される労働力として定着していくためには、在職労働者のみならず、社会人となる前の女子に、企業における雇用管理の実態を正しく理解させ、職業人としての明確な意識と自覚を持たせることが重要であるので、女子の新規学卒者を対象とした職業選択のための職業ガイドブックを開発・作成し、啓発活動に活用している。

ハ 自主点検促進事業の推進

自主点検促進事業については昭和63年度から機会均等推進責任者（以下「均等推進者」という。）の選任勧奨を進め、46,000人を超す均等推進者が選任された。本年度も引き続き一層の選任勧奨を図るとともに、自主点検表による女子雇用管理の自主点検の実施、女子の能力を有効に発揮させるような風土作り等均等推進者の活動を促している。また、定期情報誌等を活用し、均等推進者の実質的かつ日常的な活動を援助している。

(2) 「コース別雇用管理の望ましいあり方」の周知・徹底

コース別雇用管理制度については、制度導入企業の一部に問題のある企業もみられることから、婦人少年室においては、コース別雇用管理制度導入企業を中心に「コース別雇用管理の望ましいあり方」についての周知・徹底を図っている。

(3) 女子雇用管理改善のための援助

男女雇用機会均等法の趣旨に沿って女子労働者を積極的に活用するために、企業においては女子の雇用管理を見直し、改善していく必要があるが、個別の企業のみでは対応が困難な場合もあるので、(財)女性職業財団に委託して、女子労働者の雇用管理に関する情報の提供、女子労働者の能力開発・活用のためのセミナーの開催等により、それらの企業の自主的な努力に対し必要な援助を行っている。

3 仕事と家庭の両立の促進等女子労働者対策の推進

労働者が生涯を通じて充実した職業生活を営むためには、労働者がその能力や経験を生かしつつ職業生活と家庭生活の両立を図ることができる環境を整備することが極めて重要な課題となっており、特に育児や家族介護などの責任を負うことによって職業生活の継続が困難になることのないよう支援することが不可欠である。

そこで、平成3年5月に成立した「育児休業等に関する法律」(以下「育児休業法」という。)の円滑な施行及び介護休業制度の普及促進を中心として、次のような施策を推進している。

(1) 育児休業等に関する法律の円滑な施行

イ 法の周知徹底

育児休業法は、育児休業に関する制度を創設するための規定のほか、全面的な休業以外の方法で子の養育を容易にするために、勤務時間の短縮等の措置を事業主に義務付ける規定を設けている。この2つの規定により、子を養育する労働者の雇用の継続を図り、職業生活と家庭生活が両立できる状態を導くことによって労働者の福祉を増進しようとするものである。

同法は、平成4年4月1日から施行され、3年間その適用が猶予されている常時30人以下の労働者を雇用する事業所を含め、平成7年4月1日には全事業所に適用されることとなる。

育児休業法の成立後、その周知のための努力を行ってきたところであるが、施行後もその趣旨・内容の一層の推進を図る必要がある。

このため、事業主等を対象とした育児休業法の集団説明会を開催するなど、あらゆる機会をとらえて育児休業法の趣旨・内容の徹底を図っている。

また、育児休業法の定着を図ること等を目的として、10月に「仕事と育児を考える月間」を実施して、集中的に広報啓発活動を行うとともに、「仕事と育児を考えるシンポジウム」を開催する。

ロ 相談、指導の実施及び施行状況の把握

本年度は、育児休業法の施行初年度であることから、同法にのっとった就業規則、労働協約等の整備等に向けての労使からの相談へ機動的に対応し、その内容について法にのっとったものとなるよう、助言、指導を行っている。また、これらの相談、指導等を通じて、育児休業法の施行状況の的確な把握に努めている。

ハ 育児休業者職場復帰プログラム実施奨励金制度による事業主への援助の展開

育児休業法の趣旨を踏まえ、平成4年度から、育児休業後の労働者の円滑な職場復帰を図るため、事業主が育児休業をする労働者の職場適応性や職業能力の低下を防止し、回復を図る措置を講ずるとともに、企業や職場に関する情報を提供する等の措置を計画的に講じた場合には「育児休業者職場復帰プログラム実施奨励金」（対象労働者1人当たり中小企業18万円を限度、大企業13万円を限度）を支給している。

このため、育児休業法の集団説明会等あらゆる機会をとらえて、積極的に事業主に対する同奨励金の周知を図ること等により事業主への援助を展開している。

ニ 適用猶予事業所に対する育児休業制度の早期導入の指導

育児休業法の適用が3年間猶予されている常時30人以下の労働者を雇用する事業所については、育児休業制度を早期に導入し、実施できるようにすることが重要である。

このため、平成4年度より、常時30人以下の労働者を雇用する企業が猶予期間内に育児休業制度を導入する場合、「特定中小企業事業主育児休業奨励金」（1企業当たり70万円）を支給している。

また、30人以下の事業所の労務担当者を対象に、制度導入に当たっての雇用管理の見直しや諸制度の整備等に関する専門的知識を提供する「育児休業制度推進のための管理者セミナー」を開催している。

（2）保育対策の充実等

女性の社会進出が進む中で、子供が健やかに生まれ育つための環境づくりを推進するとともに、保育対策についても一層の充実が必要となっている。

保育所においては、乳児保育等特別保育対策を一層推進するとともに、育児休業制度の定着に対応し、休業後の職場復帰の際児童の入所が円滑に進むよう、年度途中入所円滑化事業を実施している。また、育児休業取得の際既に入所している児童の入所の継続を認めるなど、取扱いの弾力化等も図っている。

なお、児童福祉法の規定に基づいて設置、運営される保育所については、入所児童の福祉を保障するために「児童福祉施設最低基準」を定め、その設備・運営等が一定の水準を保持できるように指導監督するとともに、公立・市立とも国、都道府県及び市町村から整備費と運営費の補助が行われ、施設の整備・運営の充実が図られている。平成3年4月1日現在、保育所数は2万2,675か所、在籍児童数は162万2,323人となっている。

さらに、保育所以外の保育施設についても、企業内託児施設の整備を図るため、託児施設を設置する事業主に対して、雇用促進事業団の融資が行われるとともに、保育施設の設置及び保育遊具等の購入費用の一部を日本児童手当協会で助成しているなど、その充実が図られている。

（3）介護休業制度の普及促進

近年、高齢化、核家族化の進展に伴い、家族の介護の負担が労働者にとっ

て、大きな問題となっている。特に、中心となって介護を行っている者の多くが女性であるため、働いている女性の中には介護のために仕事をやめたり、勤務先や勤務条件を変更した人も多く、介護は育児と並んで女子労働者の就業継続に影響を及ぼしている。

このような介護を行う労働者を援助するため、平成2年度から、介護が必要な家族を抱える労働者が仕事を続けるために最も必要としている介護休業制度の普及促進を図っている。

本年度は、介護休業制度導入の社会的気運の醸成を図るために9月15日の敬老の日を中心に全国的に広報啓発活動を展開するとともに、「仕事と介護に関するシンポジウム」を開催し、また事業主に対し制度導入に向けての取組みを促進するために、「介護休業制度普及使用者会議」を開催している。

また、今後更に各企業における介護に関する企業内福祉制度の整備を図るため、平成4年7月に介護休業制度等に関するガイドラインを策定し、その周知を図るとともに、(財)女性職業財団に委託してガイドラインモデル事業を行っているところである。

(4) 職業生活と家庭生活の両立に関する環境整備

イ 中小企業集団における仕事と育児支援トータルプラン事業

中小企業においては、仕事と育児の両立を図る制度の整備が大企業に比べ立ち遅れている状況にある。

そこで、中小企業集団を対象として、仕事と育児支援のための諸措置の導入及びこれらの措置の円滑な運用を支援するためのトータルプランを策定する等の事業を委託し、これによって団体の構成員企業において育児休業制度、勤務時間の短縮等の措置等の導入の促進及び定着を図ることを目的として、中小企業集団における仕事と育児支援トータルプラン事業を展開しているところである。

ロ 働く女性のための就業支援事業

女子労働者が育児、介護、家事等に関する各種サービスを必要に応じ享受

できるよう、これらに関する情報をコンピューターに入力し、電話による問合せに応じて女子労働者に対して提供すること等により、家庭責任を有する女子労働者の就業継続や円滑な再就職を支援している。

平成4年度においても、引き続き事業の企画・設計等のための調査研究を行うとともに、東京、大阪の2か所において実験的に事業を実施し、女子労働者及び企業への効率的な情報提供のシステム化等についてノウハウの検討・蓄積を行っている。

ハ 婦人労働能力活用事業（ファミリー・サービス・クラブ）の推進

再就職を希望する主婦等の増加に対応し、就職の準備として地域における短期的、補助的な仕事への就業を望む者に対して必要な相談、講習を行うとともに、老人、子供の世話等家庭内の仕事について就業機会を提供する地域相互援助活動として、婦人労働能力活用事業を現在全国20都市において推進している。

(5) 母性健康管理対策の推進

イ 労働基準法上の母性保護

女子労働者には、労働基準法により産前はその請求により6週間（多胎妊娠の場合は10週間）、産後は8週間の休業が認められ、休業する期間及びその後30日間の解雇は禁止される。また、妊婦は他の軽易業務への転換を請求することができる。妊産婦が請求した場合には、変形労働時間制の適用が制限されるとともに、時間外労働、休日労働又は深夜業をさせることができない。さらに、妊産婦には、重量物の取扱い業務その他妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせることができない。生後1年未満の生児を育てる女子労働者は、休憩時間とは別に1日2回各々少なくとも30分の育児時間を請求することができる。

労働省においては、これらの労働基準法の規定が遵守されるよう事業主に對し、監督、指導等を行っている。

ロ 男女雇用機会均等法上の母性健康管理

男女雇用機会均等法では、妊娠中及び出産後の健康管理に関する配慮及び措置を行うよう事業主に要請している。その内容は、①事業主は、その雇用する女子労働者が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保できるように配慮すること、②その保健指導等により指導された事項を守ることができるように必要な措置を講ずることとなっている。

具体的には、母性健康管理指導基準を定め、事業主や女子労働者に対し指導を行っている。また、各都道府県婦人少年室に母性健康管理指導医を配置し、専門的立場から指導・助言を行っている。さらに、女子労働者を常時50人程度以上使用している事業場の事業主に対し、自主的な母性健康管理体制の整備を図るため、母性健康管理推進者の設置を勧奨している。

(6) 母性給付

健康保険では、出産した女子労働者に対し分娩費（被保険者が分娩した場合、一時金として標準報酬月額半額の支給。最低限度額は24万円）、出産手当金（被保険者が分娩の日（分娩の日が分娩の予定日後であるときは分娩の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は70日）及び分娩の日後56日の間であって、労働に従事しないため給与の支払いを受けなかった期間、1日につき標準報酬日額の60％を支給。）、育児手当金（被保険者が分娩した子供を引き続き育てる場合、一児につき一時金として2,000円）を支給している。

4 総合的パートタイム労働対策の推進

パートタイム労働者は、近年、主婦層を中心に著しく増加しているが、これは、パートタイム労働が労働力の需要側、供給側双方のニーズに合った就業形態であることによるものと考えられ、今後とも重要な労働力の一つとして増加傾向が続くものとみられる。

しかし、パートタイム労働者の処遇や労働条件をめぐっては、雇入れに際

して労働条件が不明確であること、パートタイム労働者の就業の実態に配慮した雇用管理が行われていないこと等種々の問題点が指摘されている。

そこで、労働省では、「パートタイム労働者の処遇及び労働条件等について考慮すべき事項に関する指針」（平成元年6月23日付け労働省告示第39号。以下「パートタイム労働指針」という。）を制定するとともに、パートタイム労働指針の定着とパートタイム労働市場の円滑な需給調整を促進するため、パートタイム労働に関し労働省の講ずる施策を定めた「総合的パートタイム労働対策」を策定し、これにより労使に対する啓発指導等を進めているところである。

（1）パートタイム労働者の労働条件の確保

パートタイム労働者についても、原則として労働基準法等労働関係法令が適用されることの周知徹底を図るほか、パートタイム労働者の労働条件の明確化、労働時間管理等の適正化等のための施策を推進している。特に、賃金、労働時間等主要な労働条件を明らかにした書面（「雇入通知書」という。）のモデル様式の普及を進めている。

（2）パートタイム労働者の雇用の安定

イ パートバンク・パートサテライトの設置等、需給調整機能の充実

パートタイム労働者の増加に対処するため、パートタイム労働者の職業紹介を専門に取り扱う「パートバンク」の設置を推進し（平成3年度までに60か所設置、平成4年度には5か所を増設）、より規模の小さな都市に設置するパートサテライトについても、充実を図っている（平成4年度中に10か所増設し35か所）。

ロ 雇用労務相談の実施

パートバンクに、雇用・労働問題に精通した専門の相談員を配置し、従業員の職場定着、労働条件、福利厚生、職場の人間関係等の雇用管理に関する相談に幅広く対応している。

ハ 雇用保険の適用の拡大

パートタイム労働者の生活の安定、福祉の増進等を図るため適切に対応することが課題となってきたため、平成元年度に雇用保険法が改正され、一定の範囲のパートタイム労働者についても雇用保険の適用の拡大を図っている。

(3) パートタイム労働者の雇用管理改善に向けての指導・援助

イ 中小企業パートタイム労働者雇用管理改善推進事業の実施

パートタイム労働者を雇用する企業の相当部分は中小企業であること、パートタイム労働者の雇用管理については、地域・業種における横並び意識が強いこと等から、中小企業を構成員とする商工団体、業種団体等がパートタイム労働指針の浸透に取り組み、これに対し国が指導援助を行うことを通じて、その構成員たる企業におけるパートタイム労働者の雇用管理の改善を図る「中小企業パートタイム労働者雇用管理改善推進事業」を実施している。

ロ 自主的パートタイム労働者福祉改善事業の実施

パートタイム労働者の労働条件、福祉の向上を図るためには、事業主による自主的な取組みを促進することが不可欠であることから、平成2年度より、パートタイム労働者の労働条件等の現状について事業主自らによる点検の実施を促すとともに、これに対する指導等を行う自主的パートタイム労働者福祉改善事業を実施しており、平成3年度からは、自主点検を実施した事業場を対象としてパートタイム労働者福祉制度優良事業場認定事業を実施している。

ハ パートタイム雇用労務管理者の選任及び活用

パートタイム労働指針の浸透を図るためには、パートタイム労働者の処遇、労働条件の改善に向けての自主的な推進体制を確立する必要があるため、事業場における取組みの中心的役割を担うパートタイム雇用労務管理者の選任を行っているところであり、平成4年度においても引き続き積極的にその勧奨を行うとともに、選任されたパートタイム雇用労務管理者に対して、講習会の開催、情報提供等を行っている。

(4) パートタイム労働者の中小企業退職金共済制度への加入促進

パートタイム労働者について中小企業退職金共済制度への加入促進を図るため、平成2年に「中小企業退職金共済法」の一部改正が行われ、平成3年4月1日からパートタイム労働者に対する掛金月額最低額の特例が設けられるとともに、すでにこの制度に加入している事業主がパートタイム労働者を平成5年3月31日までに追加加入させた場合に掛金の助成を行っている。

(5) パートタイム労働者の能力開発の推進等

平成元年度より、大都市及びその周辺の技能開発センターにおいて、また、平成3年度より都道府県立職業訓練校においてパートタイム求職者に対する短期課程の能力再開発訓練を実施している。

公共職業安定所において、パートタイム労働者に職業に関する知識等を付与する「パートタイマー職業教室」を実施する等の対策を実施している。

(6) パートタイム労働に関する啓発活動の実施

昭和60年度から、毎年11月上旬に「パートタイム労働旬間」を実施しており、パートタイム労働に関するシンポジウムを開催する等、集中的に啓発活動を展開することとしている。

5 女子の再就職等援助対策の推進

女子のライフサイクルの変化やサービス経済化の進展に伴い、女子の職場進出が進み、育児期以後、再就職を希望する女子が増加している。こうした女子の活力を生かすことは、女子自身の福祉の増進につながるだけでなく、中長期的な労働力需給の観点からも我が国経済社会の発展のため不可欠なこととなっている。

しかし、再就職を希望する女子は、長期の離職期間があるため技術革新や情報の急速な進展に対応できない者も多い。

そのため労働省としては、これらの再就職を希望する女子を中心として、

その意識の啓発、再就職に関する情報提供、職業能力開発機会の提供等の援助を推進している。

(1) 女子再雇用制度の普及促進

育児負担が軽くなってから再就職を希望する女子のニーズに応えるものとして、元の企業への復帰を可能にする女子再雇用制度の普及が求められているが、男女雇用機会均等法において、事業主は「再雇用特別措置及びこれに準ずる措置」を実施するよう努めるとともに、国は事業主に対して、再雇用特別措置の普及を促進するため、必要な助言、指導その他の援助を行うように努めることが規定されている。

女子再雇用制度の普及促進のために従来から一定の要件を満たす女子再雇用制度を設けている企業に対し、女子再雇用促進給付金を支給しているが（対象者1人当たり中小企業30万円、大企業20万円）、平成3年度には、より利用しやすい制度とするため、関連事業主を退職した女子を雇用した事業主を支給対象に加えるとともに、最大離職期間を延長（6年から8年に延長）することを内容とした改正を行い女子の就業機会の拡大を図っている。

(2) 婦人就業援助促進事業の推進

女子の就業ニーズの多様化、再就職を希望する女子の増加に伴い、婦人就業援助対策の必要性はますます大きくなっている。

このため、昭和54年度から地方公共団体が設置する婦人就業援助施設（平成4年度現在52所）に対し国の補助を行い、再就職を希望する女子の就業を促進するため、ワープロ、パソコン、経理事務、販売、病人介護などの就業に必要な技術講習等を実施するとともに、就業に関する広範な相談・指導を行っている。

(3) 母子家庭の母等就業援助対策の推進

母子家庭の母等は高い就業率は示しているが、乳幼児等家族の世話をする

必要があること、職業経験が乏しく、技能が十分でないことから、条件の良い就職を妨げられている場合が多いため、次の就業援助対策を講じている。

- ① 婦人就業援助施設における技術講習を受講する母子家庭の母等で所得が一定額以下の者に対する受講旅費等の支給（最高日額1,470円）。
- ② 寡婦等担当職業相談員（216人）による職業相談の実施。
- ③ 公共職業安定所長の指示により公共職業訓練又は職場適応訓練を受講する母子家庭の母等で所得が一定額以下の者に対する訓練手当の支給（平均月額12万8,990円）。
- ④ 母子家庭の母等を公共職業安定所の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給（雇用者1人につき1年間の賃金の4分の1相当額、ただし中小企業は3分の1）。
- ⑤ 母子家庭の母等に対し、委託を受けて職場適応訓練を実施する事業主に対する職場適応訓練費の支給（訓練生1人につき月額2万1,700円）。
- ⑥ 母子家庭の母等及び寡婦の就業援助に関する諸制度の周知と雇用促進について社会一般の気運の醸成を図るための啓発活動の実施。

（4）レディス・ハローワーク事業の実施

高学歴化やライフサイクルの変化等に伴う女子の社会的進出意欲の高まりも著しいものがあるが、女子労働者の場合、意欲と能力はあっても育児・家事等の制約条件のために心ならずも潜在労働力化している未就業層が相当数にのぼるものと考えられる。

一方、若年労働力を中心とする労働力不足が中・長期的に予測される中、今後の労働力需給調整を円滑に進めていくためには、高齢労働力の活用と同時に、女子労働力の積極的活用を図ることが、重要な課題となっている。

このようなことから「就業希望登録」「雇用促進プログラム」「多様な求職ニーズに応じた職業紹介」等のきめ細かな再就職援助措置を内容とする「レディス・ハローワーク事業」を平成3年度から実施しており、この事業を専

門的に取り扱う公共職業安定所として、東京・大阪に女性のための安定所「レディス・ハローワーク」を設置し、女子労働者の働きやすい環境作りに努めると同時に、女子の再就職援助を推進しているところである。また4年度には神奈川、兵庫、福岡にも設置する予定となっている。

(5) 女子再就職準備サービス事業の実施

平成3年度から、出産、育児等により職業生活を中断した後に再就職したいと希望している女子を対象に、各都道府県にある雇用促進事業団の雇用促進センターにおいて、婦人少年室等との連携のもと、女子再就職準備サービス事業を実施し、再就職を希望している女子の円滑な再就職の促進と再就職の機会の拡大に資することとしている。具体的には、都道府県雇用促進センターにおいて、年6回程度、5日間程度の日程で、再就職のための自己診断、企業訪問、OA機器の操作実習等を内容とした「ナイスワークセミナー」を実施している。

(6) 女子労働者に対する講習等の実施

婦人少年室では、主として中小企業に働く中堅女子労働者を対象に職業意識、職業能力の向上を図ることを目的として、女子在職者講習を実施している。

また、職業生活と家庭生活との調和の促進等に資するため、女子労働者の生活講座を働く婦人の家の協力を得て実施している。

(7) 働く婦人の家の機能の充実

働く婦人の家は、地方公共団体が設置する主に中小企業に働く女子労働者等のための福祉施設であり、その設置に対して国の補助を行っている。

働く婦人の家では、女子労働者に対する相談、指導及び講習等の実施、休養、レクリエーションの場の提供などを行っている。

働く婦人の家は、3年度末現在で222所設置されており、4年度の設置予

定は8所である。

6 家内労働対策の推進

家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、次の施策を推進している。

(1) 家内労働法の周知徹底

イ 家内労働手帳の交付の徹底

委託者が家内労働者に仕事を委託するときは、工賃単価、納入させる物品の数量などを記入した家内労働手帳を家内労働者に交付しなければならないことになっている。家内労働者の労働条件を確保し、当事者間の無用の紛争を防止するためにも、家内労働の委託条件の明確化を図ることが最も基本であり、このため、家内労働手帳の交付の徹底を図っている。

また、取り扱いやすく工夫されたモデル様式として「伝票式家内労働手帳」の普及にも努めている。

ロ 工賃支払の確保

原則として工賃は、通貨で全額、家内労働者から物品が納入された日から1か月以内に委託者が支払わなければならないので、工賃不払いについては、関連する情報を的確に把握するとともに、必要に応じ監督指導を実施するなど、法違反の防止及びその早期解決に努めている。

ハ 最低工賃の決定及び周知

工賃の低廉な家内労働者について工賃の改善を図るため、家内労働審議会等の審議に基づき、物品の一定単位ごとに、最低工賃を決定している。最低工賃が決定されると、委託者は、最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。現在、平成4年度を初年度とする「第4次最低工賃新設・改正計画」に基づき、計画的に新設・改正を行うとともに、最低工賃の十分な周知に努めている。

なお、最低工賃は、平成4年9月末日現在193件決定されている。

ニ 安全及び衛生の確保

危険有害業務に従事する家内労働者の安全及び衛生の確保に努めるとともに、委託者団体による自主的な家内労働災害防止活動の促進を図っている。

また、粉じん作業、有機溶剤作業、鉛作業に従事する者に対しては、中央労働災害防止協会に委託して行う特殊健康診断を実施し、職業性疾病の早期発見及び実態の把握に努めている。

なお、プレス機械や動力機械などを使用する危険な業務、有機溶剤や鉛を使用する有害な業務に従事する家内労働者は、労災保険に特別加入することができ、その制度の周知と加入の促進を図っている。

ホ 家内労働旬間の実施

家内労働法の周知徹底と遵法意識の高揚を図り、家内労働者の労働条件の向上を一層促進するため「家内労働旬間」を毎年5月21日～31日に設定し、スローガン（平成4年「手から手へ 渡す信頼 家内労働手帳！」）を掲げ、集中的に広報活動、監督指導等を行っている。

(2) ワープロ作業に係る対策

ワープロ作業を行う在宅就業については、「家内労働法におけるワープロ作業の取扱いについて」（平成2年3月31日付け基発第184号・婦発第57号通達）により、一定の要件に該当する場合、家内労働法の適用があるものとしたところである。平成4年9月末日現在「長野県出版業・印刷業・製版業・筆耕業最低工賃」において、ワープロ入力の最低工賃が設定されている。

(3) いわゆる「インチキ内職」の被害防止

高収入のうたい文句で高額の見習料を取られ、あるいは高額な機械を買わされたにもかかわらず、期待した収入が得られないなどのいわゆる「インチキ内職」については、内職希望者が誇大広告に惑わされないよう広報活動を行い、注意の喚起を図っている。

7 婦人の地位向上のための啓発活動の展開

21世紀に向けて、婦人の地位を実際に向上させていくためには、意識面において根強く残っている女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直すための努力を継続して行うことが必要である。このため、平成4年度の婦人の地位向上のための啓発活動は次のように実施している。

(1) 婦人週間の実施

日本の婦人が初めて参政権を行使した昭和21年4月10日を記念して、昭和24年から毎年4月10日に始まる一週間を「婦人週間」とし、婦人の地位向上のための特別活動を行っている。

第44回婦人週間は、テーマを前年度に引き続き「性にこだわらず いきいきと暮らせる時代を築こう」とし、キャッチフレーズを「女と男 個性で描く未来形」と定めて全国的に広報啓発活動を実施した。

また、第44回婦人週間全国会議を平成4年5月19日に開催した。

(2) 「男女がいきいき暮らせる社会作り懇話会」の開催

職場のみならず、あらゆる分野における男女の固定的な役割分担意識等から生じる問題点を解消するとともに、生活のあらゆる場面について生活者の視点から、いきいき暮らせる環境を整備するための意見交換を行うことを目的として広く有識者の参集を求め、懇話会を開催することとしている。

(3) 政策、方針決定への参加の促進

各種審議会等における婦人委員の比率を高めるため、あらゆる機会をとらえて、関係機関、団体等に対して協力要請を行っている。

特に、6月には「婦人の公職参加状況調べ」を実施し、これらの結果等を踏まえて婦人の参加促進を図っている。

8 国際協力の推進

婦人の地位向上，男女平等の実現は国際的課題であり，国際社会において我が国の果たすべき役割，我が国への期待も高まっているところから，「開発と女性」の視点を踏まえた国際協力を積極的に推進することとしている。

9 女子の能力開発

職業訓練は，国，都道府県，雇用促進事業団等の行う公共職業訓練と事業主やその団体等民間で行われる職業訓練に大別される。

公共職業訓練施設が行う職業訓練には，養成訓練，向上訓練，能力再開発訓練の3種類があり，これらの訓練を行う施設は全国381校で平成3年度における職業訓練実施規模は約40万人であった。

公共職業訓練施設への入校者に占める女子の割合（2年度）は，養成訓練では15.8%，能力再開発訓練では38.1%となっている。訓練科目別には，家政科，洋裁科，和裁科，縫製科，トレース科，経理事務科，一般事務科，デザイン科，販売科，介護サービス科等で女子の割合が高い。

また，平成元年度より，大都市部及びその周辺の技能開発センターにおいて，更に平成3年度より都市部の職業訓練校において，パートタイム求職者に対する短期課程の能力再開発訓練を実施している。

民間における職業訓練で，公共職業訓練と同水準の教科，訓練期間，設備等によって行う認定職業訓練は，平成3年度において，事業主が単独で行うものが400所，事業主等の団体で行うものが930所である。2年4月に在校した養成訓練の訓練生のうち，女子は14.7%（前年18.2%）である。訓練科目別には，和裁科，洋裁科，美容科の3科で全体の64%を占めている。

10 労働時間対策

労働時間短縮は，我が国全体として取り組むべき国民的課題となっており，昭和63年4月には，週40時間労働制の実現に向け，法定労働時間を段階的に短縮すること等を内容とする改正労働基準法が施行され，我が国全体が

完全週休2日制の定着に向け歩み出した。

平成4年6月には新しい経済計画、7月には「第7次雇用対策基本計画」がそれぞれ閣議決定され、「計画期間中に年間総労働時間1800時間を達成することを目標とする。」という新たな労働時間短縮の目標が、政府全体の方針として定められた。

労働省では、週法定労働時間の段階的短縮の第2段階として、平成3年4月より週44時間労働制を実施するとともに、完全週休2日制の普及促進、年次有給休暇の完全取得の促進、連続休暇の普及・拡大、所定外労働の削減を重点に労働時間対策の積極的推進に努めている。

さらに、我が国の企業の実態をみると、厳しい企業間競争の下で同業他社との横並び意識の強いこと等が労働時間短縮を阻害している状況もみられ、こうした状況を改善するため、「労働時間の短縮に関する臨時措置法」を施行し、これに基づく施策を講じている。

付属統計表

付 属 統 計 表

目 次

(就業状態等)

付表 1	15歳以上人口、労働力人口及び非労働力人口の推移	付 5
付表 2	年齢階級別労働力人口及び労働力率の推移	付 6
付表 3	配偶関係別女子労働力率の推移	付 8
付表 4	年齢階級、配偶関係別女子労働力率及び雇用者の割合	付 8
付表 5	主な活動状態別女子非労働力人口の推移	付 9
付表 6	従業上の地位別就業者数及び構成比の推移	付10
付表 7	産業別就業者数及び構成比の推移	付12
付表 8	完全失業者数及び完全失業率の推移	付13
付表 9	求職理由別完全失業者数及び構成比の推移	付13

(雇用状況等)

付表10	産業別雇用者数、構成比及び雇用者総数に占める女子の割合の推移	付14
付表11	産業(中分類)別女子従業者数	付16
付表12	職業別雇用者数、構成比及び雇用者総数に占める女子の割合の推移	付20
付表13	規模別雇用者数及び構成比の推移	付22
付表14	年齢階級別雇用者数、構成比及び15歳以上人口に占める雇用者の割合の推移	付24
付表15	雇用形態別雇用者数及び構成比の推移	付26
付表16	配偶関係別女子雇用者数及び構成比の推移	付27
付表17	有配偶女子の就業状態の推移	付27
付表18	妻と夫の就業状態別世帯数及び割合	付28
付表19	末子の年齢別子供のいる世帯における母の就業状態	付29
付表20	学歴別女子労働者数及び構成比の推移	付29
付表21	学歴、産業・規模別女子労働者の割合	付30
付表22	平均年齢及び平均勤続年数の推移	付31
付表23	年齢階級別平均勤続年数の推移	付31
付表24	勤続年数階級別女子労働者構成比の推移	付32
付表25	年齢階級、職階別女子役職者の構成比	付32

付表26	一般及びパートタイム労働者の職業紹介状況の推移	付33
付表27	中学・高校卒業者の職業紹介状況の推移	付34
付表28	就業形態別入職・離職状況の推移	付35
付表29	女子の産業別入職・離職状況の推移	付36
付表30	職歴別女子入職者	付37
付表31	年齢階級別女子の一般未就業者数及び転職入職者数並びに構成比	付38
付表32	就業の動機別女子入職者数の割合	付39
付表33	女子の離職理由の推移	付40
付表34	年齢階級、離職理由別女子離職者の割合	付41
付表35	学歴別新規学卒就職者数、構成比及び就職率の推移	付42
付表36	産業別新規学卒就職者数の構成比の推移	付44
付表37	職業別4年制大学卒就職者数及び構成比の推移	付46
付表38	新規高卒者の産業別就職者数の構成比の推移	付47
付表39	学校種類別進学率の推移	付48
付表40	関係学科別大学在学生数の構成比の推移	付49

〈賃金、労働時間等〉

付表41	1人平均月間現金給与額	付49
付表42	産業別1人平均月間現金給与総額	付50
付表43	きまって支給する現金給与額、所定内給与額の推移	付51
付表44	年齢階級別所定内給与額、年齢間格差	付51
付表45	女子労働者の学歴別所定内給与額、年齢間格差	付52
付表46	標準労働者の年齢階級別所定内給与額、年齢間格差	付53
付表47	新規学卒者の初任給額の推移	付54
付表48	1人平均月間実労働時間数及び出勤日数の推移	付55
付表49	産業別1人平均月間実労働時間数及び出勤日数	付56

〈母性保護等〉

付表50	女子労働者及び有夫者に対する出産者の割合	付57
付表51	1人平均産前産後休業日数	付57
付表52	妊娠中の軽易業務転換者及び育児時間請求者の割合	付58
付表53	生理日の就業が著しく困難な女子の休暇の請求状況	付58
付表54	妊娠婦に対する健康管理措置の実施事業所の割合	付59
付表55	妊娠・出産による退職者の割合	付59
付表56	育児休業制度実施事業所の割合	付59
付表57	女子再雇用制度実施事業所の割合	付60
付表58	介護休業制度実施事業所の割合	付60

（家計）

付表59 勤労者世帯の家計収支の推移	付61
付表60 核家族共働き世帯・非共働き世帯別収支金額及び構成比	付62

（労働組合）

付表81 労働組合員数及び推定組織率の推移	付63
付表82 産業別労働組合数及び組合員数	付64

（パートタイム労働）

付表63 短時間雇用者数及び構成比の推移	付65
付表64 産業別女子短時間雇用者数及び構成比の推移	付66
付表65 規模別女子短時間雇用者数及び構成比の推移	付67
付表66 産業・規模別女子パートタイム労働者の平均勤続年数の推移	付68
付表67 産業・規模別女子パートタイム労働者の1日当たり所定内実労働時間数及び実労働日数の推移	付69
付表68 年齢階級・産業・規模別女子パートタイム労働者の1時間当たり所定内給与額の推移	付70
付表69 産業・規模別女子パートタイム労働者の年間賞与とその他特別給与額の推移	付70

（家内労働）

付表70 家内労働従事者数の推移	付71
付表71 業種別家内労働者数の推移	付72

（高齢者）

付表72 総世帯数及び高齢者世帯数の推移	付73
付表73 介護に関する企業内福祉制度に関する要望	付74
付表74 55歳以上の女子就業者の従業上の地位別構成比	付75
付表75 産業別にみた55歳以上就業者数と構成比	付76
付表76 職業別にみた55歳以上就業者数と構成比	付77
付表77 企業規模別55歳以上雇用者数及び構成比	付78
付表78 性、年齢階級、就業希望理由別高年齢不就業者数の割合	付79
付表79 性、年齢階級、就業理由別高年齢就業者数の割合	付79
付表80 性、年齢階級、就業の有無、社会奉仕活動の種類別活動者率	付80
付表81 性、年齢階級、年金受給の有無及び年金受給額階級別高年齢者数の割合	付81
付表82 性、年齢階級、年金受給の有無及び年金受給額階級別高年齢者の就業率	付81

(その他)

付表83	人口動態の推移	付82
付表84	主要国の労働力人口、労働力率、雇用者数及び総数に占める女子の割合	付84
付表85	主要国の年齢階級別労働力人口及び労働力率	付86
付表86	主要国の従業上の地位別就業者数の構成比	付88
付表87	主要国の産業別雇用者数及び構成比	付90
付表88	主要国の職業別雇用者数及び構成比	付92
付表89	非農林業部門における労働者の賃金の男女格差	付94
(参 考)		
	婦人労働関係判例	付97

付表1 15歳以上人口、労働力人口及び非労働力人口の推移

区 分		15歳以上 人 口 (A)	労働力 人 口 (B)	非労働力 人 口	労働力率 (B) / (A)	労働力人口の 男女別構成比
		万人	万人	万人	%	%
総 数	昭和 35 年	6,520	4,511	1,998	69.2	100.0
	40	7,287	4,787	2,497	65.7	100.0
	45	7,885	5,153	2,723	65.4	100.0
	50	8,443	5,323	3,095	63.0	100.0
	55	8,932	5,650	3,249	63.3	100.0
	57	9,116	5,774	3,309	63.3	100.0
	58	9,232	5,889	3,305	63.8	100.0
	59	9,347	5,927	3,373	63.4	100.0
	60	9,465	5,963	3,450	63.0	100.0
	61	9,587	6,020	3,513	62.8	100.0
	62	9,720	6,084	3,584	62.6	100.0
	63	9,849	6,166	3,635	62.6	100.0
	平成 元	9,974	6,270	3,655	62.9	100.0
	2	10,089	6,384	3,657	63.3	100.0
	3	10,199	6,505	3,649	63.8	100.0
女	昭和 35 年	3,370	1,838	1,526	54.5	40.7
	40	3,758	1,903	1,853	50.6	39.8
	45	4,060	2,024	2,032	49.9	39.3
	50	4,344	1,987	2,342	45.7	37.3
	55	4,591	2,185	2,391	47.6	38.7
	57	4,687	2,252	2,420	48.0	39.0
	58	4,746	2,324	2,404	49.0	39.5
	59	4,804	2,347	2,436	48.9	39.6
	60	4,863	2,367	2,472	48.7	39.7
	61	4,925	2,395	2,506	48.6	39.8
	62	4,995	2,429	2,542	48.6	39.9
	63	5,059	2,473	2,563	48.9	40.1
	平成 元	5,120	2,533	2,564	49.5	40.4
	2	5,178	2,593	2,562	50.1	40.6
	3	5,233	2,651	2,561	50.7	40.8
男	昭和 35 年	3,151	2,673	472	84.8	59.3
	40	3,529	2,884	644	81.7	60.2
	45	3,825	3,129	691	81.8	60.7
	50	4,099	3,336	754	81.4	62.7
	55	4,341	3,465	859	79.8	61.3
	57	4,430	3,522	889	79.5	61.0
	58	4,486	3,564	901	79.4	60.5
	59	4,544	3,580	937	78.8	60.4
	60	4,602	3,596	978	78.1	60.3
	61	4,662	3,626	1,007	77.8	60.2
	62	4,726	3,655	1,043	77.3	60.1
	63	4,790	3,693	1,071	77.1	59.9
	平成 元	4,854	3,737	1,091	77.0	59.6
	2	4,911	3,791	1,095	77.2	59.4
	3	4,965	3,854	1,088	77.6	59.2

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

付表2 年齢階級別労働力

区 分		総 数	15～ 19歳	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59	60～ 64	65歳 以上
労働人口	女性	昭35	1,838	219	277	217	216	200	457		162		80
		40	1,903	191	325	204	205	226	506		172		75
		45	2,024	153	374	208	201	234	235	199	153	116	77
		50	1,987	85	301	226	204	227	245	227	182	126	89
		55	2,185	74	273	223	255	268	268	261	216	156	97
		57	2,252	70	275	210	272	268	286	274	225	166	103
		58	2,324	78	281	210	261	287	300	279	235	175	110
		59	2,347	79	284	212	244	297	316	277	239	178	111
		60	2,367	72	289	210	229	317	313	282	244	182	116
		61	2,395	78	295	210	215	341	302	286	251	182	120
		62	2,429	78	299	219	208	336	305	295	254	189	124
		63	2,473	79	308	226	203	317	322	305	261	194	128
		平元	2,533	84	318	232	201	300	341	325	262	201	134
		2	2,593	87	326	245	200	283	366	327	268	212	138
		3	2,651	86	343	252	203	267	392	313	276	222	145
労働人口	男性	昭35	2,673	234	325	360	368	275	678		304		144
		40	2,884	201	400	395	386	363	681		306		153
		45	3,129	148	434	435	403	400	357	257	206	186	145
		50	3,336	83	351	521	454	412	401	351	250	190	154
		55	3,465	73	279	440	521	450	407	391	340	228	151
		57	3,522	77	280	402	541	441	423	401	357	265	152
		58	3,564	84	286	390	510	469	431	402	365	284	155
		59	3,580	82	289	384	474	492	450	397	369	297	163
		60	3,596	79	293	378	444	522	445	397	374	307	171
		61	3,626	86	296	377	420	551	425	402	381	316	185
		62	3,655	86	301	378	406	539	434	414	384	325	198
		63	3,693	87	309	382	394	509	463	423	387	334	209
		平元	3,737	87	319	385	389	475	487	444	383	340	222
		2	3,791	94	327	396	384	448	518	439	385	348	234
		3	3,854	97	348	398	382	427	550	420	392	359	245

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

(注) 昭和35、40年の年齢階級別内訳の数字は時系列接続用に補正していない。

人口及び労働力率の推移

区 分		総 数	15～ 19歳	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59	60～ 64	65歳 以上	
労働力率	女	昭35	54.5	49.0	70.8	54.5	56.5	59.0	59.0		46.7		25.6	
		40	50.6	35.8	70.2	49.0	51.1	59.6	60.2		45.3		21.6	
		45	49.9	33.6	70.6	45.5	48.2	57.5	62.8	63.0	58.8	48.7	39.1	17.9
		50	45.7	21.7	66.2	42.6	43.9	54.0	59.9	61.5	57.8	48.8	38.0	15.3
		55	47.6	18.5	70.0	49.2	48.2	58.0	64.1	64.4	59.3	50.5	38.8	15.5
		57	48.0	17.2	71.1	51.0	49.5	59.7	65.7	65.9	59.4	50.3	38.6	16.0
		58	49.0	18.7	72.1	52.8	50.4	60.3	67.6	66.9	60.6	51.5	39.6	16.1
		59	48.9	18.5	72.4	53.9	50.6	59.6	68.1	67.1	61.0	50.9	38.0	15.9
		60	48.7	16.6	71.9	54.1	50.6	60.0	67.9	68.1	61.0	51.0	38.5	15.5
		61	48.6	17.2	73.8	54.5	50.0	61.0	68.8	68.1	61.7	49.9	38.6	15.2
		62	48.6	16.6	73.6	56.9	50.5	61.3	68.4	68.4	61.8	50.8	38.5	15.4
		63	48.9	16.5	73.7	58.2	50.9	61.3	68.1	69.3	63.3	50.9	38.6	15.7
		平元	49.5	17.3	74.3	59.6	51.1	62.4	68.8	70.7	64.2	52.2	39.2	15.8
		2	50.1	17.8	75.1	61.4	51.7	62.6	69.6	71.7	65.5	53.9	39.5	16.2
		3	50.7	17.8	75.6	63.2	52.9	62.1	70.4	72.1	66.5	55.5	40.7	16.6
(%)	男	昭35	84.8	52.7	87.8	95.5	96.6	96.2	95.9		85.6		56.9	
		40	81.7	36.3	85.8	96.8	97.0	97.1	96.3		86.7		56.3	
		45	81.8	31.4	80.7	97.1	97.8	97.8	97.5	97.0	95.8	91.2	81.5	49.4
		50	81.4	20.5	76.5	97.2	98.1	98.1	97.6	96.7	96.2	92.2	79.4	44.4
		55	79.8	17.4	69.6	96.3	97.6	97.6	97.6	96.5	96.0	91.2	77.8	41.0
		57	79.5	18.1	70.2	96.4	97.5	98.0	97.7	97.1	95.7	91.1	76.0	38.8
		58	79.4	19.1	71.0	96.5	97.5	97.9	97.5	97.1	95.8	91.3	74.9	38.9
		59	78.8	18.2	71.0	96.2	97.3	97.8	97.6	97.1	95.6	90.5	73.8	37.6
		60	78.1	17.3	70.1	95.7	97.2	97.6	97.2	96.8	95.4	90.3	72.5	37.0
		61	77.8	18.0	70.8	95.9	96.8	97.3	97.3	96.6	95.3	90.5	72.5	36.2
		62	77.3	17.4	71.3	95.9	96.9	97.3	97.3	97.2	95.5	91.0	71.7	35.6
		63	77.1	17.2	71.0	96.2	97.0	97.5	97.5	97.2	96.0	91.3	71.1	35.8
		平元	77.0	17.0	71.2	96.0	97.0	97.5	97.4	97.6	96.0	91.6	71.4	35.8
		2	77.2	18.3	71.7	96.1	97.5	97.8	97.6	97.3	96.3	92.1	72.9	36.5
		3	77.6	19.1	72.8	96.1	97.4	97.9	97.9	97.4	96.3	93.2	74.2	38.0

付表3 配偶関係別女子労働力率の推移

(単位 %)

年	総 数	未 婚	有 配 偶	死別・離別
昭和37年	53.4	63.6	51.1	44.5
40	50.6	56.4	49.9	42.9
45	49.9	59.3	48.3	39.9
50	45.8	54.3	45.2	36.2
55	47.6	52.6	49.2	34.2
57	48.0	52.5	50.0	33.6
58	49.0	53.4	51.3	33.4
59	48.9	53.6	51.1	32.9
60	48.7	53.0	51.1	32.9
61	48.6	53.3	51.1	32.4
62	48.6	53.0	51.3	31.9
63	48.9	53.3	51.6	31.7
平成 元	49.5	54.2	52.3	31.7
2	50.1	55.2	52.7	32.3
3	50.7	56.4	53.2	32.4

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

付表4 年齢階級、配偶関係別女子労働力率及び雇用者の割合

(単位 %)

年 齢	未 婚		有 配 偶		死別・離別	
	昭和56年	平成3年	56年	3年	56年	3年
計	52.8 (46.7)	56.4 (51.1)	49.4 (27.1)	53.2 (35.1)	33.6	32.4
15～19歳	17.9 (16.7)	17.7 (16.0)	* (*)	* (*)	*	0.0
20～24	78.4 (72.5)	80.9 (75.8)	41.3 (31.3)	42.4 (33.9)	*	100.0
25～29	85.7 (75.2)	91.1 (84.5)	38.1 (25.3)	42.0 (33.5)	*	100.0
30～34	80.0 (64.0)	89.3 (78.6)	44.7 (25.9)	45.7 (33.7)	81.3	90.9
35～39	75.0 (62.5)	80.6 (67.7)	56.4 (33.5)	58.8 (42.7)	83.3	90.0
40～44	68.8 (56.3)	76.7 (60.0)	63.2 (37.9)	68.5 (49.5)	84.0	89.2
45～49	75.0 (56.3)	78.9 (63.2)	62.9 (36.3)	70.2 (50.4)	80.0	86.1
50～54	66.7 (46.7)	73.3 (53.3)	56.4 (29.3)	64.7 (42.9)	71.4	78.3
55～64	53.3 (33.3)	53.6 (35.7)	44.3 (16.1)	47.9 (23.8)	45.1	51.4
65歳以上	* (*)	25.0 (12.5)	21.0 (4.4)	23.3 (5.8)	12.3	11.6

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) () 内は当該年齢人口に占める雇用者の割合である。

付表5 主な活動状態別女子非労働力人口の推移

区 分		計	家 事	通 学	そ の 他
非 勞 働 力 人 口 (万 人)	昭和35年	1,526	1,005	216	306
	40	1,853	1,188	341	323
	45	2,032	1,373	323	335
	50	2,342	1,603	336	403
	55	2,391	1,560	370	461
	57	2,420	1,547	379	495
	58	2,404	1,517	379	509
	59	2,436	1,516	391	529
	60	2,472	1,528	407	537
	61	2,506	1,542	416	547
	62	2,542	1,536	435	571
	63	2,563	1,533	448	582
	平成元	2,564	1,522	452	590
	2	2,562	1,514	451	597
	3	2,561	1,512	450	599
構 成 比 (%)	昭和35年	100.0	65.9(29.8)	14.2	20.1
	40	100.0	64.1(31.6)	18.4	17.4
	45	100.0	67.6(33.8)	15.9	16.5
	50	100.0	68.5(36.9)	14.4	17.2
	55	100.0	65.2(34.0)	15.5	19.3
	57	100.0	63.9(33.0)	15.7	20.5
	58	100.0	63.1(32.0)	15.8	21.2
	59	100.0	62.2(31.6)	16.1	21.7
	60	100.0	61.8(31.4)	16.5	21.7
	61	100.0	61.5(31.3)	16.6	21.8
	62	100.0	60.4(30.8)	17.1	22.5
	63	100.0	59.8(30.3)	17.5	22.7
	平成元	100.0	59.4(29.7)	17.6	23.0
	2	100.0	59.1(29.2)	17.6	23.3
	3	100.0	59.0(28.9)	17.6	23.4

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) () 内は15歳以上人口に占める家事専業者の割合

付表6 従業員上の地位別

[illegible]

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

就業者数及び構成比の推移

[illegible]

付表7 産業別就業者数及び構成比の推移

区 分			総 数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
就 業 者 数 (万 人)	総 数	昭和45年	5,094	886	1,791	2,409
		50	5,223	661	1,841	2,710
		55	5,536	577	1,926	3,020
		60	5,807	509	1,992	3,283
		平成2	6,249	451	2,099	3,669
		3	6,369	427	2,160	3,752
	女	昭和45年	2,003	451	574	975
		50	1,953	331	535	1,085
		55	2,142	283	605	1,250
		60	2,304	244	651	1,400
		平成2	2,536	215	692	1,618
		3	2,592	201	711	1,669
構 成 比 (%)	総 数	昭和45年	100.0	17.4	35.2	47.3
		50	100.0	12.7	35.2	51.9
		55	100.0	10.4	34.8	54.6
		60	100.0	8.8	34.3	56.5
		平成2	100.0	7.2	33.6	58.7
		3	100.0	6.7	33.9	58.9
	女	昭和45年	100.0	22.5	28.7	48.7
		50	100.0	16.9	27.4	55.6
		55	100.0	13.2	28.2	58.4
		60	100.0	10.6	28.3	60.8
		平成2	100.0	8.5	27.3	63.8
		3	100.0	7.8	27.4	64.4

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) 第1次産業…農業、林業、漁業

第2次産業…鉱業、建設業、製造業

第3次産業…上記以外の産業

付表8 完全失業者数及び完全失業率の推移

年	完全失業者数(万人)			完全失業率(%)		
	総数	女	男	総数	女	男
昭和35年	75	31	44	1.7	1.7	1.6
40	57	25	32	1.2	1.3	1.1
45	59	21	38	1.1	1.0	1.2
50	100	34	66	1.9	1.7	2.0
55	114	43	71	2.0	2.0	2.0
60	156	63	93	2.6	2.7	2.6
61	167	67	99	2.8	2.8	2.7
62	173	69	104	2.8	2.8	2.8
63	155	64	91	2.5	2.6	2.5
平成元	142	59	83	2.3	2.3	2.2
2	134	57	77	2.1	2.2	2.0
3	136	59	78	2.1	2.2	2.0
3年上期	139	59	80	2.2	2.2	2.1
下期	134	59	75	2.0	2.2	1.9
4年上期	141	60	81	2.2	2.3	2.1

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) 完全失業率 = $\frac{\text{完全失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$

付表9 求職理由別完全失業者数及び構成比の推移

年		女					男				
		総数	非自発的な離職による者	自発的な離職による者	学卒未就職者	その他の者	総数	非自発的な離職による者	自発的な離職による者	学卒未就職者	その他の者
完全失業者数(万人)	昭和60年	63	13	27	3	18	93	35	26	4	23
	61	67	14	28	3	18	99	37	29	4	23
	62	69	15	29	3	18	104	43	28	4	24
	63	64	12	29	3	17	91	32	28	4	23
	平成元	59	10	27	3	16	83	26	26	3	22
	2	57	10	27	2	14	77	22	25	3	22
	3	59	10	28	2	15	78	21	26	3	22
構成比(%)	昭和60年	100.0	20.6	42.9	4.8	28.6	100.0	37.6	28.0	4.3	24.7
	61	100.0	20.9	41.8	4.5	26.9	100.0	37.4	29.3	4.0	23.2
	62	100.0	21.7	42.0	4.3	26.1	100.0	41.3	26.9	3.8	23.1
	63	100.0	18.8	45.3	4.7	26.6	100.0	35.2	30.8	4.4	25.3
	平成元	100.0	16.9	45.8	5.1	27.1	100.0	31.3	31.3	3.6	26.5
	2	100.0	17.5	47.4	3.5	24.6	100.0	28.6	32.5	3.9	28.6
	3	100.0	16.9	47.5	3.4	25.4	100.0	26.9	33.3	3.8	28.2

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

付表10 産業別雇用者数、構成比及び

区 分		全 産 業	農 林 業	漁 業	鉱 業	建 設 業	
雇 用 者 数 (万 人)	女	昭和35年	73.8	3.7	3	4	2.9
		40	91.3	2.0	2	3	4.0
		45	09.6	1.0	2	2	4.5
		50	16.7	1.8	1	1	4.9
		55	35.4	9	2	1	5.8
		58	48.6	11	2	1	5.9
		59	51.8	9	2	1	5.7
		60	54.8	9	3	1	5.7
		61	58.4	11	2	1	5.6
		62	61.5	10	2	1	5.7
		63	67.0	11	2	1	6.2
		平成 元	74.9	11	2	1	6.7
		2	83.4	11	2	1	7.2
		3	91.8	12	2	1	7.9
	男	昭和35年	63.2	5.7	2.3	3.8	1.6
		40	96.3	3.9	2.2	2.2	2.8
		45	21.0	2.0	1.6	1.6	2.6
		50	47.9	2.1	1.6	1.4	3.2
		55	61.7	2.1	1.3	1.9	3.6
		58	72.2	2.2	1.5	8	3.6
		59	74.7	1.9	1.3	7	3.5
		60	76.4	1.9	1.2	7	3.5
		61	79.5	1.9	1.3	7	3.5
		62	81.3	1.9	1.3	7	3.5
		63	86.8	2.0	1.2	6	3.7
		平成 元	92.9	2.0	1.2	6	3.8
		2	100.1	1.8	1.1	5	3.9
		3	108.4	1.9	1.1	5	4.0
構 成 比 (%)	女	昭和50年	100.0	0.7	0.1	0.1	4.2
		55	100.0	0.7	0.1	0.1	4.3
		60	100.0	0.6	0.2	0.1	3.6
		61	100.0	0.7	0.1	0.1	3.5
		62	100.0	0.6	0.1	0.1	3.5
		63	100.0	0.7	0.1	0.1	3.7
		平成 元	100.0	0.6	0.1	0.1	3.8
		2	100.0	0.6	0.1	0.1	3.9
		3	100.0	0.6	0.1	0.1	4.1
	男	昭和50年	100.0	0.9	0.7	0.6	13.2
		55	100.0	0.8	0.6	0.3	14.1
		60	100.0	0.7	0.4	0.3	12.9
		61	100.0	0.7	0.5	0.3	12.8
		62	100.0	0.7	0.5	0.2	12.6
		63	100.0	0.7	0.4	0.2	13.0
		平成 元	100.0	0.7	0.4	0.2	13.1
		2	100.0	0.6	0.4	0.2	13.0
		3	100.0	0.6	0.4	0.2	13.0
雇 用 者 女 子 総 数 の 率 に 対 し て の 占 合 算	昭和50年	32.0	27.6	5.9	6.7	13.0	
		55	34.1	30.0	13.3	13.6	
		60	35.9	32.1	20.0	13.8	
		61	36.2	37.9	13.3	13.5	
		62	36.5	34.5	13.3	13.8	
		63	36.8	35.5	14.3	14.2	
		平成 元	37.4	35.5	14.3	14.8	
		2	37.9	37.9	15.4	15.6	
		3	38.3	40.0	15.4	16.5	

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

雇用者総数に占める女子の割合の推移

製造業	電気・ガス・熱 供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売 業、飲食店	金融・保険業 不動産業	サービス業	公務
269	26		166		182	23
333	31		239		219	25
390	3	40	257	57	265	25
361	4	38	290	71	312	31
386	4	39	351	82	388	33
409	5	41	387	90	446	34
423	5	39	403	91	452	33
435	4	41	408	90	464	35
435	4	44	423	97	475	35
428	4	44	437	102	493	34
440	4	44	453	106	512	33
460	5	48	471	111	537	33
471	4	51	493	121	567	36
489	4	54	516	124	595	37
530	206		283		206	119
660	256		354		246	133
754	25	271	354	64	294	136
776	28	276	421	86	346	165
749	26	293	474	95	400	166
766	22	291	507	106	451	160
788	30	283	506	108	471	163
800	29	283	504	109	476	164
795	28	289	515	110	493	162
788	27	285	525	113	514	164
805	27	287	537	110	522	162
816	25	299	544	114	547	156
834	26	302	555	120	575	159
868	28	301	563	120	598	163
309	0.3	3.3	24.9	6.1	26.7	2.7
28.5	0.3	2.9	25.9	6.1	28.7	2.4
28.1	0.3	2.6	26.4	5.8	30.0	2.3
27.5	0.3	2.8	26.7	6.1	30.0	2.2
26.5	0.2	2.7	27.1	6.3	30.5	2.1
26.3	0.2	2.6	27.1	6.3	30.7	2.0
26.3	0.3	2.7	26.9	6.3	30.7	1.9
25.7	0.2	2.8	26.9	6.6	30.9	2.0
25.5	0.2	2.8	26.9	6.5	31.0	1.9
31.3	1.1	11.1	17.0	3.5	14.0	6.7
28.6	1.0	11.2	18.1	3.6	15.3	6.3
28.9	1.0	10.2	18.2	3.9	17.2	5.9
28.4	1.0	10.3	18.4	3.9	17.6	5.8
28.0	1.0	10.1	18.7	4.0	18.3	5.8
28.1	0.9	10.0	18.7	3.8	18.2	5.6
27.9	0.9	10.2	18.6	3.9	18.7	5.3
27.8	0.9	10.1	18.5	4.0	19.2	5.3
28.1	0.9	9.8	18.3	3.9	19.4	5.3
31.7	12.5	12.1	40.8	45.2	47.3	15.8
34.0	13.3	11.8	42.5	46.3	49.2	16.6
35.2	12.1	12.7	44.7	45.2	49.4	17.6
35.4	12.5	13.2	45.1	46.9	49.0	17.8
35.2	12.9	13.4	45.4	47.2	48.9	17.2
35.3	12.9	13.3	45.8	49.1	49.5	17.0
36.1	16.7	13.8	46.4	49.3	49.5	17.5
36.1	13.3	14.4	47.1	50.2	49.6	18.5
36.0	12.1	15.2	47.8	50.8	49.8	18.6

付表 11 産業（中分

産業（中分類）	女子従業者数		増 加 数	増加率 (%)
	昭和 61 年	平成 3 年		
全 産 業	21,248,066	24,261,562	3,013,496	14.2
建設業	737,663	899,246	161,583	21.9
総合工事業	435,052	503,248	68,196	15.7
職別工事業	148,495	195,963	47,468	32.0
設備工事業	154,116	200,035	45,919	29.8
製造業	5,002,609	5,256,985	254,376	5.1
食品製造業	683,198	755,741	72,543	10.6
飲料・飼料・たばこ製造業	55,925	55,850	-75	-0.1
繊維工業	451,215	380,343	-70,872	-15.7
衣服・その他の繊維製品製造業	550,289	582,961	32,672	5.9
木材・木製品製造業	103,688	96,128	-7,560	-7.3
家具・装飾品製造業	97,061	100,082	3,021	3.1
パルプ・紙・紙加工品製造業	113,995	116,353	2,358	2.1
出版・印刷・同関連産業	225,477	272,701	47,224	20.9
化学工業	128,190	147,314	19,124	14.9
石油製品・石炭製品製造業	6,717	6,560	-157	-2.3
プラスチック製品製造業	177,900	204,263	26,363	14.8
ゴム製品製造業	77,288	77,364	76	0.1
なめし革・同製品・毛皮製造業	55,333	57,423	2,090	3.8
窯業・土石製品製造業	150,230	149,641	-589	-0.4
鉄鋼業	43,674	45,964	2,290	5.2
非鉄金属製造業	48,295	56,577	8,282	17.1
金属製品製造業	289,448	320,209	30,761	10.6

資料出所 総務庁統計局「事業所統計調査」

注) 全産業には上掲の産業のほか農林漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、公務が含まれる。

類) 別女子従業者数

産業 (中分類)	女子従業者数		増 加 数	増加率 (%)
	昭和 6 1 年	平 成 3 年		
一般機械器具製造業	270,219	317,920	47,701	17.7
電気機械器具製造業	960,448	979,640	19,192	2.0
輸送用機械器具製造業	203,233	233,251	30,018	14.8
精密機械器具製造業	145,308	139,960	-5,348	-3.7
武器製造業	336	545	209	62.2
その他の製造業	165,142	160,195	-4,947	-3.0
運輸・通信業	452,779	605,910	153,131	33.8
鉄道業	6,245	7,522	1,277	20.4
道路旅客運送業	57,694	57,058	-636	-1.1
道路貨物運送業	125,713	194,602	68,889	54.8
水運業	12,296	12,269	-27	-0.2
航空運輸業	14,235	19,138	4,903	34.4
倉庫業	24,576	44,009	19,433	79.1
運輸に附帯するサービス業	90,227	133,454	43,227	47.9
通信業	121,793	137,858	16,065	13.2
卸売・小売業, 飲食店	7,522,202	8,376,724	854,522	11.4
(卸売業)	1,449,721	1,726,411	276,690	19.1
各種商品卸売業	22,269	17,907	-4,362	-19.6
繊維・機械器具・建築材料等卸売業	588,033	691,858	103,825	17.7
衣服・食料・家具等卸売業	832,678	1,012,446	179,768	21.6
代理商, 仲立業	6,741	4,200	-2,541	-37.7
(小売業)	3,986,078	4,265,090	279,012	7.0
各種商品小売業	408,130	356,422	-51,708	-12.7

付表 11-2 産業(中)

産業(中分類)	女子従業者数		増 加 数	増加率 (%)
	昭和61年	平成3年		
繊維・衣服・身の回り品小売業	541,902	593,079	51,177	9.4
飲食料品小売業	1,682,932	1,801,301	118,369	7.0
自動車・自転車小売業	123,888	132,570	8,682	7.0
家具・建具・じゅう器小売業	256,652	269,991	13,339	5.2
その他の小売業	972,574	1,111,727	139,153	14.3
（飲食店）	2,086,403	2,385,223	298,820	14.3
一般飲食店	1,326,866	1,488,479	161,613	12.2
その他の飲食店	759,537	896,744	137,207	18.1
金融・保険業	934,081	1,138,217	204,136	21.9
銀行・信託業	179,164	247,997	68,833	38.4
農林水産金融業	7,014	7,360	346	4.9
中小企業・庶民・住宅等特定目的金融業	183,560	184,992	1,432	0.8
補助的金融業, 金融附帯業	5,740	6,693	953	16.6
投資業	240	471	231	96.3
証券業, 商品取引業	62,193	95,986	33,793	54.3
保険業	472,300	564,037	91,737	19.4
保険媒介代理業, 保険サービス業	23,870	30,681	6,811	28.5
不動産業	270,161	356,728	86,567	32.0
不動産取引業	89,091	139,837	50,746	57.0
不動産賃貸・管理業	181,070	216,891	35,821	19.8
サービス業	5,935,798	7,209,224	1,273,426	21.5
物品賃貸業	52,399	90,626	38,227	73.0
旅館, その他の宿泊所	436,571	498,871	62,300	14.3

資料出所 総務庁統計局「事業所統計調査」

分類) 別女子従業者数

産業 (中分類)	女子従業者数		増 加 数	増加率 (%)
	昭和 6 1 年	平 成 3 年		
洗濯・理容・浴場業	696,721	743,289	46,568	6.7
その他の個人サービス業	121,600	135,652	14,052	11.6
映画業	12,870	15,737	2,867	22.3
娯楽業	329,770	447,259	117,489	35.6
放送業	10,854	13,893	3,039	28.0
駐車場業	24,451	26,935	2,484	10.2
自動車整備業	66,084	73,053	6,969	10.5
その他の修理業	29,520	41,722	12,202	41.3
協同組合	150,134	146,783	-3,351	-2.2
情報サービス・調査・広告業	147,594	270,074	122,480	83.0
その他の事業サービス業	338,038	529,025	190,987	56.5
専門サービス業	447,710	638,845	191,135	42.7
医療業	1,445,976	1,685,884	240,908	16.7
保健衛生	29,418	36,854	7,436	25.3
廃棄物処理業	23,901	29,242	5,341	22.3
宗教	97,699	118,192	20,493	21.0
教育	879,581	971,028	91,447	10.4
社会保険, 社会福祉	470,457	547,948	77,491	16.5
学術研究機関	39,666	47,166	7,500	18.9
政治・経済・文化団体	72,766	85,565	12,799	17.6
その他のサービス業	12,018	14,581	2,563	21.3

付表12 職業別雇用者数、構成比及び

区 分		総 数	専門 的・技 術的 従事 者	管 理 従 事 者	事 務 従 事 者	販 売 従 事 者	農 林 漁 業 者	採 掘 作 業 者	運 送 輪 ・事 通 信 者	技 生 産 工 能 作 業 工 者	労 務 作 業 者	保 安 職 業 ・サ ー ビ ス 職 業 従 事 者
雇 用 者 数 (万人)	女	昭和35	738	60	2	170	58	24	2	5	240	108
		40	913	76	4	251	88	14	1	22	220	127
		45	1,096	100	5	339	112	10	1	22	291	150
		50	1,167	135	11	376	129	9	0	17	287	160
		55	1,354	176	11	443	157	10	0	14	314	174
		57	1,418	187	12	471	169	10	0	13	317	159
		58	1,486	201	12	485	178	10	0	13	332	171
		59	1,518	208	13	500	183	10	0	12	341	170
		60	1,548	211	14	507	183	10	0	11	352	174
		61	1,584	217	15	522	192	11	0	11	352	179
		62	1,615	227	16	532	203	10	0	10	346	183
		63	1,670	235	16	556	212	10	0	10	355	182
		平元	1,749	244	18	589	220	11	0	10	370	187
		2	1,834	253	18	631	230	11	0	9	378	192
		3	1,918	267	20	669	242	12	0	10	385	207
	男	昭和35	1,632	120	78	304	109	49	33	89	652	89
		40	1,963	126	111	378	151	44	19	162	662	105
		45	2,210	146	127	384	231	32	9	197	831	117
		50	2,479	169	193	400	299	32	9	203	929	155
		55	2,617	188	206	424	340	30	4	215	946	168
		57	2,680	207	205	439	368	31	4	207	953	166
		58	2,722	214	200	448	394	31	4	208	949	161
		59	2,747	235	197	454	401	29	3	200	948	163
		60	2,764	239	193	447	398	28	3	199	964	169
		61	2,795	240	193	440	414	30	3	203	975	173
		62	2,813	288	203	431	426	30	4	198	931	174
		63	2,868	305	207	439	439	30	3	196	938	173
		平元	2,929	325	211	444	449	30	3	203	944	177
		2	3,001	340	215	457	450	28	2	207	965	187
		3	3,084	367	223	471	455	30	2	204	982	195

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) 1 昭和35、40年の職業別内訳の数字は時系列接続用に補正していないので総数とは合わない。

2 昭和55年国勢調査に用いる職業分類改訂に伴い労働力調査においても、56年から「保安職業、サービス職業従事者」に属していた「清掃員」が新たに「労務作業者」に含まれている。

雇用者総数に占める女子の割合の推移

区 分		総 数	専門的・技術的 職業従事者	管理業務 職業従事者	事務 職業従事者	販売 職業従事者	農林漁 業従事者	採掘 作業従事者	運輸・事 業通信者	生産工 業従事者	労働 者	保安 職業従事者
構 成 比 (%)	女	昭和35	100.0	9.0	0.3	25.4	8.7	3.6	0.3	0.7	35.9	16.1
		40	100.0	8.7	0.5	28.8	10.1	1.6	0.1	2.5	25.2	8.0
		45	100.0	9.1	0.5	30.9	10.2	0.9	0.1	2.0	26.6	6.0
		50	100.0	11.6	0.9	32.2	11.1	0.8	0.0	1.5	24.6	3.7
		55	100.0	13.0	0.8	32.7	11.6	0.7	0.0	1.0	23.2	4.0
		60	100.0	13.6	0.9	32.8	11.8	0.6	0.0	0.7	22.7	5.6
		62	100.0	14.1	1.0	32.9	12.6	0.6	0.0	0.6	21.4	5.3
		63	100.0	14.1	1.0	33.3	12.7	0.6	0.0	0.6	21.3	5.4
		平元	100.0	14.0	1.0	33.7	12.6	0.6	0.0	0.6	21.2	5.6
		2	100.0	13.8	1.0	34.4	12.5	0.6	0.0	0.5	20.6	5.6
		3	100.0	13.9	1.0	34.9	12.6	0.6	0.0	0.5	20.1	5.4
		昭和35	100.0	7.9	5.1	20.0	7.2	3.2	2.2	5.8	42.8	5.8
		40	100.0	6.6	5.8	19.8	7.9	2.3	1.0	8.5	34.6	8.0
		45	100.0	6.6	5.7	17.4	10.5	1.4	0.4	8.9	37.6	6.0
雇 用 者 の 総 数 に 占 め る 女 子 の 比	男	50	100.0	6.8	7.8	16.1	12.1	1.3	0.4	8.2	37.5	3.5
		55	100.0	7.2	7.9	16.2	13.0	1.1	0.2	8.2	36.1	3.6
		60	100.0	8.6	7.0	16.2	14.4	1.0	0.1	7.2	34.9	4.3
		62	100.0	10.0	7.2	15.4	15.1	1.1	0.1	7.0	33.3	4.4
		63	100.0	10.6	7.2	15.3	15.3	1.0	0.1	6.8	32.7	4.6
		平元	100.0	11.1	7.2	15.2	15.3	1.0	0.1	6.9	32.2	4.7
		2	100.0	11.3	7.2	15.2	15.0	0.9	0.1	6.9	32.2	4.8
		3	100.0	11.9	7.2	15.3	14.8	1.0	0.1	6.6	31.8	4.8
		昭和35	31.1	33.3	2.5	35.9	34.7	32.9	5.7	5.3	26.9	54.8
		40	31.7	37.6	3.4	39.9	37.0	23.7	5.0	12.0	24.9	31.5
		45	33.2	40.7	3.8	46.9	32.6	23.8	10.0	10.1	25.9	33.2
		50	32.0	44.4	5.4	48.5	30.2	22.0	0.0	7.7	23.6	32.6
		55	34.1	48.4	5.1	51.1	31.6	25.0	0.0	6.1	24.9	36.5
		60	35.9	46.8	6.8	53.1	31.5	26.3	0.0	5.2	26.7	42.2
		62	36.5	44.1	7.3	55.2	32.3	25.0	0.0	4.8	27.1	40.8
		63	36.8	43.6	7.2	55.9	32.6	25.0	0.0	4.9	27.4	40.8
		平元	37.4	42.8	7.9	57.0	32.9	26.8	0.0	4.7	28.2	41.7
		2	37.9	42.6	7.7	58.0	33.8	28.2	0.0	4.2	28.2	41.6
		3	38.3	42.2	8.2	58.6	34.7	29.3	0.0	4.7	28.2	41.3

付表13 規模別雇用者数及び

区 分		総 数	1～29人	30～99人	100～499人	500人以上	官 公	
雇 用 者	女	昭和35年	7 0 1	2 7 2	8 8	6 7	1 1 6	1 0 3
		40	8 9 3	3 2 4	1 2 9	1 1 4	1 8 8	1 0 4
		45	1, 0 8 6	4 0 3	1 6 6	1 5 5	2 4 7	1 1 2
		50	1, 1 5 9	4 4 0	1 8 2	1 5 8	2 4 2	1 3 4
		55	1, 3 4 5	5 2 1	2 2 2	1 8 7	2 5 3	1 6 0
		57	1, 4 0 8	5 5 2	2 3 2	2 0 1	2 6 2	1 5 9
		58	1, 4 7 5	5 6 9	2 4 2	2 1 6	2 7 8	1 6 8
		59	1, 5 0 8	5 8 0	2 5 0	2 1 9	2 8 9	1 6 7
		60	1, 5 3 9	5 9 0	2 5 7	2 3 3	2 8 8	1 6 8
		61	1, 5 7 4	6 0 4	2 6 2	2 4 3	2 9 6	1 6 7
		62	1, 6 0 4	6 1 3	2 6 6	2 4 5	3 0 8	1 6 9
		63	1, 6 6 0	6 2 3	2 8 1	2 6 1	3 2 3	1 6 7
		平成元	1, 7 3 8	6 5 0	2 9 2	2 7 1	3 5 2	1 6 9
		2	1, 8 2 3	6 7 4	3 0 5	2 9 0	3 7 3	1 7 4
		3	1, 9 0 7	7 0 3	3 1 7	3 1 2	3 9 1	1 7 9
数 (万 人)	男	昭和35年	1, 5 7 5	4 7 3	1 9 9	1 6 3	3 3 2	3 1 9
		40	1, 9 2 4	5 4 3	2 7 9	2 4 3	5 4 5	2 7 3
		45	2, 1 9 1	6 5 9	3 1 6	3 0 9	6 1 9	2 8 2
		50	2, 4 5 8	7 5 9	3 6 0	3 4 7	6 6 9	3 1 8
		55	2, 5 9 7	8 2 8	3 9 4	3 7 8	6 6 3	3 2 7
		57	2, 6 6 0	8 3 8	3 9 6	3 8 8	6 9 9	3 3 3
		58	2, 7 0 1	8 4 7	4 0 4	3 9 4	7 2 4	3 2 7
		59	2, 7 2 8	8 3 3	4 1 2	4 0 7	7 3 7	3 3 3
		60	2, 7 4 5	8 3 6	4 1 6	4 2 1	7 2 9	3 3 5
		61	2, 7 7 6	8 5 3	4 2 6	4 3 2	7 2 4	3 3 3
		62	2, 7 9 5	8 6 4	4 2 4	4 3 6	7 3 1	3 3 3
		63	2, 8 4 8	8 8 5	4 3 3	4 4 7	7 4 2	3 3 2
		平成元	2, 9 1 0	9 0 1	4 5 0	4 7 0	7 5 1	3 2 8
		2	2, 9 8 4	9 1 4	4 6 6	4 8 5	7 7 5	3 3 4
		3	3, 0 6 5	9 3 2	4 7 7	5 0 3	8 0 8	3 3 6

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) 昭和35, 40年の規模別内訳の数字は時系列接続用に補正していないので総数とは合わない。

構成比の推移（非農林業）

区 分		総 数	1～29人	30～99人	100～499人	500人以上	官 公	
構 成	女	昭和35年	100.0	42.1	13.6	10.4	18.0	15.9
		40	100.0	37.7	15.0	13.3	21.9	12.1
		45	100.0	37.1	15.3	14.3	22.7	10.3
		50	100.0	38.0	15.7	13.6	20.9	11.6
		55	100.0	38.7	16.5	13.9	18.8	11.9
		57	100.0	39.2	16.5	14.3	18.6	11.3
		58	100.0	38.6	16.4	14.6	18.8	11.4
		59	100.0	38.5	16.6	14.5	19.2	11.1
		60	100.0	38.3	16.7	15.1	18.7	10.9
		61	100.0	38.4	16.6	15.4	18.8	10.6
		62	100.0	38.2	16.6	15.3	19.2	10.5
		63	100.0	37.5	16.9	15.7	19.5	10.1
		平成元	100.0	37.4	16.8	15.6	20.3	9.7
	2	100.0	37.0	16.7	15.9	20.5	9.5	
	3	100.0	36.9	16.6	16.4	20.5	9.4	
比 (%)	男	昭和35年	100.0	31.8	13.4	11.0	22.3	21.5
		40	100.0	28.9	14.8	12.9	29.0	14.5
		45	100.0	30.1	14.4	14.1	28.3	12.9
		50	100.0	30.9	14.7	14.1	27.2	12.9
		55	100.0	31.9	15.2	14.6	25.5	12.6
		57	100.0	31.5	14.9	14.6	26.3	12.5
		58	100.0	31.4	15.0	14.6	26.8	12.1
		59	100.0	30.5	15.1	14.9	27.0	12.2
		60	100.0	30.5	15.2	15.3	26.6	12.2
		61	100.0	30.7	15.3	15.6	26.1	12.0
		62	100.0	30.9	15.2	15.6	26.2	11.9
		63	100.0	31.1	15.2	15.7	26.1	11.7
		平成元	100.0	31.0	15.5	16.2	25.8	11.3
2	100.0	30.6	15.6	16.3	26.0	11.2		
3	100.0	30.4	15.6	16.4	26.4	11.0		

付表14 年齢階級別雇用者数、構成比及び

区 分		総 数	15～ 19歳	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 64	65歳 以上
雇 用 者 数 (万人)	昭和35年	738	157	265		116		127				5
	40	913	157	251	99	158		167				7
	45	1,096	138	317	124	89	106	252				59
	50	1,167	79	266	156	111	119	134	119	85	81	18
	55	1,354	68	247	164	153	158	161	152	117	107	25
	57	1,418	64	246	163	169	167	177	164	127	115	26
	58	1,486	71	254	163	167	180	191	173	136	123	27
	59	1,518	71	255	168	161	187	205	175	138	128	28
	60	1,548	65	262	167	153	205	209	180	145	134	30
	61	1,584	70	266	171	146	225	203	186	152	134	30
	62	1,615	69	271	180	146	225	204	195	154	140	31
	63	1,670	69	283	188	145	217	219	206	160	149	32
	平成元	1,749	75	292	197	144	212	238	225	167	164	36
	2	1,834	78	301	211	150	205	263	231	178	176	40
	3	1,918	78	319	221	159	198	287	227	187	197	46
	昭和35年	1,632	157	478		404		460				24
	40	1,963	152	333	310	531		417				131
	45	2,210	120	365	358	310	288	548				166
	50	2,479	70	304	444	368	317	290	253	170	196	71
	55	2,617	61	244	379	429	360	310	286	245	227	77
	57	2,680	65	248	351	447	357	327	296	258	259	73
	58	2,722	70	253	343	427	379	340	300	266	273	71
	59	2,747	69	255	339	398	401	355	300	270	289	71
	60	2,764	66	260	334	376	424	354	305	274	300	70
	61	2,795	72	262	337	359	446	338	313	282	315	71
	62	2,813	72	268	337	348	438	345	322	285	327	71
	63	2,868	74	275	343	341	417	374	332	291	345	76
	平成元	2,929	74	285	348	339	396	395	351	292	367	82
	2	3,001	81	296	359	337	376	421	354	296	392	89
	3	3,084	85	315	363	337	362	451	343	311	416	101

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) 昭和35, 40年の年齢階級別内訳の数字は時系列接続用に補正していないので総数とは合わない。

15歳以上人口に占める雇用者の割合の推移

区 分		総 数	15～ 19歳	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 64	65歳 以上
構 成 												

付表15 雇用形態別雇用者数及び構成比の推移（非農林業）

区 分		女				男			
		総 数	常 雇	臨時雇	日雇	総 数	常 雇	臨時雇	日雇
雇 用 者 数 （ 万 人 ）	昭和35年	7 0 1	6 1 4	5 7	3 0	1,5 7 5	1,4 4 4	6 7	6 3
	40	8 9 3	7 7 2	8 0	4 1	1,9 2 4	1,7 9 2	6 5	6 7
	45	1,0 8 6	9 3 7	1 0 2	4 7	2,1 9 1	2,0 6 9	6 0	6 2
	50	1,1 5 9	9 9 2	1 1 6	5 1	2,4 5 8	2,3 3 6	5 8	6 5
	55	1,3 4 5	1,1 0 5	1 8 0	6 0	2,5 9 7	2,4 6 1	7 2	6 3
	57	1,4 0 8	1,1 4 7	2 0 1	6 1	2,6 6 0	2,5 2 6	7 4	6 0
	58	1,4 7 5	1,1 9 0	2 2 2	6 3	2,7 0 1	2,5 6 0	8 0	6 0
	59	1,5 0 8	1,2 1 7	2 2 7	6 4	2,7 2 8	2,5 9 0	8 1	5 7
	60	1,5 3 9	1,2 4 3	2 3 4	6 2	2,7 4 5	2,6 0 4	8 3	5 8
	61	1,5 7 4	1,2 7 7	2 3 5	6 2	2,7 7 6	2,6 3 6	8 4	5 7
	62	1,6 0 4	1,2 9 5	2 5 0	6 0	2,7 9 5	2,6 5 0	9 2	5 3
	63	1,6 6 0	1,3 3 8	2 5 9	6 2	2,8 4 8	2,6 9 5	9 7	5 7
	平成元	1,7 3 8	1,4 0 1	2 7 3	6 3	2,9 1 0	2,7 5 3	9 8	5 8
	2	1,8 2 3	1,4 7 5	2 8 2	6 6	2,9 8 4	2,8 2 2	1 0 6	5 6
3	1,9 0 7	1,5 5 5	2 8 4	6 8	3,0 6 5	2,9 0 1	1 1 0	5 5	
構 成 比 （ ％ ）	昭和35年	1 0 0.0	8 7.6	8.1	4.3	1 0 0.0	9 1.7	4.3	4.0
	40	1 0 0.0	8 6.5	9.0	4.6	1 0 0.0	9 3.1	3.4	3.5
	45	1 0 0.0	8 6.3	9.4	4.3	1 0 0.0	9 4.4	2.7	2.8
	50	1 0 0.0	8 5.6	1 0.0	4.4	1 0 0.0	9 5.0	2.4	2.6
	55	1 0 0.0	8 2.2	1 3.4	4.5	1 0 0.0	9 4.8	2.8	2.4
	57	1 0 0.0	8 1.5	1 4.3	4.3	1 0 0.0	9 5.0	2.8	2.3
	58	1 0 0.0	8 0.7	1 5.1	4.3	1 0 0.0	9 4.8	3.0	2.2
	59	1 0 0.0	8 0.7	1 5.1	4.2	1 0 0.0	9 4.9	3.0	2.1
	60	1 0 0.0	8 0.8	1 5.2	4.0	1 0 0.0	9 4.9	3.0	2.1
	61	1 0 0.0	8 1.1	1 4.9	3.9	1 0 0.0	9 5.0	3.0	2.1
	62	1 0 0.0	8 0.7	1 5.6	3.7	1 0 0.0	9 4.8	3.3	1.9
	63	1 0 0.0	8 0.6	1 5.6	3.7	1 0 0.0	9 4.6	3.4	2.0
	平成元	1 0 0.0	8 0.6	1 5.7	3.6	1 0 0.0	9 4.6	3.4	2.0
	2	1 0 0.0	8 0.9	1 5.5	3.6	1 0 0.0	9 4.6	3.6	1.9
3	1 0 0.0	8 1.5	1 4.9	3.6	1 0 0.0	9 4.6	3.6	1.8	

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) 常 雇……次の「臨時雇」、「日雇」以外の雇用者

臨時雇……1か月以上1年以内の期間を定めて雇われている者

日 雇……日々又は1か月未満の契約で雇われている者

付表16 配偶関係別女子雇用者数及び構成比の推移（非農林業）

(単位 万人、%)

年	総 数	未 婚	有 配 偶	死別・離別
昭和50年	1,159 (100.0)	440 (38.0)	595 (51.3)	125 (10.8)
55	1,345 (100.0)	437 (32.5)	772 (57.4)	135 (10.0)
56	1,382 (100.0)	443 (32.1)	802 (58.0)	136 (9.8)
57	1,408 (100.0)	443 (31.5)	828 (58.8)	136 (9.7)
58	1,475 (100.0)	459 (31.1)	877 (59.5)	139 (9.4)
59	1,508 (100.0)	475 (31.5)	893 (59.2)	140 (9.3)
60	1,539 (100.0)	482 (31.3)	911 (59.2)	147 (9.6)
61	1,574 (100.0)	500 (31.8)	925 (58.8)	148 (9.4)
62	1,604 (100.0)	516 (32.2)	942 (58.7)	146 (9.1)
63	1,660 (100.0)	538 (32.4)	971 (58.5)	149 (9.0)
平成元	1,738 (100.0)	564 (32.5)	1,017 (58.5)	157 (9.0)
2	1,823 (100.0)	596 (32.7)	1,061 (58.2)	165 (9.1)
3	1,907 (100.0)	631 (33.1)	1,102 (57.8)	173 (9.1)

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) ()内は構成比

付表17 有配偶女子の就業状態の推移

区 分		昭和55年	60年	平成元年	2年	3年
実 数 (万人)	女子15歳以上人口	4,591	4,863	5,120	5,178	5,233
	有配偶	2,959	3,073	3,153	3,161	3,169
	労働力人口	1,455	1,570	1,648	1,667	1,686
	就業者	1,436	1,543	1,623	1,645	1,661
	自営業主	206	201	195	185	179
	家族従業者	448	421	400	386	367
	雇用者	780	918	1,026	1,070	1,112
	完全失業者	19	28	24	22	25
	非労働力人口	1,495	1,488	1,492	1,482	1,471
構 成 比 (%)	女子15歳以上人口	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	有配偶	64.5 (100.0)	63.2 (100.0)	61.6 (100.0)	61.0 (100.0)	60.6 (100.0)
	労働力人口	(49.2)	(51.1)	(52.3)	(52.7)	(53.2)
	就業者	(48.5)	(50.2)	(51.5)	(52.0)	(52.4)
	自営業主	(7.0)	(6.5)	(6.2)	(5.9)	(5.6)
	家族従業者	(15.1)	(13.7)	(12.7)	(12.2)	(11.6)
	雇用者	(26.4)	(29.9)	(32.5)	(33.9)	(35.1)
	完全失業者	(0.6)	(0.9)	(0.8)	(0.7)	(0.8)
	非労働力人口	(50.5)	(48.4)	(47.3)	(46.9)	(46.4)

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

付表18 妻と夫の就業状態別世帯数及び割合—典型的一般世帯—

妻と夫の就業状態	世帯数(万世帯)					割合(%)				
	昭和		平成		昭和	平成		昭和	平成	
	60年	63年	元年	2年		元年	2年		元年	2年
総数	2,591	2,649	2,626	2,654	2,718	2,670	2,670	100.0	100.0	100.0
妻も夫も共に就業者	1,204	1,250	1,243	1,297	1,367	1,333	1,333	47.2	47.3	48.9
うち妻も夫も共に非農林業雇用者	722	771	783	823	914	877	877	29.1	29.8	31.0
夫就業者、妻非就業者	1,103	1,088	1,067	1,094	1,037	1,019	1,019	41.1	40.6	39.0
うち夫非農林業雇用者	952	946	930	897	893	888	888	35.7	35.4	33.8
妻就業者、夫非就業者	55	64	58	61	60	61	61	2.5	2.2	2.3
うち妻非農林業雇用者	48	48	43	46	46	47	47	1.9	1.6	1.7
妻も夫も共に非就業者	203	234	238	244	242	241	241	8.8	9.1	9.2
子供のいる世帯総数	1,940	1,963	1,888	1,888	1,873	1,881	1,881	100.0	100.0	100.0
妻も夫も共に就業者	959	998	973	1,003	1,028	1,025	1,025	53.1	51.5	54.9
うち妻も夫も共に非農林業雇用者	576	625	618	642	697	679	679	31.8	32.7	36.1
夫就業者、妻非就業者	870	855	808	779	751	758	758	43.6	42.8	41.3
うち夫非農林業雇用者	762	757	719	690	672	673	673	38.6	38.1	36.5
妻就業者、夫非就業者	39	37	28	32	29	29	29	2.0	1.9	1.7
うち妻非農林業雇用者	30	29	22	25	23	22	22	1.5	1.2	1.3
妻も夫も共に非就業者	62	65	66	62	58	59	59	3.3	3.3	3.1

資料出所 総務庁統計局「労働力調査特別調査」(各年2月)

(注) 典型的一般世帯とは、一般世帯のうち次のものをいう。

- ・夫婦のみで成る世帯
- ・夫婦と親から成る世帯
- ・夫婦と子供から成る世帯
- ・夫婦、子供と親から成る世帯

付表 1 9 末子の年齢別子供のいる世帯における母の就業状態

区 分	総 数	末 子 の 年 齢						
		0～ 3歳	4～ 6	7～ 9	10～ 12	13～ 14	15～ 17	18歳 以上
実 数 (万 人)	子供のいる世帯総数	1,873	334	199	183	181	149	225
	就 業 者	1,059	99	99	116	126	108	158
	非農林業雇用者	785	73	74	91	98	84	124
	35時間未満	353	28	38	48	49	38	57
	35時間以上	429	43	35	42	49	45	66
	非就業者	811	234	100	65	54	40	66
	就業希望者	397	130	64	39	30	21	33
構 成 比 (%)	子供のいる世帯総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	就 業 者	56.5	29.6	49.7	63.4	69.6	72.5	58.4
	非農林業雇用者	41.9	21.9	37.2	49.7	54.1	55.4	40.1
	35時間未満	18.8 (45.0)	8.4 (38.4)	19.1 (51.4)	26.2 (52.7)	27.1 (50.0)	25.5 (45.2)	15.6 (38.8)
	35時間以上	22.9 (54.6)	12.9 (58.9)	17.6 (47.3)	23.0 (46.2)	27.1 (50.0)	30.2 (53.6)	29.3 (53.2)
	非就業者	43.3	70.1	50.3	35.5	29.8	26.8	29.3
	就業希望者	21.2	38.9	32.2	21.3	16.5	14.1	14.7

資料出所 総務庁統計局「労働力調査特別調査」(平成4年2月)

注) () 内は非農林業雇用者を100.0とした割合である。

付表 2 0 学歴別女子労働者数及び構成比の推移

区 分	計	学 歴 別				
		小学・新中卒	旧中・新高卒	高専・短大卒	旧大・新大卒	
実 数 (十 人)	昭和55年	621,450	207,064	332,935	63,173	18,277
	60	687,740	175,861	386,168	96,328	29,384
	61	680,748	165,510	384,597	101,907	28,733
	62	670,518	149,536	383,669	107,024	30,289
	63	725,867	152,395	421,354	117,060	35,058
	平成元	729,200	142,717	421,614	127,745	37,124
	2	731,061	133,751	420,436	138,521	38,353
	3	761,724	130,371	436,570	150,778	44,005
構 成 比 (%)	昭和55年	100.0	33.3	53.6	10.2	2.9
	60	100.0	25.6	56.2	14.0	4.3
	61	100.0	24.3	56.5	15.0	4.2
	62	100.0	22.3	57.2	16.0	4.5
	63	100.0	21.0	58.0	16.1	4.8
	平成元	100.0	19.6	57.8	17.5	5.1
	2	100.0	18.3	57.5	18.9	5.2
	3	100.0	17.1	57.3	19.8	5.8

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

付表 21 学歴、産業・企業規模別女子労働者の割合

(単位 %)

区 分		小 学 ・ 新 中 卒	旧 中 ・ 新 高 卒	高専・短大卒	旧大・新大卒
合 計		1 0 0.0	1 0 0.0	1 0 0.0	1 0 0.0
鉱 業		0.1	0.1	0.0	0.0
建 設 業		3.9	3.5	3.3	3.5
製 造 業		5 8.8	3 4.9	1 4.8	1 6.8
金 融 ・ 保 険 業		3.3	1 0.1	1 3.6	1 1.0
不 動 産 業		0.3	0.5	1.0	1.3
サ ー ビ ス 業		2 3.2	2 3.7	4 3.7	4 1.7
1, 0 0 0 人 以 上		1 2.3	2 5.2	3 4.1	4 0.5
1 0 0 ～ 9 9 9 人		3 6.9	3 7.0	3 7.3	3 7.5
1 0 ～ 9 9 人		5 0.8	3 7.8	2 8.6	2 2.0

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(平成3年6月)

注) 合計は調査産業計である。

付表22 平均年齢及び平均勤続年数の推移
(産業計, 企業規模計, 学歴計)

年	平均年齢(歳)			平均勤続年数(年)		
	総数	女	男	総数	女	男
昭和55年	36.8	34.8	37.8	9.3	6.1	10.8
56	36.9	34.8	37.9	9.5	6.2	11.0
57	37.1	35.0	38.0	9.6	6.3	11.1
58	37.3	35.2	38.2	9.7	6.3	11.3
59	37.4	35.3	38.4	10.0	6.5	11.6
60	37.6	35.4	38.6	10.3	6.8	11.9
61	37.8	35.5	38.8	10.5	7.0	12.1
62	37.9	35.5	39.0	10.7	7.1	12.4
63	37.9	35.5	39.0	10.6	7.1	12.2
平成元	38.2	35.7	39.3	10.8	7.2	12.4
2	38.3	35.7	39.5	10.9	7.3	12.5
3	38.5	35.8	39.7	11.0	7.4	12.7

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

付表23 年齢階級別平均勤続年数の推移
(産業計, 企業規模計, 学歴計)

(単位: 年)

年齢	昭和56年		60		62		63		平成元		2		3	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
計	6.2	11.0	6.8	11.9	7.1	12.4	7.1	12.2	7.2	12.4	7.3	12.5	7.4	12.7
～17歳	1.2	1.0	1.2	1.1	1.3	1.1	1.2	1.1	1.2	1.0	1.2	1.1	1.2	1.1
18～19	1.1	1.0	1.0	1.1	1.0	1.1	1.0	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
20～24	2.8	2.8	2.8	2.7	2.8	2.8	2.7	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	2.5	2.6
25～29	5.6	5.8	5.4	5.4	5.3	5.4	5.4	5.3	5.4	5.2	5.3	5.2	5.3	5.2
30～34	6.9	9.3	7.7	9.4	7.8	9.3	7.7	8.9	7.7	8.8	7.7	8.8	7.6	8.6
35～39	7.2	12.9	8.1	12.6	8.6	13.0	8.6	12.7	8.8	12.8	9.1	12.6	9.1	12.6
40～44	7.8	15.1	8.7	16.2	9.3	16.5	9.1	16.1	9.3	16.0	9.6	16.0	9.8	16.2
45～49	8.9	16.8	9.9	18.1	10.3	19.0	10.3	19.0	10.7	19.2	10.9	19.4	11.0	19.8
50～54	10.8	18.2	11.7	19.4	12.1	20.0	12.0	20.2	12.3	20.5	12.5	20.9	12.6	21.3
55～59	11.1	14.2	12.6	16.8	13.1	17.9	13.0	17.8	13.2	18.4	13.4	18.9	13.7	19.8
60～64	11.3	9.9	12.0	10.5	13.1	11.0	13.2	11.0	12.9	11.2	12.8	11.0	13.5	11.8
65歳以上	13.5	11.5	14.5	12.1	15.9	12.4	15.8	11.9	16.2	12.1	15.9	11.9	16.5	12.3

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

付表24 勤続年数階級別女子労働者構成比の推移

(単位 %)

区 分	勤 続 年 数								
	計	0年	1	2	3~4	5~9	10~14	15~19	20年以上
昭和 55 年	100.0	15.2	12.5	11.1	16.9	25.0	10.7	5.0	3.4
56	100.0	15.0	24.2		16.3	24.0	11.5	5.2	3.8
57	100.0	14.9	25.0		16.0	23.1	11.7	5.2	4.1
58	100.0	14.2	24.6		16.8	22.3	12.4	5.4	4.2
59	100.0	14.1	23.6		17.3	21.7	13.0	5.7	4.6
60	100.0	13.3	23.0		17.0	21.8	13.0	6.4	5.5
61	100.0	13.2	22.6		16.4	22.4	12.8	6.9	5.7
62	100.0	12.3	23.0		16.2	22.8	12.4	7.2	6.1
63	100.0	13.4	22.3		16.4	22.6	11.8	7.4	6.2
平成元	100.0	13.5	21.8		16.0	22.7	11.4	7.9	6.7
2	100.0	14.0	22.5		14.8	22.2	11.4	7.8	7.3
3	100.0	13.9	23.2		14.5	21.5	11.5	7.6	7.7

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

付表25 年齢階級、職階別女子役職者の構成比
(企業規模100人以上)

(単位 %)

区 分	昭和55年				平成3年			
	合 計	部 長	課 長	係 長	合 計	部 長	課 長	係 長
総 数	100.0 (100.0)	100.0 (5.5)	100.0 (25.9)	100.0 (68.6)	100.0 (100.0)	100.0 (5.9)	100.0 (27.4)	100.0 (66.7)
20~29歳	6.1	—	2.5	7.9	4.1	1.1	1.4	5.4
30~39	25.1	16.7	17.4	28.7	24.7	11.8	15.9	29.5
40~49	43.9	34.4	50.6	42.1	41.4	28.3	40.5	43.0
50~59	23.5	36.1	27.8	20.9	27.2	43.7	37.6	21.5
60歳以上	1.4	11.7	1.7	0.4	2.6	15.4	4.7	0.6
	[2.3]	[0.8]	[1.5]	[3.6]	[3.6]	[1.2]	[2.3]	[6.2]

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

注) [] は職階に占める女子の割合

付表 2 6 一般及びパートタイム労働者の職業紹介状況の推移（月平均）

区 分		新 規 求 職 者 数	新 規 求 人 数	新 規 求 人 倍 率	有 効 求 人 倍 率	就 職 率	充 足 率
一 般 (学卒及びパートタイムを除く)	昭和 5 0 年	3 3 7,4 0 9	3 2 2,8 9 8	0.9 6	0.6 0	7.8	1 2.9
	5 5	3 4 8,5 0 5	3 6 5,0 8 9	1.0 5	0.7 3	7.7	1 0.6
	5 7	3 8 4,0 9 0	3 2 3,6 8 9	0.8 4	0.5 9	6.4	1 0.9
	5 8	3 8 4,7 2 8	3 2 9,5 1 6	0.8 6	0.5 7	6.3	1 1.1
	5 9	3 9 0,5 7 5	3 5 7,7 1 5	0.9 2	0.6 1	6.8	1 1.0
	6 0	3 8 4,7 3 8	3 5 7,9 4 0	0.9 3	0.6 4	7.3	1 1.4
	6 1	3 8 7,7 7 5	3 3 1,8 7 0	0.8 6	0.5 8	7.0	1 2.0
	6 2	3 7 0,8 5 8	3 7 3,3 4 4	1.0 1	0.6 4	7.3	1 1.4
	6 3	3 3 7,2 2 2	4 7 1,5 6 7	1.4 0	0.9 0	8.5	9.4
	平成 元	3 0 8,7 0 6	5 2 0,9 6 6	1.6 9	1.1 1	8.7	7.8
	2	2 8 4,3 8 9	5 4 1,0 3 1	1.9 0	1.2 6	8.4	6.6
	3	2 7 7,9 4 5	5 3 0,7 1 6	1.9 1	1.2 8	8.0	6.2
パ ー ト タ イ ム	昭和 5 0 年	1 3,0 7 4	1 5,6 6 9	1.2 0	1.0 4	1 6.9	1 6.3
	5 5	1 5,5 0 1	2 4,4 4 7	1.5 8	1.3 5	1 3.7	1 0.2
	5 7	1 9,8 0 4	2 6,8 7 2	1.3 6	1.2 3	1 3.9	1 1.3
	5 8	2 1,8 8 0	3 3,7 5 4	1.5 4	1.4 0	1 4.0	1 0.0
	5 9	2 4,6 9 8	3 9,8 1 0	1.6 1	1.5 3	1 4.5	9.5
	6 0	2 7,5 2 6	4 3,3 7 0	1.5 8	1.5 0	1 4.7	1 6.2
	6 1	3 1,9 0 9	4 8,9 5 7	1.5 3	1.4 4	1 4.6	1 0.1
	6 2	3 1,9 8 6	6 3,5 3 2	1.9 9	1.8 3	1 5.1	8.2
	6 3	2 7,6 7 7	8 7,5 5 1	3.1 6	3.0 8	1 6.6	5.4
	平成 元	2 4,8 8 8	9 7,8 2 0	3.9 3	3.9 3	1 7.5	4.5
	2	2 7,7 1 3	1 0 3,6 0 9	3.7 4	3.2 7	1 3.6	4.2
	3	3 1,7 8 2	1 0 4,0 4 4	3.2 7	2.6 0	1 1.2	4.3

資料出所 労働省「職業安定業務統計」

注) 求人倍率……求職者数に対する求人数の割合

就 職 率……有効求職者数に対する就職件数の割合

充 足 率……有効求人数に対する就職件数の割合

パートタイムは常用的パートタイム、臨時的パートタイム計である。

一般及びパートタイムともに男女計である。

付表27 中学・高校卒業者の職業紹介状況の推移

区 分		求 職 者 数 (A)	求 人 数 (B)	就 職 者 数	求人倍率(B)/(A)	
中 学 校 卒 業 者	女	昭和50年	人	人	倍	
		55	39,642	22,714	39,588	5.73
		60	23,115	7,278	23,082	3.15
		62	20,370	4,079	20,235	2.00
		63	15,756	—	15,647	—
		平成元	14,424	—	14,340	—
	男	2	13,763	—	13,673	—
		3	12,119	—	12,058	—
			10,335	—	10,297	—
		昭和50年	30,627	19,058	30,546	6.22
		55	22,871	5,686	22,823	2.49
		60	25,244	4,192	25,070	1.66
高 等 学 校 卒 業 者	女	62	21,391	—	21,226	—
		63	21,219	—	21,107	—
		平成元	20,361	—	20,255	—
		2	18,633	—	18,527	—
		3	16,234	—	16,175	—
		昭和50年	27,793	750,189	27,729	2.70
	男	55	28,470	445,369	28,307	1.56
		60	26,876	393,752	26,618	1.47
		62	28,127	—	27,746	—
		63	27,440	—	27,232	—
		平成元	27,733	—	27,619	—
		2	28,265	—	28,152	—
中 学 校 卒 業 者	女	3	27,820	—	27,753	—
		昭和50年	20,335	877,693	20,288	4.32
		55	21,045	479,870	20,892	2.28
		60	20,798	447,691	20,657	2.15
		62	21,998	—	21,803	—
		63	21,750	—	21,636	—
	男	平成元	22,797	—	22,705	—
		2	23,987	—	23,897	—
		3	24,158	—	24,084	—

資料出所 労働省「職業安定業務統計」

注) 1 各年3月卒の数値である。

2 男女雇用機会均等法の施行に伴い、62年3月卒より求人関係の男女別の数値は調査できない。

付表 2 8 就業形態別入職・離職状況の推移

区 分		女			男		
		合 計	一般労働者	パートタイ ム労働者	合 計	一般労働者	パートタイ ム労働者
入職者数 (千人)	昭和60年	2,168.3	1,499.6	668.7	2,007.9	1,814.6	193.3
	63	2,380.1	1,648.4	731.7	2,169.5	1,963.6	205.9
	平成元年	2,437.2	1,641.3	795.9	2,155.0	1,939.8	215.1
	2	2,921.1	1,944.3	976.8	2,600.8	2,345.8	255.7
	3	3,129.2 (2,990.1)	2,025.6 (1,904.4)	1,103.6 (1,085.7)	3,059.5 (2,595.2)	2,774.8 (2,310.6)	284.6 (284.6)
離職者数 (千人)	昭和60年	2,070.3	1,539.1	531.2	1,869.5	1,703.8	165.7
	63	2,205.8	1,586.8	619.0	1,940.5	1,753.2	187.3
	平成元年	2,364.0	1,595.4	768.6	2,026.8	1,820.3	206.5
	2	2,671.9	1,870.2	801.6	2,358.2	2,136.5	221.7
	3	2,900.3 (2,784.6)	1,992.2 (1,880.6)	908.2 (904.0)	2,724.2 (2,335.4)	2,478.3 (2,089.4)	245.9 (245.9)
入職率 (%)	昭和60年	21.5	—	—	12.1	—	—
	63	22.1	19.7	30.1	12.4	11.5	44.9
	平成元年	21.2	19.0	27.9	12.3	11.4	45.2
	2	22.5	19.8	30.8	13.0	12.0	52.0
	3	21.8 (21.7)	19.3 (19.1)	28.7 (28.5)	13.4 (13.0)	12.6 (12.1)	34.5 (35.3)
離職率 (%)	昭和60年	20.5	—	—	11.3	—	—
	63	20.4	19.0	25.4	11.1	10.3	40.8
	平成元年	20.6	18.5	26.9	11.6	10.7	43.4
	2	20.6	19.0	25.3	11.8	11.0	45.1
	3	20.2 (20.2)	19.0 (18.8)	23.6 (23.7)	12.0 (11.7)	11.3 (10.9)	29.8 (30.5)

資料出所 労働省「雇用動向調査」

注) 1 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を改正したため、実数値については時系列的に接続しない。

2 平成2年までは、建設業を除いている。

3 () 内は建設業を除く。

付表 29 女子の産業別入職・離職状況の推移

区 分	合 計	建 設 業	製 造 業	運 輸 ・ 通 信 業	卸 売 ・ 小 売 業、 飲 食 店	金 融 ・ 保 險 業、 不 動 産 業	サ ー ビ ス 業	そ の 他	
入 職 者 数 (千人)	昭和60年	2,168.3	—	700.2	72.0	645.7	200.6	542.1	7.7
	63	2,380.1	—	656.7	76.4	758.2	238.2	643.1	7.4
	平成元	2,437.2	—	683.1	81.5	776.8	230.2	677.6	8.0
	2	2,921.1	—	749.3	96.5	942.1	262.5	860.9	9.6
	3	3,129.2 (2,990.1)	139.1	701.4	120.2	988.9	256.8	915.4	7.5
離 職 者 数 (千人)	昭和60年	2,070.3	—	687.2	67.0	616.1	191.3	501.2	7.6
	63	2,205.8	—	637.2	64.4	711.9	209.2	575.2	7.8
	平成元	2,364.0	—	714.3	87.1	750.5	199.8	604.7	7.7
	2	2,671.9	—	726.5	87.7	880.5	215.2	753.1	8.9
	3	2,900.3 (2,784.6)	115.7	710.0	102.5	883.2	241.3	840.4	7.1
入 職 率 (%)	昭和60年	21.5	—	19.3	19.3	24.6	23.6	21.0	19.9
	63	22.1	—	17.9	22.4	25.8	26.8	22.2	17.2
	平成元	21.2	—	17.0	23.4	24.6	24.1	22.1	18.8
	2	22.5	—	17.9	24.9	26.0	25.8	23.1	20.6
	3	21.8 (21.7)	25.9	16.6	24.4	24.4	23.9	23.5	16.5
離 職 率 (%)	昭和60年	20.5	—	18.9	18.0	23.5	22.5	19.4	19.6
	63	20.4	—	17.3	18.9	24.2	23.6	19.8	18.1
	平成元	20.6	—	18.3	25.1	23.7	20.9	19.7	18.1
	2	20.6	—	17.3	22.6	24.3	21.1	20.2	19.1
	3	20.2 (20.2)	21.5	16.8	20.8	21.8	22.5	21.5	15.6

資料出所 労働者「雇用動向調査」

- 注) 1 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を改正したため、実数値については時系列的に接続しない。
 2 平成2年までは、建設業を除いている。
 3 () 内は建設業を除く。

付表30 職歴別女子入職者

区 分			合 計	未就業者からの入職者			転 入 職 者
				計	新 卒 規 則 学 生	一 般 未 就 業 者	
実 数 (千 人)	昭和 60年	計	2,168.3	1,209.9	473.3	736.5	958.5
		一 般 労 働 者	1,499.6	825.2	447.2	378.0	674.4
		パートタイム労働者	668.7	384.7	26.2	358.5	284.0
	平成 元年	計	2,437.2	1,348.1	556.0	792.0	1,089.2
		一 般 労 働 者	1,641.3	869.2	504.6	364.6	772.1
		パートタイム労働者	795.9	478.9	51.5	427.4	317.0
	2	計	2,921.1	1,451.1	591.0	860.1	1,470.0
		一 般 労 働 者	1,944.3	936.5	552.3	384.2	1,007.9
		パートタイム労働者	976.8	514.6	38.7	475.9	462.1
	3	計	3,129.2 (2,900.1)	1,623.2 (1,575.0)	572.0 (551.3)	1051.1 (1,023.7)	1506.0 (1,415.1)
		一 般 労 働 者	2,025.6 (1,904.4)	1,011.1 (967.3)	524.1 (503.3)	486.9 (464.0)	1014.6 (937.1)
		パートタイム労働者	1,103.6 (1,085.7)	612.1 (607.7)	47.9 (47.9)	564.2 (559.7)	491.5 (478.1)
構 成 比 (%)	昭和 60年	計	100.0	55.8	21.8	34.0	44.2
		一 般 労 働 者	100.0	55.0	29.8	25.2	45.0
		パートタイム労働者	100.0	57.5	3.9	53.6	42.5
	平成 元年	計	100.0	55.3	22.8	32.5	44.7
		一 般 労 働 者	100.0	53.0	30.7	22.2	47.0
		パートタイム労働者	100.0	60.2	6.5	53.7	39.8
	2	計	100.0	49.7	20.2	29.4	50.3
		一 般 労 働 者	100.0	48.2	28.4	19.8	51.8
		パートタイム労働者	100.0	52.7	4.0	48.7	47.3
	3	計	100.0 (100.0)	51.9 (52.7)	18.3 (18.4)	33.6 (34.2)	48.1 (47.3)
		一 般 労 働 者	100.0 (100.0)	49.9 (50.8)	25.9 (26.4)	24.0 (24.4)	50.1 (49.2)
		パートタイム労働者	100.0 (100.0)	55.5 (56.0)	4.3 (4.4)	51.1 (51.6)	44.5 (44.0)

資料出所 労働省「雇用動向調査」

注) 1 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を改正したため、実数値については時系列的に接続しない。

2 平成2年までは建設業を除いている。

3 () 内は建設業を除く。

付表31 年齢階級別女子の一般未就業者数及び転職入職者数並びに構成比

区 分	一 般 未 就 業 者										転 職 入 職 者			
	平成2年					3年(建設業を除く)					平成2年			
	計	一般	パート	計	パート	計	一般	パート	計	パート	計	一般	パート	計
実 数 (千人)	計	880.1	384.2	475.9	1051.1	486.9	564.2	1023.7	464.0	559.7	1470.0	1007.9	462.1	1506.0
	24歳以下	245.4	140.2	105.2	302.7	187.2	115.6	297.2	181.3	115.4	493.8	394.7	99.1	478.0
	25～34	214.2	101.0	113.2	253.5	118.1	135.4	247.4	115.1	132.2	350.5	238.3	112.2	350.9
	35～44	226.6	78.2	148.4	293.1	100.2	192.9	290.2	97.7	192.5	325.2	191.8	134.4	335.6
	45～54	117.2	44.6	72.6	143.8	54.5	89.4	138.9	50.0	89.0	209.9	131.1	78.8	206.1
	55～64	53.8	20.0	34.0	50.1	23.9	26.2	42.1	16.1	25.9	82.4	49.3	33.1	86.7
構 成 比 (%)	65歳以上	2.9	0.3	2.6	7.9	3.1	4.8	7.9	3.1	4.8	7.2	2.6	4.6	8.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	24歳以下	28.5	36.5	22.1	28.8	38.4	20.5	29.0	39.2	20.5	33.6	39.2	21.4	31.7
	25～34	24.9	26.3	23.8	24.1	24.3	24.0	24.2	24.8	23.6	23.8	23.6	24.3	25.0
	35～44	28.3	20.4	31.2	27.9	20.6	34.2	28.3	21.1	34.4	22.2	19.0	29.1	22.3
	45～54	13.6	11.6	15.3	13.7	11.2	15.8	13.6	10.8	15.9	14.3	13.0	17.1	13.7
3年(建設業を除く)	55～64	6.3	5.2	7.1	4.8	4.9	4.6	4.1	3.5	4.6	5.6	4.9	7.2	5.8
	65歳以上	0.3	0.1	0.5	0.8	0.6	0.9	0.8	0.7	0.9	0.5	0.3	1.0	0.6
	計	1415.1	937.1	491.5	1014.6	491.5	1014.6	491.5	1415.1	937.1	491.5	1014.6	491.5	1415.1
	24歳以下	457.9	356.4	101.5	376.4	101.5	376.4	101.5	457.9	356.4	101.5	376.4	101.5	457.9
	25～34	371.9	265.0	106.2	281.7	106.2	281.7	106.2	371.9	265.0	106.2	281.7	106.2	371.9
	35～44	320.4	182.7	140.2	235.6	140.2	235.6	140.2	320.4	182.7	140.2	235.6	140.2	320.4
3年(建設業を除く)	45～54	181.7	95.9	92.8	113.4	92.8	113.4	92.8	181.7	95.9	92.8	113.4	92.8	181.7
	55～64	76.0	34.1	42.3	44.4	42.3	44.4	42.3	76.0	34.1	42.3	44.4	42.3	76.0
	65歳以上	7.2	1.8	5.5	3.3	5.5	3.3	5.5	7.2	1.8	5.5	3.3	5.5	7.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	24歳以下	32.4	38.0	20.7	37.1	20.7	37.1	20.7	32.4	38.0	20.7	37.1	20.7	32.4
	25～34	26.3	28.4	22.2	27.8	22.2	27.8	22.2	26.3	28.4	22.2	27.8	22.2	26.3
3年(建設業を除く)	35～44	22.6	19.5	28.5	19.3	28.5	19.3	28.5	22.6	19.5	28.5	19.3	28.5	22.6
	45～54	12.8	10.2	18.9	11.2	18.9	11.2	18.9	12.8	10.2	18.9	11.2	18.9	12.8
	55～64	5.4	3.5	8.6	4.4	8.6	4.4	8.6	5.4	3.5	8.6	4.4	8.6	5.4
	65歳以上	0.2	0.2	1.1	0.3	1.1	0.3	1.1	0.2	0.2	1.1	0.3	1.1	0.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	24歳以下	31.7	37.1	20.7	37.1	20.7	37.1	20.7	31.7	37.1	20.7	37.1	20.7	31.7

資料出所 労働省「雇用動向調査」

(注) 平成2年調査は、建設業を除いている。

付表 3 2 就業の動機別女子入職者数の割合

(単位 %)

区 分		計	主な生活 収 入	家 計 の 補 助	生活水準 の 向 上	余 暇 の 活 用	その他 の理由
2 年	入 職 者 計	100.0	39.7	26.9	14.4	7.5	11.6
	一 般 労 働 者	100.0	50.8	17.9	13.8	4.6	12.9
	パートタイム労働者	100.0	16.6	45.5	15.5	13.5	8.9
	一般未就業者計	100.0	22.4	39.1	16.1	12.9	9.5
	一 般 労 働 者	100.0	36.8	30.7	15.7	6.7	10.1
	パートタイム労働者	100.0	10.8	45.9	16.5	17.8	9.0
	転職入職者計	100.0	41.5	29.0	14.8	5.3	9.5
	一 般 労 働 者	100.0	50.0	21.0	14.8	3.8	10.5
	パートタイム労働者	100.0	22.2	47.2	14.7	8.6	7.3
3 年	入 職 者 計	100.0	40.4	30.8	13.8	12.0	2.9
	一 般 労 働 者	100.0	53.8	20.9	14.3	7.5	3.5
	パートタイム労働者	100.0	14.6	49.9	12.8	20.8	1.9
	一般未就業者計	100.0	23.6	43.0	13.6	18.0	1.8
	一 般 労 働 者	100.0	42.6	29.3	16.4	9.4	2.4
	パートタイム労働者	100.0	7.5	54.5	11.2	25.4	1.4
	転職入職者計	100.0	42.7	32.4	14.0	8.6	2.4
	一 般 労 働 者	100.0	52.0	25.0	13.9	6.2	2.8
	パートタイム労働者	100.0	22.3	48.4	14.1	13.7	1.5
3 年 (建設業を除く)	入 職 者 計	100.0	40.2	30.7	13.7	12.3	3.0
	一 般 労 働 者	100.0	54.2	20.4	14.3	7.6	3.6
	パートタイム労働者	100.0	14.6	49.8	12.7	21.1	1.9
	一般未就業者計	100.0	23.4	43.5	12.9	18.3	1.9
	一 般 労 働 者	100.0	42.9	29.5	15.7	9.5	2.5
	パートタイム労働者	100.0	7.6	54.9	10.6	25.5	1.4
	転職入職者計	100.0	42.5	31.8	14.4	8.9	2.5
	一 般 労 働 者	100.0	52.2	24.1	14.4	6.4	2.9
	パートタイム労働者	100.0	22.5	47.7	14.4	13.9	1.5

資料出所 労働省「雇用動向調査」

注) 1 調査時在籍者のみである。

2 平成2年調査は、建設業を除いている。

付表33 女子の離職理由の推移

区分	離職者数 (千人)	構 成 比 (%)					個人的理由		
		計	契約期間満了	雇上の都合	定年	本人の資力による	うち結婚	うち出産・育児	死亡・傷病
昭和45年	2,309.7	100.0	5.1	3.9	0.4	1.7	87.0	21.8	2.0
50	1,927.5	100.0	5.4	8.5	1.0	2.5	80.4	25.2	2.1
55	1,861.7	100.0	6.7	4.1	1.6	3.8	81.8	19.3	2.0
60	2,070.3	100.0	6.9	5.2	2.1	3.6	80.2	16.1	1.9
61	2,049.9	100.0	7.1	6.5	2.3	3.1	79.0	15.6	2.0
62	2,090.5	100.0	9.7	5.6	2.3	3.8	76.7	16.1	1.9
63	2,205.8	100.0	6.8	4.0	1.6	3.1	82.5	9.4	2.1
平成元	2,364.0	100.0	5.4	4.5	1.9	2.3	84.3	8.9	1.6
2	2,671.9	100.0	5.2	4.0	1.5	3.1	84.3	8.3	1.7
3	2,900.3 (2784.6)	100.0 (100.0)	6.1 (5.2)	2.9 (2.5)	1.3 (1.3)	2.6 (2.6)	85.3 (86.5)	8.2 (8.2)	1.9 (1.9)

資料出所 労働省「雇用動向調査」

- 注) 1 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を改正したため、実数値については時系列的に連続しない。
 2 平成2年までは、建設業を除いている。
 3 () 内は建設業を除く。

付表34 年齢階級、離職理由別女子離職者の割合

(単位 %)

区 分	離職者計	契約期 間満了	経営上 の都合	定 年	本人の 責によ る	個人的 な理由	う ち 結 婚	う ち 出産・ 育 児	死亡・ 傷 病
計	100.0	6.1	2.9	1.3	2.6	85.3	8.2	5.3	1.9
19歳 以下	6.3 (100.0)	(5.0)	(1.4)	(ー)	(4.2)	(88.7)	(1.0)	(0.2)	(0.8)
20～ 24	24.6 (100.0)	(3.8)	(1.7)	(ー)	(2.5)	(91.4)	(15.1)	(5.0)	(0.7)
25～ 29	17.4 (100.0)	(3.5)	(1.5)	(ー)	(1.0)	(92.4)	(20.0)	(15.2)	(1.7)
30～ 34	9.6 (100.0)	(3.5)	(2.4)	(ー)	(2.1)	(90.7)	(6.7)	(10.7)	(1.3)
35～ 44	18.1 (100.0)	(7.3)	(3.3)	(ー)	(3.4)	(83.5)	(1.5)	(1.8)	(2.4)
45～ 54	13.8 (100.0)	(8.1)	(6.2)	(0.4)	(3.2)	(79.2)	(0.1)	(0.1)	(2.9)
55～ 59	5.8 (100.0)	(11.3)	(4.6)	(7.4)	(3.4)	(69.0)	(0.3)	(0.1)	(4.4)
60～ 64	3.0 (100.0)	(17.6)	(3.1)	(22.6)	(0.9)	(52.8)	(0.2)	(0.0)	(3.0)
65歳 以上	1.5 (100.0)	(23.5)	(5.0)	(8.6)	(2.4)	(56.8)	(ー)	(ー)	(3.6)
計	100.0	5.2	2.5	1.3	2.6	86.5	8.2	5.3	1.9
19歳 以下	6.4 (100.0)	(5.0)	(1.4)	(ー)	(4.2)	(88.5)	(0.9)	(0.2)	(0.8)
20～ 24	25.0 (100.0)	(3.6)	(1.7)	(ー)	(2.6)	(91.4)	(14.7)	(5.1)	(0.7)
25～ 29	17.5 (100.0)	(3.2)	(1.5)	(ー)	(1.0)	(92.6)	(19.9)	(15.1)	(1.7)
30～ 34	9.7 (100.0)	(3.3)	(2.4)	(ー)	(2.1)	(90.8)	(6.7)	(10.7)	(1.3)
35～ 44	18.0 (100.0)	(6.3)	(2.9)	(ー)	(3.2)	(85.1)	(1.6)	(1.9)	(2.5)
45～ 54	13.3 (100.0)	(6.3)	(4.2)	(0.2)	(3.4)	(82.9)	(0.1)	(0.1)	(3.0)
55～ 59	5.8 (100.0)	(8.8)	(4.6)	(7.6)	(3.5)	(70.8)	(0.3)	(0.1)	(4.7)
60～ 64	2.9 (100.0)	(14.9)	(3.4)	(24.1)	(1.0)	(53.5)	(0.3)	(0.0)	(3.3)
65歳 以上	1.3 (100.0)	(11.8)	(5.8)	(9.9)	(2.8)	(65.6)	(ー)	(ー)	(4.1)

資料出所 労働省「雇用動向調査」

付表 3-5 学歴別新製学卒就職者数、構成比及び就職率の推移

区 分	計	中 学 校 卒	高 等 学 校 卒	短期大学卒	大 学 卒
就 職 者 数 (人)	昭和35年	601,687	253,604	10,472	10,540
	40	696,847	340,024	24,354	17,528
	45	649,319	340,967	68,435	29,190
	50	499,085	319,338	91,437	42,437
	55	526,617	319,108	118,521	61,558
	60	524,874	299,311	131,748	55,890
	62	540,494	320,474	124,846	72,911
	63	560,351	312,993	151,514	75,442
	平成元	578,592	316,112	164,063	78,983
	2	597,155	320,592	170,306	88,922
構 成 比	3	606,514	315,547	177,179	98,582
	昭和35年	772,035	318,898	7,445	89,166
	40	799,109	346,237	11,193	117,891
	45	707,630	395,989	12,305	159,037
	50	522,333	272,099	11,993	190,246
	55	554,776	280,585	10,578	223,571
	60	538,778	264,601	9,122	221,453
	62	553,921	285,223	8,375	221,941
	63	554,461	281,224	9,367	222,587
	平成元	561,498	290,038	10,927	222,036
構 成 比	2	585,446	301,738	10,923	235,328
	3	598,120	305,067	10,955	249,303
	昭和35年	100,000	42,17	1,7	1,8
	40	100,000	50,8	3,55	2,55
	45	100,000	64,8	10,3	4,8
	50	100,000	64,0	18,3	5,5
	55	100,000	60,6	22,5	11,7
	60	100,000	57,0	25,1	12,7
	62	100,000	55,3	27,0	13,5
	63	100,000	54,6	28,4	13,7
平 成 元	2	100,000	53,7	28,5	14,9
	3	100,000	52,0	29,2	16,1

[illegible][illegible]

付表36 産業別新規学卒就職者の構成比の推移

(1) 4年制大学

(単位 %)

区 分	昭和	55年	60年	62年	63年	平成		
	50年					元年	2年	3年
女	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農業・林業・漁業	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1
	鉱 業	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	建 設 業	2.5	2.2	2.0	1.8	2.3	2.7	2.9
	製 造 業	14.0	12.2	17.1	16.6	16.9	18.2	18.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.1	0.3	0.7	0.3	0.3	0.2	0.3
	運 輸 ・ 通 信 業	2.4	2.2	2.6	2.5	2.9	2.9	3.1
	卸売・小売業、飲食店	12.0	13.2	12.3	13.3	13.7	12.9	12.1
	金 融・保 險 業	8.8	3.1	5.4	7.0	9.3	9.5	9.8
	不 動 産 業	0.5	0.4	0.6	0.7	1.0	0.9	1.3
	サ ー ビ ス 業	53.2	58.0	51.8	49.6	45.6	45.6	44.2
	医 療 保 健 業	5.4	7.2	5.6	5.4	5.1	4.5	3.4
	教 育	39.0	39.2	28.4	23.6	20.6	21.5	19.0
男	公 務	4.7	7.0	6.8	7.2	7.3	6.6	7.0
	上 記 以 外 の も の	1.6	1.2	0.6	0.7	0.5	0.4	0.6
	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農業・林業・漁業	0.6	0.7	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3
	鉱 業	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
	建 設 業	7.8	7.4	5.6	5.7	6.5	6.6	6.9
	製 造 業	29.7	27.6	31.4	30.1	28.0	29.8	31.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.7	0.8	0.9	0.8	0.9	0.7	0.9
	運 輸 ・ 通 信 業	3.5	2.5	2.8	2.7	3.1	3.5	3.6
	卸売・小売業、飲食店	18.7	19.8	15.5	16.5	16.2	16.4	14.6
	金 融・保 險 業	12.7	10.1	10.0	10.4	11.6	11.1	11.3
	不 動 産 業	0.6	0.5	0.5	0.7	1.0	1.0	1.4
	サ ー ビ ス 業	13.9	17.8	21.5	22.0	21.1	20.4	20.0
	医 療 保 健 業	1.1	1.7	1.4	1.5	1.4	1.3	1.0
	教 育	6.6	7.9	7.8	6.8	5.8	6.0	5.1
	公 務	10.5	11.8	10.4	10.0	10.5	9.6	9.0
	上 記 以 外 の も の	1.1	0.8	0.6	0.6	0.7	0.7	0.5

資料出所 文部省「学校基本調査」

(2) 短期大学

(単位 %)

区 分		昭和 50年	55年	60年	62年	63年	平成 元年	2年	3年
女	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農業・林業・漁業	0.2	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	鉱 業	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
	建 設 業	1.7	2.2	2.1	2.3	2.7	3.0	2.9	3.1
	製 造 業	18.4	17.6	21.2	15.9	16.1	19.0	19.0	19.2
	電気・ガス・熱供給・ 水道業	0.8	0.9	1.3	0.9	0.8	0.6	0.6	0.7
	運 輸 ・ 通 信 業	2.2	2.3	3.1	2.6	2.6	2.9	2.8	2.9
	卸売・小売業・飲食店	12.9	14.6	13.4	15.6	17.1	17.0	16.6	15.7
	金 融 ・ 保 険 業	16.4	13.8	16.1	17.9	17.2	17.5	19.2	18.7
	不 動 産 業	0.6	0.5	0.7	0.8	1.0	0.9	1.0	1.1
	サ ー ビ ス 業	42.1	40.4	36.6	38.8	37.9	35.1	33.9	34.5
	医 療 保 健 業	4.8	6.0	6.2	7.4	6.8	6.3	5.8	5.8
男	教 育	22.6	14.6	10.5	9.8	9.0	8.2	7.5	7.6
	公 務	3.3	5.8	4.5	4.3	3.9	3.3	3.1	3.2
	上 記 以 外 の も の	1.2	1.4	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6	0.7
	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農業・林業・漁業	5.5	5.8	4.8	3.8	2.9	2.5	1.9	1.5
	鉱 業	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
	建 設 業	9.2	6.6	5.5	5.2	4.8	5.8	5.8	6.2
	製 造 業	25.5	22.7	23.3	19.4	19.2	21.2	23.5	23.7
	電気・ガス・熱供給・ 水道業	1.2	0.9	1.3	0.9	0.9	0.5	0.5	0.5
	運 輸 ・ 通 信 業	2.9	4.3	5.3	2.1	1.8	1.7	1.8	1.6
	卸売・小売業・飲食店	20.9	23.4	22.7	30.7	33.0	32.1	29.9	28.0
	金 融 ・ 保 険 業	3.0	2.2	2.0	2.1	1.9	2.2	2.1	2.2
	不 動 産 業	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5
	サ ー ビ ス 業	14.1	19.3	21.2	24.9	25.3	24.9	25.7	26.4
	医 療 保 健 業	1.9	3.8	6.1	8.1	8.5	7.7	7.0	7.2
	教 育	3.1	2.8	2.1	1.6	1.1	1.1	1.0	0.9
	公 務	13.8	11.7	12.1	8.7	7.5	6.7	6.5	6.5
	上 記 以 外 の も の	3.3	2.6	1.5	1.9	2.1	2.0	1.9	2.9

付表37 職業別4年制大学卒就職者数及び構成比の推移

区 分			昭和 50年	55年	60年	63年	平成 元年	2年	3年
実 数	女	計	42,437	61,558	66,890	75,442	78,983	88,892	98,582
		専門的・技術的 職業従事者	22,369	34,420	33,747	34,193	35,741	39,042	41,679
		技術者	1,446	2,442	7,022	9,246	10,638	13,025	14,746
		教員	16,185	23,058	18,297	14,988	15,923	16,096	16,744
		保健医療従事者	2,996	4,849	4,536	4,719	4,681	5,163	5,093
		その他の	1,742	4,071	3,896	5,240	4,499	4,759	5,097
		事務従事者	17,152	22,540	26,149	31,311	32,876	38,489	44,670
		販売従事者	1,302	3,164	5,230	7,551	8,092	8,576	9,420
		その他の	1,614	1,448	1,737	2,386	2,277	2,786	2,814
	男	計	190,246	223,571	221,453	222,587	221,036	235,328	249,303
		専門的・技術的 職業従事者	68,595	79,927	86,392	86,329	86,857	92,242	96,723
		技術者	50,524	55,515	61,996	64,215	66,592	72,038	77,852
		教員	12,046	17,077	17,255	13,543	12,607	11,715	11,363
		保健医療従事者	2,507	3,334	3,220	3,280	3,002	3,216	2,903
		その他の	3,518	4,001	3,921	5,291	4,655	5,272	4,604
		事務従事者	65,627	73,763	69,737	72,525	74,678	83,348	91,361
		販売従事者	43,230	57,753	55,197	51,630	50,400	51,219	52,729
		その他の	12,794	12,128	9,212	12,101	9,098	8,519	8,488
構 成 比	女	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		専門的・技術的 職業従事者	52.7	55.9	50.5	45.3	45.3	43.9	42.3
		技術者	3.4	4.0	10.5	12.3	13.5	14.7	15.0
		教員	38.1	37.5	27.4	19.9	20.2	18.1	17.0
		保健医療従事者	7.1	7.9	6.8	6.3	5.9	5.8	5.2
		その他の	4.1	6.6	5.8	6.9	5.7	5.4	5.2
		事務従事者	40.4	36.6	39.1	41.5	41.6	43.3	45.3
		販売従事者	3.1	5.1	7.8	10.0	10.2	9.6	9.6
		その他の	3.8	2.4	2.5	3.2	2.9	3.1	2.9
比 %	男	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		専門的・技術的 職業従事者	36.1	35.8	39.0	38.8	39.3	39.2	38.8
		技術者	26.6	24.8	28.0	28.8	30.1	30.6	31.2
		教員	6.3	7.6	7.8	6.1	5.7	5.0	4.6
		保健医療従事者	1.3	1.5	1.5	1.5	1.4	1.4	1.2
		その他の	1.8	1.8	1.8	2.4	2.1	2.2	1.8
		事務従事者	34.5	33.0	31.5	32.6	33.8	35.4	36.6
		販売従事者	22.7	25.8	24.9	23.2	22.8	21.8	21.2
		その他の	6.7	5.4	4.2	5.4	4.1	3.6	3.4

資料出所 文部省「学校基本調査」

注) 保健医療従事者には医師、歯科医師、獣医師、薬剤師を含む。

付表38 新規高卒者の産業別就職者数の構成比の推移

(単位 %)

区 分	昭和 30年	55年	60年	63年	平成 元年	2 年	3 年
女							
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農 業	0.8	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
林 業	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1
漁 業	1.4	1.7	1.4	1.7	1.8	1.9	2.2
建設	25.0	26.3	33.2	28.4	30.4	30.4	29.8
製造	0.9	0.7	1.0	0.6	0.5	0.5	0.5
電気・ガス・熱供給・水道業	2.9	2.5	3.1	3.2	3.4	3.4	3.5
運輸	30.5	32.4	28.7	32.0	30.9	30.4	29.6
通信	18.5	13.8	8.3	6.8	6.4	6.8	6.9
小売業、飲食店	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3
金融	14.6	18.6	21.1	24.1	23.2	22.8	23.4
保険	3.3	1.9	1.9	1.8	2.0	2.3	2.7
不動産	1.7	1.4	0.8	1.0	1.0	1.1	0.9
サービス業							
公務							
その他							
男							
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農 業	4.5	3.3	1.8	1.3	1.2	0.9	0.8
林 業	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
漁 業	7.4	8.3	6.0	7.9	7.4	7.6	8.1
建設	38.3	33.7	47.6	39.6	44.3	45.5	44.9
製造	2.6	2.1	2.1	1.7	1.6	1.7	1.7
電気・ガス・熱供給・水道業	6.9	6.0	4.5	4.5	4.6	4.4	4.7
運輸	17.0	22.9	17.3	21.6	19.3	18.2	17.0
通信	3.3	1.5	0.8	0.7	0.7	0.9	0.9
小売業、飲食店	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	0.2
金融	7.7	10.3	10.3	13.2	12.4	12.3	13.0
保険	10.1	9.7	8.3	8.2	7.5	7.3	7.6
不動産	1.8	1.7	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0
サービス業							
公務							
その他							

資料出所 文部省「学校基本調査」

付表39 学校種類別進学率の推移

(単位 %)

年	高等学校への進学率			短期大学への進学率			大学への進学率		
	計	女	男	計	女	男	計	女	男
昭和25年	42.5	36.7	48.0	—	—	—	—	—	—
30	51.5	47.4	55.5	2.2	2.6	1.9	7.9	2.4	13.1
35	57.7	55.9	59.6	2.1	3.0	1.2	8.2	2.5	13.7
40	70.7	69.6	71.7	4.1	6.7	1.7	12.8	4.6	20.7
45	82.1	82.7	81.6	6.5	11.2	2.0	17.1	6.5	27.3
50	91.9	93.0	91.0	11.0	19.9	2.6	26.7	12.5	40.4
55	94.2	95.4	93.1	11.3	21.0	2.0	26.1	12.3	39.3
60	93.8	94.9	92.8	11.1	20.8	2.0	26.5	13.7	38.6
62	93.9	95.0	92.8	11.4	21.5	1.8	24.7	13.6	35.3
63	94.1	95.3	92.9	11.6	21.8	1.8	25.1	14.4	35.3
平成元	94.1	95.3	93.0	11.7	22.1	1.7	24.7	14.7	34.1
2	94.4	95.6	93.2	11.7	22.2	1.7	24.6	15.2	33.4
3	94.6	95.8	93.5	12.2	23.1	1.8	25.5	16.1	34.5
4	95.0	96.2	93.9	12.4	23.5	1.8	26.4	17.3	35.2

資料出所 文部省「学校基本調査」

注) 1 高等学校への進学率 = $\frac{\text{進学者数} + \text{就職進学者数}}{\text{中学校卒業者数}} \times 100$

2 大学、短期大学への進学率 = $\frac{\text{大学(学部)} \cdot \text{短期大学(本科)の入学者数}}{\text{3年前の中学校卒業者数}} \times 100$

(通信教育者を含まない。)

付表 4 0 関係学科別大学在学生数の構成比の推移

区 分	在 学 生 総 数 (人)	構 成 比 (％)												
		計	人 文 学 科	社 会 学 科	理 工 学	農 学	保 健 学	商 船	家 政	教 育	芸 術	そ の 他		
女	昭和50年	356,167	100.0	36.2	15.0	2.0	0.8	1.5	8.4	—	8.1	19.6	6.4	2.0
	55	389,881	100.0	35.9	14.7	2.2	1.3	1.8	8.9	0.0	8.1	18.2	7.1	1.7
	60	414,384	100.0	35.4	15.1	2.6	2.3	2.1	9.5	0.0	7.7	16.9	6.9	1.5
	62	453,488	100.0	35.9	16.4	2.4	2.3	2.1	9.3	0.0	7.4	16.1	6.4	1.6
	63	482,844	100.0	36.3	17.7	2.3	2.4	2.2	8.9	0.0	7.1	15.4	6.1	1.6
	平成元	518,283	100.0	36.3	19.1	2.3	2.5	2.4	8.5	0.0	6.8	14.5	5.9	1.8
	2	554,666	100.0	36.0	20.7	2.2	2.7	2.5	8.0	0.0	6.5	13.8	5.7	1.9
	3	593,128	100.0	35.3	22.1	2.2	3.2	2.7	7.7	0.0	6.2	13.0	5.5	2.0
男	昭和50年	1,295,836	100.0	6.7	49.0	3.3	25.5	4.1	4.8	0.1	0.0	3.8	1.3	1.2
	55	1,351,615	100.0	7.4	47.9	3.4	24.6	3.9	5.7	0.1	0.0	4.9	1.2	0.9
	60	1,320,008	100.0	7.6	46.1	3.7	25.3	3.9	5.9	0.1	0.0	4.9	1.2	1.2
	62	1,352,536	100.0	7.4	46.3	3.7	25.7	3.8	5.7	0.1	0.0	4.8	1.2	1.2
	63	1,378,462	100.0	7.2	46.6	3.7	25.9	3.8	5.5	0.1	0.0	4.7	1.2	1.4
	平成元	1,410,854	100.0	7.2	46.8	3.7	26.0	3.7	5.2	0.1	0.0	4.6	1.2	1.4
	2	1,433,906	100.0	7.2	46.9	3.8	26.2	3.7	5.0	0.1	0.0	4.5	1.1	1.5
	3	1,459,207	100.0	7.3	47.0	3.9	26.3	3.5	4.8	0.1	0.0	4.4	1.2	1.5

資料出所 文部省「学校基本調査」

付表 4 1 1人平均月間現金給与額

(事業所規模30人以上)

(単位 円)

現 金 給 与 総 額		き ま っ て 支 給 す る 給 与		特 別 に 支 払 わ れ た 給 与	
女	男	女	男	女	男
236,505	465,720	177,615	338,886	58,890	126,834

資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」(平成3年)

付表42 産業別1人平均月間現金給与総額
(事業所規模30人以上)

産 業	現 金 給 与 総 額	
	女	男
	円	円
調 査 産 業 計	236,505	465,720
鉱 業	235,407	442,719
建 設 業	226,531	459,764
製 造 業	193,112	450,336
食料品、飲料・飼料・たばこ製造業	164,617	408,579
織 維 工 業	167,203	369,885
衣服その他の繊維製品製造業	155,434	348,668
木材・木製品製造業	173,940	356,047
出版・印刷・同関連産業	249,476	496,131
化 学 工 業	276,599	546,098
窯業・土石製品製造業	207,080	415,753
金 属 製 品 製 造 業	198,509	410,004
一般機械器具製造業	216,926	465,043
電気機械器具製造業	196,954	448,155
輸送用機械器具製造業	212,457	459,794
精密機械器具製造業	209,208	449,020
電気・ガス・熱供給・水道業	312,840	576,234
運 輸 ・ 通 信 業	281,743	447,106
卸売・小売業、飲食店	182,136	439,973
金 融 ・ 保 險 業	318,376	672,449
不 動 産 業	257,382	536,758
サ ー ビ ス 業	292,132	479,564

資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」(平成3年)

付表 4.3 きまって支給する現金給与額、所定内給与額の推移
(産業計、企業規模計、学歴計)

年	きまって支給する現金給与額			所 定 内 給 与 額		
	女	男	男女間格差 (男子=100.0)	女	男	男女間格差 (男子=100.0)
	千円	千円		千円	千円	
昭和 55 年	1 2 2.5	2 2 1.7	5 5.3	1 1 6.9	1 9 8.6	5 8.9
56	1 3 0.5	2 3 5.3	5 5.5	1 2 4.6	2 1 1.4	5 8.9
57	1 3 6.2	2 4 6.1	5 5.3	1 3 0.1	2 2 2.0	5 8.6
58	1 4 1.2	2 5 4.4	5 5.5	1 3 4.7	2 2 9.3	5 8.7
59	1 4 6.6	2 6 5.1	5 5.3	1 3 9.2	2 3 7.5	5 8.6
60	1 5 3.6	2 7 4.0	5 6.1	1 4 5.8	2 4 4.6	5 9.6
61	1 5 8.9	2 8 0.8	5 6.6	1 5 0.7	2 5 2.4	5 9.7
62	1 6 4.8	2 8 6.1	5 7.6	1 5 5.9	2 5 7.7	6 0.5
63	1 6 9.5	2 9 6.1	5 7.2	1 6 0.0	2 6 4.4	6 0.5
平成 元	1 7 6.7	3 1 0.0	5 7.0	1 6 6.3	2 7 6.1	6 0.2
2	1 8 6.1	3 2 6.2	5 7.1	1 7 5.0	2 9 0.5	6 0.2
3	1 9 5.7	3 4 0.6	5 7.5	1 8 4.4	3 0 3.8	6 0.7

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年 6 月)

付表 4.4 年齢階級別所定内給与額、年齢間格差
(産業計、企業規模計、学歴計)

年 齢	所 定 内 給 与 額		年 齢 間 格 差 (20～24歳=100.0)		男 女 間 格 差 (男子=100.0)
	女	男	女	男	
	千円	千円			
計	1 8 4.4	3 0 3.8	—	—	6 0.7
17 歳 以 下	1 1 7.7	1 3 1.2	7 2.6	7 0.7	8 9.7
18 ～ 19歳	1 4 1.2	1 5 4.9	8 7.1	8 3.5	9 1.2
20 ～ 24	1 6 2.2	1 8 5.6	1 0 0.0	1 0 0.0	8 7.4
25 ～ 29	1 8 6.7	2 2 6.9	1 1 5.1	1 2 2.3	8 2.3
30 ～ 34	1 9 8.7	2 7 4.8	1 2 2.5	1 4 8.1	7 2.3
35 ～ 39	1 9 8.7	3 1 7.3	1 2 2.5	1 7 1.0	6 2.6
40 ～ 44	2 0 0.5	3 5 6.2	1 2 3.6	1 9 1.9	5 6.3
45 ～ 49	2 0 2.5	3 8 6.4	1 2 4.8	2 0 8.2	5 2.4
50 ～ 54	1 9 7.4	3 8 6.0	1 2 1.7	2 0 8.0	5 1.1
55 ～ 59	1 9 3.4	3 4 1.2	1 1 9.2	1 8 3.8	5 6.7

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(平成 3 年 6 月)

注) 計は 60 歳以上を含む数値である。

付表45 女子労働者の学歴別所定内給与額、年齢間格差
(産業計、企業規模計)

年 齢 階 級	所定内給与額 (千円)				年齢間格差 (20～24歳=100.0)			
	中 卒	高 卒	高専・ 短大卒	大 卒	中 卒	高 卒	高専・ 短大卒	大 卒
計	160.3	181.8	196.5	239.7	112.7	116.4	117.5	127.5
18～19歳	130.2	141.7	—	—	91.6	90.7	—	—
20～24	142.2	156.2	167.3	188.0	100.0	100.0	100.0	100.0
25～29	144.0	176.3	193.3	216.4	101.3	112.9	115.5	115.1
30～34	151.1	184.8	216.7	253.9	106.3	118.3	129.5	135.1
35～39	158.8	190.5	237.1	281.3	111.7	122.0	141.7	149.6
40～44	161.7	199.2	248.9	328.4	113.7	127.5	148.8	174.7
45～49	166.1	209.0	269.3	358.1	116.8	133.8	161.0	190.5
50～54	165.5	210.0	286.1	408.0	116.4	134.4	171.0	217.0
55～59	162.5	213.9	312.1	395.4	114.3	136.9	186.6	210.3

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(平成3年6月)

注) 計は17歳以下及び60歳以上を含む。

付表 4 6 標準労働者の年齢階級別所定内給与額、年齢間格差
(産業計、企業規模計)

区 分	所定内給与額(千円)		年 齢 間 格 差 (20~24歳=100.0)		男女間格差 (男子=100.0)	区 分	所定内給与額(千円)		年 齢 間 格 差 (20~24歳=100.0)		男女間格差 (男子=100.0)
	女	男	女	男			女	男	女	男	
17歳以下	117.3	128.6	81.9	70.4	91.2	18 ~ 19歳	142.2	154.9	89.7	86.2	91.8
18 ~ 19歳	128.3	153.8	89.6	84.1	83.4	20 ~ 24	158.6	179.7	100.0	100.0	88.3
20 ~ 24	143.2	182.8	100.0	100.0	78.3	25 ~ 29	187.7	222.0	118.3	123.5	84.5
25 ~ 29	153.0	221.0	106.8	120.9	69.2	30 ~ 34	218.4	272.9	137.7	151.9	80.0
30 ~ 34	188.6	255.2	131.7	139.6	73.9	35 ~ 39	249.0	326.7	157.0	181.8	76.2
35 ~ 39	213.2	285.7	148.9	156.3	74.6	40 ~ 44	276.9	381.5	174.6	212.3	72.6
40 ~ 44	231.1	329.3	161.4	180.1	70.2	45 ~ 49	319.3	462.8	201.3	257.5	59.0
45 ~ 49	244.7	364.3	170.9	189.3	67.2	50 ~ 54	335.9	488.0	211.8	277.1	57.4
50 ~ 54	289.1	398.1	201.9	217.8	72.6	55 ~ 59	359.7	476.8	226.8	265.3	75.4
55 ~ 59	280.1	372.6	195.6	203.8	75.2	20 ~ 24歳	188.0	197.3	100.0	100.0	95.3
20 ~ 24歳	165.5	177.5	100.0	100.0	93.2	25 ~ 29	216.9	237.5	115.4	120.4	91.3
25 ~ 29	197.5	225.3	119.3	126.9	87.7	30 ~ 34	264.3	304.4	140.6	154.3	86.8
30 ~ 34	232.1	280.4	140.2	158.0	82.8	35 ~ 39	318.6	379.8	169.5	192.5	83.9
35 ~ 39	282.7	358.6	170.8	202.0	78.8	40 ~ 44	395.0	488.6	210.1	237.5	84.3
40 ~ 44	300.2	413.6	181.4	233.0	72.6	45 ~ 49	434.1	547.3	230.9	277.4	79.3
45 ~ 49	363.9	467.0	219.9	263.1	77.9	50 ~ 54	500.5	625.2	266.2	316.9	80.1
50 ~ 54	395.5	517.3	239.0	291.4	76.5	55 ~ 59	494.2	597.2	262.9	302.7	82.8
55 ~ 59	429.6	495.5	259.6	279.2	86.7						

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(平成3年5月)

(注) 標準労働者とは、学校卒業後あたりに企業に就職し、同一企業に継続勤務している労働者をいう。

付表47 新規卒業者の初任給額の推移
(産業計、企業規模計)

年	中 卒		高 卒		専・短大卒		大卒 (事務系)		大卒 (技術系)	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
昭和55年	73.2	81.1	88.3	92.8	97.4	100.7	108.7	114.5		
56	77.5	85.0	93.1	98.4	102.6	105.5	115.0	120.8		
57	81.3	91.0	97.5	103.4	106.9	111.2	119.1	127.2		
58	86.3	93.0	100.0	106.2	109.7	115.8	124.1	132.2		
59	89.7	94.6	103.0	108.8	113.0	120.0	128.7	135.8		
60	91.7	96.2	106.2	112.2	117.0	123.6	133.5	138.9		
61	93.7	99.7	108.5	115.4	120.5	126.5	138.4	143.2		
62	97.1	103.0	110.1	118.1	122.7	128.3	142.1	147.3	144.4	149.3
63	98.9	104.9	113.8	120.3	125.8	132.3	148.6	152.4	150.4	154.1
平成元	101.4	112.1	118.3	125.6	131.7	138.4	155.1	160.2	157.5	162.0
2	107.1	117.0	126.0	133.0	138.1	145.4	162.0	168.8	166.7	171.5
3	114.8	123.5	133.2	140.8	146.5	155.1	171.2	177.9	176.3	181.7

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

注) 1 初任給はベースアップ後の確定数値であり、所定内給与額から通勤手当を除いたものである。
2 大卒 (技術系) については61年以前は統計をとっていない。

付表 4 8 1 人平均月間実労働時間数及び出勤日数の推移
(事業所規模 30 人以上)

年	月 間 実 労 働 時 間 数						出 勤 日 数	
	総実労働時間数		所 定 内		所 定 外		女	男
	女	男	女	男	女	男		
	時間	時間	時間	時間	時間	時間	日	日
昭和 35 年	1 9 2.1	2 0 6.8	1 8 1.6	1 8 0.5	1 0.5	2 6.3	2 3.9	2 4.3
40	1 8 1.4	1 9 7.8	1 7 4.7	1 7 7.1	6.7	2 0.7	2 3.2	2 3.8
45	1 7 4.1	1 9 2.7	1 6 7.1	1 7 1.2	7.0	2 1.5	2 2.4	2 3.2
50	1 6 3.0	1 7 5.8	1 5 8.2	1 6 2.8	4.8	1 3.0	2 1.5	2 1.8
55	1 6 4.1	1 8 1.2	1 5 8.1	1 6 4.1	6.0	1 7.1	2 1.8	2 2.0
57	1 6 2.9	1 8 0.3	1 5 6.9	1 6 3.8	6.0	1 6.5	2 1.7	2 1.9
58	1 6 2.9	1 8 0.5	1 5 6.6	1 6 3.7	6.3	1 6.8	2 1.7	2 1.9
59	1 6 4.2	1 8 2.3	1 5 7.4	1 6 4.4	6.8	1 7.9	2 1.8	2 2.0
60	1 6 2.5	1 8 2.4	1 5 5.8	1 6 3.6	6.7	1 8.8	2 1.7	2 1.9
61	1 6 2.2	1 8 1.9	1 5 5.4	1 6 3.6	6.8	1 8.3	2 1.6	2 1.9
62	1 6 2.7	1 8 2.6	1 5 5.6	1 6 3.9	7.1	1 8.7	2 1.6	2 1.9
63	1 6 1.1	1 8 3.5	1 5 3.5	1 6 3.7	7.6	1 9.8	2 1.6	2 1.8
平成 元	1 5 8.9	1 8 1.8	1 5 1.4	1 6 1.7	7.5	2 0.1	2 1.2	2 1.5
2	1 5 5.3	1 7 9.4	1 4 8.1	1 5 9.5	7.2	1 9.9	2 0.7	2 1.2
3	1 5 3.0	1 7 6.2	1 4 6.2	1 5 7.3	6.8	1 8.9	2 0.5	2 0.9

資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」

注) 40 年以前はサービス業を含まない数値である。

付表49 産業別1人平均月間実労働時間数及び出勤日数(事業所規模30人以上)

産 業	月 間 実 労 働 時 間 数 (時間)						出勤日数(日)	
	総実労働時間数		所 定 内		所定外			
	女	男	女	男	女	男	女	男
調 査 産 業 計	153.0	176.2	146.2	157.3	6.8	18.9	20.5	20.9
紙 業	164.5	181.0	157.6	162.4	6.9	18.6	21.0	21.8
建 設 業	164.4	183.1	158.1	166.2	6.3	16.9	20.8	21.8
製 造 業	157.8	180.5	150.2	157.0	7.6	23.5	20.2	20.5
食 料 品 ・ 飲 料 ・ 飼 料 ・ た ば こ 製 造 業	151.8	180.7	144.5	160.6	7.3	20.1	20.5	21.2
織 維 工 業	161.8	182.2	156.7	163.8	5.1	18.4	21.1	21.5
衣服その他の繊維製品製造業	165.5	178.8	162.0	168.7	3.5	10.1	21.4	21.6
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	168.0	190.0	160.1	168.8	7.9	21.2	20.9	21.6
出版・印刷・同関連産業	162.3	182.6	149.2	156.1	13.1	26.5	20.4	21.0
化 学 工 業	151.4	164.8	145.4	150.5	6.0	14.3	19.4	20.1
窯業・土石製品製造業	161.4	177.7	154.4	158.7	7.0	19.0	20.5	21.1
金 属 製 品 製 造 業	161.2	185.5	151.5	160.8	9.7	24.7	20.2	21.0
一 般 機 械 器 具 製 造 業	158.0	184.1	149.5	158.1	8.5	26.0	19.6	20.4
電 気 機 械 器 具 製 造 業	156.7	180.1	148.3	155.1	8.4	25.0	19.6	19.8
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	158.6	185.3	147.5	154.6	11.1	30.7	19.6	20.0
精 密 機 械 器 具 製 造 業	155.8	176.1	148.1	155.5	7.7	20.6	19.7	20.0
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	152.9	167.5	146.4	150.1	6.5	17.4	19.2	19.7
運 輸 ・ 通 信 業	147.8	186.1	140.9	160.6	6.9	25.5	20.3	21.5
卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店	143.1	169.4	138.1	158.1	5.0	11.3	20.5	21.3
金 融 ・ 保 険 業	141.9	157.7	135.6	146.3	6.3	11.4	18.9	19.9
不 動 産 業	155.3	168.2	146.5	155.4	8.8	12.8	20.4	20.9
サ ー ビ ス 業	156.6	167.9	149.4	153.9	7.2	14.0	21.0	20.9

資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」(平成3年)

付表50 女子労働者及び有夫者に対する出産者の割合

(単位 %)

年	女子労働者に対する 出産者の割合	有夫者に対する出産者 の割合
昭和46年	2.4	6.2
48	2.5	6.0
49	2.7	6.4
51	2.7	5.8
53	2.7	5.5
56	2.4	4.7
60	2.0	3.8
63	1.8	3.4
平成3	1.4	2.8

資料出所 労働省「女子雇用管理基本調査」

60年までは「女子保護実施状況調査」

注) 53年以前は教育を含まない。以下同じ。

付表51 1人平均産前産後休業日数

(単位 日)

年	産 前	産 後
昭和40年	34.4	46.4
46	36.4	46.6
48	35.1	47.3
49	36.2	47.9
51	36.4	48.7
53	36.6	48.3
56	38.5	48.8
60	36.4	49.7
63	37.0 (46.5)	56.0 (64.4)
平成3	38.5 (52.4)	58.1 (58.8)

資料出所 労働省「女子雇用管理基本調査」

60年までは「女子保護実施状況調査」

注) ()は多胎の場合である。

付表52 妊娠中の軽易業務転換者及び育児時間請求者の割合

(単位 %)

年	軽易業務転換者	育児時間請求者
昭和40年	12.4	28.8
46	10.9	24.2
48	11.0	21.2
49	12.2	18.7
51	11.3	22.7
53	8.4	24.1
56	5.7	27.5
60	3.9	25.4
63	4.5	27.6
平成3	6.0	19.7

資料出所 労働省「女子雇用管理基本調査」
60年までは「女子保護実施状況調査」

付表53 生理日の就業が著しく困難な女子の休暇の請求状況

年	休暇請求者がいた事業所の割合 (%)	休暇請求者の割合 (%)	請求者1人当たり年間休暇請求回数 (回)	請求者1人当たり平均年間休暇日数 (日)
昭和40年	37.5	26.2	5.1	8.3
46	34.4	22.8	5.9	8.0
48	31.2	21.2	6.5	9.2
49	31.9	20.0	6.9	9.1
51	33.7	16.6	7.2	9.1
53	33.1	16.0	6.7	8.4
56	28.1	13.4	5.8	7.7
60	23.7	9.2	5.8	7.7
63	19.3	6.0	4.8	5.7
平成3	18.8	7.0	4.1	5.1

資料出所 労働省「女子雇用管理基本調査」
60年までは「女子保護実施状況調査」

付表54 妊産婦に対する健康管理措置の実施事業所の割合

(単位 %)

年	妊娠中及び出産後の通 院休暇ありの事業所	妊娠中の通勤緩和措置 ありの事業所	妊娠障害休暇ありの 事業所
昭和51年	18.6	15.2	10.8
53	22.2	14.2	11.4
56	25.8	20.0	18.1
60	25.0	18.1	16.7
63	27.4	24.3	19.1
平成3	27.5	20.0	18.9

資料出所 労働省「女子雇用管理基本調査」

60年までは「女子保護実施状況調査」

付表55 妊娠・出産による退職者の割合(妊産婦=100.0)

(単位 %)

昭和35年	40	45	48	49	51	53	56	60	63	平成3
38.9	49.3	47.5	48.8	47.2	38.7	36.7	21.7	30.5	31.4	31.2

資料出所 労働省「女子雇用管理基本調査」

60年までは「女子保護実施状況調査」

付表56 育児休業制度実施事業所の割合

(単位 %)

区 分	昭和46年	48年	51年	53年	56年	60年	63年	平成2年
計	2.3	4.3	6.3	6.6	14.3	14.6	19.2 (23.5)	21.9 (30.8)
製造業	1.1	4.1	4.6	5.2	5.2	4.4	9.5	12.0
運輸・通信業	9.4	9.8	12.4	13.6	12.1	11.2	16.3	16.3
卸売・小売業	1.0	2.2	3.6	3.1	4.6	7.6	10.2	12.9
金融・保険業	0.6	3.2	2.8	2.9	3.4	4.4	16.2	17.2
サービス業	1.9	4.5	12.6	13.8	42.9	40.0	42.1	45.3
500人以上	7.1	11.4	17.8	17.8	19.9	20.1	25.3	37.5
100~499人	4.6	6.6	12.3	13.2	13.8	13.9	18.0	23.0
30~99人	1.2	3.2	4.0	4.0	14.3	14.7	19.4	21.3

資料出所 労働省「女子雇用管理基本調査」

60年までは「女子保護実施状況調査」

- 注) 1 産業別は主要産業を掲げた。但し、計には全産業が含まれている。
 2 () 内の数字は育児休業制度適用対象女子労働者数の割合である。

付表 57 女子再雇用制度実施事業所の割合
(単位 %)

区 分	昭和60年	63年	平成2年
計	5.6	16.6	14.8
製 造 業	7.9	18.8	17.4
運 輸・通 信 業	0.3	8.0	6.1
卸売・小売業、飲食店	8.5	22.8	16.0
金 融・保 険 業	6.6	15.8	32.6
サ ー ビ ス 業	3.6	16.9	12.9
500人 以上	13.5	19.7	20.8
100～499人	6.7	17.7	19.5
30～99人	5.2	16.3	13.7

資料出所 労働省「女子雇用管理基本調査」

60年までは「女子保護実施状況調査」

注) 産業別は主要産業を掲げた。但し、計には全産業が含まれている。

付表 58 介護休業制度実施事業所の割合
(単位 %)

区 分	昭和56年	60年	63年	平成2年
計	8.7	11.4	13.6	13.7
製 造 業	5.1	4.0	6.2	7.3
運 輸・通 信 業	12.7	12.8	11.0	10.6
卸売・小売業、飲食店	4.4	5.1	8.3	8.5
金 融・保 険 業	9.7	12.4	14.8	7.4
サ ー ビ ス 業	16.1	24.1	25.6	28.2
500人 以上	12.4	13.6	13.6	20.0
100～499人	8.3	8.5	11.0	13.1
30～99人	8.8	12.0	14.2	12.9

資料出所 労働省「女子雇用管理基本調査」

60年までは「女子保護実施状況調査」

注) 産業別は主要産業を掲げた。但し、計には全産業が含まれている。

付表 59 勤労者世帯の家計収支の推移

年	実 収 入		世帯主収入		妻の収入		可処分所得	消 費 支 出	世帯人員	有業人員	実収入に占める妻の収入の割合
	円	円	円	円	円	円					
昭和40年	65,141	54,111	2,823	59,557	49,335	4.13	1.53	4.3			
45	112,949	94,632	5,049	103,634	82,582	3.90	1.55	4.5			
50	235,152	198,316	15,294	215,509	166,032	3.82	1.50	6.5			
55	349,686	293,362	24,397	305,549	238,126	3.83	1.50	7.0			
57	393,014	327,120	29,747	335,526	266,063	3.80	1.55	7.6			
58	405,517	337,395	31,960	344,113	272,199	3.79	1.55	7.9			
59	424,025	351,413	34,698	359,353	282,716	3.79	1.57	8.2			
60	444,846	367,036	35,677	373,693	289,489	3.79	1.57	8.0			
61	452,942	373,267	37,393	379,520	293,630	3.78	1.57	8.3			
62	460,613	376,242	38,302	387,314	295,915	3.77	1.62	8.3			
63	481,250	394,956	43,195	405,938	307,204	3.74	1.63	9.0			
平成元	495,849	410,117	40,892	421,435	316,489	3.72	1.63	8.2			
2	521,757	430,670	44,101	440,539	331,595	3.70	1.64	8.5			
3	548,759	448,226	49,621	463,862	345,473	3.71	1.66	9.0			

資料出所 総務庁統計局「家計調査」

注) 1 世帯当たり年平均1か月間の収入。

付表60 核家族共働き世帯・非共働き世帯別収支金額及び構成比
(勤労者世帯)

項 目	金 額 (円)		構 成 比 (%)	
	核共世	家働族世帯主のみ働いている核家族世帯	核共世	家働族世帯主のみ働いている核家族世帯
実 収 入	592,679	490,003	100.0	100.0
勤め先収入	561,771	464,399	94.8	94.8
世帯主収入	441,670	464,399	74.5	94.8
定期収入	335,257	354,042	56.6	72.3
臨時収入・賞与	106,413	110,357	18.0	22.5
妻の収入	119,790	0	20.2	—
他の世帯員収入	311	0	0.1	—
事業・内職収入	8,818	1,207	1.5	0.2
他の経常収入	9,744	13,280	1.6	2.7
可処分所得	504,681	412,298	—	—
消 費 支 出	363,597	317,351	100.0	100.0
食 料	83,616	77,806	23.0	24.5
外 食	16,553	13,252	4.6	4.2
住 居	18,590	20,603	5.1	6.5
家賃地代	13,354	16,221	3.7	5.1
光熱・水道	16,371	16,246	4.5	5.1
家具・家事用品	13,871	12,803	3.8	4.0
被服及び履物	25,909	21,991	7.1	6.9
洋服	11,507	9,262	3.2	2.9
保健医療	7,970	9,586	2.2	3.0
交通・通信	36,695	32,536	10.1	10.3
自動車等関係費	22,227	18,136	6.1	5.7
教 育	23,219	15,372	6.4	4.8
教養娯楽	35,904	32,277	9.9	10.2
その他の消費支出	101,452	78,132	27.9	24.6
諸 雑 費	20,146	14,677	5.5	4.6
こづかい(使途不明)	37,205	31,561	10.2	9.9
交 際 費	32,732	27,268	9.0	8.6
仕 送 り 金	11,368	4,626	3.1	1.5
土地家屋借金返済	26,850	19,116	5.3	4.6
平均消費性向 (%)	72.0	77.0	*72.8	*77.0
金融資産純増率 (%)	20.0	16.1	*18.8	*16.4

資料出所 総務庁統計局「家計調査」(平成3年)

注)

1 土地家屋借金返済の構成比欄には可処分所得に対する割合を示した。

2 平均消費性向は可処分所得に占める消費支出の割合。

3 金融資産純増率は可処分所得に対する金融資産純増(貯蓄純増に有価証券購入と有価証券売却との差を加えたもの)の割合。

4 *印は2年の数値を示す。

付表 6 1 労働組合員数及び推定組織率の推移

年	女			男			組合員総数 に占める 女子の割合
	労働組合 員数	雇用者数	推定 組織率	労働組合 員数	雇用者数	推定 組織率	
	人	万人	%	人	万人	%	%
昭和45年	3,201,202	1,089	29.4	8,280,004	2,187	37.9	27.9
50	3,445,776	1,190	29.0	9,027,198	2,479	36.4	27.6
55	3,378,131	1,374	24.6	8,862,521	2,638	33.6	27.6
57	3,427,828	1,417	24.2	8,990,519	2,685	33.5	27.6
58	3,417,761	1,478	23.1	8,993,227	2,732	32.9	27.5
59	3,411,925	1,535	22.2	8,946,150	2,746	32.6	27.6
60	3,393,970	1,545	22.0	8,925,386	2,756	32.4	27.5
61	3,385,192	1,596	21.2	8,895,791	2,787	31.9	27.6
62	3,364,581	1,634	20.6	8,830,856	2,814	31.4	27.6
63	3,354,566	1,680	20.0	8,802,568	2,885	30.5	27.6
平成元	3,367,668	1,778	18.9	8,782,421	2,942	29.9	27.7
2	3,393,343	1,854	18.3	8,800,053	3,021	29.1	27.8
3	3,455,932	1,953	17.7	8,866,952	3,109	28.5	28.0

資料出所 労働省「労働組合基礎調査」(各年6月)
総務庁統計局「労働力調査」(各年6月)

注) 1 付表 6 2 注) 参照

$$2 \text{ 推定組織率} = \frac{\text{組合員数}}{\text{雇用者数}} \times 100$$

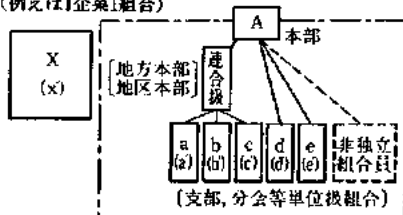
付表 6 2 産業別労働組合数及び組合員数

産 業	組 合 数	組 合 員 数		組合員総数 に占める 女子の割合	女子組合 員の産業 別構成比
		総 数	女 子		
		人	人	%	%
全 産 業	71,685	12,322,884	3,455,932	28.0	100.0
農 林 漁 業	977	50,687	4,661	9.2	0.1
鉱 業	185	17,433	1,806	10.4	0.1
建 設 業	3,638	885,655	65,856	7.4	1.9
製 造 業	17,735	3,976,601	795,395	20.0	23.0
電気・ガス・熱供給・ 水道業	1,498	224,514	25,927	11.5	0.8
運 輸 ・ 通 信 業	13,741	1,644,702	159,889	9.7	4.6
卸売・小売業、飲食店	7,621	1,089,497	40,961	3.7	1.9
金 融 ・ 保 険 業	5,327	1,171,117	66,819	5.7	1.9
不 動 産 業	203	17,483	3,924	22.4	0.1
サ ー ビ ス 業	14,728	1,888,499	833,583	44.1	24.1
公 務	5,663	1,322,266	476,163	36.0	13.8

資料出所 労働省「労働組合基礎調査」(平成3年6月)

- 注) 1 労働組合数及び組合員数は単位労働組合で把握。単位労働組合とは単位組織組合(規約上当該組織の構成員が労働者の個人加入の形式をとり、独自の活動を行い得る下部組織をもたない組合をいう。)と単一組織組合(規約上当該組織の構成員が労働者の個人加入の形式をとり、かつその内部に単位組織組合に準じた機能をもつ組織(支部、分会等)を有する組合をいう。)の最下部組織である支部、分会等単位級組合とをそれぞれ1組合としたものである。
- 2 全産業には分類不能の産業を含む。

(参考)

単位組織組合 単一組織組合
(例えば)企業1組合

単位労働組合

組合数 = $\overline{X} + \overline{a} + \overline{b} + \overline{c} + \overline{d} + \overline{e}$ (6組合)
組合員数 = $(x') + (a') + (b') + (c') + (d') + (e')$

付表 6 3 短時間雇用者数及び構成比の推移（非農林業）

年	総 数			女		
	雇用者数 (万人)	短 時 間 雇用者数 (万人)	雇用者中に 占める短時 間雇用者の 割合 (%)	雇用者数 (万人)	短 時 間 雇用者数 (万人)	雇用者中に 占める短時 間雇用者の 割合 (%)
昭和35年	2,106	133	6.3	639	57	8.9
40	2,713	168	6.2	851	82	9.6
45	3,222	216	6.7	1,068	130	12.2
50	3,556	353	9.9	1,137	198	17.4
55	3,886	390	10.0	1,323	256	19.3
57	4,013	416	10.4	1,386	284	20.5
58	4,119	433	10.5	1,451	306	21.1
59	4,181	464	11.1	1,484	328	22.1
60	4,231	471	11.1	1,516	333	22.0
61	4,296	503	11.7	1,550	352	22.7
62	4,346	506	11.6	1,581	365	23.1
63	4,454	533	12.0	1,635	386	23.6
平成 元	4,592	602	13.1	1,713	432	25.2
2	4,748	722	15.2	1,795	501	27.9
3	4,906	802	16.3	1,875	550	29.3

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

- 注) 1 短時間雇用者とは調査対象週において就業時間が35時間未満であった者をいう（季節的、不規則的雇用者を含む）。
- 2 雇用者数は休業者を除く。
- 3 昭和35、40年の数字は時系列接続用に補正していない。

付表64 産業別女子短時間雇用者数及び構成比の推移

区 分		非 農 林 業	漁 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	電 気 給 ・ 水 道 業 ・ ガ ス ・ 熱	運 輸 ・ 通 信 業	卸 売 ・ 飲 食 ・ 小 売 業 ・ 店	金 融 ・ 保 險 業 ・ 業	サ ー ビ ス 業	公 務
実 数 (万 人)	昭和50年	198	0	0	10	56	1	7	55	11	53	4
	55	256	0	0	13	65	1	7	84	13	69	5
	60	333	1	0	14	80	1	8	117	15	91	6
	62	365	1	0	16	79	1	10	132	17	104	5
	63	386	0	0	16	82	1	10	141	19	109	5
	平成元	432	0	0	18	94	1	13	154	23	122	6
	2	501	0	0	20	107	1	14	173	30	144	9
	3	550	1	0	23	120	1	16	189	32	157	8
構 成 比 (%)	昭和50年	100.0	0.0	0.0	5.1	28.3	0.5	3.5	27.8	5.6	26.8	2.0
	55	100.0	0.0	0.0	5.1	25.4	0.4	2.7	32.8	5.1	27.0	2.0
	60	100.0	0.3	0.0	4.2	24.0	0.3	2.4	35.1	4.5	27.3	1.8
	62	100.0	0.3	0.0	4.4	21.6	0.3	2.7	36.2	4.7	28.5	1.4
	63	100.0	0.0	0.0	4.1	21.2	0.3	2.6	36.5	4.9	28.2	1.3
	平成元	100.0	0.0	0.0	4.2	21.8	0.2	3.0	35.6	5.3	28.2	1.4
	2	100.0	0.0	0.0	4.0	21.4	0.2	2.8	34.5	6.0	28.7	1.8
	3	100.0	0.2	0.0	4.2	21.8	0.2	2.9	34.4	5.8	28.5	1.5
女 短 時 間 雇 用 者 数 の 割 合 (%)	昭和50年	17.4	0.0	0.0	20.8	15.8	25.0	18.9	19.2	15.7	17.4	13.3
	55	19.3	0.0	0.0	22.8	17.1	25.0	18.4	24.2	16.0	18.2	15.2
	60	22.0	*	0.0	24.6	18.6	25.0	19.5	29.0	16.7	20.0	17.1
	62	23.1	*	0.0	28.6	18.7	25.0	23.3	30.6	16.8	21.5	15.2
	63	23.6	0.0	0.0	26.2	18.9	25.0	23.3	31.5	18.1	21.7	15.6
	平成元	25.2	0.0	0.0	27.3	20.8	20.0	27.1	33.0	20.9	23.2	18.8
	2	27.9	0.0	0.0	28.2	23.0	25.0	28.0	35.5	25.2	25.9	25.7
	3	29.3	*	0.0	29.5	24.9	25.0	30.2	37.1	26.9	26.2	22.2

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) 付表53注) 1,2に同じ。

付表65 規模別女子短時間雇用者数及び構成比の推移 (非農林業)

区 分		総 数	1～29人	30～99人	100～499人	500人以上	官 公
実 数 (万 人)	昭和50年	198	98	25	19	37	19
	55	256	134	33	25	42	24
	60	333	173	45	37	51	26
	62	365	189	49	41	59	27
	63	386	195	56	44	63	28
	平成元	432	208	62	53	77	31
	2	501	228	71	64	96	40
	3	550	248	79	73	108	39
構 成 比 (%)	昭和50年	100.0	49.5	12.6	9.6	18.7	9.6
	55	100.0	52.3	12.9	9.8	16.4	9.4
	60	100.0	52.0	13.5	11.1	15.3	7.8
	62	100.0	51.8	13.4	11.2	16.2	7.4
	63	100.0	50.5	14.5	11.4	16.3	7.3
	平成元	100.0	48.1	14.4	12.3	17.8	7.2
	2	100.0	45.5	14.2	12.8	19.2	8.0
	3	100.0	45.1	14.4	13.3	19.6	7.1
雇 用 雇 用 者 用 給 者 数 の に 割 占 合 め (% 短 時)	昭和50年	17.4	22.7	14.0	12.3	15.5	14.5
	55	19.3	26.1	15.1	13.6	16.8	15.4
	60	22.0	29.7	17.8	16.1	18.0	16.0
	62	23.1	31.2	18.7	16.9	19.4	16.5
	63	23.6	31.7	20.1	17.1	19.7	17.3
	平成元	25.2	32.4	21.5	19.9	22.1	18.9
	2	27.9	34.3	23.6	22.4	26.0	23.7
	3	29.3	35.8	25.3	23.8	28.1	22.5

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) 付表63注) 1,2に同じ。

付表 6 6 産業・規模別女子パートタイム労働者の平均勤続年数の推移

(単位 年)

年	計	産 業				規 模		
		製造業	卸売・小 売業、飲 食店	金融・ 保険業	サービ ス業	1,000 人以上	100 ～ 999人	10 ～ 99人
昭和55年	3.3	3.4	3.0	—	3.6	3.3	3.3	3.4
60	3.9	4.0	3.9	—	3.6	4.3	3.8	3.9
62	4.2	4.5	4.2	—	4.0	4.6	4.1	4.2
63	4.1	4.5	4.0	—	3.7	4.3	4.1	4.0
平成元	4.3	4.7	4.1	3.0	3.7	4.3	4.3	4.2
2	4.5	5.0	4.5	2.9	4.0	4.9	4.4	4.4
3	4.6	5.2	4.5	3.0	4.1	4.9	4.6	4.5

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)
注) 産業別は特掲である。

付表 6 7 産業・規模別女子パートタイム労働者の 1 日当たり所定内実労働時間数及び実労働日数の推移

年	計			産				業				規 模				10 ～ 99 人
				製造業		卸売・小売業、 飲食店		金融・保険業		サービス業		1,000 人以上		100 ～ 999 人		
				労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	
	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数		
昭和55年	6	23	7	22	6	23	—	—	5	23	6	22	6	23	6	23
60	6	22	7	22	6	23	—	—	6	22	6	22	6	23	6	22
62	6	22	6	22	6	23	—	—	6	22	6	22	6	22	6	23
63	6	22	5	22	6	22	—	—	5	22	6	21	6	22	6	22
平成元	6.0	21.7	6.4	21.8	5.7	21.8	6.0	19.5	5.6	21.3	5.8	20.8	6.0	22.1	6.0	21.8
2	5.9	21.7	6.4	21.8	5.7	21.7	5.9	18.8	5.5	21.7	5.8	21.1	6.0	22.0	6.0	21.9
3	5.9	21.2	6.3	21.2	5.6	21.3	6.1	17.8	5.5	21.2	5.7	20.4	6.0	21.4	5.9	21.4

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年 6 月)

(注) 1 産業別は特掲である。

2 昭和 63 年以前は小数点以下までとっていない。

付表 6 8 年齢階級・産業・規模別女子パートタイム労働者の1時間当たり
所定内給与額の推移

区 分		昭和 55年	60	62	63	平成 元	2	3
		円	円	円	円	円	円	円
年 齢	計	492	595	623	642	662	712	770
	18 ～ 19歳	494	581	604	638	646	706	758
	20 ～ 24	541	638	671	683	715	786	877
	25 ～ 29	507	654	654	700	719	783	829
	30 ～ 34	480	596	625	640	662	707	792
	35 ～ 39	479	579	605	626	645	691	756
	40 ～ 44	487	585	614	632	647	699	754
	45 ～ 49	496	595	623	640	658	712	764
	50 ～ 54	504	601	634	645	672	717	767
産 業	製 造 業	466	561	584	600	627	665	713
	卸売・小売業、 飲食店	490	594	617	636	651	708	772
	金融・保険業	—	—	—	—	762	815	889
	サービス業	567	675	710	738	750	808	864
規 模	1,000人以上	517	624	663	695	711	748	820
	100～999人	494	602	622	636	660	720	769
	10～99人	478	579	605	621	640	688	744

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

注) 1 年齢計は17歳以下及び55歳以上を含む。

2 産業別は特掲である。

付表 6 9 産業・規模別女子パートタイム労働者の年間賞与その他特別給与額の推移

年	計	産 業				規 模		
		製 造 業	卸売・小売業、 飲食店	金融・保険業	サービス業	1,000人以上	100～999人	10～99人
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
昭和55年	72.8	82.4	61.1	—	71.6	108.2	68.5	60.4
60	84.2	99.1	74.7	—	66.8	123.7	85.2	67.4
61	83.6	102.6	72.7	—	60.1	128.3	85.6	64.0
62	82.4	97.4	69.9	—	76.5	112.4	83.5	67.9
63	76.5	89.6	72.5	—	56.9	96.6	82.7	62.4
平成 元	77.1	98.1	65.0	82.6	60.0	96.9	78.8	66.6
2	86.5	108.0	71.4	85.8	77.1	104.4	89.7	74.7
3	92.4	119.3	74.4	118.3	77.9	104.0	96.2	83.4

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 産業別は特掲である。

付表 70 家内労働従事者数の推移

区 分		昭 和 45年	48年	55年	60年	平 成 元 年	2年	3年
家内労働 従事者数	人	2,017,100	2,041,200	1,415,500	1,223,200	1,012,300	951,800	891,600
			(0.2%)	(△1.9%)	(△3.2%)	(△4.1%)	(△6.0%)	(△6.3%)
家 内 労働者数		1,811,200	1,844,400	1,313,900	1,149,000	957,900	903,400	848,200
			(0.2%)	(△2.1%)	(△3.2%)	(△4.0%)	(△5.7%)	(△6.1%)
内 別	性 女	1,571,700 [92.3%]	1,707,800 [92.6%]	1,212,000 [92.2%]	1,070,900 [93.2%]	886,500 [93.6%]	844,800 [93.5%]	794,500 [93.7%]
	性 男	139,500 [7.7%]	136,600 [7.4%]	101,900 [7.8%]	78,100 [6.8%]	61,400 [6.4%]	58,500 [6.5%]	53,700 [6.3%]
職 型	業 専	171,000 [9.4%]	171,000 [9.3%]	101,400 [7.7%]	75,200 [6.5%]	56,300 [5.9%]	50,400 [5.6%]	46,700 [5.5%]
	職 内職	1,597,200 [88.2%]	1,633,600 [88.6%]	1,189,500 [90.5%]	1,058,500 [92.1%]	890,800 [93.0%]	843,500 [93.4%]	792,300 [93.4%]
	別 副業	43,000 [2.4%]	39,800 [2.2%]	23,000 [1.8%]	14,300 [1.2%]	10,800 [1.1%]	9,400 [1.0%]	9,200 [1.1%]
補助者数		205,900	196,800	101,600	74,200	54,400	48,400	43,400

資料出所 労働省「家内労働概況調査」

注) 1 () 内は対前年比率である。

2 [] 内は家内労働者数を100.0とした割合である。

付表 7 1 業種別家内労働者数の推移

業 種	昭和 55 年		60 年		平成 2 年		3 年	
	女	男	女	男	女	男	女	男
合 計	1,212,000	101,900	人	人	人	人	人	人
食 料 品	22,400	1,200	1,070,900	78,100	844,800	58,500	794,500	53,700
織 維 工 業	220,400	33,600	15,300	300	10,300	300	9,700	200
衣服・その他の織維製品	386,600	15,300	180,600	21,100	111,500	16,600	100,100	15,100
木材・木製品 家具・装備品	13,100	2,100	9,000	1,500	7,400	1,200	7,100	1,100
紙・紙加工品	76,000	1,700	56,900	1,200	41,700	1,000	38,200	900
印刷・同関連	22,000	1,400	24,000	1,100	17,600	700	17,200	700
ゴム製品	26,700	4,600	23,300	3,100	20,500	1,700	19,300	1,500
皮革製品	29,500	8,700	20,700	7,400	14,100	5,000	13,600	4,100
窯業・土石製品	8,600	2,400	8,000	2,200	7,300	1,200	7,700	1,100
金属製品	11,900	7,500	11,700	8,300	9,100	5,300	8,600	4,600
電気機械器具	177,000	4,800	192,400	5,600	182,100	6,500	170,400	6,100
機械器具等	35,200	4,800	37,000	4,400	29,400	3,700	27,800	3,100
その他(雑貨等)	182,600	13,800	147,000	10,400	111,600	7,700	107,700	7,200

資料出所 労働省「家内労働概況調査」

付表 7 2 総世帯数及び高齢者世帯数の推移

年 次	総 世 帯			高齢者世帯		$\frac{(B)}{(A)} \times 100$
	推 計 数 千世帯(A)	指 数 40年=100	平均世帯 人員(人)	推 計 数 千世帯(B)	指 数 40年=100	
昭和30年	18,963	73	4.68	425	53	2.2
35	22,476	87	4.13	500	63	2.2
40	25,940	100	3.75	799	100	3.1
45	29,887	115	3.45	1,196	150	4.0
50	32,877	127	3.35	1,619	203	4.9
55	35,333	136	3.28	2,424	303	6.9
60	37,226	144	3.22	3,110	389	8.4
平成元年	39,417	152	3.10	4,153	520	10.5
2	40,273	155	3.05	4,195	525	10.4
3	40,506	156	3.04	4,711	590	11.6

資料出所 厚生省「国民生活基礎調査」

60年までは「厚生行政基礎調査」

注) 高齢者世帯とは、男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成する
 か、又は、これに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

付表 7 3 介護に関する企業内福祉制度に関する要望（3つまで回答）

（％）

区 分	介護休業 率制度	介護の ために 勤務時 間を短 縮でき る制度	介護の ために 勤務時 間帯を 変える 制度	介護要 員の雇 供や幹 旋	配属転 換等の 配慮が 配属が 受けら れる制 度	臨時支 出に対 する金 銭給 付・貸 付	介護の ために 退職し た者の 再雇 用・復 職制度	介護講 習の実 施	介護に 関する 相談・ 情報提 供	その他	無回答	
計	100.0	68.8	30.1	40.5	37.9	26.3	34.5	23.8	5.2	17.9	0.9	1.3
女 性	100.0	76.9	38.2	43.9	28.7	16.5	26.0	37.7	5.5	13.8	0.9	1.9
男 性	100.0	64.0	25.1	38.5	43.5	32.1	39.6	15.4	4.9	20.5	0.9	1.0

資料出所 労働省「介護を行う労働者に関する措置についての実態調査」（平成3年）

付表 7 4 5 5 歳以上の女子就業者の従業上の地位別構成比

(単位 万人, %)

年	計	自営業主	家族従業者	雇用者
昭和 50 年	285 (100.0)	71 (24.9)	115 (40.4)	99 (34.7)
55	344 (100.0)	78 (22.7)	134 (38.9)	132 (38.4)
60	404 (100.0)	83 (20.5)	157 (38.9)	164 (40.6)
61	410 (100.0)	85 (20.8)	159 (39.0)	164 (40.1)
62	428 (100.0)	88 (20.6)	170 (39.7)	170 (39.7)
63	444 (100.0)	89 (20.0)	173 (39.0)	182 (41.0)
平成 元	463 (100.0)	93 (19.9)	171 (36.9)	200 (43.2)
2	486 (100.0)	94 (19.3)	176 (36.2)	216 (44.5)
3	514 (100.0)	97 (18.9)	173 (33.7)	243 (47.4)

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

付表 7 5 産業別にみた 5 5 歳以上就業者数と構成比

(単位 万人, %)

年次	実数	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売業・飲食店	金融・保険業・不動産業	サービス業	公務
女	昭和50年	285	97	1	0	6	45	0	2	70	8	50	4
	55	344	106	3	0	9	57	0	2	86	10	66	6
	60	404	117	4	0	12	69	0	4	100	12	82	4
女	平成元	463	122	4	0	15	84	0	5	114	14	101	3
	2	486	124	4	0	17	91	0	5	118	14	108	3
	3	514	120	4	0	19	102	0	5	124	17	116	3
女	昭和50年	100.0	34.1	0.5	0	2.1	15.9	0	0.7	24.7	2.8	17.7	1.4
	55	100.0	30.7	0.9	0	2.6	16.7	0	0.6	25.2	2.9	19.4	1.8
	60	100.0	28.9	1.0	0	3.0	17.1	0	1.0	24.7	3.0	20.3	1.0
女	平成元	100.0	26.4	0.9	0	3.2	18.2	0	1.1	24.7	3.0	21.9	0.6
	2	100.0	25.6	0.8	0	3.5	18.8	0	1.0	24.4	2.9	22.3	0.6
	3	100.0	23.5	0.8	0	3.7	20.0	0	1.0	24.3	3.3	22.7	0.6
男	昭和50年	497	117	7	1	52	98	2	21	92	15	79	12
	55	545	120	8	1	64	105	2	25	95	17	94	14
	60	637	132	9	1	73	119	3	33	107	21	121	16
男	平成元	742	135	11	1	99	140	3	41	121	25	146	16
	2	777	134	11	1	106	150	3	44	127	26	153	17
	3	819	134	10	1	111	164	3	49	132	29	163	17
男	昭和50年	100.0	23.5	1.5	0.2	10.5	19.8	0.4	4.2	18.5	3.0	15.9	2.4
	55	100.0	22.0	1.5	0.2	11.7	19.3	0.4	4.6	17.4	3.1	17.2	2.6
	60	100.0	20.8	1.4	0.2	11.5	18.7	0.5	5.2	16.9	3.3	19.1	2.5
男	平成元	100.0	18.3	1.5	0.1	13.4	19.0	0.4	5.5	16.4	3.5	19.8	2.2
	2	100.0	17.4	1.4	0.1	13.7	19.5	0.4	5.7	16.5	3.4	19.8	2.2
	3	100.0	16.5	1.2	0.1	13.7	20.2	0.4	6.0	16.2	3.6	20.0	2.1

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

付表 7 6 職業別にみた55歳以上就業者数と構成比

(単位 万人、%)

年次	総計	専門的・ 技術的職 業従事者	管理的 職従事者	事務 従事者	販売 従事者	農林漁業 作業従事者	採掘 作業従事者	運輸・通信 従事者	技能工 生業作	労働者	保安職業 サービス業 従事者
昭和50年	285	11	4	1	53	99	0	0	49	13	42
55	344	16	5	24	61	108	0	0	62	19	50
60	404	20	6	37	68	120	0	0	72	31	49
平成元	463	23	8	48	77	125	0	1	88	36	54
2	486	24	8	54	79	128	0	1	96	39	58
3	514	26	10	61	81	124	0	1	107	40	63
昭和50年	100.0	3.9	1.4	4.9	18.6	34.7	0	0	17.2	4.5	14.7
55	100.0	4.6	1.4	7.0	17.7	31.3	0	0	18.0	5.5	14.5
60	100.0	4.9	1.5	9.2	16.9	29.7	0	0	18.0	7.7	12.1
平成元	100.0	5.0	1.7	10.5	16.7	27.2	0	0.2	18.1	7.8	11.7
2	100.0	4.9	1.6	11.1	16.2	26.3	0	0.2	19.7	8.0	11.9
3	100.0	5.1	1.9	11.9	15.8	24.2	0	0.2	20.9	7.8	12.3
昭和50年	497	31	50	43	63	125	1	8	123	20	33
55	545	35	60	49	65	127	0	12	139	22	35
60	637	47	70	59	74	141	0	19	160	28	38
平成元	742	60	84	65	86	145	0	27	197	34	40
2	777	61	87	68	91	146	0	31	209	37	43
3	819	68	95	74	94	144	0	35	212	39	46
昭和50年	100.0	6.2	10.1	8.7	12.7	25.2	0.2	1.6	24.7	4.0	6.6
55	100.0	6.4	11.0	9.0	11.9	23.3	0	2.2	25.6	4.0	6.4
60	100.0	7.4	11.0	9.3	11.6	22.2	0	3.0	25.2	4.4	6.0
平成元	100.0	8.1	11.4	8.8	11.7	19.6	0	3.7	26.7	4.6	5.4
2	100.0	7.9	11.3	8.8	11.8	18.9	0	4.0	27.0	4.8	5.6
3	100.0	8.4	11.8	9.2	11.6	17.8	0	4.3	26.3	4.8	5.7

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

付表 7 企業規模別 5 5 歳以上雇用者数及び構成比 (非農林業)

(単位 万人, %)

	年次	総計	1～29人	30～99人	100～499人	500人以上	官公	
女	55 ～ 59 歳	昭和50年	50(100.0)	24 (48.9)	9 (18.4)	5 (10.2)	6 (12.2)	5 (10.2)
		55	71(100.0)	32 (45.1)	14 (19.7)	8 (11.3)	8 (11.3)	9 (12.7)
		60	89(100.0)	41 (46.1)	17 (19.1)	11 (12.4)	10 (11.2)	10 (11.2)
		平成元	108(100.0)	48 (44.4)	20 (18.5)	16 (14.8)	13 (12.0)	11 (10.2)
		2	117(100.0)	51 (43.2)	23 (19.5)	18 (15.3)	15 (12.7)	11 (9.3)
		3	131(100.0)	57 (43.9)	25 (19.2)	20 (15.4)	17 (13.1)	11 (8.5)
	60 ～ 64 歳	昭和50年	29(100.0)	15 (51.7)	4 (13.8)	3 (10.3)	3 (10.3)	4 (13.8)
		55	35(100.0)	19 (54.3)	6 (17.1)	4 (11.4)	3 (8.6)	3 (8.6)
		60	43(100.0)	23 (54.8)	8 (19.0)	4 (9.5)	4 (9.5)	3 (7.1)
		平成元	53(100.0)	29 (54.7)	10 (18.9)	6 (11.3)	5 (9.4)	3 (5.7)
		2	56(100.0)	30 (54.5)	10 (18.2)	7 (12.7)	5 (9.1)	3 (5.4)
		3	63(100.0)	33 (52.4)	12 (19.0)	8 (12.7)	6 (9.5)	4 (6.3)
	65 歳 以上	昭和50年	18(100.0)	11 (64.7)	2 (11.8)	1 (5.9)	1 (5.9)	2 (11.8)
		55	25(100.0)	15 (57.7)	4 (15.4)	2 (7.7)	2 (7.7)	3 (11.5)
		60	29(100.0)	18 (64.3)	4 (14.3)	2 (7.1)	2 (7.1)	2 (7.1)
		平成元	35(100.0)	24 (68.6)	5 (14.3)	3 (8.6)	2 (5.7)	1 (2.9)
		2	40(100.0)	27 (67.5)	6 (15.0)	3 (7.5)	3 (7.5)	1 (2.5)
		3	45(100.0)	30 (68.2)	6 (13.6)	4 (9.1)	3 (6.8)	1 (2.3)
男	55 ～ 59 歳	昭和50年	114(100.0)	39 (34.5)	21 (18.6)	16 (14.2)	21 (18.6)	16 (14.2)
		55	146(100.0)	48 (33.1)	26 (17.9)	21 (14.5)	29 (20.0)	21 (14.5)
		60	205(100.0)	64 (31.1)	35 (17.0)	32 (15.5)	44 (21.4)	31 (15.0)
		平成元	239(100.0)	80 (33.8)	41 (17.3)	35 (14.8)	48 (20.3)	33 (13.9)
		2	253(100.0)	85 (33.7)	45 (17.9)	40 (15.9)	50 (19.8)	32 (12.7)
		3	265(100.0)	86 (32.6)	46 (17.4)	43 (16.3)	56 (21.2)	33 (12.5)
	60 ～ 64 歳	昭和50年	78(100.0)	34 (43.6)	16 (20.5)	11 (14.1)	9 (11.5)	8 (10.3)
		55	78(100.0)	34 (43.6)	16 (20.5)	12 (15.4)	9 (11.5)	7 (9.0)
		60	89(100.0)	39 (43.8)	18 (20.2)	14 (15.7)	10 (11.2)	8 (9.0)
		平成元	123(100.0)	54 (43.9)	25 (20.3)	19 (15.4)	15 (12.2)	10 (8.1)
		2	134(100.0)	58 (43.0)	28 (20.7)	22 (16.3)	16 (11.9)	11 (8.1)
		3	145(100.0)	62 (42.5)	31 (21.2)	24 (16.4)	17 (11.6)	12 (8.2)
	65 歳 以上	昭和50年	69(100.0)	33 (48.5)	14 (20.6)	9 (13.2)	6 (8.8)	6 (8.8)
		55	75(100.0)	39 (52.0)	15 (20.0)	9 (12.0)	6 (8.0)	6 (8.0)
		60	89(100.0)	38 (55.1)	13 (18.8)	8 (11.6)	5 (7.2)	5 (7.2)
		平成元	80(100.0)	45 (57.7)	14 (17.9)	10 (12.8)	6 (7.7)	3 (3.8)
		2	87(100.0)	48 (55.8)	16 (18.6)	11 (12.8)	7 (8.1)	4 (4.7)
		3	100(100.0)	55 (55.5)	19 (19.2)	12 (12.1)	8 (8.1)	5 (5.1)

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

付表 7 8 性、年齢階級、就業希望理由別高齢不就業者数の割合

(%)

就 業 希 望 理 由	女				男			
	55歳 以上計	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	55歳 以上計	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳
就業希望者計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
経済上の理由	43.5	47.5	44.5	35.1	49.7	68.3	48.1	38.5
自分と家族の生活維持	15.8	16.9	15.6	14.0	31.6	49.4	29.1	22.5
生活の足し	26.5	29.4	27.4	20.1	17.6	18.2	18.7	15.6
そ の 他	1.2	1.2	1.4	1.0	0.4	0.7	0.3	0.4
健康上の理由 (健康によいからなど)	21.1	18.6	22.0	23.9	24.6	15.5	26.7	28.1
いきがい、社会参加のため	24.2	23.3	23.8	26.2	18.2	9.1	18.0	25.3
ひまだから	6.7	5.5	6.6	9.2	5.1	3.6	5.3	6.0
そ の 他	4.5	5.1	3.1	5.7	2.4	3.6	1.9	2.1

資料出所 労働省「高齢者就業実態調査」(昭和63年)

注) 現在就業していないが就業を希望する者を100とした割合である。

付表 7 9 性、年齢階級、就業理由別高齢就業者数の割合

(%)

就 業 理 由	女				男			
	55歳 以上計	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	55歳 以上計	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳
就業者計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
経済上の理由	69.8	76.2	68.3	55.7	84.5	92.6	77.9	71.5
自分と家族の生活維持	43.9	48.7	42.3	34.4	77.0	88.8	67.9	57.3
生活の足し	23.8	25.1	24.1	20.0	6.5	2.9	8.9	12.9
そ の 他	2.1	2.4	2.0	1.2	1.0	0.8	1.2	1.4
健康上の理由 (健康によいからなど)	8.7	5.4	9.7	15.3	5.3	1.7	8.1	11.5
いきがい、社会参加のため	6.5	5.6	6.3	9.2	4.0	2.2	5.6	6.9
暇まれたから、時間に余裕があるから	8.1	6.3	9.2	11.0	3.1	1.2	4.7	6.0
そ の 他	6.9	6.5	6.4	8.8	3.1	2.4	3.7	4.0

資料出所 労働省「高齢者就業実態調査」(昭和63年)

付表 80 性、年齢階級、就業の有無、社会奉仕活動の種類別活動者率 (M. A. %)

性 有業・無業 年齢階級		活 動 の 種 類						
		計	地域社会 や住居地 域の人 に対する社 会奉仕	福祉施設 等の人 に対する社 会奉仕	児童・老 人・障害 者に対 する社会 奉仕	特定地域 (へき地 や災害地 等)の人 に対する 社会奉仕	その他一 般の人 に対する 社会奉仕	公的な社 会奉仕
女	(総数)							
	15歳以上計	25.4	17.1	2.9	6.2	2.3	5.7	0.5
	50～59歳	25.3	18.0	3.8	4.8	2.4	4.6	1.1
	60～64	23.8	17.8	4.2	4.1	1.7	3.0	1.4
	65～69	24.4	19.8	3.5	3.4	1.8	2.1	1.1
	70歳以上	17.6	14.7	2.5	1.9	1.1	1.0	0.4
	(有業者)							
	15歳以上計	27.3	18.2	2.9	6.6	2.5	6.7	0.6
	50～59歳	25.2	18.1	3.9	4.5	2.3	4.6	1.2
	60～64	24.6	18.6	4.3	3.6	2.1	2.9	1.7
	65～69	26.5	21.2	3.4	3.4	1.8	1.6	0.9
	70歳以上	26.8	22.1	3.2	2.4	1.5	1.4	0.5
	(無業者)							
	15歳以上計	23.4	15.9	2.9	5.7	2.0	4.4	0.5
	50～59歳	25.4	17.8	3.6	5.3	2.3	4.6	0.9
	60～64	23.2	17.2	4.2	4.5	1.3	3.1	1.3
	65～69	23.4	19.1	3.6	3.4	1.8	2.3	1.2
	70歳以上	16.1	13.5	2.4	1.8	1.0	0.9	0.4
男	(総数)							
	15歳以上計	24.9	17.4	2.2	4.4	2.2	7.6	1.2
	50～59歳	28.1	21.9	2.7	4.2	2.4	6.5	2.0
	60～64	30.4	24.6	3.4	4.6	2.3	5.1	3.4
	65～69	32.3	22.7	4.1	5.4	2.4	3.5	3.5
	70歳以上	26.5	22.3	3.5	4.3	1.6	2.6	2.4
	(有業者)							
	15歳以上計	26.8	18.8	2.3	4.8	2.3	8.4	1.3
	50～59歳	28.8	22.4	2.8	4.3	2.5	6.7	2.0
	60～64	31.5	25.3	3.9	4.9	2.6	5.8	3.9
	65～69	36.1	30.6	5.0	6.1	3.1	4.5	4.7
	70歳以上	35.1	28.7	4.7	6.1	2.5	3.9	3.9
	(無業者)							
	15歳以上計	17.2	11.6	1.8	2.6	1.4	4.2	0.8
	50～59歳	17.4	13.8	1.4	1.8	1.1	2.5	1.4
	60～64	27.4	22.6	1.8	3.5	1.2	3.0	2.0
	65～69	26.6	23.3	2.8	4.2	1.2	1.9	1.6
	70歳以上	21.8	18.9	2.7	3.3	1.2	1.9	1.5

資料出所 総務庁統計局「社会生活基本調査」(昭和61年)
注) 数字は過去1年間に、該当する種類の活動を行った者の割合を示す。

付表 8 1 性、年齢階級、年金受給の有無及び年金受給額階級別高齢者数の割合 (%)

	女		男	
	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳
年金受給	100.0	100.0	100.0	100.0
2万円以下	59.1 [100.0]	87.6 [100.0]	69.1 [100.0]	94.6 [100.0]
3～4万円	[21.7]	[24.5]	[5.0]	[4.7]
5～6万円	[36.8]	[35.8]	[15.4]	[16.1]
7～8万円	[11.0]	[11.7]	[9.4]	[10.6]
9～10万円	[12.4]	[9.8]	[5.5]	[7.0]
11～12万円	[6.9]	[7.1]	[7.3]	[7.2]
13～16万円	[3.3]	[3.3]	[4.3]	[5.3]
17～20万円	[3.5]	[3.6]	[12.0]	[13.5]
21万円以上	[2.5]	[2.2]	[22.2]	[18.8]
平均年金受給額	[1.6]	[1.2]	[18.6]	[16.6]
平均年金受給額	(5.5万円)	(5.3万円)	(13.3万円)	(12.8万円)
年金不受給	40.9	12.4	30.9	5.4

資料出所 労働省「高齢者就業実態調査」(昭和63年)

- 注) 1 55～59歳の年金受給者は女子13.2%, 男子10.7%であるが、この表は60歳以上を掲載。
 2 一人で2種類以上の年金を受給している場合その合計額とした。
 3 平均年金受給額は、年金受給者の平均年金月額である。

付表 8 2 年齢階級、年金受給の有無及び年金受給額階級別高齢者の就業率 (%)

	女		男	
	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳
計	39.7	28.9	67.9	54.5
年金受給している	39.1	29.7	58.9	53.2
2万円以下	38.7	26.8	79.3	72.8
3～4万円	50.4	34.3	85.9	66.9
5～6万円	35.9	30.4	76.7	64.0
7～8万円	30.6	27.8	67.5	62.4
9～10万円	27.4	24.4	62.7	53.4
11～12万円	21.3	23.6	60.0	54.3
13～14万円	22.9	25.0	46.2	49.9
15～16万円	19.1	25.1	51.9	52.1
17～18万円	22.1	30.7	51.6	40.6
19～20万円	27.4	19.4	40.5	39.9
21万円以上	26.0	36.2	40.7	39.3
年金不受給	40.5	23.2	88.1	78.5

資料出所 労働省「高齢者就業実態調査」(昭和63年)

付表 83 人 口 動

年	出 生		死 亡		平 均 寿 命		平均初
	件 数	率 (人口千対)	件 数	率 (人口千対)	女	男	女
	万件		万件		歳	歳	歳
昭和15年	211.6	29.4	118.7	16.5	49.6	46.9	24.6
30	173.1	19.4	69.4	7.8	67.75	63.60	23.8
35	160.6	17.2	70.7	7.6	70.19	65.32	24.4
40	182.4	18.6	70.0	7.1	72.92	67.74	24.5
45	193.4	18.8	71.3	6.9	74.66	69.31	24.2
50	190.1	17.1	70.2	6.3	76.89	71.73	24.7
52	175.5	15.5	69.0	6.1	77.95	72.69	25.0
53	170.9	14.9	69.6	6.1	78.33	72.97	25.1
54	164.3	14.2	69.0	6.0	78.89	73.46	25.2
55	157.7	13.6	72.3	6.2	78.72	73.32	25.2
56	152.9	13.0	72.0	6.1	79.13	73.79	25.3
57	151.5	12.8	71.2	6.0	79.66	74.22	25.3
58	150.9	12.7	74.0	6.2	79.78	74.20	25.4
59	149.0	12.5	74.0	6.2	80.18	74.54	25.4
60	143.2	11.9	75.2	6.3	80.48	74.84	25.5
61	138.3	11.4	75.1	6.2	80.93	75.23	25.6
62	134.7	11.1	75.1	6.2	81.39	75.61	25.7
63	131.4	10.8	79.3	6.5	81.30	75.54	25.8
平成 元	124.7	10.2	78.9	6.4	81.77	75.91	25.8
2	122.2	10.0	82.0	6.7	81.90	75.92	25.9
3	122.3	9.9	83.0	6.7	82.11	76.11	25.9

資料出所 厚生省「人口動態統計」,「簡易生命表」,「完全生命表」

厚生省人口問題研究所「人口問題研究」

- 注) 1 合計特殊出生率=1人の女子が再生産年齢(15~49歳)を経過する間に生むと考えられる子供の数。
- 2 平均初婚年齢は、昭和15年は届出時の年齢、30~40年は結婚式をあげた時の年齢、45年以降は結婚式をあげた時又は同居を始めた時の年齢。

態 の 推 移

婚年齢	婚		離		出生順位別母の平均年齢			合計特殊 出生率
	男	件 数 (人口千対)	件 数 (人口千対)	率 (人口千対)	第1児	第2児	第3児	
歳	万件		万件		歳	歳	歳	
29.0	66.7	9.3	4.9	0.68	—	—	—	4.11
26.6	71.5	8.0	7.5	0.84	24.8	27.2	29.5	2.37
27.2	86.6	9.3	6.9	0.74	25.4	27.8	29.9	2.00
27.2	95.5	9.7	7.7	0.79	25.7	28.3	30.3	2.14
26.9	102.9	10.0	9.6	0.93	25.6	28.3	30.6	2.13
27.0	94.2	8.5	11.9	1.07	25.7	28.0	30.3	1.91
27.4	82.1	7.2	12.9	1.14	26.1	28.2	30.2	1.80
27.6	79.3	6.9	13.2	1.15	26.2	28.4	30.3	1.79
27.7	78.9	6.8	13.5	1.17	26.3	28.6	30.4	1.77
27.8	77.5	6.7	14.2	1.22	26.4	28.7	30.6	1.75
27.9	77.7	6.6	15.4	1.32	26.5	28.9	30.8	1.74
28.0	78.1	6.6	16.4	1.39	26.5	28.9	31.0	1.77
28.0	76.2	6.4	17.9	1.51	26.5	29.0	31.2	1.80
28.1	74.0	6.2	17.9	1.50	26.6	29.1	31.3	1.81
28.2	73.6	6.1	16.7	1.39	26.7	29.1	31.4	1.76
28.3	71.1	5.9	16.6	1.37	26.8	29.2	31.4	1.72
28.4	69.6	5.7	15.8	1.30	26.8	29.2	31.5	1.69
28.4	70.8	5.8	15.4	1.26	26.9	29.3	31.6	1.66
28.5	70.8	5.8	15.8	1.29	27.0	29.4	31.7	1.57
28.4	72.2	5.9	15.8	1.28	27.0	29.5	31.8	1.54
28.4	74.2	6.0	16.9	1.37	27.1	29.5	31.8	1.53

付表84 主要国の労働力人口、労働力率、

国名	年	労働力人口(千人)		労働力人口総 数に占める女 子の割合(%)	年
		女	男		
カナダ	1989	5,978	7,525	44.3	1989
アメリカ	1990	56,719	69,705	44.9	1989
韓国	1990	7,474	11,013	40.4	1990
フィリピン	1990	9,364	15,946	37.0	1990
オーストリア	1989	1,407	2,048	40.7	1989
ベルギー	1989	1,712	2,432	41.3	1989
デンマーク	1990	1,341	1,571	46.1	1990
スペイン	1990	5,278	9,742	35.1	1990
フランス	1989	10,490	14,077	42.7	1989
旧西ドイツ	1989	11,895	17,994	39.8	1989
ハンガリー	1990	2,201	2,595	45.9	1990
イタリア	1990	8,946	15,129	37.2	1990
ノルウェー	1990	961	1,181	44.9	1990
スウェーデン	1990	2,195	2,382	48.0	1990
イギリス	1988	12,040	16,234	42.6	1988
オーストラリア	1990	3,491	4,922	41.5	1990

資料出所 ILO「Year Book of Labour Statistics 1991」

$$\text{注) 労働力率} = \frac{15 \text{ 歳以上労働力人口}}{15 \text{ 歳以上人口}} \times 100$$

ただし、アメリカの「労働力人口」は16歳以上

フィリピンは10歳以上

デンマークは74歳まで

スペインは16歳以上

イタリアの「労働力人口」は14歳以上

ノルウェーは16～74歳

スウェーデンは16～64歳

雇用者数及び総数に占める女子の割合

労働力率 (%)		年	雇用者数 (千人)		雇用者総数に 占める女子の 割合 (%)
女	男		女	男	
57.9	76.7	1989	5,486	6,732	44.9
56.5	74.4	1990	5,263	6,236	45.8
47.0	73.9	1990	4,159	6,706	38.3
41.2	70.0	1990	3,742	6,556	36.3
42.1	69.3	1989	1,176	1,772	39.9
33.8	50.4	1989	1,199	1,848	39.3
61.7	75.5	1990	1,244	1,343	48.1
33.4	66.7	1990	3,496	7,086	33.0
44.5	64.3	1989	7,991	10,512	43.2
43.0	71.7	1989	9,724	14,995	39.3
40.8	52.0	1990	1,800	2,047	46.8
35.3	64.4	1990	5,555	9,665	36.5
62.4	76.0	1990	846	958	46.9
82.6	87.0	1990	2,052	2,053	50.0
50.1	72.8	1990	10,824	12,335	46.7
52.2	75.6	1990	2,828	3,756	43.0

付表85 主要国の年齢階級別

区 分	カナダ 1989		アメリカ 1989		フランス 1989		旧西ド 19
	女	男	女	男	女	男	女
総 数	5,978	7,525	5,619	6,936	10,490	14,077	11,895
15～19歳	505	567	3,818	4,136	208	312	694
20～24	760	842	6,721	7,458	1,253	1,496	1,835
25～29	1,779	2,144	7,953	9,731	1,650	1,976	1,762
30～34			8,038	10,174	1,532	2,013	1,391
35～39	1,544	1,860	7,385	8,977	1,530	2,057	1,344
40～44			6,595	7,645	1,434	2,008	1,184
45～49	917	1,235	5,140	6,047	942	1,398	1,381
50～54			3,857	4,872	867	1,330	1,242
55～59	410	749	3,055	4,033	707	1,054	736
60～64			2,039	2,750	280	319	219
65歳以上	62	128	1,429	2,017	86	115	106
総 数	57.9	76.7	56.5	74.4	44.5	64.3	43.0
15～19歳	56.5	60.5	53.6	55.8	10.0	14.3	38.4
20～24	77.2	84.8	72.0	79.6	60.3	70.0	74.1
25～29	76.2	94.2	73.4	89.6	77.7	92.8	69.3
30～34			72.7	91.8	72.5	95.8	62.9
35～39	77.2	94.8	74.7	92.3	71.8	96.0	64.4
40～44			76.8	92.2	70.7	96.2	64.8
45～49	67.6	91.8	74.3	91.6	66.0	95.0	61.8
50～54			65.8	88.4	59.0	90.3	54.4
55～59	34.4	66.2	54.5	78.8	45.1	70.2	40.9
60～64			35.2	54.1	18.1	23.1	11.2
65歳以上	4.0	11.0	7.8	16.0	1.7	3.5	1.6

資料出所 ILO「Year Book of Labour Statistics 1991」

注) 1 アメリカ、スウェーデンの区分のうち、「15～19歳」の欄は、「16～19歳」として取り扱っている。

2 イタリアの「15～19歳」の欄は、「14～19歳」として取り扱っている。

3 総数には不明を含む。

労働力人口及び労働力率

イ ツ 89	イ タ リ ア 1990		ス ウェーデン 1990		イ ン グ リ ス 1988		韓 国 1990	
	男	女	男	女	男	女	男	女
17,994	8,872	15,053	2,195	2,382	12,040	16,234	7,474	11,013
821	526	640	112	111	1,224	1,360	389	245
2,120	1,346	1,535	238	263	1,658	2,076	1,245	750
2,323	1,405	1,862	256	288	2,780	3,967	830	1,809
2,229	1,255	1,874	256	283			926	1,904
2,050	1,128	1,861	267	286	2,924	3,735	838	1,444
1,873	1,069	1,955	305	326			804	1,306
2,268	809	1,662	270	294	2,199	2,855	728	1,114
2,183	660	1,588	204	219			656	1,009
1,424	380	1,192	168	181	802	1,164	480	716
549	183	590	119	130	304	774	305	365
154	109	294	—	—	149	283	273	351
71.7	35.4	64.5	82.6	87.0	50.1	72.8	47.0	73.9
43.1	21.4	24.7	50.5	47.6	59.1	62.4	18.6	10.7
79.6	62.8	70.2	80.7	84.6	71.5	86.2	64.6	59.9
87.0	65.3	90.4	87.1	92.6	66.8	93.8	42.8	91.7
96.0	62.0	96.6	91.1	95.6			49.6	97.2
97.5	58.8	97.6	93.0	95.3	74.6	95.0	58.0	97.0
97.5	52.8	97.3	93.8	96.7			60.5	95.7
96.6	44.9	95.2	93.1	96.4	70.1	91.2	63.9	94.1
93.0	35.0	87.3	89.1	93.6			60.0	90.6
78.6	20.4	68.5	79.2	87.9	52.5	80.4	54.4	83.6
34.2	10.1	35.9	53.8	63.1	19.9	54.9	43.6	67.5
4.5	2.2	8.0	—	—	2.8	8.0	18.4	39.6

付表86 主要国の従業上の

国名	年	女					
		総数 (千人)	構 成 比 (%)				
			計	自営業主	家族従業者	雇用者	その他
カナダ	1989	5,934	100.0	6.6	0.9	92.5	—
アメリカ	1990	56,333	100.0	6.1	0.5	93.4	—
韓国	1990	7,341	100.0	18.8	24.6	56.7	—
フィリピン	1990	8,185	100.0	31.1	23.2	45.7	—
オーストリア	1989	1,395	100.0	8.1	7.5	84.4	—
ベルギー	1989	1,478	100.0	9.5	8.0	81.1	1.3
デンマーク	1990	1,337	100.0	3.1	3.9	93.0	—
スペイン	1990	4,819	100.0	13.3	8.9	72.6	5.2
フランス	1989	9,078	100.0	12.0	—	88.0	—
旧西ドイツ	1989	10,794	100.0	5.4	4.4	90.1	—
ハンガリー	1990	2,201	100.0	4.7	3.0	81.8	10.6
イタリア	1990	7,427	100.0	16.7	7.5	74.8	1.0
ノルウェー	1990	941	100.0	4.7	2.6	89.9	2.9
スウェーデン	1990	2,162	100.0	4.6	0.5	94.9	—
イギリス	1990	11,774	100.0	8.1	—	91.9	—
オーストラリア	1990	3,441	100.0	10.9	1.1	82.2	5.8

資料出所 ILO「Year Book of Labour Statistics 1991」

注) 「その他」とは、分類不能の地位にある者をいい、失業者及び新規求職者を含まない。

地 位 別 就 業 者 数 の 構 成 比

男					
総 数 (千人)	構 成 比 (%)				
	計	自営業主	家族従業者	雇用者	その他
7,497	100.0	10.0	0.2	89.8	—
6,937.0	100.0	10.0	0.1	89.9	—
10,695	100.0	34.8	2.5	62.7	—
14,347	100.0	42.4	11.9	45.7	—
2,045	100.0	11.7	1.6	86.7	—
2,283	100.0	16.9	0.9	80.9	1.3
1,565	100.0	14.1	0.1	85.8	—
9,501	100.0	20.9	2.8	74.6	1.8
12,915	100.0	16.6	2.0	81.4	—
16,948	100.0	11.0	0.5	88.5	—
2,595	100.0	8.8	0.5	78.9	11.7
14,027	100.0	28.3	2.3	68.9	0.5
1,156	100.0	12.1	1.0	82.9	4.1
2,346	100.0	12.3	0.2	87.5	—
15,109	100.0	18.3	—	81.6	—
4,880	100.0	16.4	0.6	77.0	6.1

付表87 主要国の産業別

区 分		カナダ		アメリカ		フランス	
		1989		1990		1987	
		女	男	女	男	女	男
雇 用 者 (千人)	総 数	5,486	6,732	52,632	62,369	7,735	10,183
	農・狩猟・林・漁業	71	115	455	1,537	59	180
	鉱業・採石業	37	254	116	623	9	91
	製 造 業	663	1,594	7,248	14,760	1,319	3,077
	電気・ガス・水道業	—	—	319	1,287	40	152
	建 設 業	82	662	610	6,310	96	1,144
	卸・小売業、レストラン・ホテル	980	1,172	11,444	12,382	1,232	1,402
	運輸・倉庫・通信業	261	698	2,030	4,474	333	904
	金融・保険・不動産・対事業所サービス	457	258	6,962	5,411	809	772
	対地域・社会・個人サービス	2,934	1,968	23,279	14,085	3,813	2,416
構 成 比 (%)	軍隊、その他分類不能の産業	—	—	3	27	23	44
	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農・狩猟・林・漁業	1.3	1.7	0.9	2.5	0.8	1.8
	鉱業・採石業	0.7	3.8	0.2	1.0	0.1	0.9
	製 造 業	12.1	23.7	13.8	23.7	17.1	30.2
	電気・ガス・水道業	—	—	0.6	2.1	0.5	1.5
	建 設 業	1.5	9.8	1.2	10.1	1.2	11.2
	卸・小売業、レストラン・ホテル	17.9	17.4	21.7	19.9	15.9	13.8
	運輸・倉庫・通信業	4.8	10.4	3.9	7.2	4.3	8.9
	金融・保険・不動産・対事業所サービス	8.3	4.0	13.2	8.7	10.5	7.6
	対地域・社会・個人サービス	53.5	29.2	44.2	22.6	49.3	23.7
	軍隊、その他分類不能の産業	—	—	0.0	0.0	0.3	0.4

資料出所 ILO「Year Book of Labour Statistics 1991」

雇 用 者 数 及 び 構 成 比

旧西ドイツ		イタリア		スウェーデン		イギリス		韓 国	
1987		1990		1990		1990		1990	
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
9,680	14,869	5,555	9,665	2,052	2,053	10,824	12,335	4,159	6,706
70	200	314	476	13	47	81	218	119	137
23	302	22	205	2	9	22	201	7	69
2,475	5,693	1,371	2,709	262	653	1,535	3,565	1,813	2,386
32	205	—	—	6	30	64	215	8	62
154	1,454	78	1,293	22	243	143	944	124	1,037
1,952	1,363	783	1,224	288	269	2,588	2,015	823	730
335	1,163	152	819	99	191	320	1,054	74	640
809	717	339	469	166	174	1,384	1,350	337	429
3,625	3,565	2,496	2,470	1,193	431	4,669	2,487	851	1,219
205	207	—	—	1	4	—	—	—	—
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.7	1.3	5.7	4.9	0.6	2.3	0.7	1.8	2.9	2.0
0.2	2.0	0.4	2.1	0.1	0.4	0.2	1.6	0.2	1.0
25.6	38.3	24.7	28.0	12.8	31.8	14.2	28.9	43.6	35.6
0.3	1.4	—	—	0.3	1.5	0.6	1.7	0.2	0.9
1.6	9.8	1.4	13.4	1.1	11.8	1.3	7.7	3.0	15.5
20.2	9.2	14.1	12.7	14.0	13.1	23.9	16.3	19.8	10.9
3.5	7.8	2.7	8.5	4.8	9.3	3.0	8.5	1.8	9.5
8.4	4.8	6.1	4.9	8.1	8.5	12.8	10.9	8.1	6.4
37.4	24.0	44.9	25.6	58.1	21.0	43.1	20.2	20.5	18.2
2.1	1.4	—	—	0.0	0.2	—	—	—	—

付表 88 主 要 国 の 職

区 分		カ ナ ダ 1989	
		女	男
雇 用 者 へ 千 人 〜	総数	5,486	6,732
	専門職・技術的従事者及び関連従事者	1,139	884
	管理的従事者	608	963
	書記及び関連従事者	1,777	435
	販売従事者	513	538
	サービス業の従事者	867	739
	農業・牧畜及び林業従事者・漁夫・猟師	62	286
	生産・関連労働者・輸送用機械運転者及び労働者 軍隊、その他分類不能の職業の従事者	520 —	2,887 —
構 成 比 （ ％ ）	総数	100.0	100.0
	専門職・技術的従事者及び関連従事者	20.8	13.1
	管理的従事者	11.1	14.3
	書記及び関連従事者	32.4	6.5
	販売従事者	9.4	8.0
	サービス業の従事者	15.8	11.0
	農業・牧畜及び林業従事者・漁夫・猟師	1.1	4.2
	生産・関連労働者・輸送用機械運転者及び労働者 軍隊、その他分類不能の職業の従事者	9.5 —	42.9 —

資料出所 ILO 「Year Book of Labour Statistics 1991」

業別雇用者数及び構成比

アメリカ 1990		旧西ドイツ 1989		スウェーデン 1990		韓国 1990	
女	男	女	男	女	男	女	男
52,632	62,369	9,724	14,995	2,052	2,053	4,159	6,706
9,549	8,861	1,767	2,248	905	493	422	618
5,655	7,890	135	674	456	232	1	65
15,068	3,892	3,334	2,151			885	1,386
6,703	6,299	1,221	720	180	171	381	388
9,098	6,503	1,539	1,284	260	130	705	488
320	1,817	90	212	11	50	117	123
5,969	25,608	1,319	7,283	237	968	1,648	3,640
168	1,499	317	423	2	9	—	—
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
18.3	14.2	18.2	15.0	44.1	24.0	10.1	9.2
10.7	12.7	1.4	4.5	22.2	11.3	0.0	1.0
28.6	6.2	34.3	14.3			21.3	20.7
12.7	10.1	12.6	4.8	8.8	8.3	9.2	5.8
17.3	10.4	15.8	8.6	12.7	6.3	17.0	7.3
0.6	2.9	0.9	1.4	0.5	2.4	2.8	1.8
11.3	41.1	13.6	48.6	11.5	47.2	39.6	54.3
0.3	2.4	3.3	2.8	0.1	0.4	—	—

付表 8 9 非農林業部門における労働者の賃金の男女格差

(男子=100.0)

年	韓 国	ベルギー	デンマーク	フランス	旧西ドイツ	オランダ	イギリス	オーストラリア
1980	44.4	—	84.5	79.2	72.4	78.2	69.7	86.0
1982	45.1	—	83.9	80.1	72.7	76.9	69.1	82.9
1983	46.7	—	84.4	81.5	72.2	76.7	69.6	83.5
1984	47.6	—	84.4	80.7	72.3	76.3	69.5	85.8
1985	47.8	62.0	83.8	81.4	72.8	76.2	..	87.2
1986	48.9	62.4	82.3	82.2	73.1	76.4	..	86.6
1987	50.1	63.3	81.7	81.8	73.4	76.3	..	87.0
1988	51.4	64.1	82.1	..	73.6	76.8	..	87.9
1989	52.7	64.2	82.7	..	73.5	77.2	..	88.1
1990	53.5	..	82.6	..	73.2	..	..	..

資料出所 ILO「Year book of Labour Statistics 1991」

注) 韓 国 : 1か月当たり賃金。家族手当・現物支給を含む。

ベルギー : 1か月当たり賃金。各年10月。電気・ガス・水道業、卸・小売業、レストラン・ホテル業、運輸・倉庫・通信業、金融・保険・不動産・対事業所サービス業、対地域・社会・個人サービス業を除く。

デンマーク : 1時間当たり賃金。製造業、建設業及び他の産業の一部分。成年者のみ。

フランス : 1時間当たり賃金。鉱業・採石業、電気・ガス・水道業、公務及び家事サービス業を除く。

旧西ドイツ : 1時間当たり賃金。家族手当を含む。

卸・小売業、レストラン・ホテル業、運輸・倉庫・通信業、金融・保険・不動産・対事業所サービス業、対地域・社会・個人サービス業を除く。

オランダ : 1時間当たり賃金。各年10月。成年者のみ。

イギリス : 1時間当たり賃金。成人・フルタイム労働者。各年10月。

鉱業、卸・小売業、レストラン・ホテル業、金融・保険・不動産・対事業所サービス業、対地域・社会・個人サービス業を除く。

オーストラリア : 1時間当たり賃金。各年11月。成人・フルタイム労働者（管理職を除く）。現物支給を含む。

参 考

婦人労働関係判例

1 賃金、昇格

事件名	裁判所判決等年月日	判旨	等
秋田相互銀行不当利得金返還請求事件（男女差別賃金）	秋田地裁 昭50. 4. 10 判決	女子であることを理由として、賃金（本人給及び臨時給与）について男子と差別的取扱いをしたものであり、労働契約の賃金部分には労基法4条に違反して無効、女子は男子に支払われた金額との差額を請求できる（労働者勝訴、確定）。	
鈴鹿市賃金請求事件（昇格に伴う男女差別賃金）	津地裁 昭55. 2. 21 判決	原告に対し、昇格を実施しなかったのは女性であることにより不当に不利な利益取扱いをしたものであり地公法13条に違反し、違法に原告の法律上の利益を侵害したものである（労働者勝訴）。	
静岡銀行不当利得金返還請求事件（昇給に伴う男女差別賃金）	名古屋高裁 昭58. 4. 28 判決	公務員の昇給昇格は、任命権者が社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権を全般的に見る限り任命権者が社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権を濫用したとは認められない。また、任命権者の裁量権の判断に公権力の違法な行使は認められない（労働者敗訴、労働者側上告後、昭60. 3. 29 上告取り下げ）。	
岩手銀行賃金請求事件	盛岡地裁 昭55. 10. 20 和解	職階昇格付の見直しを行って算出した給与差額（2年分）を支払うことを主要内容とする和解成立。	
岩手銀行賃金請求事件	盛岡地裁 昭60. 3. 28 判決	給与規定において、家族手当の支給対象者を、「扶養親族を有する世帯主たる行員」とし、世帯主たる行員とは、「自己の収入をもって一家の生計を維持する者をいい、その配偶者が所得税法に規定されている扶養控除対象限度額を超える所得を有する場合は、夫たる行員とする。」（世帯手当についてもこれを準用）としているのは、女子であることのみを理由として妻たる行員を著しく不利に取り扱う規定であり、労基法4条及び92条に反し無効（労働者勝訴）。	
(社)日本鉄鋼連盟給料等	仙台高裁 平 4. 1. 10 判決 東京地裁 昭61. 12. 4 判決	同旨（労働者勝訴、確定）。 被告事務局職員について、男女異なる採用方法及び処遇を行っている	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨
請求事件		(男女別コース制)ことは、合理的理由を欠き憲法14条の精神には合致しないが、当時(昭和44年から49年)の雇用慣行等の状況に照らし、民法90条の公の秩序に違反してゐるとまではいえないとして初任給格差及び業務内容の相違による賃金格差に当たる金銭の支払義務は否定したが、基本給の上昇率及び一時金の支給率等についてまで男女の格差を認めることは合理的な理由がなく無効であり、この部分についての差額の支払いを差額に対して命じた(労働者一部勝訴、確定)。
日産自動車賃金等請求事件(家族手当支給請求)	東京地裁 平元. 1. 26判決	被告会社が現に採用してゐる家族手当支給規程及び運用基準は労基法4条及び民法90条に違反するものではなく、また女子従業員を不当に差別したものでないこと等から、原告らの本訴請求はいずれも理由がなく棄却(労働者敗訴、労働者側控訴後、平2. 8和解成立)。
社会保険診療報酬支払基金賃金等請求事件	東京地裁 平2. 7. 4判決	組合間の男子職員の昇格格差の是正にあつて、勤続年数を唯一の基準として一律の昇格措置を採る一方、男子職員と同一の採用試験で採用され、同一の業務内容を担当し、職務上の等級も等しかった女子職員については、勤続年数の基準を講じていても、昇格措置を講じなかつたことは、合理的理由のない男女差別にあたると。昇格を含む労働条件に関する合理的理由のない男女差別は憲法14条、労基法3条、4条により民法90条にいう公の秩序として確立している。また女子には組合間の格差が生じていなかったことは男女間の格差の存在に合理性を与えるものではなく、男女間の格差の段階的是正もそれ自体が男女差別である。他方、昇格等の確認請求については、昇格は職務と一体になった等級を人事上の職量権の行使によって要するものであり、昇格決定無くして昇格したとするには明確な根拠が必要で、使用者による昇格決定がない以上、昇格したものと取り扱うことはできない(労働者一部勝訴、支払基金側控訴後、平3. 12和解成立)。

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
日ソ国書賃金請求事件 (男女差別賃金)	東京地裁 平 4. 8. 27判決	年齢、勤続年数が同じである男女間の賃金格差が合理的であるのは、その提供する労働の質及び量に差異がある場合に限られる。よって、原告の業務が、ほぼ同時期に入社した男性社員に劣らなかったにもかかわらず、被告会社が初任給格差を是正せずに放置してきたのは、労働法4条に違反する賃金差別である。被告に対し損害賠償を命じた(労働者勝訴、確定)。	

2 退職、定年制

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
〈結婚退職〉 住友セメント雇用関係確 認等請求事件	東京地裁 昭 41. 12. 20判決	結婚退職制は労働条件につき性別による差別待遇を行うものであり、女子の結婚を制約するゆえ民法90条により無効(労働者勝訴、会社側控訴後、昭43. 7和解成立)。	
豊国産業従業員地位確認 等請求事件	神戸地裁 昭 42. 9. 26判決	女子だけを結婚を理由に解雇することは、男女の差別取扱いで公序良俗違反(労働者勝訴、確定)。	
神戸野田興学会休職処分 無効確認等請求事件	神戸地裁 昭 43. 3. 29判決	離婚結婚を理由に解雇することは結婚の自由を制限することとなり、合理的理由もなく無効(労働者勝訴)。	
茂原市役所身分確認等請 求事件	大阪高裁 昭 45. 2. 8判決 千葉地裁 昭 43. 5. 20判決	同 旨(労働者勝訴、確定)。	
山一証券地位保全等仮処 分申請事件	名古屋地裁 昭 45. 8. 26判決	離婚結婚の場合、退職するという誓約書は無効であり、それによる依願免職処分は無効(労働者勝訴、確定)。	
三井造船仮処分申請事件	大阪地裁 昭 46. 12. 10判決	結婚退職の慣行を理由に任意退職を迫られ、やむなくした合意は錯誤により無効(労働者勝訴、確定)。	
		結婚退職制を定めた協約は、退職という労働条件について性別を理由とする差別待遇であり、民法90条に違反し無効(労働者勝訴、会社側控訴後、昭48. 11和解成立)。	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
〈若年定年〉 東京農工農地位保全仮 処分申請事件（定年年齢 男子55歳、女子30歳）	東京地裁 昭44. 7. 1判決	女子を著しく不利益に差別する本件定年制は著しく不合理なもので公序 良俗に反して無効（労働者勝訴、会社側控訴後、昭47. 12和解成立）。	
岩手県経済農協連地位保 全仮処分申請事件（定年 年齢男子55歳、女子31歳）	盛岡地裁 昭46. 3. 18判決	定年を雇員（女子）31歳、職員（男子）55歳とする就業規則は実態からみ て、女子若年定年制であり、民法90条に反し無効（労働者勝訴、確定）。	
名古屋放送事件（定年年 齢男子55歳、女子30歳）	名古屋地裁 昭47. 4. 28判決	〔X1女 地位保全仮処分申請〕 本件定年制は合理的理由なく、公序 良俗に反し無効（労働者勝訴）。	
	名古屋地裁 昭47. 6. 9判決	〔X2女 地位保全仮処分申請〕 上記同旨（労働者勝訴）。	
	“ 昭48. 4. 27判決	〔X1、X2女 本訴〕 同 旨（労働者勝訴）。	
	名古屋高裁 昭49. 9. 30判決	女子30歳定年制は民法90条により無効（労働者勝訴、確定）。	
	名古屋地裁 昭48. 5. 25決定	〔X3女、解雇禁止仮処分申請〕 上記同旨（労働者勝訴、確定）。	
〈男女別定年〉 日産自動車地位保全資金 支払仮処分申請事件（定 年年齢男子55歳、女子50 歳）	東京地裁 昭46. 4. 8判決 東京高裁 昭48. 3. 12判決	本件男女別定年制は合理的理由を有する（労働者敗訴）。	
日産自動車雇用関係存続 確認等請求事件	東京地裁 昭48. 3. 23判決	本件男女別定年制は合理的理由がなく民法90条により無効（労働者勝 訴）。	
	東京高裁 昭54. 3. 12判決	同 旨（労働者勝訴）。	
	東京高裁 昭56. 3. 24判決	女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は性別のみによる不合理な差 別を定めたものとして民法90条により無効と解するのを相当とし、上 告棄却（労働者勝訴、確定）。	
鶴岡市農協地位保全仮処 分申請事件（定年年齢男 子55歳、女子45歳）	山形地裁 昭47. 5. 28決定 鶴岡支部	合併に類し、従来の定年55歳を女子のみ45歳に切り下げた差別定年 制は無効（労働者勝訴、確定）。	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨
伊豆シャボテン公園地位保全仮処分申請事件(定年年齢男子57歳、女子47歳)	静岡地裁 昭48.12.11判決 沼津支部	男女別定年制は合理的理由なく性別による差別であり、公序に違反し無効(労働者勝訴)。
男鹿市農協園用関係存続確認請求事件(定年年齢男子56歳、女子46歳)	東京高裁 昭50.2.28判決 東京支部	同 旨(労働者勝訴)。
河北新報地位確認等請求事件(定年年齢男子55歳、女子45歳)	最高裁 昭50.8.29判決 秋田地裁 昭52.9.29判決	最高裁判決を支持し、上告棄却(労働者勝訴)。 合理的理由を欠く男女の差別的取扱いを定める定年制の規定は民法90条に違反し無効(労働者勝訴、確定)。
(財)放射線影響研究所地位確認等請求事件(定年年齢男子62歳、女子57歳)	仙台地裁 昭58.12.28判決 広島地裁 昭59.1.31判決	男女別定年制は専ら女子であることのみを理由とする差別であり、合理的理由なく民法90条により無効(労働者勝訴、会社側控訴後、昭61.4.28和解)。 女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法90条により無効とした最高裁判決(昭56.3.24日産自動車事件)を引用、合理的理由は認められず無効(労働者勝訴)。
(男女別定年制の段階的是正、定年年齢60歳)	広島高裁 昭62.6.15判決	経過措置により女子に関して60歳定年の実施時期を遅延する規定を設けたことは合理的理由がない。旧規定下(定年年齢男子62歳、女子57歳)の女子の定年年齢が民法90条により無効であり、結果的に男子と同じ62歳となるものとするれば、その既得権が保護されるべきことは男子の場合と異なるところはないので、女子に対しても男子に関する経過措置が適用される(労働者勝訴)。
鳥取県教育委員会損害賠償請求事件(男女別退職)	大阪高裁 平2.5.28判決 鳥取地裁 昭61.12.4判決	最高裁判決を支持し、上告棄却(労働者勝訴)。 男女年齢差のある退職勧奨年給基準を設け、これに基づき退職勧奨を行い、退職手当につき優遇措置を講じなかった一連の行為は、男女差別

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨
勤続における退職手当優遇措置		に基づき継続的な一連の不法行為を構成する（労働者勝訴、確定）。
3 解雇		
事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨
（既婚女子であること等を理由とする解雇） 小野田セメント地位保全等仮処分申請事件	盛岡地裁 昭 43. 4. 10判決 一 閣 支 部	「有夫の女子」「30歳以上の女子」の一般的希望退職基準は、結婚している女子の差別待遇による差別待遇に該当するといえるから憲法14条、労基法3、4条の精神に違反し無効（労働者勝訴）。
占川鉱業雇用関係存続確認等請求事件	仙台高裁 昭 46. 11. 22判決 前 橋 地 裁 昭 45. 11. 5判決	退職勧告は解雇の申込みたる性質を有し、退職の申し出により合意解約が成立（労働者敗訴、確定）。
日特金属工業地位保全等仮処分申請事件	東京高裁 昭 51. 8. 30判決 最 高 裁 昭 52. 12. 15判決 東京地裁 昭 47. 10. 18決定 八王子支部	人員整理は、諸条件を考慮して、最速の者として選ばれたのが既婚女子であったといふのであるから合理的理由がある（労働者敗訴）。
コペル地位保全仮処分申請事件	東京地裁 昭 50. 9. 12決定	同 旨（労働者敗訴）。
米沢製作所地位保全等仮処分申請事件	山形地裁 昭 51. 9. 24判決 米 沢 支 部	高裁判決を支持し、上告棄却（労働者敗訴）。
日本赤十字社雇用関係存続等請求事件	佐賀地裁 昭 52. 11. 8判決	「有夫の女子」「27歳以上の女子」という一般の人員整理基準は、憲法、労基法の精神に違反し、それによる解雇は無効（労働者勝訴、確定）。
		「既婚女子社員で子供が2人いる者」という一般の人員整理基準は憲法14条、労基法3、4条の精神に違反し、民法90条により無効（労働者勝訴、会社側胜訴後、昭53. 1. 28和解）。
		「既婚の女子」「25歳以上の女子」という希望退職募集基準と密接に関連した指名解雇は、労基法3、4条による労働法の公序に違反し無効（労働者勝訴、確定）。
		合理化の必要にせまられて行っていた人員整理であるが男子60歳、女子55

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨
院障認等請求事件	陸 津 文 部 昭 52. 5. 6判決	職を退えた者に退職を求めた本件整理基準は、病院の実情に照らし合理性がある（労働者敗訴、福岡高裁に控訴後、昭58. 1. 28和解）。
住友重機愛媛製造所地位保全仮処分異議申立事件	松 山 地 裁 西 条 支 部	「共稼ぎの者に配偶者の収入で生計が維持できる者及び兼業又は副業があり、もしくは、財産の保有など別途の収入があり、退職しても生計が維持できると判断される者」という人員整理のための勇退基準は、専ら性別のみによる不合理な差別を定めた基準でなく、同基準に該当した女子労働者の整理解雇は有効（労働者敗訴、控訴係争中）。
〈パートタイム労働者等であることを理由とする解雇〉		
春風堂地位保全等仮処分申請事件	東 京 地 裁 昭 42. 12. 19判決	真にパートタイムを整理する経営上の必要はないと認められ、本件解雇は解雇権の濫用により無効（労働者勝訴、確定）。
東京芝浦電気労働契約関係存在確認等請求事件	横 浜 地 裁 昭 45. 9. 22判決	〔X1女〕 本件臨時従業員雇止め（解雇）には正当事由がなく無効（労働者勝訴）。
東京芝浦電気労働契約存在確認等請求事件	東 京 高 裁 昭 48. 9. 27判決	〔X1女〕 同 旨（労働者勝訴）。
	最 高 裁 昭 49. 1. 30判決	〔X1女〕 同 旨（労働者勝訴）。
	横 浜 地 裁 昭 43. 8. 19判決	〔X2他女6〕 臨時工契約であっても、更新を重ねて実質上期間の定めのない契約と異なる状態にあったこと等から期間満了を理由とする更新拒絶は無効（労働者勝訴）。
	東 京 高 裁 昭 45. 9. 30判決	同 旨（労働者勝訴）。
	最 高 裁 昭 49. 7. 22判決	上告棄却（労働者勝訴）。
三和銀行地位保全仮処分申請事件	東 京 地 裁 昭 47. 12. 20判決	期間の定めのない臨時的雇用契約であり解雇は有効（労働者敗訴）。
東洋精機地位保全等仮処分申請事件	東 京 高 裁 昭 54. 2. 27判決	同旨（労働者敗訴、昭54. 5. 22東京地裁に本訴提起）。
	名古屋地裁 昭 49. 9. 30判決	企業合理化のため人員整理をするに当たり、海にパートタイマーと呼ばれ、その取扱いを受けていたという理由で、これらの者を第1順位の解

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨 等
東芝レイ・オ・パックス地 位保全仮処分申請事件	東京地裁 昭 49. 11. 29判決	雇対象者とするのは合理的理由を欠く(労働者勝訴、会社側控訴後、昭 53. 2. 2和解)。 30歳以上の男子及び既婚の女子を有期雇用とする採用基準は、婚姻の自 由を侵すものでなく本件雇止めは有効(労働者敗訴、労働者側控訴後、 昭53. 2. 2和解)。 有期労働契約であっても、その雇止めは実質上若年定年を理由とする解 雇と同様の機能を有し、著しく苛酷な解約であるから権利濫用により無 効(労働者勝訴、確定)。 1ヶ月の短期契約を3年間反覆更新しても、期間の定めのない契約に転化 する訳ではないが本件について当然更新されることが予定されていたと 解するのが相当であり、パートタイマーもこれを期待かつ信頼している 関係のもとで、労働契約関係が存続、維持されてきたものであり、従って 期間満了によって労働契約を終了させるためには、雇止めの意思表示が 必要であるばかりでなく、雇止めするにについても、従来の取扱いを破更し てもやむを得ない事情が必要。従って特段の合理的理由のない本件雇止 めは無効(労働者勝訴、控訴係争中)。 雇用契約関係は存続(労働者勝訴)。 有期労働契約であっても、その期間の定めが一応のものであり、当事者 いづれから格別の意思表示がない限り当然更新されるべきものとの前 提のもとに存続、維持されてきたものを期間満了によって終了させるた めには、雇止めの意思表示及び雇用契約を終了させてもやむを得ないと 認められる特段の事情の存することを要する(労働者勝訴)。 上告棄却(労働者勝訴)。
朝日放送地位保全仮処分 申請事件	大阪地裁 昭 50. 3. 27判決	
並木精吉宝石解雇無効確 認等請求事件	秋田地裁 昭 58. 12. 15判決 横手支部	
平安閣雇用契約上の地位 確認等請求事件	静岡地裁 昭 61. 7. 4判決 東京高裁 昭 62. 3. 25判決	
北陽電機地位保全等仮処 分申請事件	大阪地裁 昭 62. 10. 16判決 大阪地裁 昭 62. 9. 11決定	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
三洋電機地位保全金員支 払仮処分請求事件	大阪 地 裁 平 2. 20決定	の満了による雇止めは適法（労働者敗訴、確定）。 契約期間一年の「定勤社員契約」（パートタイマー）も、契約の更新によりその実質において期間の定めのない労働契約と異ならないうちで、解雇より解雇法理が適用され、業續不振を理由に雇止めするに当たっては解雇回避のための努力を尽くすべきであるので雇止めは無効（労働者勝訴）。 契約期間一年の「定勤社員契約」（パートタイマー）が、実質において期間の定めのない労働契約と異ならないうちで、解雇回避法理が適用された後、業續不振を理由に雇止めするに当たっては解雇回避法理が適用され、業續不振を理由に雇止めするに当たっては解雇回避法理のための努力を尽くすべきであるので雇止めは無効（労働者勝訴、会社側控訴及び本訴提訴後、平3. 12. 27和解成立）。	
三洋電機地位保全金員支 払仮処分異議事件	大阪 地 裁 平 3. 10. 22決定	契約期間一年の「定勤社員契約」（パートタイマー）が、実質において期間の定めのない労働契約と異ならないうちで、解雇回避法理が適用された後、業續不振を理由に雇止めするに当たっては解雇回避法理のための努力を尽くすべきであるので雇止めは無効（労働者勝訴、会社側控訴及び本訴提訴後、平3. 12. 27和解成立）。	
（その他） 大日本紡績労働事件仮処 分申請事件	大阪 地 裁 昭 47. 6. 8判決	職制排斥のため、集団的に有給休暇、生業休暇をとることは正当な権利行使ではなく、即時解雇もやむを得ない（労働者敗訴）。 生業休暇であると主張しても、取得した日がいずれも日曜か祭日の前後の日である等、取得の仕方から生業休暇として認められない等、親師として不適格な事由があり解雇有効（労働者敗訴）。	
城右学園雇用関係存続確 認等請求事件	東京 地 裁 昭 47. 7. 4判決	同 旨（労働者敗訴、確定）。 解雇の理由とする容姿の事由はなく、更新拒絶権の濫用により無効（労働者勝訴、確定）。	
エール・フランス地位保 全仮処分申請事件	東京 高 裁 昭 50. 12. 16判決 東京 高 裁 昭 49. 8. 7判決	お茶くみ等は雇用契約上の義務ではなく、又その他の勤務成績不良も解雇理由とするほどのものではないから、解雇は無効（労働者勝訴）。 合理化のための労務協定の中で「女子の通常業務への転用は女子に恒常的に適合する職場を確保することが労働協定の目的である」との旨の協定の規定に抵触することの多い被雇者の作業実態と専業主婦の整 員事情等から困難と判断されるので行わない。」旨の協定の規定は業務内容に	
加藤製作所雇用関係存続 確認事件	東京 地 裁 昭 52. 3. 31判決		
日本鋼管解雇無効地位保 全請求事件	横浜 地 裁 昭 57. 7. 19判決 川崎 支 部		

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
		照らし、転活用困難と判断した結果を確認したものであり単に「女子であること」を理由とするものでない。解雇に係る協定に基づく解雇は「女子であること」を理由とする差別扱いでない(労働者敗訴、東京高裁に控訴後、昭61.2.7和解成立)。	
4 配転転換			
事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
東洋鋼板地位保全仮処分申請事件	横 浜 地 裁 昭 47. 8. 24判決	出産したことを理由とする不利益処分であり人事権の濫用により無効(労働者勝訴)。	
	東 京 高 裁 昭 49. 10. 28判決	出産等を考慮した配転が退職を促すためのものとの判断は、極端の域を出ず配転有効(労働者敗訴、本訴提起後、昭55.2.28和解成立)。	
日本テレビ放送配転命令効力停止仮処分申請事件	東 京 地 裁 昭 51. 7. 23決定	労働契約は7ナウサンサーとして採用するとしており配転命令は無効(労働者勝訴、確定)。	
宮崎放送配転無効確認請求事件	宮 崎 地 裁 昭 51. 8. 20判決	労働契約は職權を限定していないから配転有効(労働者敗訴、労働者側控訴後、昭55.9.23和解成立)。	
慈恵大学地位確認請求事件	東 京 地 裁 昭 54. 4. 24判決	産前休暇に入る看護婦を総務部長室付へ配転するという慣行は、病院の社会的使命や総務部長の権限等に照らし客観的合理性ある慣行であり、違法又は不当とすべき理由はない(労働者敗訴)。	
	東 京 高 裁 昭 56. 12. 17判決	同 旨 (労働者敗訴)。	
	最 高 裁 昭 58. 3. 8判決	上告棄却 (労働者敗訴)。	
ラジオ関東地位保全仮処分申請事件	東 京 地 裁 昭 55. 12. 25判決	労働契約は職權を限定、本人の同意なき配転命令は無効(労働者勝訴)。	
	東 京 高 裁 昭 58. 5. 25判決	同 旨 (労働者勝訴、確定)。	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨 等
帝国興信所賃金請求事件	名古屋地裁 昭 46. 2. 24判決	本件就業規則等について「有給生体休暇1日」とは雇入労働者の生体の実態等から判断して賃金計算期を単位としているのではなく生体休暇を単位としたものである（労働者勝訴）。
エス・ピー・シー工業賃金請求事件	名古屋地裁 昭 48. 10. 15判決 東京地裁 昭 49. 5. 27判決 八王子支部	同 旨（労働者勝訴、確定）。 労基法上、生体を有給とする旨の規定はなく、労働協約（又は労働契約）に定められた内容が結果として生体を取得した女子に給与の面において不利に作用することがあったとしても、直ちに協約（契約）の内容が労基法67, 91条の趣旨に反し、あるいは公序良俗に反して無効であるとはいえない（労働者敗訴）。
タクダシステム未払賃金等支払請求事件	東京高裁 昭 55. 3. 19判決 最高裁 昭 60. 7. 16判決 東京地裁 昭 51. 11. 12判決	同 旨（労働者敗訴）。 上告棄却（労働者敗訴）。 生体休暇中の賃金について、従来の年間24日は100%有給とする旨の定めを、有給は月に2日を限度とし、補償額も基本給の68%とした就業規則の改正は、生体の必要性、取得の要綱からみて濫用があったと判断されること、企業負担との調整等から判断すると、合理性あり有効である（労働者敗訴）。
	東京高裁 昭 54. 12. 20判決	本件のように実質賃金の低下を生ずるような就業規則の一方的変更を課することは許されない。かりに、生体休暇制度の濫用があるとしても別途の方策を講ずべきものである（労働者勝訴）。
	最高裁 昭 58. 11. 25判決	就業規則の不利益変更については最高裁判例（最昭43. 12. 25秋北パス事件）の示すところであり、これを変更する必要はないとした上で、本件就業規則の変更が労働者にとって不利益なものであっても合理的なものであれば、労働者がこれに同意しないことを理由にその適用を拒むことはできないとし、変更の合理的理由の判断基準を示し、原告が

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨 等
日本シェーリングダ資金請求事件	東京 高 裁 昭 62. 2. 26判決 大阪 地 裁 昭 56. 3. 30判決	就業規則の変更が合理的なものであるかを否かを検討することなく判示しているのは就業規則に関する法令の解釈適用を誤ったものである(控訴審へ差し戻す)。 本件就業規則の変更は不利益なものではあるが十分な合理性があり、労働者がこれに同意しないことを理由としてその適用を拒むことはできないとし、労働者に対してもその効力を及ぼすものである(労働者敗訴、上告却下、確定)。
日本シェーリングダ資金請求事件	大阪 高 裁 昭 58. 8. 31判決 大阪 高 裁 平 元. 12. 24判決	賞金引上げ対象者から稼働率80%以下の者を除く契約条項につき、その稼働率算定基礎の不就業時間欠勤のほか年休、生休、産休、育児時間等を含めることは労基法、憲法等の規定ないしはその趣旨に反し、ひいては民法90条の公序良俗に反し無効(労働者勝訴)。 同 旨 (労働者勝訴)。
ヤニ一企画損害賠償請求事件	福岡 地 裁 平 4. 4. 16判決	稼働率の低い者が経済的利益を得られないとする制度は一応の経済的合理性があるが、権利行使を抑制し、法が労働者に各種権利を保障した趣旨を実質的に失わせる時、この制度を定めた労働協約条項は無効。条項全体を無効とはいえないが、労基法、労働法上の権利の行使による不就業を就労率算定の基礎としている点は無効。未払い賃金についての管理不十分(原告に差し戻す)。 被告上司については、原告の異性関係を中心とした私生活に関する非難等、働く女性としての評価を低下させる行為があり、これらが対立関係の解決や相手方放逐の手段ないしは方途として用いられたことに不法行為性が認められる。被告会社については、被告上司の使用人として不法行為責任を負うとともに、主として女性である原告の僻歩、個性において職場関係を調整しようとした点において、職場環境の調整が不十分であり不法行為性が認められる(労働者勝訴、確定)。

平成4年10月 発 行

平 成 4 年 版

婦 人 労 働 の 実 情

婦人局一般資料 No63

発 行 労働省婦人局

郵便番号 100

東京都千代田区霞が関1-2-2

印 刷 大 蔵 省 印 刷 局
